（案）

汚水処理事業の広域連携に関する
ガイドライン
Ver1.0

DRAFT

令和８年●月

総　　務　　省
農　林　水　産　省
国　土　交　通　省
環　　境　　省

2026年11月20日時点

まえがき

汚水処理事業に係る広域連携については、令和４年度までにすべての都道府県において汚水処理施設の広域化・共同化計画を策定し、施設の共同化や管理の一体化などが進められてきたところである。一方で、下水道事業における自治体間の経営の一体化や事業統合のような広域連携は進んでいなかった。

下水道事業を取り巻く環境においては、現場の自治体では職員の減少や施設の老朽化が著しく進行し、小規模な団体では単独で日々の維持管理や軽微な災害対応すらも行うことが困難になりつつあるなど、事業の持続性への懸念が高まっている。

こういった環境の変化に対応するために、今後は、業務執行力の向上や災害対応力の強化、適切なインフラマネジメントの確立などの組織体制の更なる強化が必要であり、そのためには、複数自治体による事業運営の一体化に向けた取組を加速化していかなければならない。

そこで、汚水処理に関係する４省（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）が連携し、「汚水処理施設の最適化と広域連携の推進に向けた検討会（座長：浦上拓也近畿大学教授）」を設置し、『汚水処理事業の広域連携に関するガイドライン（以下、広域連携ガイドラインという）』をとりまとめた。

広域連携ガイドラインにおける主なポイントは下記のとおりである。

① 施設の共同化にとどまらない事業運営の一体化を含めて、広域連携の取組全体を解説
② 広域連携のメリット等の共有や検討方法、段階的な進め方等を解説
③ 広域連携推進計画の策定方法、計画に基づいた事業運営の一体化の進め方を解説
④ 先行事例における対応を記載し、具体的な記述を充実

都道府県を含む各自治体においては、広域連携ガイドラインを参考にして、汚水処理事業の持続性の分析や広域連携の必要性・メリットを確認し、事業運営の一体化への第一歩を踏み出すことを期待する。

都道府県においては、協議の場を設定するなど市町村の区域を越えた広域連携の牽引役･調整役として、また、これまで上下水道事業の発展をリードしてきた政令市・中核市などは、運営能力、技術力、災害対応などの執行力を背景に、圏域の核として、都道府県内の自治体や周辺自治体との事業運営の一体化を積極的に進められたい。

令和 8 年 12 月

総　務　省
農林水産省
国土交通省
環　境　省

DRAFT

汚水処理施設の最適化と広域連携の推進に向けた検討会

委員名簿

	（順不同・敬称略）	
委員長	近畿大学経営学部経営学科 教授	浦上 拓也
委員	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授	佐藤 弘泰
〃	甲南大学経済学部 教授	足立 泰美
〃	東洋大学理工学部都市環境デザイン学科 教授	山崎 宏史
〃	愛媛大学農学研究科 教授	治多 伸介
〃	愛知県建設局上下水道課 課長	藤城 正裕
〃	福井県土木部河川課上下水道室 室長	石田 勝一
〃	鹿児島県土木部都市計画課上下水道室 室長	綾織 孝文
〃	福岡県北九州市上下水道局下水道部下水道計画課 課長	松本 実
〃	福岡県芦屋町都市整備課 課長	小田 武文
〃	千葉県市川市下水道部下水道建設課 課長	外岡 伸一
〃	宮崎県三股町環境水道課 課長	永吉 由貴夫
〃	富山県富山市上下水道局上下水道計画課 主幹 （事務扱課長代理、事務扱上下水道企画係長）	前川 幸大
〃	静岡県南伊豆町生活環境課 課長	廣田 哲也
〃	地方共同法人 日本下水道事業団 ソリューション ＰＰＰ・広域化推進課長	嘉戸 重仁
事務局	総務省自治財政局準公営企業室	
〃	農林水産省農村振興局整備部地域整備課	
〃	水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課	
〃	国土交通省上下水道審議官グループ下水道事業課	
〃	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	

DRAFT

目　次

第１章 総論 ..... 都道府県 市町村 .1
１－１　施設の最適配置と広域連携による汚水処理の持続 1
１－１－１ 施設の最適配置と広域連携の一体的な推進の必要性 1
１－１－２ 汚水処理施設最適化プランと広域連携推進計画の関係性 5
１－２　ガイドラインの内容 7
１－２－１ ガイドライン策定の目的 7
１－２－２ ガイドラインの構成と内容 9
１－２－３ ガイドラインの適用範囲 11
１－２－４ ガイドラインの利用方法 12
１－２－５ 用語の解説 13
第２章 汚水処理事業の広域連携の推進 ..... 都道府県 市町村 14
２－１　汚水処理事業の広域連携の基本的な考え方 14
２－１－１ 広域連携推進の必要性 14
２－１－２ 汚水処理事業の広域連携の経緯と今後の見通し 17
２－１－３ 広域連携の取組の分類と段階的な推進 23
２－１－４ 広域連携により期待される効果 26
２－１－５ 広域連携の進め方 32
２－１－６ 広域連携の検討ブロックの設定 35
２－１－７ 合意形成の進め方 37
２－１－８ 広域連携の第一歩 44
２－２　広域連携に関連する法律・予算制度 46
２－２－１ 広域連携推進に係る法改正 46
２－２－２ 広域連携を推進するための役割・責務 48
２－２－３ 広域連携を実施するための準拠法令 49
２－２－４ 地方自治法に基づく広域連携の制度 50
２－２－５ 下水道法に基づく広域連携の手法 54
２－２－６ 民法に基づく広域連携の手法 62
２－２－７ 広域連携の推進体制 64
２－２－８ 広域連携の推進に係る各種財政支援制度 67
２－２－９ 広域連携と脱炭素・資源循環・DX・官民連携の一体的な推進 75
２－２－１０ 広域連携の各手法の先行事例 78
第３章 広域連携推進計画の策定 ..... 主に都道府県 .81

DRAFT

３－１　広域連携推進計画の内容 81
３－１－１ 広域連携推進計画とは 81
３－１－２ 広域化・共同化計画と広域連携推進計画の違い 83
３－１－３ 広域連携推進計画の記載事項 84
３－１－４ 広域連携推進計画の資料構成、目次構成 86
３－１－５ 下水道管理者の間の連携等の推進に関する基本的な事項 93
３－１－６ 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の現況及び将来の見通し 94
３－１－７ 下水道管理者の間の連携等に必要な措置に関する事項 95
３－１－８ 下水道管理者の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項 98
３－１－９ その他の事項 100
３－２　広域連携推進計画の検討手順 101
３－２－１ 広域連携推進計画の検討フロー 101
STEP 1：検討ブロック・体制の構築 103
STEP 2：現状分析・課題抽出・団体内共有 106
STEP 3：団体間の照合と一致点の確認 114
STEP 4：広域連携の方法・方策の抽出・整理 118
３－３　広域連携推進計画の策定 130
３－３－１ 広域連携推進計画の策定フロー 130
STEP 5：計画（案）の合意形成 132
STEP 6：広域連携推進計画策定に係る同意協議 133
STEP 7：計画の報告・通知・公表 134
３－４　関連計画との調整 135
３－５　広域連携推進計画の変更 136
３－６　広域連携推進計画の進捗管理 137
３－６－１ CAPD による広域連携の取組深化 137
３－６－２ 進捗管理の必要性と目的 138
３－６－３ 進捗管理の方法 139
３－６－４ 広域連携の効果の把握・検証 142
３－７　計画策定に係る各 STEP での取組の参考事例 143
第４章 広域連携の具体的な取組方法や内容 ..... 都道府県 市町村 163
４－１　事業運営の一体化 163
４－１－１ 事業運営の一体化の種類 163
４－１－２ 下水道管理者の配置（権限と責任の所在の整理） 166
４－１－３ リスク（責任）分担の考え方 168

DRAFT

４－１－４ 費用負担の考え方（使用料、一般会計繰入金等） 170
４－１－５ 意思決定の方法 173
４－１－６ 事業運営の一体化の対象とする事業 174
４－１－７ 一体化後の組織の職員配置 175
４－１－８ 一体化における雨水事業の取扱い 176
４－１－９ 「水の官民連携」の導入 178
４－１－１０ 都道府県が参加する広域連合における留意事項 179
４－１－１１ 事務・業務の統一化 180
４－１－１２ 事業運営の一体化後の各種財政支援 183
４－１－１３ 事業運営の一体化に必要な手続き 184
４－２　施設の共同化 196
４－２－１ 施設の共同化の種類 196
４－２－２ 汚水処理の共同実施 197
４－２－３ 汚泥処理の共同実施 225
４－２－４ 施設の広域監視 234
４－３　管理の一体化 241
４－３－１ 管理の一体化の種類 241
４－３－２ 計画・調査委託の共同発注 242
４－３－３ 水質検査・特定事業場排水指導の共同発注 249
４－３－４ 維持管理業務の共同発注 251
４－３－５ 庁内事務の共同化 257
４－４　その他の取組 262
４－４－１ その他の取組の種類 262
４－４－２ 資機材・ユーティリティの共同調達 263
４－４－３ 災害時対応の共同化 265

DRAFT

第１章　総論

１－１　施設の最適配置と広域連携による汚水処理の持続

１－１－１ 施設の最適配置と広域連携の一体的な推進の必要性

汚水処理を持続可能なものとするためには、「集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置」と「事業運営の一体化を始めとする広域連携」を一体的に推進し、事業の基盤強化を図ることが必要である。

【解説】

下水道等の汚水処理事業を実施する地方公共団体では職員の減少が著しく進行し、小規模な団体ではもはや単独で改築はもとより日々の維持管理や軽微な災害対応すらも行うことが困難になりつつあるなど、汚水処理事業の持続性への懸念が高まっている。さらに、維持管理費や更新費等の増大が見込まれる中、人口減少による使用料収入の減少や使用料の適正化の遅れも加わって、近い将来、汚水処理全体の事業運営に限界が生じることは必至である。

国土交通省では、令和 6 年 11 月に学識経験者、地方公共団体、関係団体からなる「上下水道政策の基本的なあり方検討会（以下、「あり方検討会」という）」を設置し、「2050 年の社会経済情勢を見据え、強靭で持続的かつ多様な社会的要請に応える上下水道システムへ進化するための基本的な方向性（基本方針）はいかにあるべきか。」について審議を行った。

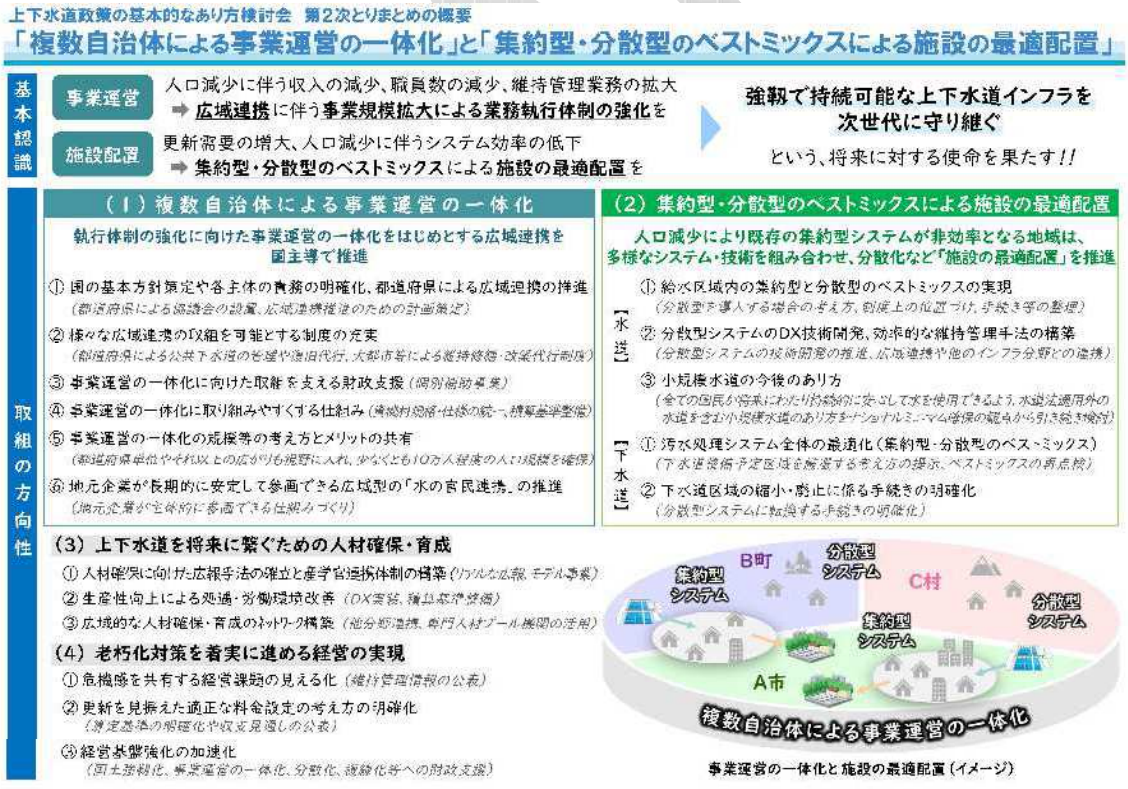

出典：上下水道政策の基本的なあり方検討会第２次とりまとめの概要

図 1-1　上下水道政策の基本的なあり方検討会第２次とりまとめ

検討会での審議の結果、上下水道政策の基本的なあり方検討会第２次とりまとめでは、強靭で持続可能な上下水道インフラを次世代に守り継ぐための基盤強化の方策として（１）複数自治体による事業運営の一体化、（２）集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置、（３）上下水道を将来に繋ぐための人材確保・育成、（４）老朽化対策を着実に進める経営の実現の４つが示された。

国土交通省では、あり方検討会第２次とりまとめを踏まえ、下水道マネジメントを支える基盤の強化のため、令和８年改正下水道法で、以下の通り広域連携の推進に向けた規定を盛り込んだところである。

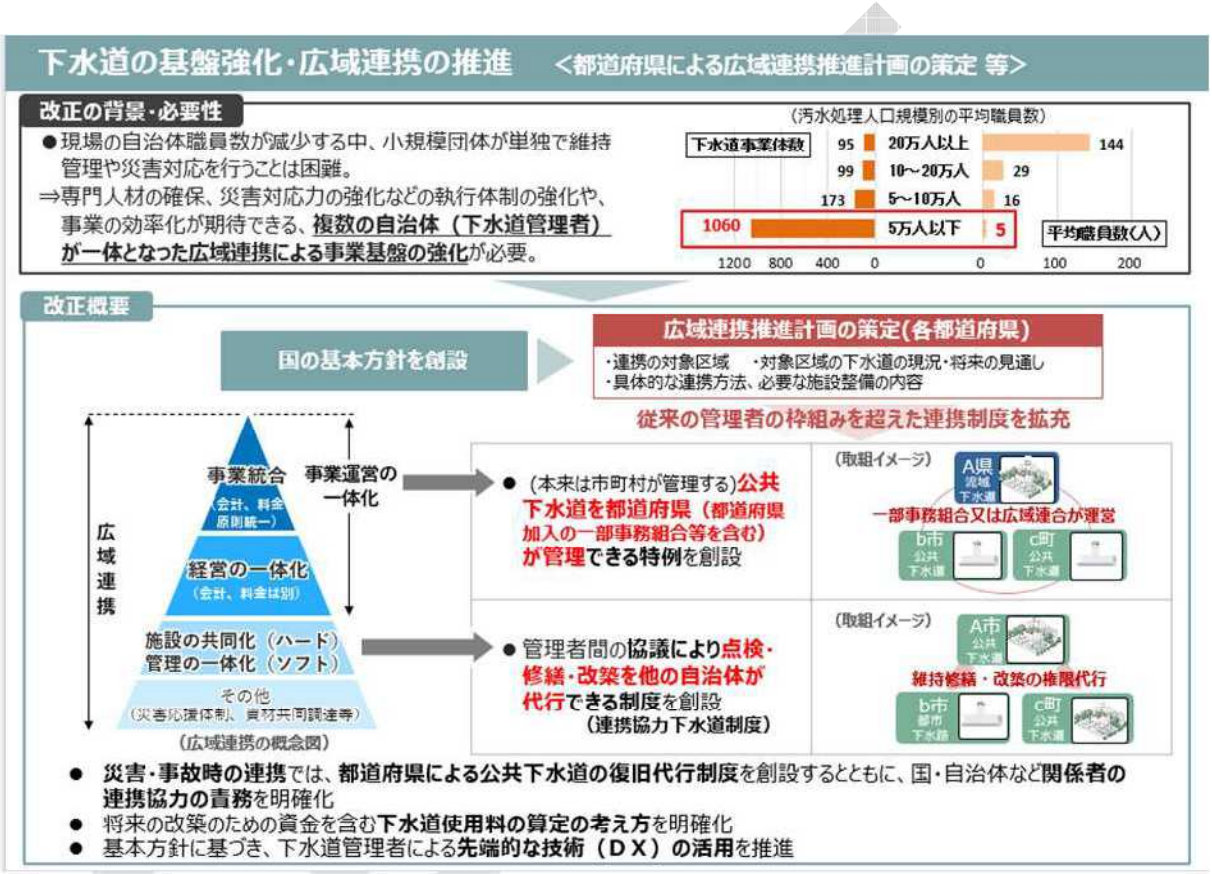

図 1-2　下水道の基盤強化・広域連携の推進

４つの基盤強化の方策は、いずれも関連性をもって取り組むべきものである。特に、汚水処理施設と事業を担う組織のあり方に関連する「集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置」と「事業運営の一体化を始めとする広域連携」の検討は一体不可分で考えるべきものである。これらの一体的な推進により事業の基盤強化を図り、汚水処理を持続可能なものとしなければならない。

「施設の最適配置」と「施設の共同化・管理の一体化」「事業運営の一体化」を始めとする「広域連携」の一体的な推進のイメージを図 1-3 に示す。「施設の最適配置」の観点からは、人口減少等を踏まえ汚水処理における集約型システムと分散型システムの役割分担を再点検するとともに、集約型システムの区域においても、処理区域の再編及び施設配置の最適化を図るもの

とする。また、「施設の共同化・管理の一体化」の観点からは、汚水処理施設の統廃合や汚泥処理の集約化、施設の一体的な運転管理等を推進するとともに、「事業運営の一体化」の観点として、汚水処理事業を担う組織についても事業運営の一体化を推進する。



図 1-3　「施設の最適配置」と「広域連携」の一体的な推進

「施設の最適配置」と「広域連携」の一体的な推進による強靭で持続可能な汚水処理の実現のイメージを図 1-4 に示す。「施設の最適配置」と「広域連携」は、汚水処理の持続可能性の確保に向けた取組であり、相反するものではない。むしろ、両者を一体的に推進することで、経営基盤の強化、維持管理の効率化等、強靭で持続可能な汚水処理の実現が期待される。

なお、「施設の最適配置」の検討の際には、障害発生時の一部区間途絶等がシステム・系統全体の機能不全につながらないように、留意する必要がある。

DRAFT

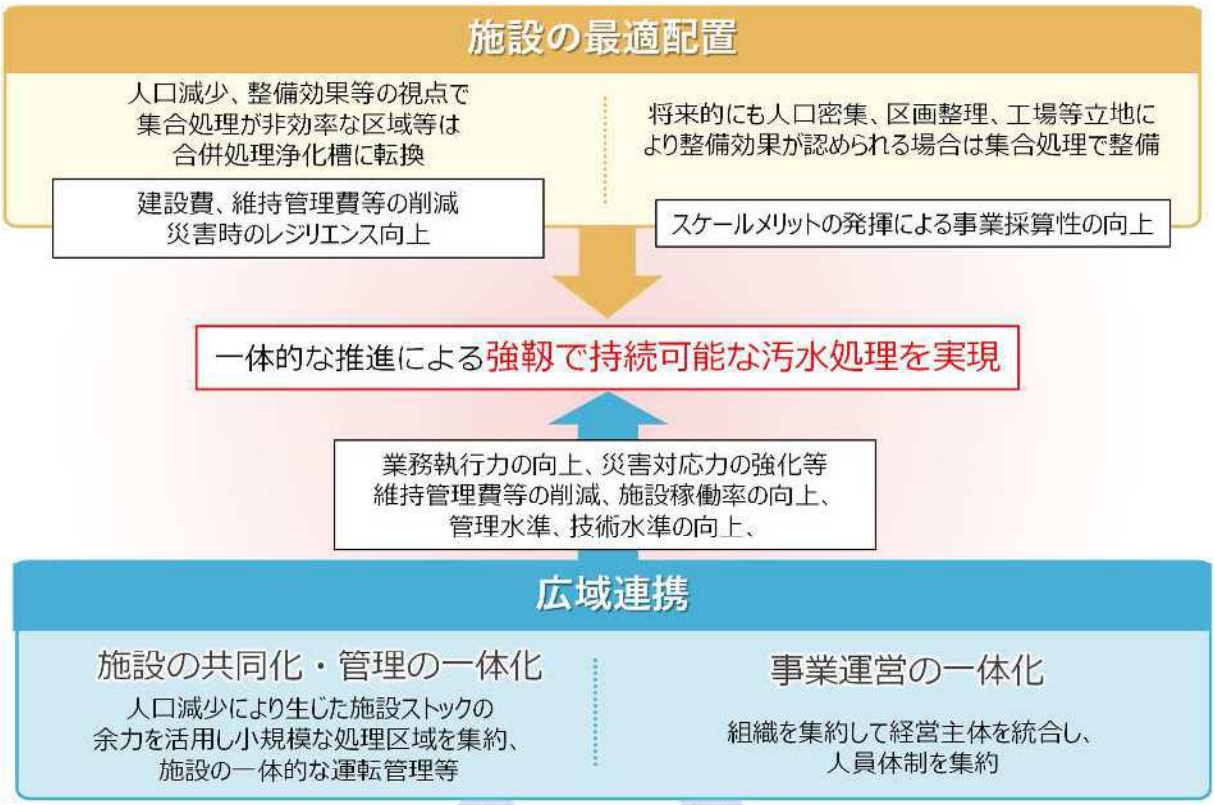

図 1-4　「最適配置」と「広域連携」の一体的な推進による強靭で持続可能な汚水処理の実現

DRAFT

１－１－２ 汚水処理施設最適化プランと広域連携推進計画の関係性

汚水処理施設最適化プランは、持続可能な汚水処理のために都道府県構想や広域化・共同化計画の内容を引き継ぎ、整備済み区域における汚水処理施設の最適化に関する内容を新たに盛り込んだ上で、汚水処理施設の最適化と広域連携の取組を一体的に定めるものである。

広域連携推進計画は、下水道事業において国が定める基本方針に基づき、複数の団体による連携等を推進するために策定する法定計画であり、汚水処理施設最適化プランで定める広域連携の取組と整合性を確認しながら策定するものである。

【解説】

汚水処理施設最適化プランと広域連携推進計画との関係性を図 1-5 に示す。これまで都道府県構想は、汚水処理施設整備の概成を目的に作成が進められてきた。汚水処理施設最適化プランは、令和 8 年下水道法改正の趣旨を踏まえ、持続可能な汚水処理のために都道府県構想や広域化・共同化計画の内容を引き継ぎ、整備済み区域における汚水処理施設の最適化に関する内容を新たに盛り込んだ上で、汚水処理施設の最適化と広域連携の取組を一体的に定めるものである。

広域連携推進計画は、令和８年改正下水道法で位置付けられた法定計画であり、下水道事業において国が定める基本方針に基づき、複数の団体による事業運営の一体化を始めとする連携等を推進するために策定するものである。

「集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置」と「事業運営の一体化を始めとする広域連携」を一体的に推進するため、汚水処理施設最適化プランと広域連携推進計画については、整合性を確認しながら策定するとともに、その取組を進めるものとする。

なお、汚水処理施設最適化プランを策定した場合や全県単一の広域連携推進計画を策定した場合は、従来の広域化・共同化計画を廃止とする。また、早急に事業運営の一体化に着手する場合には、汚水処理施設最適化プランに先行して広域連携推進計画を策定し、その後に汚水処理施設最適化プランに当該事項を位置付けることも可能とする。

DRAFT

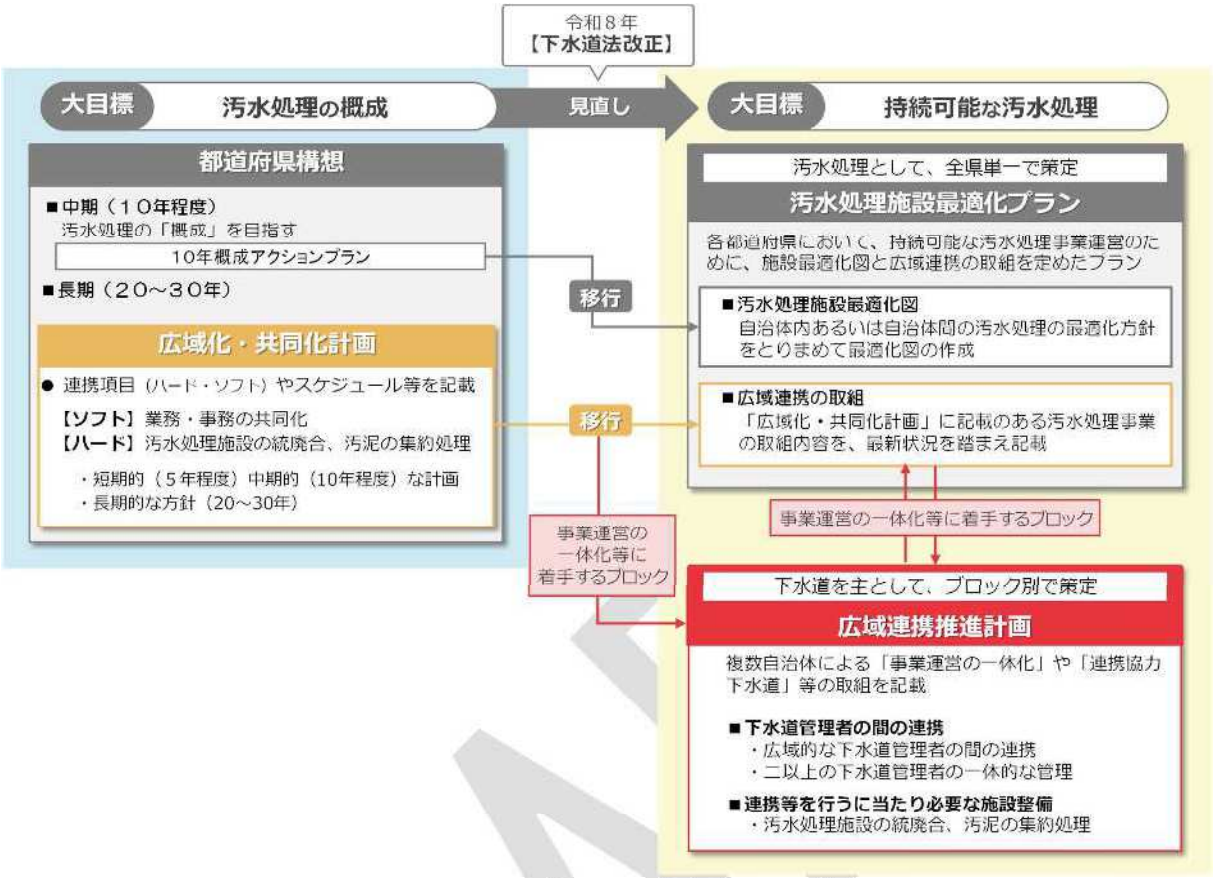

図 1-5　汚水処理施設最適化プランと広域連携推進計画との関係性

DRAFT

１－２　ガイドラインの内容

１－２－１ ガイドライン策定の目的

広域連携ガイドラインは、令和８年下水道法の改正に基づく広域連携推進計画の策定、事業運営の一体化等の推進を図るため、「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）（令和２年４月）」「広域化・共同化計画実施マニュアル（令和６年４月）」を再編・統合し、「広域連携の推進に関するガイドライン」として新たに策定したものである。

【解説】

汚水処理事業の広域連携については、これまで「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）（令和２年４月）」「広域化・共同化計画実施マニュアル（令和６年４月）」を策定し、広域連携に取り組む地方公共団体（以下、団体という）を支援してきたところである。

下水道事業や集落排水事業等の汚水処理事業は、人口減少による使用料収入等の減少、維持管理・更新費等の増大、運営基盤が脆弱な小規模団体が多数を占める現状を踏まえれば、近い将来、事業運営に限界が生じることが見込まれている。汚水処理の持続可能性を維持するためには、規模のメリットを生かし専門人材を確保するなど、持続的な運営体制を構築するため、これまでの単一市町村による運営に捉われることなく、複数の団体が単一の運営主体となり、運営資源（ヒト･モノ･カネ）を一元的に管理する「事業運営の一体化」（事業統合または経営の一体化）をはじめとする広域連携の取組を一層推進する必要がある。そのため、事業運営の一体化等の推進を図るため、令和８年下水道法の改正が行われ、事業運営の一体化を推進するための制度制定が行われたところである。

広域連携ガイドラインは、令和８年下水道法の改正に基づく広域連携推進計画の策定、事業運営の一体化等の推進を図るため、「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）（令和２年４月）」「広域化・共同化計画実施マニュアル（令和６年４月）」を再編・統合し、「汚水処理事業の広域連携に関するガイドライン」として新たに策定したものである（図 1-6）。なお、「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）（令和２年４月）」「広域化・共同化計画実施マニュアル（令和６年４月）」については、広域連携ガイドラインに集約するため廃止とする。

ガイドラインの再編に合わせ、「下水道事業における広域化・共同化の事例集」を「下水道事業における広域連携の事例集」に見直しを行い、事業運営の一体化の取組事例、施設の共同化・管理の一体化の取組事例を掲載する。

DRAFT

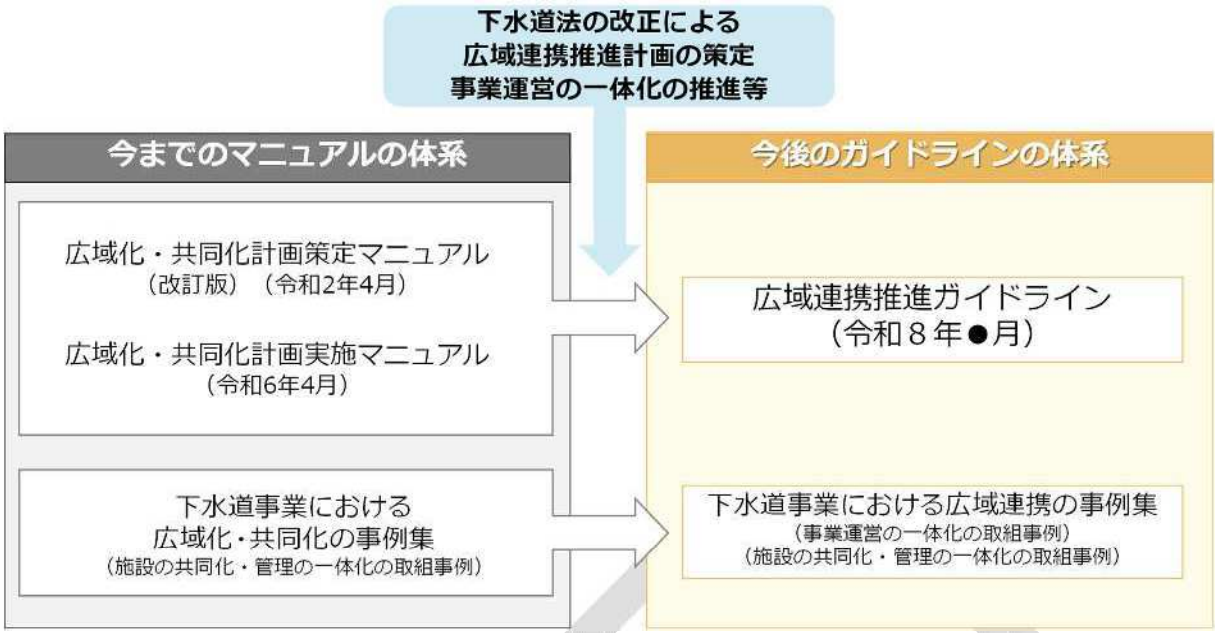

図 1-6　令和８年下水道法改正を踏まえた広域連携推進に係るガイドライン等の再編

DRAFT

１－２－２ ガイドラインの構成と内容

広域連携ガイドラインは、下水道事業（汚水・雨水）、集落排水事業および合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント、し尿処理施設等の汚水処理事業（以下、汚水処理事業という。）の運営等を複数の地方公共団体（以下、団体という）で取り組む広域連携について、基本的事項を記載した上で、広域連携推進計画の策定、事業の実施、進捗管理、計画変更の具体的な方法等を解説するものである。あわせて、広域連携に係る各種事例を掲載し、汚水処理事業の広域連携に取り組む団体を支援するものである。

【解説】

広域連携ガイドラインは、下水道事業（汚水・雨水）、集落排水事業および合併処理浄化槽等の汚水処理事業に取り組む団体が、他の団体と連携して汚水処理事業の事業運営の一体化、施設の共同化、管理の一体化等の取組を推進するため、広域連携の基本的な考え方や法律・予算制度を記載した上で、広域連携推進計画の策定、事業の実施、進捗管理、計画変更等の具体的な方法等を解説する。あわせて、広域連携に係る各種の先行事例を掲載し、汚水処理事業の広域連携に取り組む団体を支援するものである。

広域連携ガイドラインの目次構成を図 1-7 に示す。

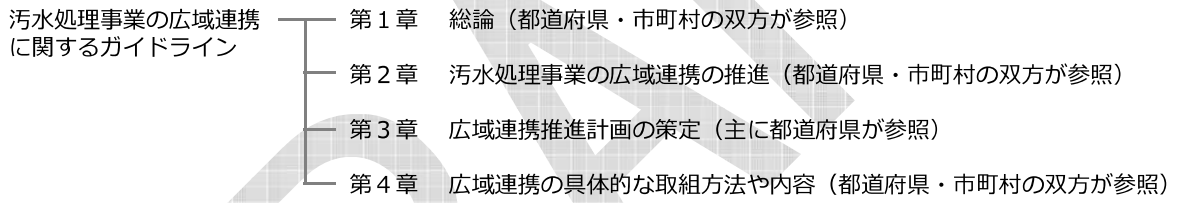

図 1-7　広域連携ガイドラインの目次構成

第１章：総論

本章では、ガイドライン再編の目的や構成、内容を示した上で、適用範囲、活用にあたっての留意事項を示した。

第２章：汚水処理事業の広域連携の推進

本章では、立ち上げ段階として広域連携推進計画策定のための検討の開始準備を行う際に活用することを想定し、汚水処理事業の広域連携の基本的な考え方として、広域連携推進の必要性や期待される効果等を整理した。また、広域連携に関する法律・予算制度として、広域連携推進に係る下水道法改正の内容や各法律に基づき汚水処理事業における広域連携の様々な手法を整理した。

第３章：広域連携推進計画の策定

本章では、計画策定段階として、広域連携推進計画を策定する際に活用することを想定し、従来の広域化・共同化計画に代わり策定が必要な広域連携推進計画について、計画に記載する

DRAFT

事項を整理した。また、計画策定に向け、検討ブロックの設定、検討体制の構築に始まり、広域連携の対象業務・施策の抽出、団体間の対応困難業務・推進施策の一致点の確認、効果検討、ロードマップ作成、団体間の合意形成を経て計画策定に必要な法手続きまでの手順を整理した。この他、広域連携推進計画の計画変更の考え方を整理した。

第４章：広域連携の具体的な取組方法や内容

本章では、広域連携の取組を実行する際に活用することを想定し、事業運営の一体化、施設の共同化、管理の一体化、その他の取組の広域連携の各取組について、具体的な取組手順や留意事項について事例を交えて整理した。また、広域連携推進計画のフォローアップとして、進捗管理の考え方を整理した。

なお、広域連携ガイドラインは、汚水処理事業の広域連携に係る取組の推進を支援するため、検討、合意形成及び事業化等を進める上で参考となる法令、通知等を掲載している。また、各種の記載内容についても、令和 8 年 12 月時点で提示できる内容をまとめているところ、広域連携の推進に向けた取組方法等についての具体･詳細を完全に示し尽くせているものではなく、今後、都道府県や市町村による実際の個々の取組内容（実例）等をもとに、内容を補強･充実させていくこととしている。

各団体は、広域連携ガイドラインの掲載内容は令和 8 年 12 月時点のものであることから、活用に当たっては、法令改正や通知の発出等に伴う内容の変更の有無について適宜確認し、最新の規定内容に基づき検討を進めるものとする。

DRAFT

１－２－３ ガイドラインの適用範囲

広域連携ガイドラインは、汚水処理事業を実施する各団体が自団体の事業の持続可能性に係る現状分析をしたうえで、その結果を踏まえ都道府県・市町村等が連携して広域連携推進計画を策定（見直しを含む）するとともに、都道府県・市町村等が広域連携推進計画に定めた広域連携の事業化や進捗管理、計画見直し等を行う際に適用する。

また、広域連携ガイドラインを適用する事業は、下水道事業、集落排水事業、合併処理浄化槽等の汚水処理事業全般とする。

【解説】

広域連携ガイドラインは、汚水処理事業を実施する各団体が自団体の事業の持続可能性に係る現状分析をしたうえで、広域連携推進計画の策定・合意形成、計画に基づく事業運営の一体化、施設の共同化、管理の一体化等の広域連携の事業化の進め方・留意事項、その進捗管理の方法や計画見直しの考え方等を示したものであり、都道府県や市町村等が広域連携推進計画を策定、推進する際に適用する。

広域連携ガイドラインに基づき検討した結果、地域バイオマス利活用を含む広域的な下水汚泥利活用について検討する場合には、「下水道汚泥広域利活用検討マニュアル」を参照する。

また、持続可能かつ効率的な汚水処理の観点から、本マニュアルの対象施設は下水道事業、集落排水事業、合併処理浄化槽等の汚水処理事業全般とする。なお、広域連携ガイドラインは、上下水道一体による広域連携の推進を妨げるものではなく、上下水道一体での取組も検討・推進することにより、更なる事業の効率化、基盤強化、災害対応力の強化が期待される。

DRAFT

１－２－４ ガイドラインの利用方法

広域連携ガイドラインは、汚水処理事業において実施が見込まれる事業運営の一体化をはじめとする広域連携の各手法について、理解促進、機運醸成から検討、合意形成、計画策定及び導入に至る各段階における考え方や進め方、参考事例等を示したものである。各団体においては、自団体及び検討ブロックの実情を踏まえ、広域連携ガイドラインの該当箇所を適宜参照し、広域連携の取組推進に活用されたい。

【解説】

広域連携ガイドラインは、汚水処理事業で実施が見込まれる事業運営の一体化等の広域連携の各手法について、理解促進、検討、合意形成、計画策定、導入までの各段階での解説や事例等を記載したものである。各団体は、自らの団体やブロックの検討状況を勘案し、表 1-1 を参考として広域連携ガイドラインの参照箇所を参照の上、広域連携の取組推進を図るものとする。

表 1-1　広域連携ガイドラインの活用場面と参照箇所

活用場面	ガイドラインの参照箇所	ページ
広域連携の基本的な知識を習得したい	２－２　広域連携に関連する法律・予算制度	
広域連携の進め方について知りたい	２－１－５　広域連携の進め方	
広域連携の検討ブロックの設定について知りたい	２－１－６　広域連携の検討ブロックの設定	
広域連携に係る合意形成の方法を知りたい	２－１－７ 合意形成の進め方	
広域連携の必要性について、団体内・団体間で機運醸成を図りたい	３－２－１ 広域連携推進計画の検討フロー STEP２：現状分析・課題抽出	
広域連携推進計画の計画内容を知りたい	３－１　広域連携推進計画の内容	
広域連携推進計画（案）の作成方法を知りたい	３－２　広域連携推進計画の検討手順	
広域連携推進計画の策定に係る合意形成・法手続きを知りたい	３－３－１ 広域連携推進計画の策定フロー	
事業運営の一体化の仕組みが知りたい	４－１　事業運営の一体化	
事業運営の一体化の導入方法が知りたい	４－１－１３ 事業運営の一体化に必要な手続き	
施設の共同化の手法や導入方法が知りたい	４－２　施設の共同化	
管理の一体化の手法や導入方法が知りたい	４－３　管理の一体化	
その他の取組の手法や導入方法が知りたい	４－４　その他の取組	
広域連携推進計画の進捗管理の方法が知りたい	４－５　計画の進捗管理	

DRAFT

１－２－５ 用語の解説

広域連携ガイドラインで使用する用語は表 1-2のとおりである。

表 1-2　広域連携ガイドラインで使用する用語の解説

用語	解説	参照ページ
広域連携	・広域連携とは、複数の地方公共団体が施設、事務、維持管理、人材、経営等について共同又は一体的に取り組むことにより、事業運営基盤の強化や効率化を図る取組 ・これまでは広域化・共同化を上記の取組を指す用語として使用してきたが、以降は広域連携に変更する	
事業運営の一体化	・複数の地方公共団体の下水道事業等が一部事務組合や広域連合等の手法を用いて一体となり、汚水処理事業の基盤である人員・施設・財源といった経営資源を管理し運営する取組 ・事業運営の一体化は、さらに事業統合、経営の一体化の２つに分類される	
事業統合	・複数の地方公共団体の下水道事業等が経営主体も事業も一つの組織に統合され、下水道法の事業計画、組織、会計、使用料体系、管理が一体化された事業形態	
経営の一体化	・複数の地方公共団体の下水道事業等が経営主体は一つに統合され、組織、管理は一体化されるが、下水道法の事業計画、会計、使用料体系は別とした事業形態	
施設の共同化	・施設整備を伴う広域連携の取組であり、汚水処理の共同実施、汚泥処理の共同実施、及び施設の広域監視等が想定される	
管理の一体化	・施設整備が伴わない広域連携の取組であり、計画・調査委託の共同発注、水質検査・特定事業場排水指導の共同発注、維持管理業務の共同発注、庁内事務の共同化等が想定される	
汚水処理施設の最適化プラン	・持続可能な汚水処理のために都道府県構想や広域化・共同化計画の内容を引き継ぎ、汚水処理施設の最適化と広域連携の取組を一体的に定めるもの	
広域連携推進計画	・令和８年改正下水道法（第三十一条の２）により位置付けられた法定計画であり、下水道事業において国が定める基本方針に基づき、複数の地方公共団体による事業運営の一体化等を推進するために策定するもの	
連携協力下水道	・令和８年改正下水道法（第三条の３）により位置付けられた広域連携の手法であり、二以上の下水道管理者間の連携及び協力により、維持管理や改築等、施設の管理を効率的かつ効果的に行うための方法	
都道府県が公共下水道の管理を行う特例	・令和８年改正下水道法（第三条の３）により定められた特例であり、都道府県自らが公共下水道の管理を行うことを可能とするもの ・都道府県が参加する広域連合が公共下水道を所管する場合についても、本規定が適用される	

DRAFT

第２章　汚水処理事業の広域連携の推進

２－１　汚水処理事業の広域連携の基本的な考え方

２－１－１ 広域連携推進の必要性

汚水処理事業は、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、既存ストックの大量更新期の到来する中、小規模な団体ではもはや単独での改築はもとより、日々の維持管理や軽微な災害対応すらも行うことが困難になりつつあるなど、汚水処理の持続性への懸念が高まっている。さらに、維持管理費や更新費等の増大が見込まれる中、基盤強化等に何ら取り組まなければ、人口減少による使用料収入の減少や使用料等の適正化の遅れも加わって、近い将来、汚水処理事業全体の事業運営に限界が生じることは必至である。

各団体は、汚水処理を将来にわたり持続的に運営するため、中長期的な視点から事業が抱える課題を明らかにし、事業運営の一体化をはじめとする広域連携を推進することにより、執行体制の強化、運営規模の拡大、一元的なマネジメントを図るものとする。

【解説】

汚水処理事業については、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、既存ストックの大量更新期の到来する中、小規模な団体ではもはや単独での改築はもとより日々の維持管理や軽微な災害対応すらも行うことが困難になりつつあるなど、汚水処理の持続性への懸念が高まっている。さらに、維持管理費や更新費等の増大が見込まれる中、人口減少による使用料収入の減少や使用料等の適正化の遅れも加わって、近い将来、汚水処理全体の事業運営に限界が生じるため、持続可能な汚水処理の基盤強化を早急に進めていく必要がある。

例えば、下水道事業においては、下水道担当の正規職員数が平成 25 年度の約 3.2 万人から令和 5 年度には約 2.8 万人へ減少している。さらに、人口規模別に見ると、特に汚水処理人口 5 万人未満の中小市町村では、平均職員数が約 5 名にとどまっており、極めて少人数での事業運営を余儀なくされている。このため、単独での改築事業の実施はもとより、日常的な維持管理や軽微な災害対応さえ困難になりつつあり、下水道事業の持続可能性に対する懸念が高まっている。

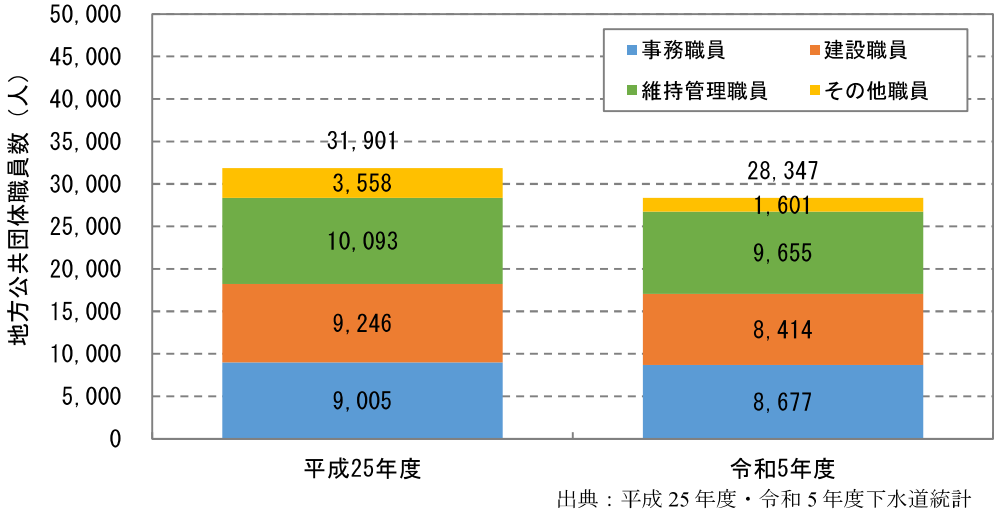

出典：平成 25 年度・令和 5 年度下水道統計

図　２－１　下水道担当職員の推移

DRAFT

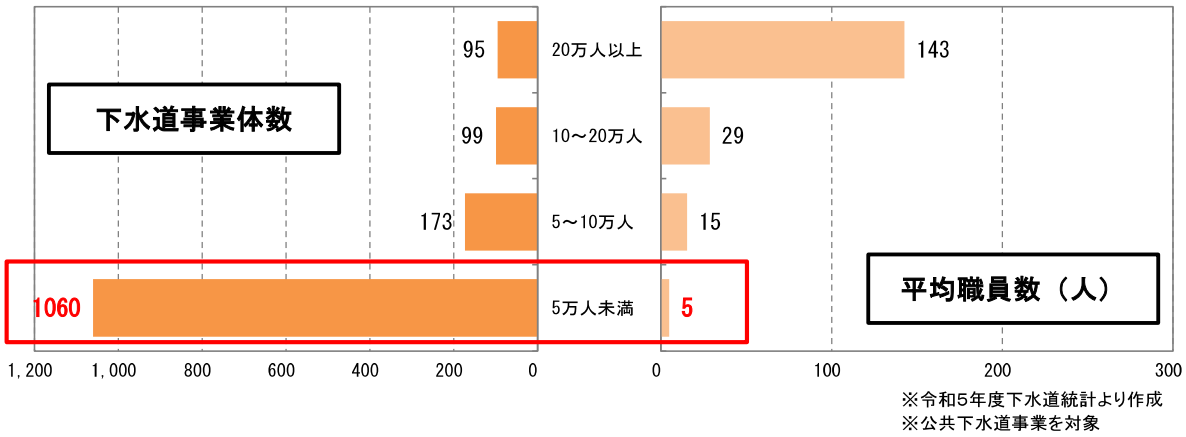

図 2-2　令和５年度の汚水処理人口規模別の下水道担当職員

さらに、令和６年度末時点で、標準耐用年数 50 年を経過した下水道管路が約 4 万 km（総延長の約 7%）で、10 年後（令和 16 年度末）は約 11 万 km（約 22%）、20 年後（令和 26 年度末）は約 23 万 km（約 45%）と今後は急速に増加するとともに、機械・電気設備の標準耐用年数 15 年を経過した施設が約 2,100 箇所（全体の約 95%）と老朽化が進行している。また、切迫する南海トラフ地震等の巨大地震に伴い、下水道においても甚大な被害が想定されているところであり、国民の生命・財産と暮らしを守るため、老朽化対策や耐震化を加速するとともに、災害や事故発生時の対応力を確保しておく必要があり、今後は適切に持続性をもって下水道事業を実施することが求められる。

■　管路施設の年度別管理延長（R6末現在）

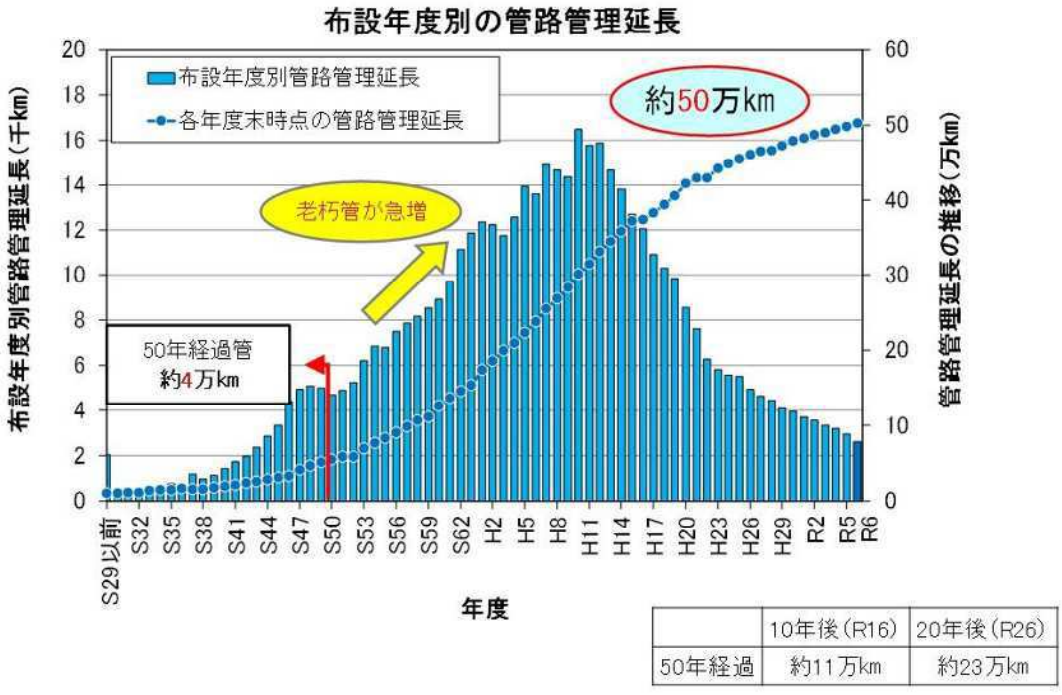

	10年後（R16）	20年後（R26）
50年経過	約11万km	約23万km

図 2-3　管路施設の年度別管理延長（令和６年度末）

■ 処理場の年度別供用箇所数（R5末現在）

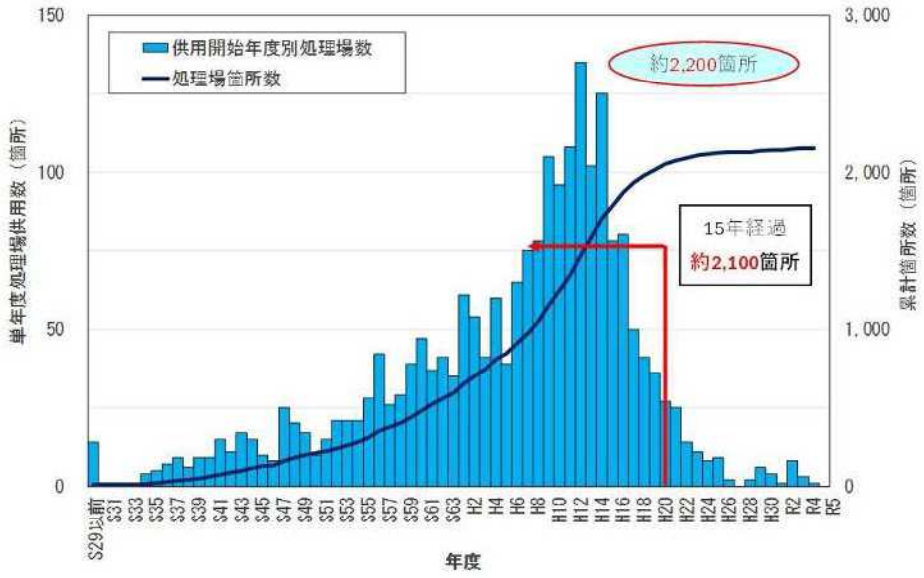

図 2-4　処理場施設の年度別管理延長（令和５年度末）

このような状況の中でも、汚水処理を持続可能なものとするためには、複数の団体が一つとなって取り組む事業運営の一体化（広域連携）が有効である。そのため、各団体は、汚水処理を将来にわたり持続的に運営するため、中長期的な視点から事業が抱える課題を明らかにし、事業運営の一体化をはじめとする広域連携を推進することにより、執行体制の強化、運営規模の拡大、一元的なマネジメントを図るものとする。

DRAFT

２－１－２ 汚水処理事業の広域連携の経緯と今後の見通し

（１） 汚水処理事業の広域連携の経緯

汚水処理事業の広域連携については、平成 30 年 1 月の総務省、農林水産省、国土交通省及び環境省による要請に基づき、令和 4 年度までに全ての都道府県で広域化・共同化計画が策定された。計画策定後は、各都道府県において、ハード・ソフトの両面から広域連携の取組が推進されてきたところである。

【解説】

汚水処理事業における広域連携については、これまで、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、汚水処理施設の統廃合や下水汚泥の共同処理等の広域化・共同化が進められてきた。しかしながら、汚水処理の持続可能性を確保するためには、これらの取組に加え、管理の一体化や事務の共同化を推進し、地域全体で財政基盤及び技術基盤の強化を図ることが必要とされた。

このような状況を踏まえ、「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」（平成 29 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）において、令和 4 年度までに全ての都道府県が広域化・共同化に関する計画を策定することが目標として掲げられた。これを受け、総務省、農林水産省、国土交通省及び環境省は平成30年1月に連名で全都道府県に対して広域化・共同化に関する計画（以下「広域化・共同化計画」という。）を策定することを要請し、令和 4 年度末までに全 47 都道府県において計画の策定が完了した。

令和 4 年度末までの計画策定以降、これまでに多く取組が進められた汚水処理施設の統廃合等のハード対策だけでなく、新たなソフト対策として DX の推進等、様々な広域連携の方法・方策の導入が進められてきたところである。



出典：下水道事業における広域化・共同化の事例集

図 2-5 給排水工事手続きのオンライン申請システムの共同伊整備（愛知県豊田市）

令和４年度末までに策定された広域化・共同化計画に位置付けられた広域連携の方法・方策の内訳を見ると、汚水処理施設の統廃合等のハード対策は着実な推進が見込まれる一方、今後の職員数の減少を踏まえた体制整備に関する取組は、「経営の一体化」に取り組むとした 1 件に留まっている状況となっている。

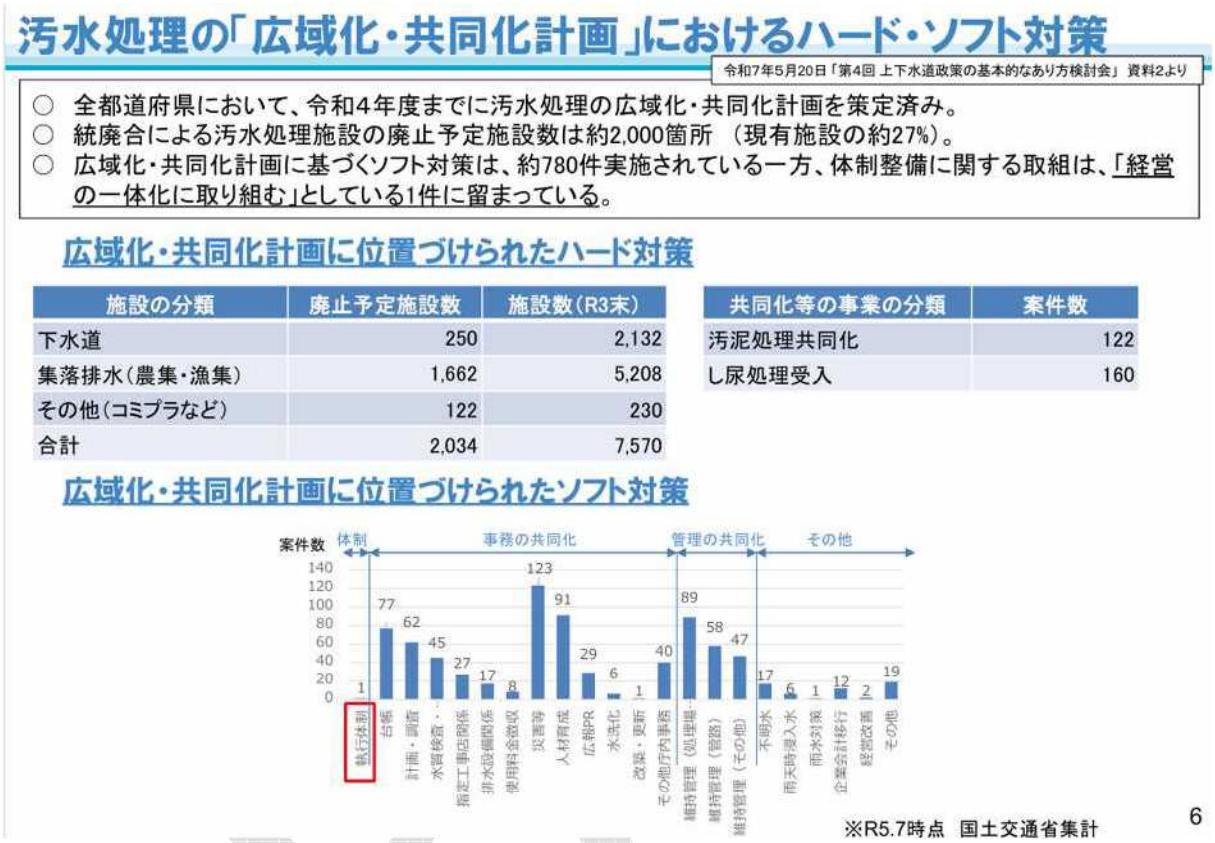

出典：上下水道政策の基本的なあり方検討会

図 2-6　汚水処理の「広域化・共同化計画」におけるハード・ソフト対策

（２） 汚水処理事業の今後の見通し

都道府県は、令和８年下水道法の改正の趣旨に鑑み、広域連携推進計画を策定するとともに、各団体は広域連携推進計画に基づき、事業運営の一体化をはじめとする広域連携を着実に実施し、執行力の強化、専門性や生産性の向上、発注におけるスケールメリットの発揮等に繋げていく必要がある。

【解説】

国土交通省では、令和 6 年 11 月に学識経験者、地方公共団体、関係団体からなる「上下水道政策の基本的なあり方検討会（以下、「あり方検討会」という）」を設置し、「2050 年の社会経済情勢を見据え、強靭で持続的かつ多様な社会的要請に応える上下水道システムへ進化するための基本的な方向性（基本方針）はいかにあるべきか。」について審議を行った。

あて「上下水道事業を担う組織体制は如何にあるべきか（自治体単位での事業運営は見直すべきではないか）」という広域連携の推進の必要性に係る事項が示された。

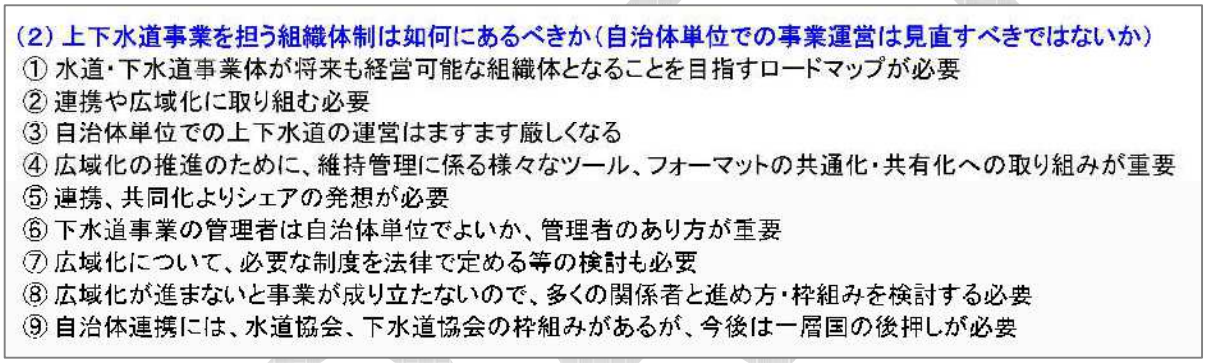

出典：第２回 上下水道政策の基本的なあり方検討会【令和７年１月 10 日】
資料１　2050 年の社会を踏まえた上下水道政策に関する論点と視点

図 2-7　あり方検討会で示された論点と視点の１つ

そこで、あり方検討会第２次とりまとめ（令和８年１月公表）では、上下水道事業は脆弱な組織体制、老朽化の進行、耐震化の遅れ、施設能力の余裕、脆弱な経営基盤等の課題を抱えており、特に中小の事業体では、これらの課題が現実のものとなっている中、これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給や汚水処理サービスを維持していくためには、上下水道の基盤強化、特に広域連携を図ることが必要不可であるとの結論が示された。

DRAFT

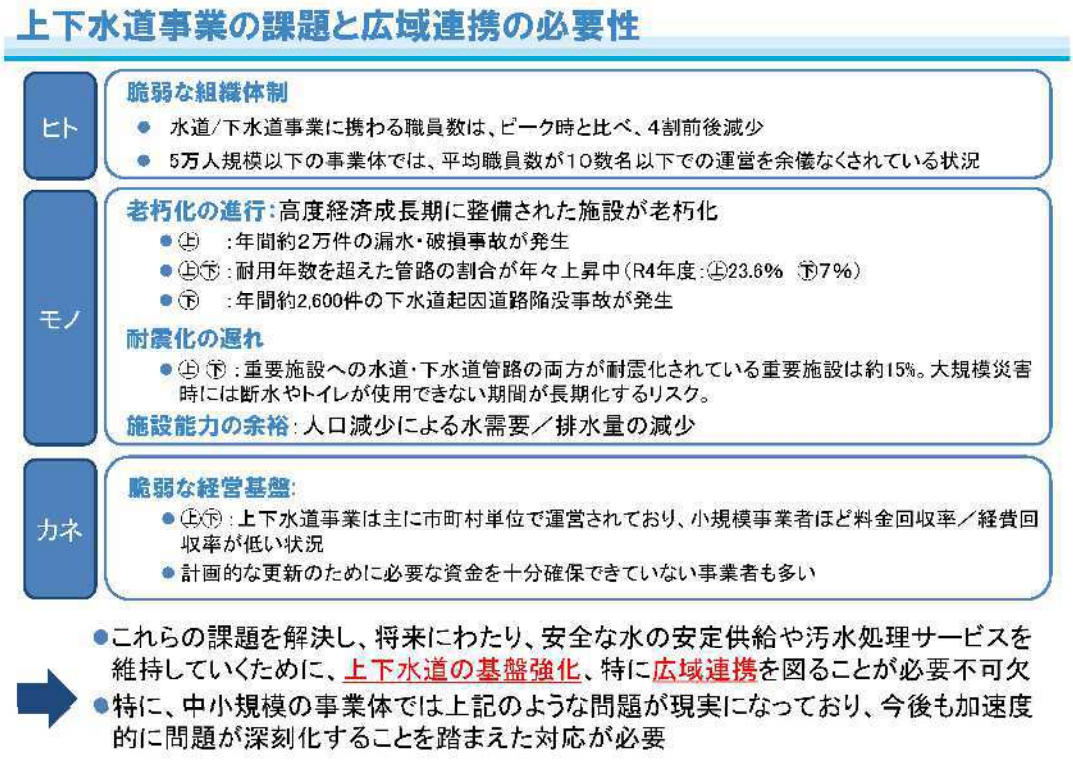

出典：第３回 上下水道政策の基本的なあり方検討会【令和７年４月 17 日】
資料２　上下水道の広域連携に関する今後の政策の方向性について

図 2-8　上下水道事業の課題と広域連携の必要性



出典：上下水道政策の基本的なあり方検討会第２次とりまとめの概要（再掲）

図 2-9　「事業運営の一体化」と「集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置

これを受け、令和８年下水道法の改正により、以下の事項が制度化されたところである。

・法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
・複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設
・（本来は市町村が管理する）公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度（連携協力下水道制度）を創設
・災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者の連携協力の責務を明確化
・将来の改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化

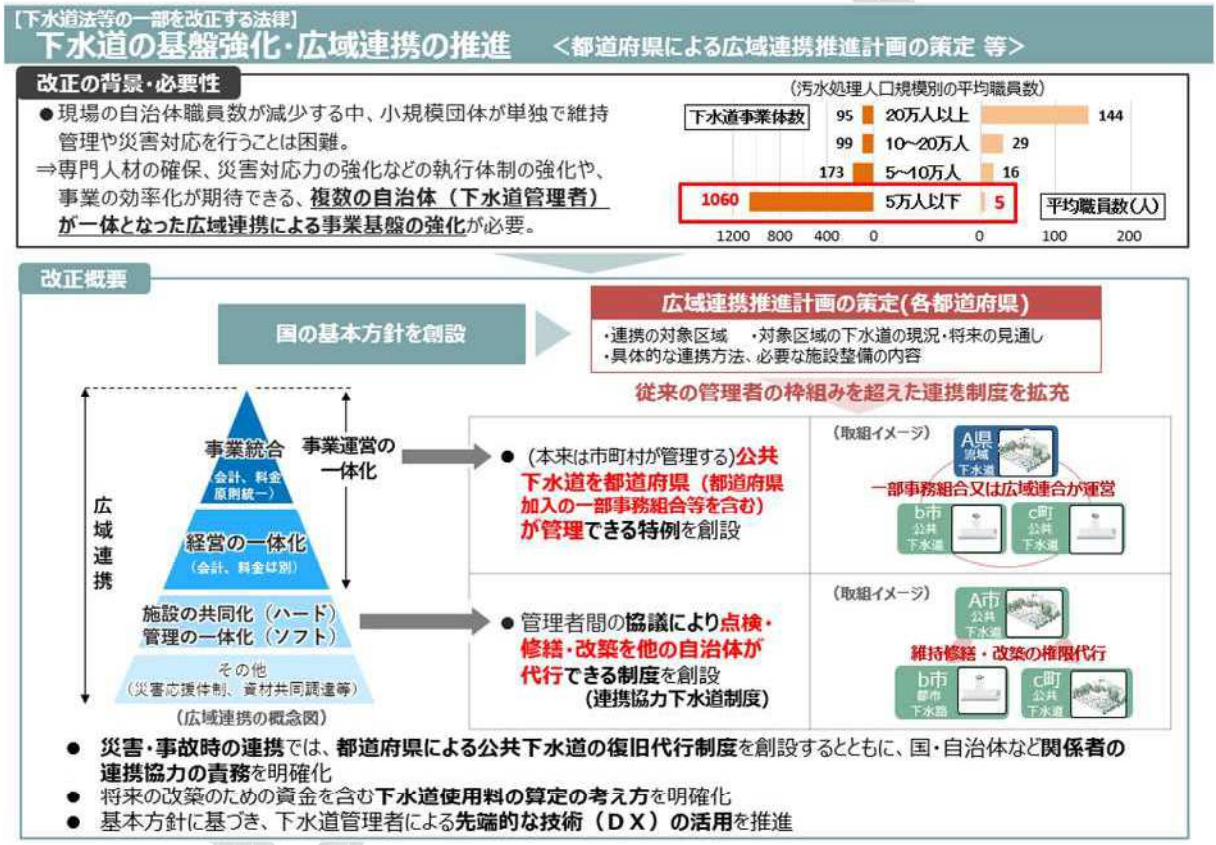

図 2-１０　下水道の基盤強化・広域連携の推進

都道府県は、令和８年下水道法の改正の趣旨に鑑み、中長期的（20～30 年後）な視点で事業が抱える課題を明確化し、課題解決に必要な広域連携の取組を取りまとめた広域連携推進計画を策定する。各団体は、広域連携推進計画に基づき、事業運営の一体化をはじめとする広域連携を着実に実施し、執行力の強化、専門性や生産性の向上、発注におけるスケールメリットの発揮等につなげていくこととする。

広域連携の着実な実施にあたり各団体は、計画の進捗管理として個々の広域連携の進捗状況や

課題等を確認する。進捗管理により把握した広域連携の推進に係る課題の解消を図り、広域連携の事業化や取組の深化に取り組むものとする。また、策定済みの広域連携推進計画に位置付けられていない新たな広域連携の方法・方策を立案し、更なる基盤強化に取り組むものとする。

DRAFT

２－１－３ 広域連携の取組の分類と段階的な推進

広域連携の取組は、「事業運営の一体化」、「施設の共同化」、「管理の一体化」及び「その他の取組」に区分される。また、「事業運営の一体化」は、「事業統合」及び「経営の一体化」に区分される。

広域連携は、「施設の共同化」や「管理の一体化」等の実現可能な取組から着実に実施するとともに、将来的な「事業運営の一体化」を視野に入れて、関係者間で現在の事業運営での課題や「事業運営の一体化」のメリットについて共通認識を持ちながら、「事業運営の一体化」に向けた検討を進めていくことが必要である。

【解説】

広域連携の取組は、汚水処理施設の統廃合や汚泥処理の共同実施といったハード対策に限定されるものではなく、図 2-１１に示すとおり、経営主体を統一する「事業運営の一体化」、「施設の共同化」、ソフト対策である「管理の一体化」及び「その他の取組」がある。このうち「事業運営の一体化」は、「事業統合」及び「経営の一体化」に区分される。「事業統合」が経営主体、会計及び使用料を統一する取組であるのに対し、「経営の一体化」は経営主体を統一しつつも会計及び使用料は必ずしも統一しない取組であり、両者の主な違いは会計及び使用料の統一の有無にある。

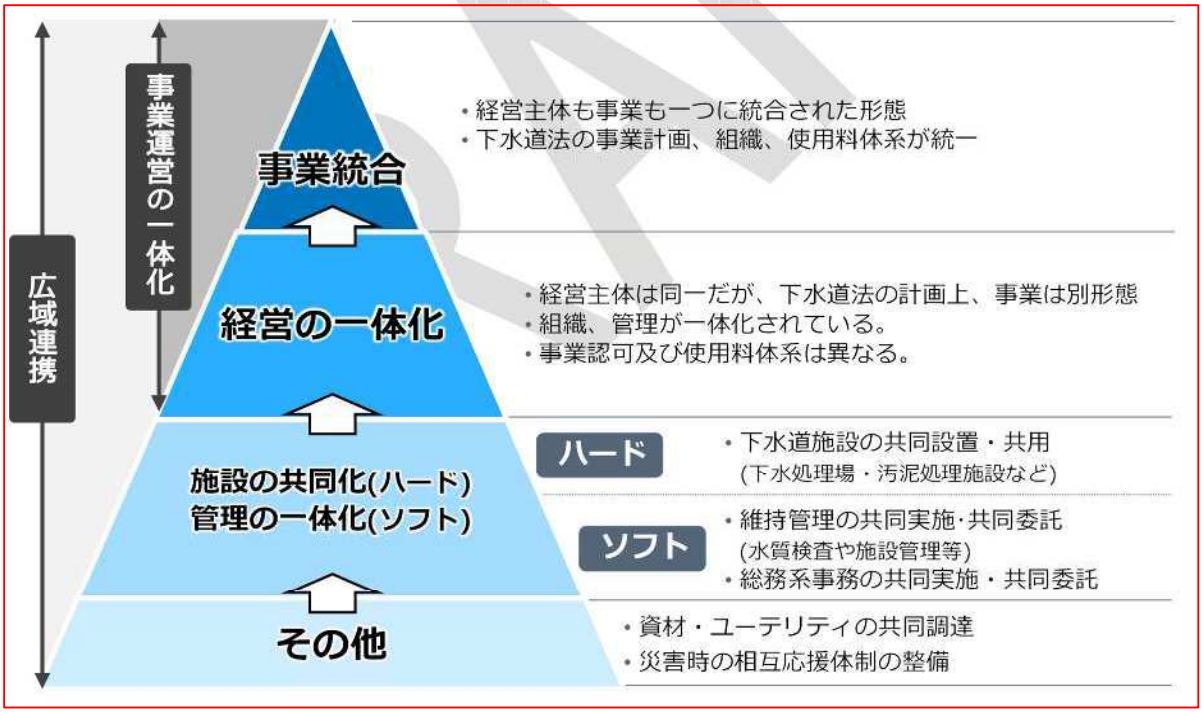

図 2-１１　広域連携の取組の分類

広域連携は、連携の度合いが高い取組ほど、人材確保・活用、施設管理の最適化や事業費の抑制等の観点から、より大きな効果が期待される。一方で、事業運営の一体化の実現に向けては、団体間の調整や制度・運営面での検討、合意形成が必要となることから、実現までに数年程度の

期間を要することが見込まれる。実際に水道事業での事業運営の一体化では、実現までに６年～１０年程度の期間（表 2-1 参照）を要している事例も見られる

そのため、施設の共同化や管理の一体化等の実現可能な取組から着実に実施し、複数団体による連携の実績を積み重ねることにより、事業運営の一体化に向けた基盤を構築することが重要である。また、これらの取組と並行して、将来的な事業運営の一体化を見据え、関係団体間において現行の事業運営上の課題や事業運営の一体化による効果について共通認識を醸成するとともに、業務フロー、基準、各種様式やシステム等ルール等の統一化を進めるなど、事業運営の一体化に向けた検討を計画的に進める必要がある。

表 2-1　水道事業の事業運営の一体化における実現までの期間

流れ			広島県	香川県	奈良県
検討開始	～	協議会設置（任意）	1年6ヵ月	5年	5年5ヵ月
協議会設置（任意）	～	準備会設立※（法定または任意）	3年	2年	1年7ヵ月
準備会設立※（法定または任意）	～	議決	1年5ヵ月	2年7カ月	1年6ヵ月
議決	～	申請	1ヵ月		
申請	～	設置許可	1ヵ月		6ヵ月
設立許可	～	事業開始	5ヵ月		
検討開始	～	事業開始	6年6ヵ月	9年7ヵ月	9年

注※:準備会を地方自治法に基づく協議会とするか任意の協議会とするかは自治体の任意事項

なお、事業運営の一体化のうち、使用料及び会計を統合する「事業統合」は、スケールメリットの発揮や業務集約によるコスト縮減効果が期待できることから、最も高い導入効果が見込まれる。一方で、団体間における使用料水準や財政状況に差異がある場合には、導入に向けた合意形成に時間を要することも想定される。このため、そのような場合には、会計及び使用料を統一しない「経営の一体化」を導入することが有効である。あるいは、使用料の統一が前提となる「事業統合」を導入しつつも、急激な使用料の変動による住民負担への影響を緩和するため、当面は統合前の地域ごとに異なる使用料を設定することも考えられる。いずれの場合においても、運営状況の格差が是正された段階で、「経営の一体化」においては「事業統合」へ移行し、「事業統合」においては使用料を統一するなど、段階を踏んだ弾力的な対応も可能である。

DRAFT

事業運営の一体化の導入が進む水道事業では、構成団体間の料金水準や財政状況等を勘案し、次に示す通り当初から事業統合としている場合と、大阪府や広島県での事例のように当初は経営の一体化を選択している場合がある。

複数自治体による事業運営の一体化（R1.10以降の実施例） 国土交通省

番号	統合年次	事業体名	計画給水人口	内容
1	R2.4	群馬東部水道企業団	454,000人	平成28年４月に群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（３市５町）が事業統合。その後、令和２年４月に用水供給事業者（１企業局の２事業）と受水事業者（１企業団）が事業統合
2	R2.4	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の用水供給事業者（１企業団）と受水事業者（３市３町１企業団）が事業統合
3 4	R3.4 R7.4	大阪広域水道企業団	1,106,720人 ※10市8町1村の計画給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営統合を拡大中。工業用水道事業者・用水供給事業者（１企業団）が平成29年４月に１市１町１村、平成31年４月に２市５町(うち１町は令和６年４月から事業開始)、令和３年４月に２市２町、令和７年４月に５市と経営の一体化
5	R5.4	田川広域水道企業団	94,150人	平成31年４月に福岡県田川地域の用水供給事業者（１企業団）と受水事業者（１市３町）が経営の一体化。令和５年４月に事業統合
6	R5.4	広島県水道広域連合企業団	587,305人	広島県内の工業用水道事業者・用水供給事業者(広島県)と水道事業者(９市５町)が経営の一体化
7	R7.4	奈良県広域水道企業団	889,965人	奈良県内の用水供給事業者（奈良県）と水道事業者（26市町村）が事業統合
8	R7.4	宇和島市	69,217人	愛媛県南予地域の水道事業者（１市）と用水供給事業者（１企業団）が事業統合
9	R7.4	柳井地域広域水道企業団	77,604人	山口県柳井地域の用水供給事業者（１企業団）と水道事業者（１市２町１企業団）が経営の一体化
10	R8.4	庄内広域水道企業団	229,500人	山形県庄内地域の水道事業体（２市１町）が事業統合
11	R8.4	千葉県水道用水供給事業	480,100人 ※受水市町村の計画給水人口合計	千葉県の九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業（２企業団）が事業統合
12	R8.4	安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業	107,700人	千葉県安房地域の水道事業(２市１町１企業団)が事業統合

図 2-１２　水道事業における事業運営の一体化（R1.10）の実施事例

２－１－４ 広域連携により期待される効果

複数の団体が一体となって「人員」「施設」「財源」といった経営資源を管理・運営する「広域連携」に取り組むことにより、執行体制の強化や事務の効率化、コスト縮減等、様々な効果が期待される。広域連携の中でも、「事業運営の一体化」は、「人員」「施設」「財源」のいずれの面においても効果が期待される取組であり、特に執行体制の強化の効果も大きい取組である。このため、脆弱な組織体制に課題を抱える中小団体にとっては、極めて有効かつ重要な取組である。

【解説】

複数の団体が一体となって「人員」・「施設」・「財源」といった経営資源を管理・運営する「広域連携」は、汚水処理の持続可能性の向上に資する様々な効果が期待される取組である。広域連携のうち、「事業運営の一体化」は、「人員」「施設」「財源」のいずれの面においても高い効果が期待されるほか、特に、執行体制の強化（人材・専門能力確保、技術継承、新たな行政ニーズやイノベーティブな職務の取組推進）の面で大きな効果が期待される。このため、脆弱な組織体制に課題を抱える中小規模の地方公共団体にとって、有効かつ重要な取組である。

広域連携の形態毎で期待される主な効果を表 2-2 に示す。事業統合と経営の一体化で期待される効果は概ね同一であるが、統合の度合いが高い事業統合の方がより大きな効果が期待される。

表 2-2　広域連携の形態毎で期待される主な効果

<table>
<tr><th colspan="2">広域連携形態</th><th>内　　容</th><th>期待される主な効果</th></tr>
<tr><td colspan="2">事業統合</td><td>・経営主体も事業も一つに統合された形態
（下水道法の事業計画、組織、料金体系、管理が一体化されている）</td><td rowspan="2">・分業体制の確保や専門性の向上による業務執行力の向上、新たな行政ニーズへの対応力強化（サイバーセキュリティ・AI リテラシーを有する人材等の確保・育成による的確なインフラ情報マネジメントの遂行など）、イノベーティブな行政課題への対応力強化
・組織内の応援体制の充実による災害対応力の強化
・中長期的な人材確保への寄与
・発注規模の拡大による効果的な官民連携、規格の統一化の促進
・ハード・ソフト両面での生産性の向上の推進</td></tr>
<tr><td colspan="2">経営の一体化</td><td>・経営主体は同一だが、下水道法の事業計画上、事業は別形態
（組織、管理が一体化されている。事業計画及び料金体系は異なる）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業務の共同化</td><td>施設の共同化</td><td>・下水道施設の共同設置・共用
（下水処理場・汚泥処理施設など）</td><td rowspan="2">・維持管理費用等の削減
・施設稼働率の向上
・管理水準、技術水準の確保</td></tr>
<tr><td>管理の一体化</td><td>・維持管理の共同実施･共同委託(水質検査や施設管理等)
・総務系事務の共同実施、共同委託</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>・災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等</td><td>・組織内の応援体制の充実による災害対応力の強化
・台帳や給排水工事手続きなど各種システムの統一、DX の推進</td></tr>
</table>

DRAFT

事業運営の一体化の取組が先行している水道事業の取組事例では、表 2-3 のとおり導入効果が見込まれている。大阪広域水道企業団、香川県広域水道企業団のいずれの事例においても、「ヒト」「モノ」「カネ」の視点で大きな導入効果が実現されている。

表 2-3　水道事業における事業運営の一体化による効果例

団体名	ヒト	モノ	カネ
大阪広域水道企業団	・水道事業の経験を持った職員を適正に配置することで、専門的な知識やノウハウの技術継承が可能	・構成事業体ごとに施設の再編による事業費等の縮減	
	・大規模漏水等の事故に対して、企業団全体での組織的な支援体制を構築、迅速な復旧活動が可能		―
香川県広域水道企業団	・統合による組織の拡大により、職員が確保でき、専門性向上	・浄水場の耐震化率 60.6%など、施設の耐震化率が向上	・浄水場・管路の統廃合、IoT・AI 導入などにより、約 954 億円の事業費削減予定

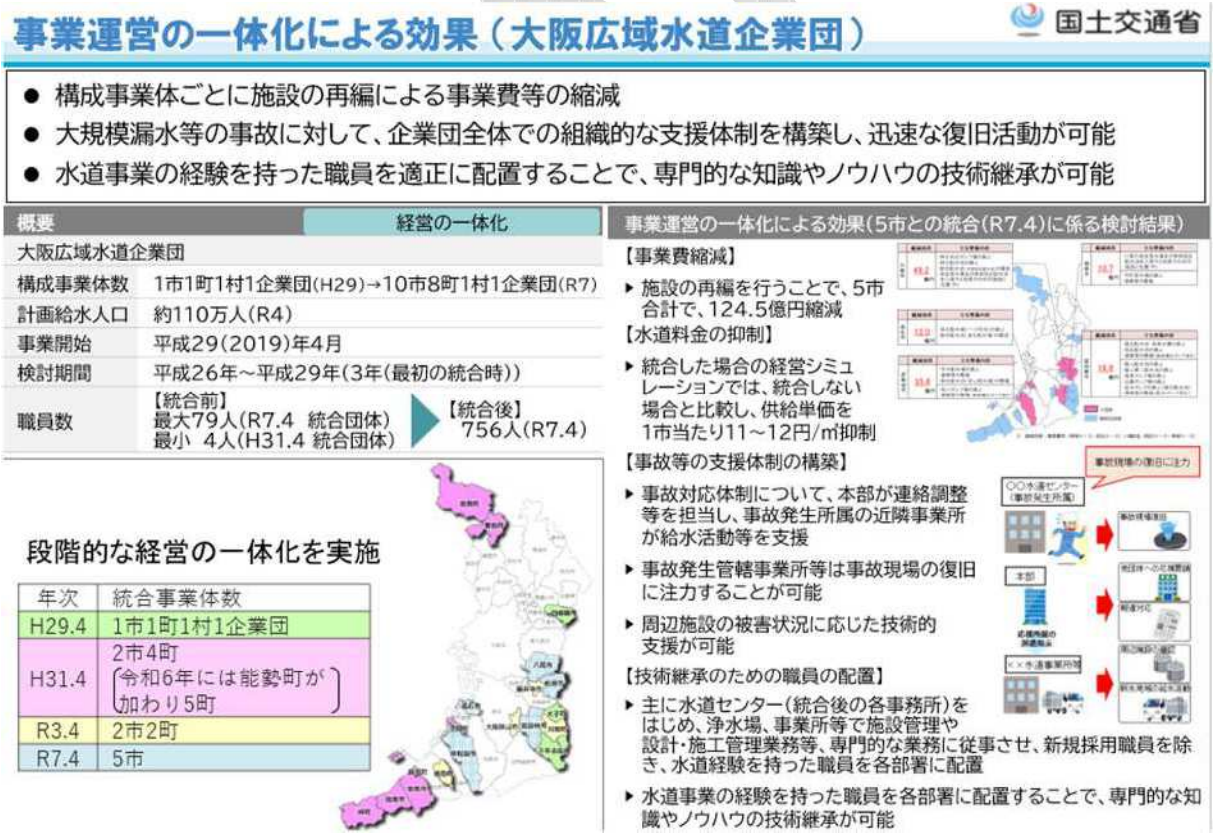

図 2-13　大阪広域水道企業団における事業運営の一体化による効果

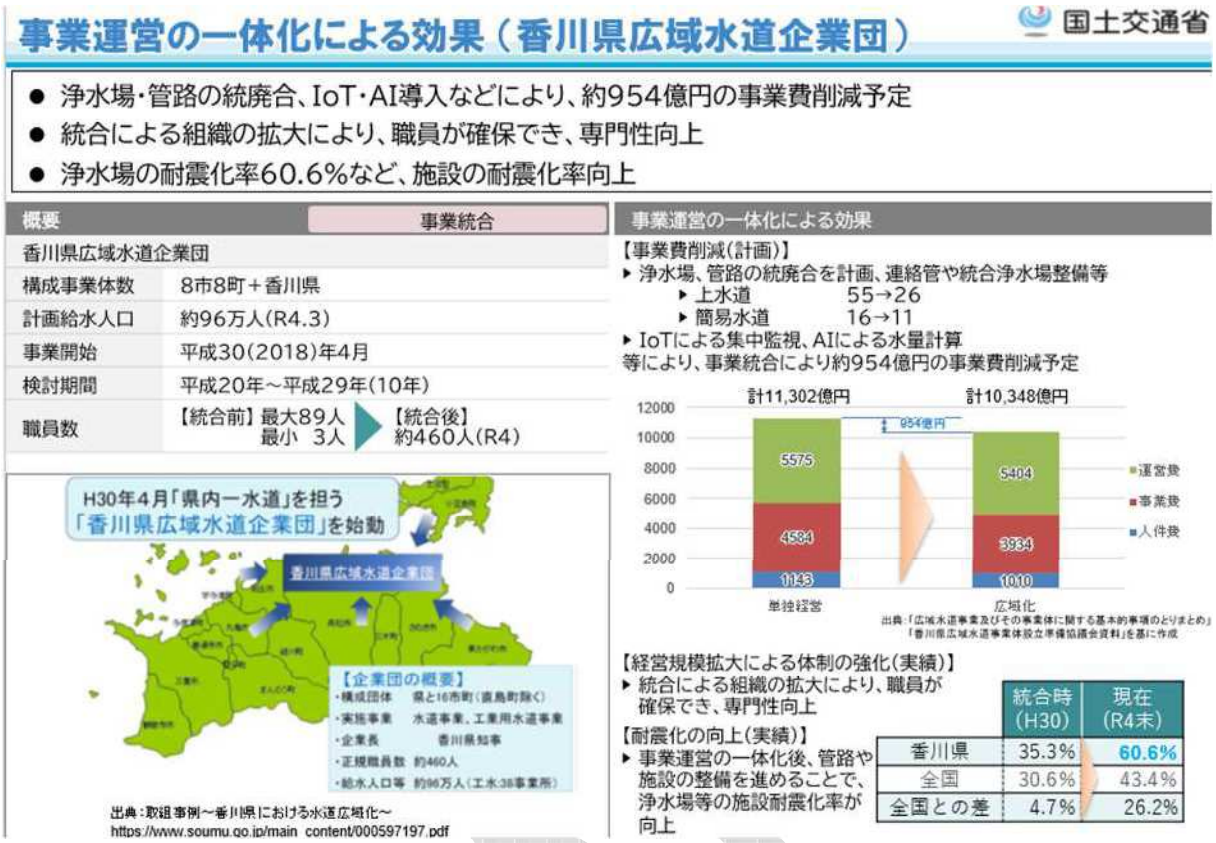

図 2-１４　香川県広域水道企業団における事業運営の一体化による効果

また、下水道事業においては、事業運営の一体化以外の広域連携の取組について表 2-4に示す効果が実現されている。これらの事例も参考として、広域連携の取組の推進に向けた検討、合意形成を行うことが有効である。

DRAFT

表 2-4　下水道事業における広域連携の先行事例において実現される効果

広域連携の取組区分		番号※	関係団体名	取組内容	期待される効果		
					ヒト	モノ	カネ
施設の共同化	汚水処理の共同実施	②	旭川市、他5団体	中核市が周辺5町の下水を受け入処理	水質管理の集約化	－	建設・維持管理コストの低減 直営人件費の削減
施設の共同化	汚水処理の共同実施	⑭	岡山県津山市、鏡野町、美咲町	他市町村の汚水受入	－	－	建設及び改築・更新費用のスケールメリット創出による負担軽減
施設の共同化	汚水処理の共同実施	⑮	岡山県矢掛町、笠岡市	他市町村の汚水受入	－	未整備区域の早期整備の実現	施設建設・維持管理コストの低減
施設の共同化	汚水処理の共同実施	⑯	愛媛県松山市、砥部町	他市町村の汚水受入	－	既設管を活用により、少ない投資で団地内 145 世帯が公共下水道を利用	上野団地の汚水野受け入れを受入により効率的に増収
施設の共同化	汚水処理の共同実施	㉒	東京都、八王子市	汚水処理の共同化	－	エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減 震災時等においても処理機能を確保	スケールメリットが働き、施設の更新費や維持管理費を縮減
施設の共同化	汚水処理の共同実施	㉓	神奈川県、小田原市	施設統廃合に伴う既存施設の有効活用	－	編入により雨天時における浸水被害のリスク低減	スケールメリットが働き、施設の更新費や維持管理費を縮減
施設の共同化	汚水処理の共同実施	㉘	愛知県、幸田町	農業集落排水の9施設を廃止し、流域下水道に接続	－	電力使用量を削減、温室効果ガスとして 501t-CO^2/年の削減(76%削減)	汚水処理費用のコスト縮減
施設の共同化	汚泥処理の共同実施	③	秋田県、他 13 団体	流域下水道を核とした広域汚泥資源化事業	－	循環型社会構築への貢献 従来焼却処分していた汚泥を、資源化して利活用	・県北地区 し尿処理施設等更新費、20 年間処分費を約 40 億円縮減 ・県南地区 現有施設更新費、20 年間維持管理運営費を約 26 億円縮減
施設の共同化	汚泥処理の共同実施	⑧	埼玉県、県内単独公共関連市町・組合	流域下水道を核とした汚泥の共同処理化	－	既設焼却炉の有効利用，効率的な運転が可能 汚泥処分に関するリスク分散	県は市町・組合から有償で汚泥を受入れ収入確保 市町・組合は汚泥処理に関わるコストの削減

DRAFT

広域連携の取組区分		番号※	関係団体名	取組内容	期待される効果		
					ヒト	モノ	カネ
施設の共同化	汚泥処理の共同実施	⑳	石川県津幡町、かほく市、内灘町、河北郡市広域事務組合	汚泥処理の共同化	ノウハウを有する一部事務組合に委託することで、各自治体で運用職員の確保が不要	―	汚泥の処理・処分を共同で実施できるため、建設費用や維持管理費の削減
施設の共同化	汚泥処理の共同実施	㉔	石川県白山市、能美市、野々市市、川北町	公共下水道によるし尿・浄化槽汚泥の共同処理	―	―	構成市町のし尿処理にかかる建設・維持管理費を削減 組合の廃止による一部事務組合の運営経費の削減 下水道使用料の増収 約40,000千円/年
施設の共同化	施設の広域監視	⑥	最上圏域下水道共同管理協議会（新庄市、他6団体）	ICT活用による処理場の集中管理	―	水質試験室の省スペース化	建設・維持管理コストの低減、処理場管理人件費の削減
管理の一体化	維持管理の共同発注	③	秋田県、他7団体	管路、マンホールポンプの維持管理の共同化	市町村の事務負担軽減	管理水準の向上	―
管理の一体化	維持管理の共同発注	⑩	公益財団法人長野県下水道公社、長野県内市町村	維持管理の共同化	公社による維持管理技術の補完（管理・監督業務等）	保守点検内容、修繕計画等の一体管理による技術水準の安定化	市町村の経費(人件費)削減 水質試験、薬品等の集約管理によるコスト削減
管理の一体化	維持管理の共同発注	⑲	長崎県波佐見町、東彼杵町	維持管理の共同化	主担当の明確化により双方同時の負担を軽減 緊急時の人員のやり繰りが可能	2処理場間の物品・薬品等の貸し借りが可能	共同化による委託人件費削減
管理の一体化	計画・調査委託の共同発注	⑫	奈良県生駒郡3町、日本下水道事業団	企業会計移行業務の共同化	各町の横断的な情報共有、ノウハウ蓄積、相談しやすい雰囲気の構築	―	スケールメリットによる委託費の削減効果
管理の一体化	庁内事務の共同化	㉗	奈良県橿原市・大和高田市	お客様センター業務の共同委託	情報共有が行いやすい情報共有によって よりよい解決策を発	―	お客様センターの拠点を1箇所に統一により、両市それぞれに業務責任者を置く必要がなく、人件費の削減
管理の一体化	庁内事務の共同化	㉗	奈良県橿原市・大和高田市	お客様センター業務の共同委託	情報共有が行いやすい情報共有によって よりよい解決策を発	―	お客様センターの拠点を1箇所に統一により、両市それぞれに業務責任者を置く必要がなく、人件費の削減
その他の取組	災害時対応の共同化	⑦	栃木県、県内市町	下水道BCPの策定による地方公共	下水道BCP策定、訓練実施率が100%	―	―

DRAFT

広域連携の取組区分		番号※	関係団体名	取組内容	期待される効果		
					ヒト	モノ	カネ
				団体間の連携強化	大規模地震等に対する災害対応力の高まり		
その他の取組	災害時対応の共同化	⑨	東京都、都内市町村	災害時し尿処理の共同化・BCP 策定	災害時危機管理の強化	災害時用設備投資の経済的優位性	ー
その他の取組	災害時対応の共同化等	⑪	金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町	合同災害訓練、広域職員研修の実施	大都市のノウハウを圏域内市町で共有し、人材育成及び管理の高度化の実現	ー	ー
その他の取組	資機材の共同調達	㉕	岡崎市、豊田市(幹事市)、安城市、西尾市、知立市	給排水工事手続きのオンライン申請システムの共同整備	オンライン化により 30 分/件程度の効率化 100 分/件程度の移動時間削減	CO^2 排出量削減(約 10kg/件)	共同調達によりシステム導入・運用経費を 30%以上削減可能

※「番号」の列については、「下水道事業における広域化・共同化の事例集（令和７年３月版)」の事例番号に対応

DRAFT

２－１－５ 広域連携の進め方

広域連携は、「立ち上げ段階」として広域連携に取り組むための検討開始の準備を行ったうえで、「計画策定段階」として現状分析を起点として課題解決に資する広域連携の方法・方策を検討し、団体間の合意形成を経て、広域連携推進計画策定の法手続きを行うことが基本的な進め方となる。計画策定後は、「実行段階」として、必要に応じて管理者協議会等の体制を構築し、広域連携を実施するための実務的、詳細な調整を行い、連携効果の詳細な検証、団体内、団体間の合意形成を経て、連携に向けた手続きを行うことが基本的な進め方となる。

【解説】

広域連携は、図 2-１５に示す「立ち上げ段階」「計画策定段階」「実行段階」の３つの段階を経て取組を実現させることが基本的な進め方となる。



図 2-１５　広域連携の進め方

「立ち上げ段階」は、広域連携に取り組むための下準備である。まずは、団体内で広域連携に関する情報収集、広域連携ガイドラインや事例集を活用した団体内での勉強会開催、先進団体へ

のヒアリング等により広域連携に関する基本的な知識を習得し、団体内での意見交換を通じて汚水処理担当部署内での課題認識の共有を図ることが有効となる。

課題認識の共有にあたっては、自らの汚水処理事業の運営状況や執行体制、及び施設の老朽化・耐震化等の状況を「見える化」していくことが重要である。そこで、国土交通省では、令和8年7月に下水道カルテを公表し、自治体ごとに運営状況及び施設の老朽化・耐震化の状況を確認できるようにしている。このようなツールを活用していくことが有効である。

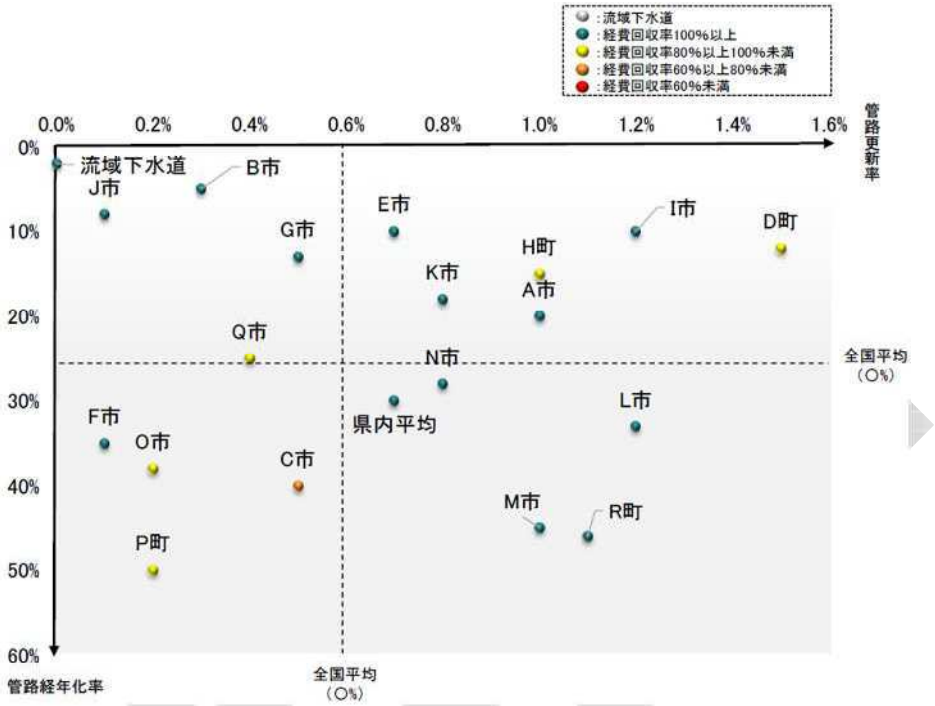

図 2-16　「下水道カルテ」老朽化対策のグラフのイメージ

（参考）上下水道：下水道事業の経営原則 - 国土交通省
（https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000140.html）

各団体は、このようなツール等を参考に、「ヒト」「モノ」「カネ」の視点で現状分析を行い、この現状分析に基づき、広域連携の取組を実施しないまま推移した場合における10年後、20年後及び30年後の汚水処理事業の将来像を想定し、事業の持続可能性の観点から中長期的な課題を明確化する必要がある。

	現 在	１０年後	２０年後	３０年後
ヒト	・技術職員高齢化 ・新規採用職員減少	・技術職員●人の退職 ・事務職員による補填	・技術職員がほぼ不在 ・事務職員も不足気味	・技術職員が不在 ・事務職員も半減
モノ	・機械・電気設備改築 ・処理場耐震補強工事	・管路改築に着手 ・処理場耐震補強は完了	・管路改築を継続 ・機械・電気設備は一巡	・管路改築を継続 ・電気設備改築の改築再開
カネ	・経費回収率●% ・改築工事●億円/年	・経費回収率■ %に低下 ・改築工事■億円/年に増	・使用料収入▲ %減少 ・改築工事▲億円/年に増	・経費回収率◆%に低下 ・改築工事◆億円/年に増

図 2-17　現状分析に基づく汚水処理事業の将来の見通しのイメージ

また、広域連携は自らの団体で完結する取組ではなく、団体間の合意形成・連携に基づくものであることから、首長・幹部職員との課題認識の共有が欠かせないものとなる。これらの過程を経て、広域連携推進計画の策定主体である都道府県との意見交換、計画策定要請を行うことが重要である。

広域連携推進計画の「計画策定段階」においては、従来の広域化・共同化計画におけるブロックなども参考に、まず検討ブロックを設定するとともに、検討体制を構築し、計画策定作業に着手する。計画策定作業では、現状分析を実施し、中長期的な課題を抽出する。次に、抽出した課題を団体間で共有した上で、課題が共通する団体間の照合を行い、課題解決に資する広域連携の取組を検討するとともに、その導入効果を確認する。導入効果が認められた広域連携の方法・方策についてはロードマップを作成し、計画策定に向けた構成団体間の合意形成を図るものとする。その後、広域連携推進計画の策定に係る法定手続きへ移行し、計画策定を行うものとする。計画に位置付けた取組については、各団体の総合振興計画、下水道ビジョン、下水道経営戦略等に位置付け、その取組を推進していくことも考えられる。「計画策定段階」の詳細は「第３章　広域連携推進計画の策定」を参照のこと。

なお、広域連携の取組の検討に際しては、以下の点に留意することが重要である。

・事業運営の一体化の合意形成、実現には期間を要することから、施設の共同化や管理の一体化等できることから着実に推進しつつ、中長期的な視点で事業運営の一体化への移行に向けた検討を図ること

「実行段階」においては、必要に応じて構成団体による管理者協議会等の体制を構築し、広域連携の取組を実施するための実務的、詳細な調整を行う。調整結果に基づき導入効果の詳細な検証を行い、期待される導入効果により団体内、団体間の合意形成を経て、導入に向けた手続きに移行する。「実行段階」の詳細は、「第４章　広域連携の具体的な取組方法や内容」を参照のこと。

なお、事業運営の一体化に係る具体的な形態や仕組みの検討に際しては、以下の点に留意することが重要である。

・事業運営の一体化については、各団体の使用料水準や公費負担等の運営状況を確認し、格差が大きい場合には、合意形成が得られやすい経営の一体化を目指し、その後の施設統廃合、業務効率化を通じた費用削減、使用料改定等による格差縮小がなされた後には、事業統合への移行も視野に入れること

DRAFT

２－１－６ 広域連携の検討ブロックの設定

広域連携の検討ブロックは、水道事業における広域連携の実績等を踏まえ少なくとも 10 万人程度の人口規模を一つの目安として取り組み、その上で連携の効果を更に高める観点から規模の拡大を進めることが適切と考えられるが、地域の実情も踏まえて、人口規模を含めて都道府県と関係自治体との間で十分に協議していく必要がある。

また、将来的な事業運営の一体化の実現を見据え、執行体制の強化及びスケールメリットの発揮を図る観点から設定することが重要である。

既存の広域化・共同化計画において設定されているブロックをまず継承して取り組むことも可能であるほか、都道府県全域、都道府県境を跨いだ自治体間、都道府県域を超える流域圏などより広域的な範囲で、事業運営の一体化に向けた検討単位として新たにブロックを設定することも可能である。

【解説】

広域連携の検討ブロックは、水道事業における広域連携の実績や、下水道事業における事業体規模別の経費回収率や職員数の状況を踏まえ少なくとも 10 万人程度の人口規模を一つの目安として取り組み、その上で連携の効果を更に高める観点から規模の拡大を進めることが適切と考えられるが、地域の実情も踏まえて、人口規模を含めて都道府県と関係自治体との間で十分に協議していく必要がある。

また、将来的な事業運営の一体化の実現を見据え、執行体制の強化及びスケールメリットの最大限の発揮、地理的要因による広域的な運営の効率性等の観点から設定することが重要である。

検討ブロックの設定にあたっては、①地理的要因、②歴史的文化圏、③社会経済圏、④流域、⑤都道府県の行政事務所管轄範囲、⑥現行事業のつながり、⑦維持管理業者、⑧広域化・共同化計画策定以降の取組状況等を踏まえ、広域化・共同化計画策定時のブロックをそのまま適用することが可能である他、事業運営の一体化等を視野に入れつつ、現状分析・課題抽出結果を踏まえ、執行体制の強化や規模の効果を最大限発揮する観点から、都道府県全域、都道府県境を跨いだ自治体間、都道府県域を超える流域圏などより広域的な範囲で、事業運営の一体化に向けた検討単位として新たにブロックを設定することも可能である。都道府県域を超える取組事例として、佐賀県基山町では、県境を越えた広域連携の取組として、町内で発生する汚水の一部を福岡県の宝満川流域下水道（小郡市）へ接続・編入している事例がある。

既存施設の統廃合と広域的な施設活用を組み合わせることで、効率的かつ持続可能な汚水処理体制の構築を推進している。

検討ブロックの設定に際し、都道府県においては、協議の場を設定するなど市町村の区域を超えた広域連携の牽引役･調整役として、また、これまで汚水処理事業の発展をリードしてきた政令市・中核市などは、運営能力、技術力、災害対応などの執行力を背景に、圏域の核として都道府県内の自治体や周辺自治体との事業運営の一体化等を積極的に関与することが期待される。

DRAFT

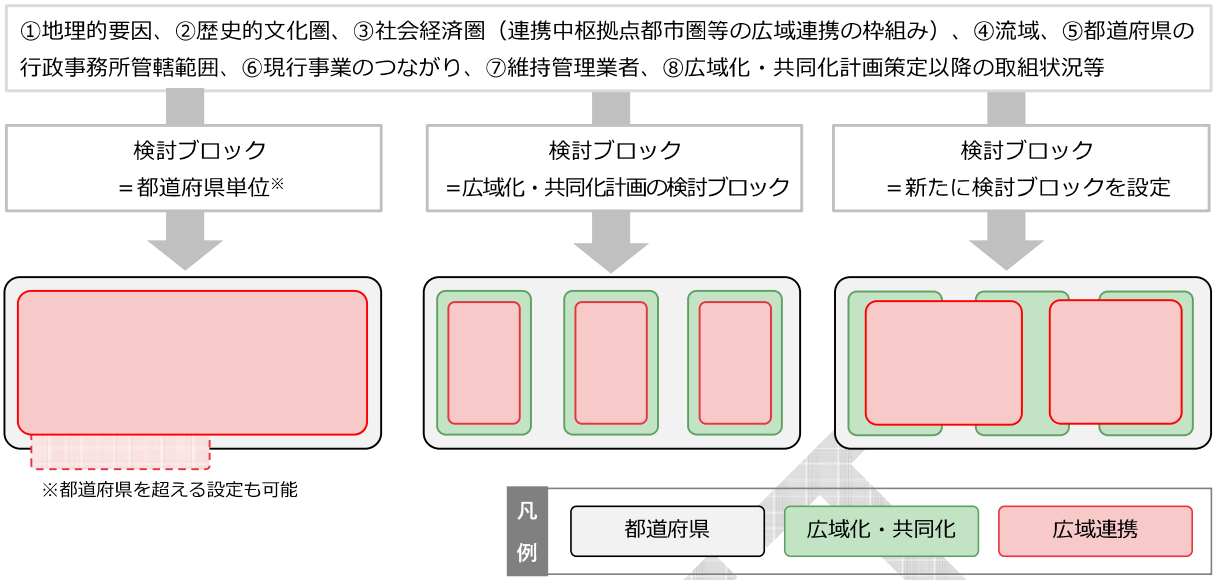

図 2-１８　広域連携の検討ブロックの設定

広域連携ブロックの設定に関して考慮すべき事項の詳細は下記のとおりである。

①地理的要因

山脈、河川、道路等地理的、地形的特徴

②歴史的文化圏

藩、旧郡、歴史的な地域区分

③社会経済圏

連携中枢都市圏や上水道、消防、し尿等の広域連携の枠組み

④流域

河川流域や流域下水道の同一処理区

⑤都道府県の行政事務所管轄範囲

広域振興局、行政土木事務所等

⑥現行事業のつながり

現行の MICS やスクラム事業等のつながり

⑦維持管理業者

汚水処理の共同実施による施設統廃合や浄化槽転換後の施設統廃合を念頭に置いた処理場やポンプ場、管渠等の施設の維持管理業者の状況

⑧広域化・共同化計画策定以降の取組状況等

令和 4 年度末までの広域化・共同化計画に基づき広域連携の取組を行うグループ

なお、検討ブロックの設定にあたっては、下記の点について、留意すること。

・離島や山間部等の地理的制約により 10 万人程度の人口規模の確保が困難な場合については、都道府県協議会等で人口規模を含め広域連携のあり方について、都道府県と関係団体と十分協議を行い、適切な検討ブロックを設定する。
・施設の共同化や管理の一体化等の取組のみを念頭においた検討ブロックの設定にしないこと。

DRAFT

２－１－７ 合意形成の進め方

広域連携の推進に向けた合意形成においては、都道府県のリーダーシップの下、関係団体間で汚水処理事業に係る現状及び将来の課題を共有し、持続的な事業運営に対する危機意識の醸成及び問題意識の共有を図ることが、根幹的なこととして重要である。そのため、各団体の汚水処理事業に係る現状や将来見通しを客観的に整理・分析し、課題を明確化した上で、各団体においては首長・管理職層から実務担当者までの組織内における垂直方向の意識統一を図るとともに、関係団体間における水平方向の合意形成を並行して進めるものとする。

【解説】

広域連携は、複数の団体が一体となって「人員」「施設」「財源」等の経営資源を効果的に管理・運営する取組であり、その実現には、団体間の合意形成が必須である。合意形成にあたっては、都道府県のリーダーシップの下、団体内だけでなく関係団体間で汚水処理事業に係る現状及び将来の課題を共有し、持続的な事業運営に対する危機意識の醸成及び問題意識の共有を図ることがその根幹となる。

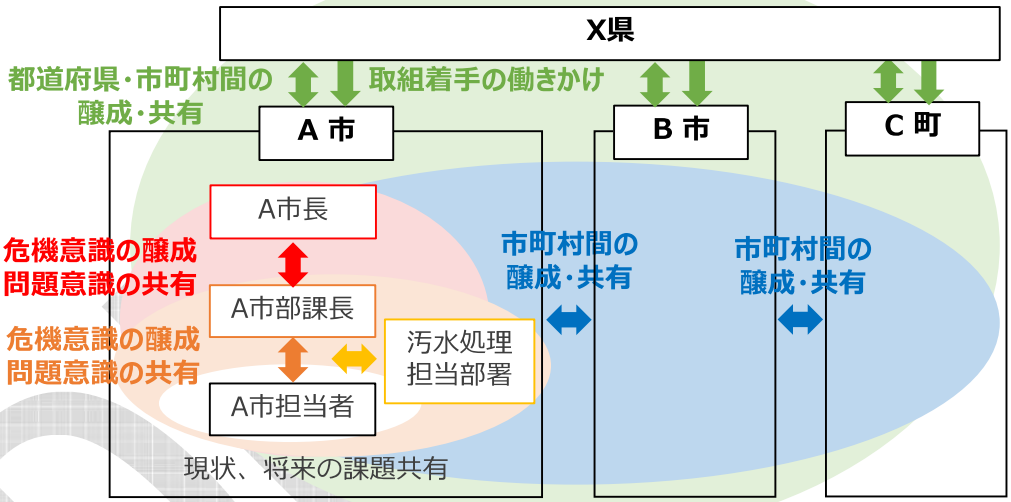

図 2-１９　現状及び将来の課題に基づく危機意識の醸成・問題意識の共有

そのため、持続的な事業運営に係る共通の危機意識・問題意識に基づき「立ち上げ段階」「計画策定段階」「実行段階」において、団体内のトップダウン・ボトムアップによる垂直方向の意識統一と団体間の水平方向の合意形成を並行して進め、広域連携の必要性について構成団体の組織全体で認識の共有を図るものとする（図 2-２０）。

水平方向の合意形成は、使用料・会計の方針等の広域連携の実現に向けた必要な事項について、トップ層は広域連携に係る方針決定、ミドル層は広域連携の取組の具体的な内容の合意、ボトム層は各団体の施設や使用料の現状・将来の見通しなどの基礎調査、検討方法や取組の詳細部分の合意等、各階層で行うものとする。

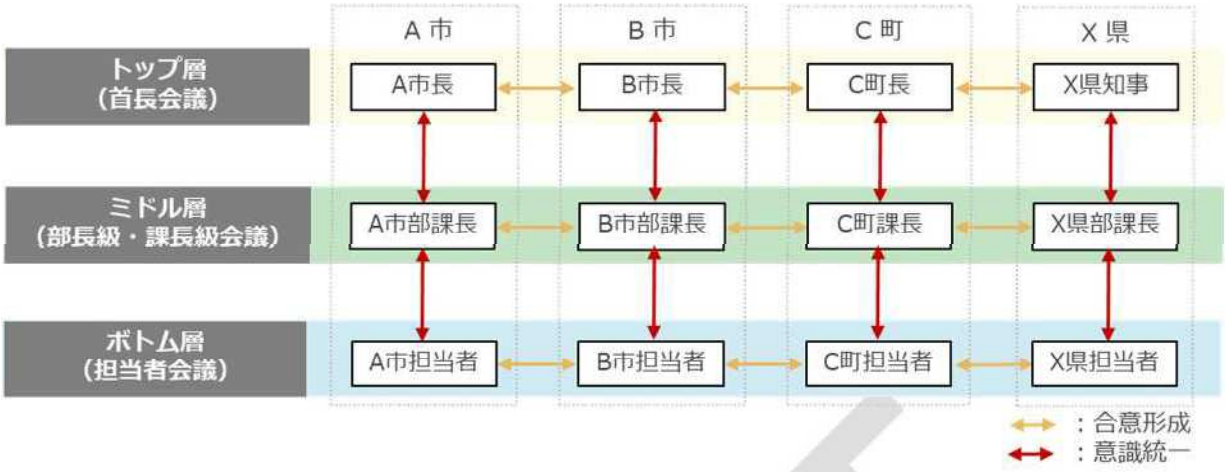

図 2-20　垂直方向の意識統一と水平方向の合意形成のイメージ

合意形成が必要となる事項は段階ごとに異なり、「立ち上げ段階」では、広域連携の機運醸成を図るとともに、事業運営の一体化等に関する検討の開始について合意を得ることが必要となる。

水道事業の事業運営の一体化の事例における立ち上げ段階での取組を表 2-5 に示す。これらの事例では、都道府県主導により現状分析に基づく事業運営の一体化の必要性が示され、首長同士の意見交換を経て機運醸成が図られている。

表 2-5　水道事業の事業運営の一体化における立ち上げ段階での取組

団体名	広島県水道 広域連合企業団	香川県広域水道企業団	奈良県広域水道企業団
立ち上げ段階での取組	・平成 30 年 1 月に広島県が広島県水道広域連携案を策定 ・県全体共通の課題として人口減少に伴う料金収入の減少、老朽施設の更新に必要な財政負担の増加、専門人材の不足などにより、このままでは、水道サービスの提供が困難になる恐れがあることを共有 ・広域連携効果が最も大きい事業統合を全県で目指すことを明示	・平成 20 年に県及び市町水道担当者による水道広域化勉強会を開始 ・平成 22 年に水道関係有識者で構成する香川県水道広域化専門委員会を設置し、検討結果として・知事へ「県内水道広域化・一元化を提言」 ・提言を受けて検討協議、知事及び８市９町長で構成する香川県水道広域化協議会を設立	・平成 29 年 10 月の県・市町村長サミットで「県域水道一体化の目指す姿と方向性」を提示 ・令和 2 年には 2 回の「水道サミット」を開催し、一体化効果の試算結果や統合方針を首長レベルで議論

DRAFT

「計画策定段階」では、広域連携推進計画に定める事業運営の一体化等の広域連携の内容について、「実行段階」では、広域連携を実施するための実務的な調整事項について、それぞれ合意形成を図る必要がある。

水道事業における都道府県と市町村による事業運営の一体化の事例では、合意形成を円滑化するための配慮として表 2-6 に示す取組が行われている。

表 2-6　水道事業の事業運営の一体化における計画策定段階・実行段階での取組

団体名	広島県水道 広域連合企業団	香川県広域水道企業団	奈良県広域水道企業団
合意形成 円滑化のための配慮	・県と水道事業を運営する21市町の水道部局長で構成する広島県水道広域連携協議会を設置し、２年間検討・協議 ・広島県水道企業団設立準備協議会設立後も、事情により企業団に参加できない市町は、参加しないことも選択と整理し、協議会参加へのハードルを下げた	・香川県広域水道事業体設立準備協議会は関係団体の首長で構成 ・協議会には関係団体の部長級職員等で構成される幹事会、関係団体の課長級職員等で構成される課長会、事務局を配置 ・準備協議会での施設統廃合や費用負担などの基本事項について、一部団体が反対する場合は再度幹事会等で調整し、再協議することとされ、単純多数決ではなく全団体が受け入れ可能な内容を目指した	・県と市町村による「県域水道一体化検討会」を設置し、部局長・課長級職員が参加 ・奈良県広域水道企業団設立準備協議会発足後は、協議会の下に実務者による作業部会等、首長による検討部会設置し、協議を密に実施

使用料及び会計を統合する「事業統合」に向けた合意形成では、統一後の使用料水準に関する合意形成が必要となる。奈良県広域水道企業団の事例では、基本的な考え方は、事業統合を適用し、会計を統一、これにより、単独経営の場合よりも料金上昇は抑制するとした上で、５年ごとに総括原価方式により料金算定体系の制度的変更により単独経営の場合に比べ料金が上がる利用者が生じないよう経過措置を実施（統合後５年間）することとしている。統合効果が見られない団体は、特例措置として一定期間（最長３０年間）、別の水準・体系の水道料金を設定し、その後、料金を統一できることとして、団体間の合意形成が行われている。

DRAFT

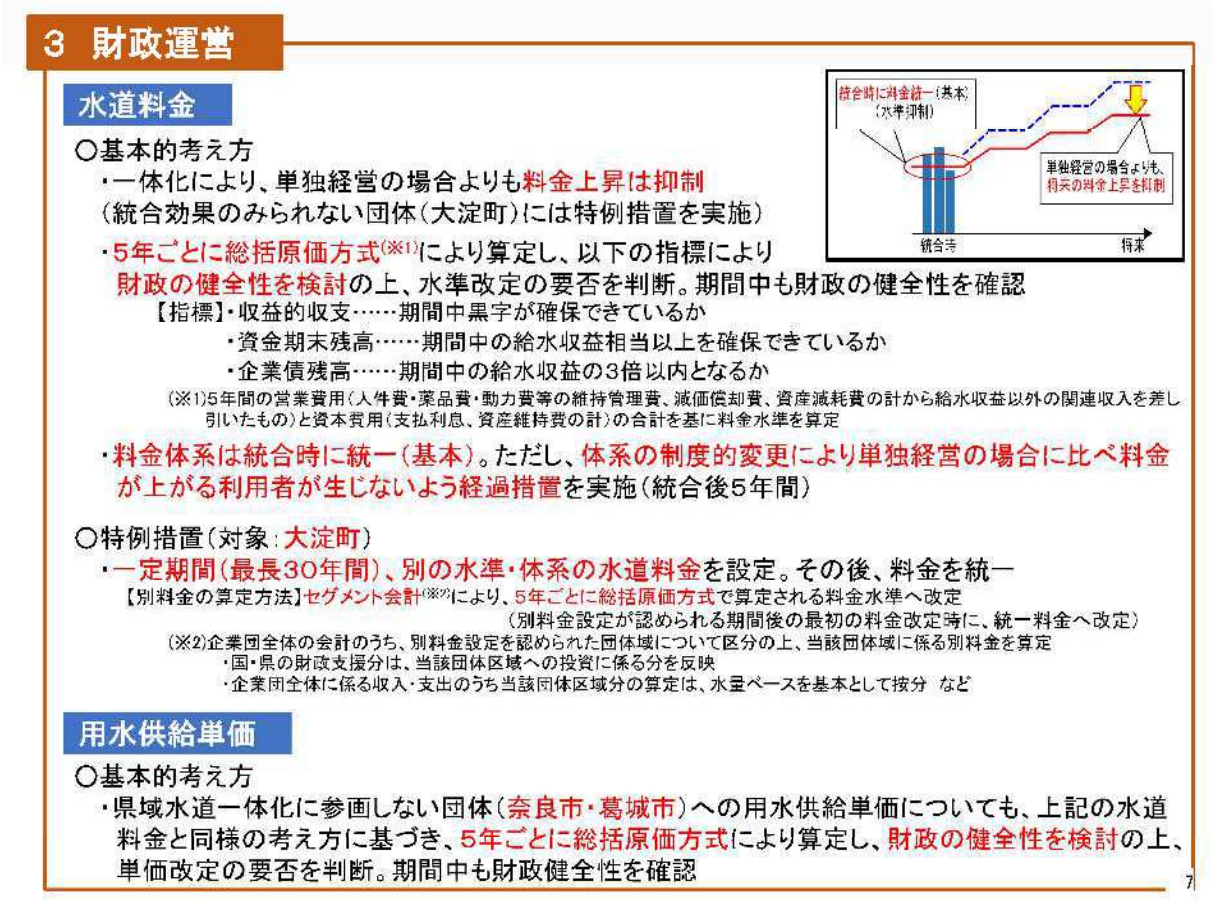

出典：奈良県における県域水道一体化に向けた取組（令和７年２月１４日奈良県広域水道企業団）

図 2-2１　奈良県における県域水道一体化における財政運営

また、特に事業運営の一体化を導入する場合、各団体は議会や住民に対して広域連携の必要性や期待される効果等を説明し、合意形成を図る必要がある。その際、各構成団体の議会代表だけではなく、料金などの重要事項については首長による協議会が関与することや住民へのパブリックコメントを行うなど、構成団体の住民の民意が反映される運営に努めることが望ましい。

そのため、導入に慎重な判断を要し、合意形成に期間を要する団体が出ることも想定される。大阪水道広域企業団で実施している事業運営の一体化では、大阪府が設立した企業団と事業運営の一体化について合意形成が得られた団体から段階的に広域連合に合流している。本事例を参考として、合意形成が得られた団体から段階的に事業運営の一体化に移行することも有効である。

DRAFT

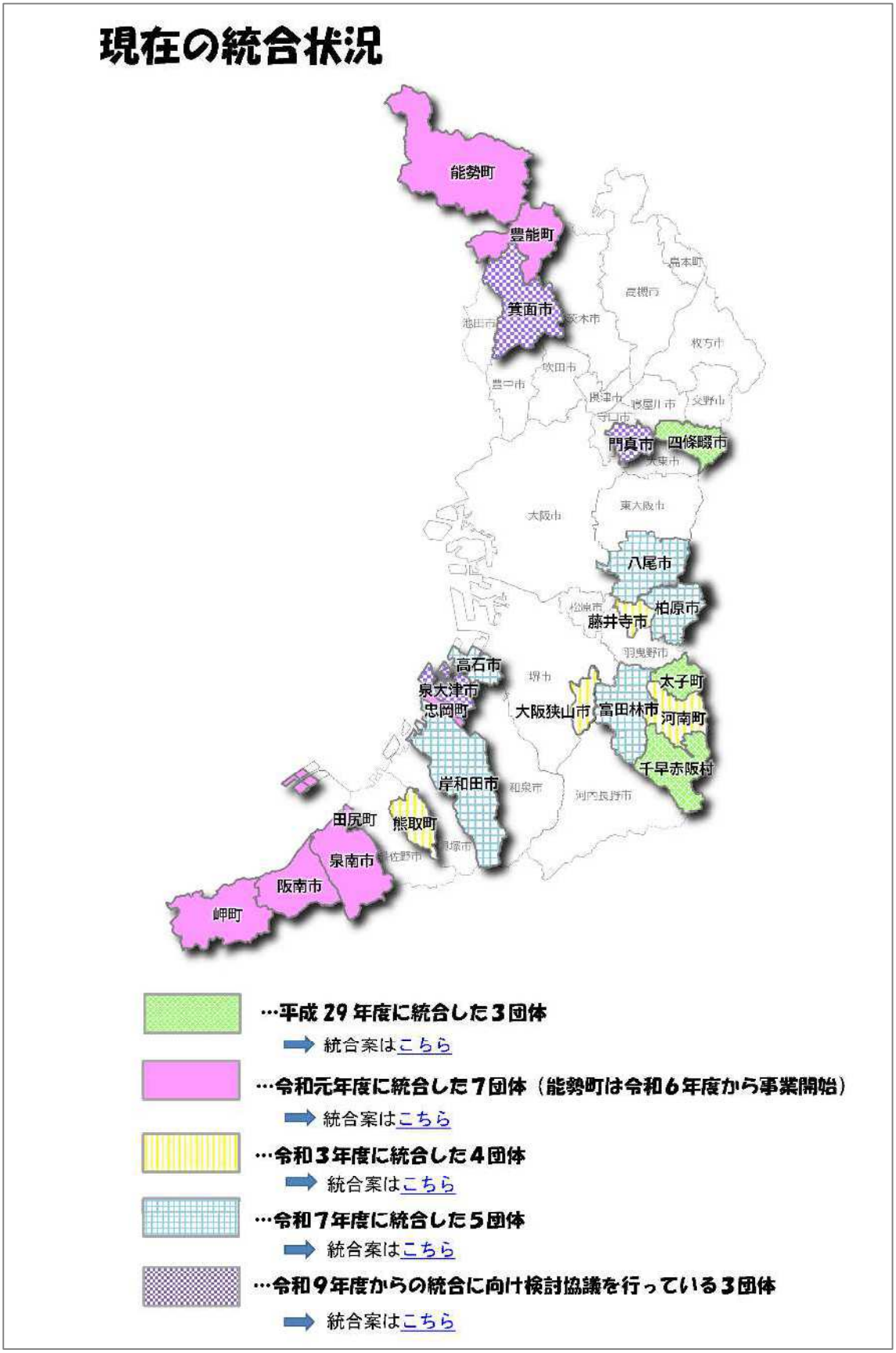

出典：現在の統合状況の地図

図 2-22　大阪水道広域企業団の事業運営の一体化でにおける段階的な広域連合の合流

また、広域連携の推進に際し、表 2-7 に示す事項を実施する場合には、地方自治法及び下水道法に基づき各団体の議会の議決が必要となる。そのため、各団体の議会に対する合意形成にも十分留意する必要がある。

表 2-7　各団体の議会の議決が必要となる主な事項

広域連携の段階	実施事項	議会の議決が必要な主な事項
立ち上げ段階	検討体制の構築	・地方自治法に基づく法定協議会（計画策定協議会）を設立する場合
計画策定段階	広域連携推進計画の策定	・計画内容に市町村が管理する公共下水道を都道府県が管理する事項を広域連携推進計画に記載する場合
実行段階	準備体制の構築	・地方自治法に基づく法定協議会（計画策定協議会）を設立する場合
	事業運営の一体化の導入	・一部事務組合、広域連合の規約を作成し、組織を設立する場合
	施設の共同化、管理の一体化	・地方自治法に基づく事務の委託、事務の代替執行協議会（管理執行協議会）等を導入する場合

各団体の議会に対する合意形成では、事業運営の一体化後の組織運営における各団体の発言権や意思決定に対する関与の方法等が重要な論点になると想定される。水道事業における都道府県と市町村による事業運営の一体化の事例では、各団体の発言権、意思決定へ関与について表 2-8 に示す配慮が行われている。

表 2-8　水道事業の事業運営の一体化における各団体の発言権、意思決定へ関与

団体名	広島県水道 広域連合企業団	香川県広域水道企業団	奈良県広域水道企業団
一体化後の組織運営における各団体の発言権、意思決定へ関与	・構成団体の首長による「市町長会議」を設置し、企業団運営の重要事項について意見を表明できる場を設立 ・企業団議会は給水人口も加味し、議会定数 19 人で構成され、広島県：3 人、給水人口 10 万人以上の市：2 人、その他の市町：1 人設置し、全構成団体が意思決定に参加できるガバナンス体制を構築	・運営開始時の企業長・副企業長は構成団体の首長から選出する仕組みを採用 ・首長による「運営協議会」の設置 ・議員定数 27 人の企業団議会が設置され、議員は各市町議会及び県議会から選出	・正副企業長会議を設置（企業長・副企業長の合議で経営上の企画・立案及び方針決定） ・正副企業長会議の下に、首長によるテーマ別部会を設置（経営上の重要事項について具体的検討） ・運営協議会を設置（重要事項等を全構成団体の長で協議） ・企業団議会の議員は全構成団体の議会から選出

DRAFT

◆北九州市・芦屋町における事業運営の一体化実現に向けた合意形成の取組◆

北九州市と芦屋町は、人口減少や施設の老朽化、技術職員不足といった下水道事業を取り巻く課題に対応し、将来にわたり持続可能な下水道サービスを確保することを目的として、「芦屋町公共下水道事業事務委託に関する基本協定」を締結した。これにより、令和 8 年 4 月から北九州市が芦屋町の下水道事業（汚水）に関する業務を受託し、広域的な連携のもとで事業運営を行うこととなった。

本連携により、芦屋町は下水道事業の執行体制の強化や施設管理体制の充実を図ることが可能となり、安定的な下水道サービスの提供が期待される。また、北九州市が有する技術力やノウハウを活用することで、効率的かつ持続可能な事業運営の実現につながる。

将来的には芦屋町浄化センターを廃止し、北九州市の処理施設へ統合することが計画されており、施設の共同利用による維持管理費や改築・更新費用の削減など、経営基盤の強化と事業運営のさらなる効率化が期待されている。

本事例における合意形成のプロセス及びポイントを以下に示す。

表 2-9　北九州市・芦屋町の事例における合意形成のプロセス・ポイント

項目	内容
合意形成に要した期間	約 3 年（令和 5 年 4 月～令和 7 年 12 月） ※別途、北九州都市圏域で勉強会等を開催（約 7 年：H28～R4 年度）
協議の方法	・個別調整：検討項目ごとに随時実施 ・勉強会・グループディスカッション等：年 2 回程度
合意形成に至るまでの経緯	・平成 28 年 4 月に北九州都市圏域における連携協約を締結し、技術職員の減少や施設の老朽化などの課題への対応に向けて、広域連携の方法・方策の検討を開始 ・その後、北九州都市圏域及び福岡県全体で検討を進め、令和 5 年 3 月に「福岡県汚水処理事業広域化・共同化計画」が策定された。 ・同計画を踏まえ、北九州市と芦屋町において事務委託の内容や将来的な施設統合の方向性について協議を重ね、合意に至る
合意形成に至ったポイント	・平成 19 年度から上水道事業を統合し、一体的な管理・運営を行っていたことにより、両自治体の間で信頼関係が構築されていた ・技術職員不足や施設老朽化などの課題認識を両自治体で共有していた ・事務委託に加え、将来的な施設統合を含む広域的な施設再構築を見据え、長期的な視点で検討を進めた

DRAFT

２－１－８ 広域連携の第一歩

汚水処理の持続可能性を確保するためには、事業を実施する全ての団体が広域連携の必要性を自らの課題として認識し、広域連携の推進に主体的に取り組むことが必要である。

まずは、現状分析を通じて各団体の置かれている状況を客観的に把握し、中長期的な視点から課題を明確化する必要がある。明確化した課題については、汚水処理事業の担当部局内にとどまらず、首長・幹部職員とも共有し、首長のリーダーシップの下、組織横断的に対応できる体制を構築することが重要である。

また、近隣団体との関係構築に向けて、都道府県が主体的に調整を行い、意見交換や勉強会の開催等を通じた交流を図り、汚水処理の持続に関する課題認識を共有するとともに、相互理解と信頼関係の醸成を図ることが求められる。こうした取組が、広域連携を推進するための第一歩となる。

【解説】

汚水処理事業は、公衆衛生の向上や生活環境の改善、都市の健全な発達、公共用水域の水質保全を図る上で、国民生活に必要不可欠なインフラである。一方で、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、既存ストックの大量更新期の到来による汚水処理費用の増大が見込まれており、従来の自治体単独による事業運営のみでは、将来的な事業の継続が困難となることが懸念される。

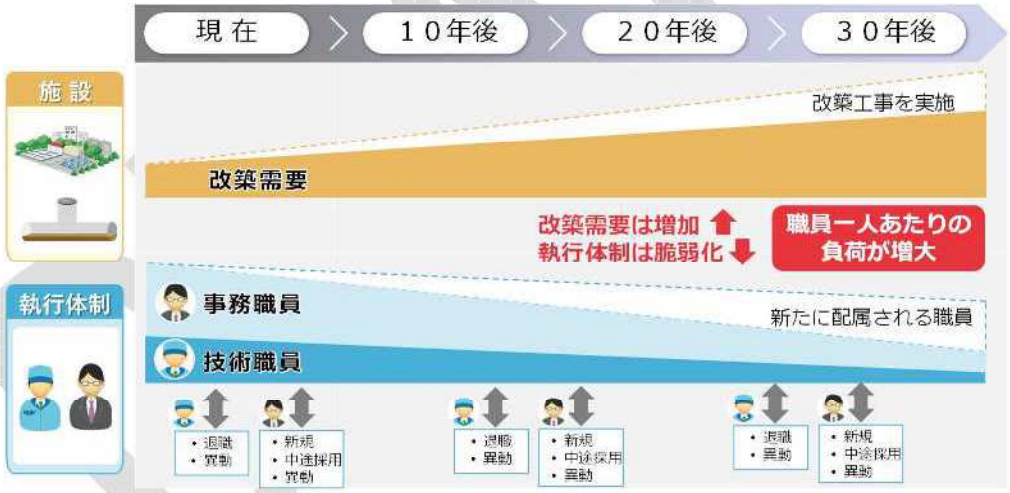

図 2-２３　１０年後、２０年後、３０年後の改築需要・執行体制のイメージ

このため、持続可能な汚水処理を次世代へ確実に引き継ぐためには、事業運営の一体化をはじめとする広域連携を推進し、執行体制の強化、運営規模の拡大、一元的なマネジメントを図ることが必要である。

汚水処理事業を実施する全ての団体は、汚水処理の持続可能性の観点から広域連携の必要性を自分事として捉え、広域連携を主体的に推進していくことが必要である。

まずは、現状分析を通じて自らの団体の汚水処理事業が置かれた状況をヒト・モノ・カネの視

点で客観的に把握し、中長期的な視点での課題を明確化し、団体内で十分に話し合いを行い、課題認識を共有することが重要である。ヒトの視点では、現在の執行体制に基づく業務実施状況に対して１０年後、２０年後、３０年後の執行体制の見込みを予測する。また、官側の執行体制だけでなく、水の官民連携や改築工事や排水設備工事等の担い手である民側の状況にも留意が必要である。モノの視点では、ストックマネジメント計画等に基づき、保有する下水道施設の老朽化状況の推移等を想定する。カネの視点では、汚水処理事業の経営分析に基づく経営状況の見通しを整理すると共に、公費負担に係る一般会計側の財政状況についても留意が必要である。

広域連携は自らの団体で完結する取組ではなく、団体間の合意形成・連携に基づくものであることから、取組推進に係る首長の理解が欠かせない。そのため、明確化した課題については、汚水処理事業の担当部局内に留まらず、首長・幹部職員とも認識を共有し、首長のリーダーシップの下、組織横断的に対応できる体制を構築することが重要である。

また、近隣団体との関係構築に向けて、都道府県が主体的に調整を行い、意見交換や勉強会の共同開催等を通じた交流を図り、汚水処理の持続に関する課題認識を共有するとともに、相互理解と信頼関係の醸成を図ることが求められる。こうした取組が、広域連携を推進するための第一歩となり、まずは早期に取組着手可能な施設の共同化・管理の一体化・その他の取組を実現することが重要である。

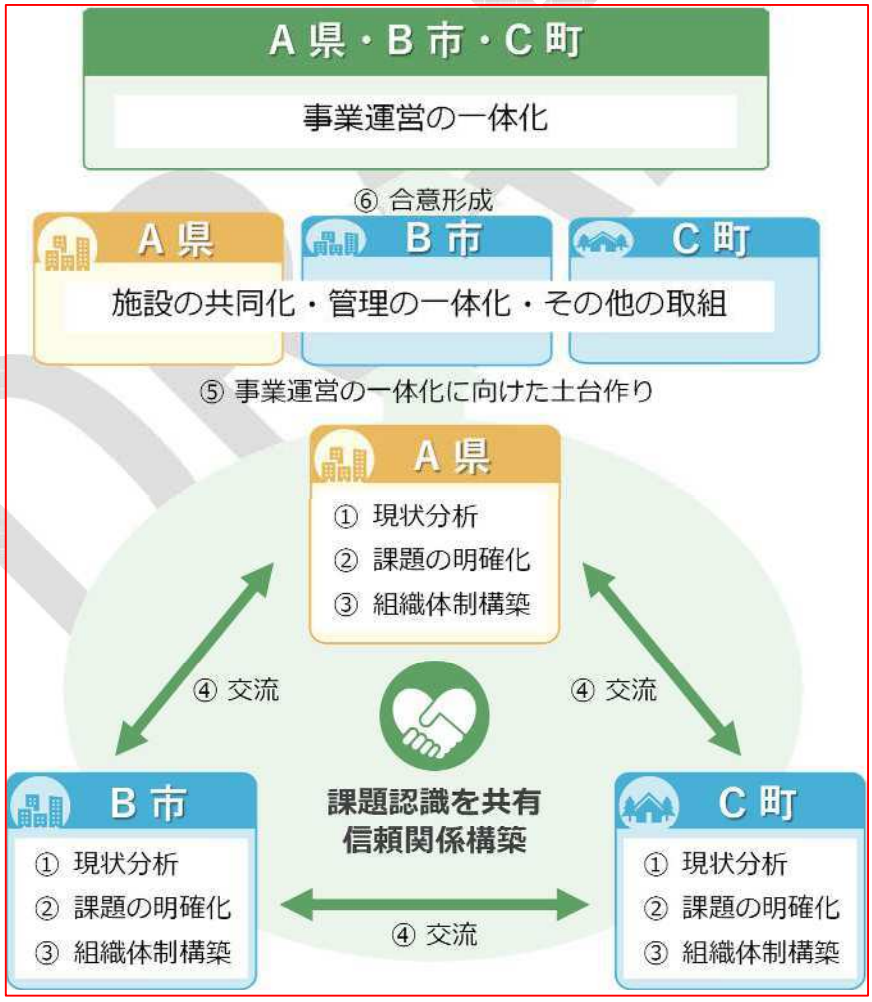

図 2-2４　課題認識の共有、信頼関係構築による広域連携の取組のステップアップ

２－２　広域連携に関連する法律・予算制度

２－２－１ 広域連携推進に係る法改正

汚水処理事業に係る団体間の広域連携を推進するため、令和８年下水道法の改正により、国が定める下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な方針（以下、基本方針という）が示されるとともに、広域連携の推進に係る都道府県等の責務が明確化された。

また、都道府県による広域連携推進計画の策定、都道府県による公共下水道の管理を可能とする制度の整備、下水道管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の団体が代行できる連携協力下水道制度に係る規定の創設等が行われた。

【解説】

令和８年下水道法改正における広域連携に係る主な改正内容を以下及び表 2-１０に示す。本改正により、都道府県については、下水道管理者間の広域連携の推進に関する責務が明確化されるとともに、国が定める基本方針に基づき、広域連携推進計画の策定に努めなければならないこととなった。また、下水道法の目的として下水道の適正管理、基盤の強化が明確化された。

これらの責務や目的を果たすための法制度として、都道府県による公共下水道の管理を可能とする制度や広域連携推進計画の策定・実施に関する協議を行うための都道府県協議会制度、二以上の下水道管理者間の連携及び協力を促進するための連携協力下水道制度等が新たに創設された。

各団体は、これらの法改正の趣旨を十分に踏まえ、将来にわたり持続可能な汚水処理を確保する観点から、広域連携を重要な施策として位置付け、その積極的な推進に取り組む必要がある。

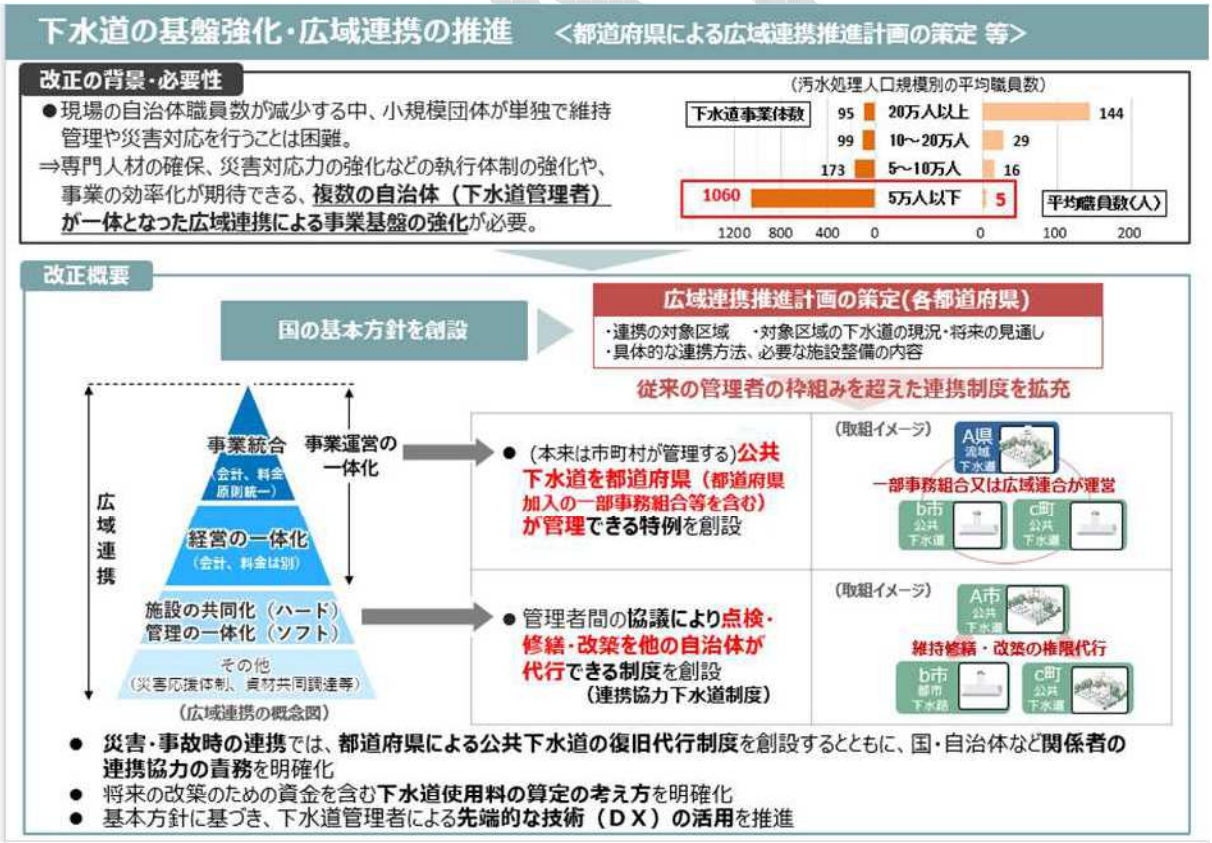

図 2-２５　下水道の基盤強化・広域連携の推進（再掲）

表 2-１０　広域連携に係る下水道法の改正内容

条項	条文
（基本方針） 第二条の二	国土交通大臣は、下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な方針（第二条の四第二項第一号を除き、以下「基本方 針」という。）を定めるものとする。 一～四省略 五　下水道管理者（第四条第一項に規定する公共下水道管理者、第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。以下同じ。）の間における次に掲げる取組（以下「下水道管理者の間の 連携等」という。）の推進に関する事項 イ　市町村の区域を超えた広域的な連携 ロ　二以上の公共下水道、流域下水道又は都市下水路の一体的 な管理
（責務） 第二条の三	２　都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における下水道管理者の間の連携等の推進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。 ３　下水道管理者は、下水道を適正に管理するとともに、その下水道の基盤の強化に努めなければならない。
（管理） 第三条	３　前二項の規定にかかわらず、都道府県は、第三十一条の二第三項の規定により当該都道府県の定める同条第一項に規定する広域連携推進計画に当該都道府県による公共下水道の管理（設置を除く。以下この項において同じ。）に関する事項が定められている場合においては、当該公共下水道の管理を行うことができる。
（広域連携 推進計画） 第三十一条の二	都道府県は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該都道府県の区域内において下水道管理者の間の連携等を推進する必要があると認める場合には、下水道管理者の間の連携等の推進に関する計画（以下「広域連携推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。 （第２項以下は記載省略）
（都道府県 協議会） 第三十一条の三	広域連携推進計画を定めようとする都道府県は、広域連携推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「都道府県協議会」という。）を組織することができる。 （第２項以下は記載省略）
（連携協力 下水道の管理） 第三十一条の五	隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する公共下水道、流域下水道又は都市下水路のうち、その管理を関係下水道管理者間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要があるもの（以下「連携協力下水道」という。）については、関係下水道管理者は、第三条、第二十五条の二十二及び第二十六条の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。 （第２項以下は記載省略）

DRAFT

２－２－２ 広域連携を推進するための役割・責務

国・都道府県・市町村は、地方自治法・下水道法で定められた果たすべき役割・責務に従い、相互の連携により広域連携に係る取組を進めるものとする。

【解説】

地方自治法、下水道法では、国・県・市町村の役割・責務が表 2-１１のとおり定められている。広域連携の推進には、市町村界を跨いだブロック単位等でより広域的な観点からの検討、合意形成が重要となる。そのため、それぞれの団体が果たすべき役割・責務を認識した上で、お互いの連携により取組を進めることが必要である。特に、都道府県には広域連携の推進に向け、流域下水道を核とした下水道管理者としての直接的な取組だけでなく、市町村の区域を超えた広域連携の牽引役･調整役として、広域連携推進計画の策定、進捗管理や団体間の連絡調整、助言による補完等の間接的な支援も含め中心的な役割を果たさなければならない。

表 2-１１　地方自治法・下水道法で定められた国・都道府県・市町村の役割分担

項目	地方自治法に基づく役割	下水道法に定められた責務
国	第二条の二第２項 ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務 ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務 ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施 ④ その他国が本来果たすべき役割	第二条の二 ① 下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な方針の策定 第二条の三 ① 下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、並びにこれを推進するとともに、都道府県及び下水道管理者に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行う
都道府県	第二条第５項 ① 広域にわたるもの（広域事務） ② 市町村に関する連絡調整に関するもの（連絡調整事務） ③ その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの（補完事務）	第二条の三第２項 ① 下水道管理者の間の連携等の推進に関する施策、及びこれの実施 第二条の三第３項 ① 下水道管理者として、下水道の適正管理、基盤の強化
市町村	第一条の二第１項 第二条第２項 ① 住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する ② 地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する	

DRAFT

２－２－３ 広域連携を実施するための準拠法令

広域連携は、地方自治法、下水道法、民法、その他関連法令に準拠して実施すること。

【解説】

広域連携を実施するために準拠が必要となる主な法令を図 2-２６に示す。事務の委託、一部事務組合等、地方自治法に準拠して実施する方法、下水道法に準拠して流域下水道事業として広域連携を実施する方法、民法に準拠して民事上の委託契約として行う方法等がある。また、集落排水事業および合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント、し尿処理施設等の広域連携には、浄化槽法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に準拠して取り組む必要がある。その他、これらの法令に準拠せず任意の協議会などを設立し、広域連携推進計画の進捗管理や広域連携の方法・方策の事業化に向けた検討・合意形成を行うことも可能である。

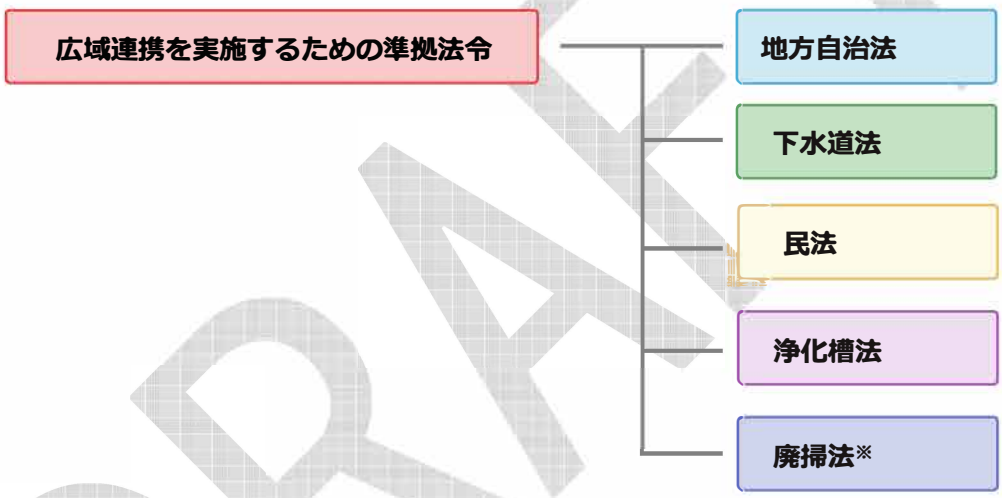

図 2-２６　広域連携を実施するための準拠法令

DRAFT

２－２－４ 地方自治法に基づく広域連携の制度

（１） 広域連携制度の分類

地方自治法の広域連携の制度は、法人の設立を要しない簡便な仕組みと法人の設立を要する仕組みがある。

【解説】

地方自治法の広域連携の制度については、新たな法人の設立の有無により図 2-２７のとおり大きく２つに区分けされる。法人の設立を要しない簡便な仕組みには、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、連携協約、事務の代替執行、指定管理者制度、公の施設の区域外設置がある。また、法人の設立を要する仕組みには、一部事務組合及び広域連合（地方公営企業法の適用を受けた場合には企業団）がある。

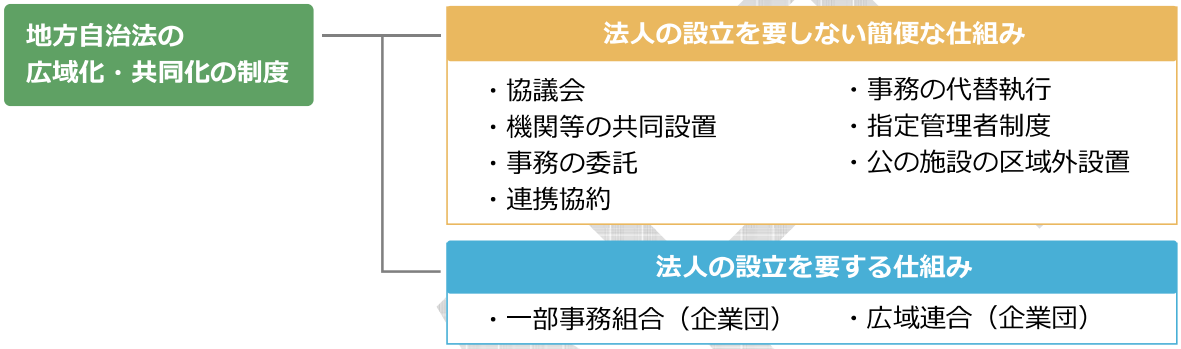

法人設立	制度名	議会の議決※	総務大臣等の許可※	委託側の委託事務に関する責任及び権限	費用等の負担
要しない	協議会	要	不要	—	構成団体
	機関等の共同設置	要	不要	—	構成団体
	事務の委託	要	不要	受託団体へ移譲	委託団体
	連携協約	要	不要	—	—
	事務の代替執行	要	不要	—	代替執行を求める団体
	指定管理者制度	要	不要	協定書等での規定による	協定書等での規定による
	公の施設の区域外設置	要	不要	—	協議による
要する	一部事務組合	要	要	組合へ移譲	構成団体又は一部事務組合
	広域連合	要	要	広域連合へ移譲	構成団体又は広域連合

注※：上記制度に関し、対象事業の地方公営企業法の全部適用、または一部適用によって手続きに差異が生じるものではない。ただし、新たに特別公共団体を設立することとなる「一部事務組合」及び「広域連合」については、構成団体における地方公営企業法の規定の適用範囲及び設立された団体における同法の規定の適用範囲に応じて、企業長の設置や企業職員の身分・給与体系等に係る制度上の取扱いに留意が必要である。

図 2-２７　地方自治法に基づく広域化・共同化制度の体系

（２） 法人の設立を要しない簡便な仕組み

地方自治法に基づく広域連携制度の内、法人の設立を要しない簡便な仕組みには、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行、連携協約、指定管理者制度、公の施設の区域外設置がある。

【解説】

地方自治法に基づく広域連携制度の内、法人の設立を要しない簡便な仕組みの概要を表 2-12に示す。法人の設立を要しないことから、法人の設立を要する一部事務組合や広域連合と比較し、総務大臣又は都道府県知事の許可が不要となっている。

表 2-12　法人の設立を要しない広域連携制度の概要

名称	特徴	スキーム図
協議会	（第 252 条-2-2～第 252 条-6-2） ● 地方公共団体の協議により定められる規約で設置される組織で、法人格を有せず、協議会固有の財産は有さない。 ● 職員は構成地方公共団体からの派遣で、必要な経費も各構成団体が負担・支弁し、その方法は規約で定める。 ● 「管理執行協議会」、「連絡調整協議会」、「計画策定協議会」の 3 種類がある。	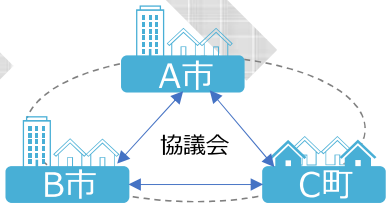
機関等の共同設置	（第 252 条-7～第 252 条-13） ● 地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体間の協議により定められる規約で共同して設置する制度。 ● 共同設置した機関はそれぞれの団体の機関と位置付けられ、管理執行に係る法令や条例等はそれぞれの団体のものが適用される。 ● 共同設置する機関等が管理又は執行したことの効果は、関係地方公共団体が自ら行ったことと同様にそれぞれの団体に帰属する。	
事務の委託	（第 252 条-14～第 252 条-16） ● 地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の地方公共団体に委託する制度であり、協議により規約を定め、事務を委託する。 ● 受託側は、委託事務の管理・執行に係る権限及び責任を担う。 ● 団体間の費用負担は、法令上の責任と区別し、関係法令を踏まえて規約・協定等で定め、受託者側は一定の収入を得る。 ● 委託は必ず「1 団体」対「1 団体」で成立。	

DRAFT

名称	特徴	スキーム図
事務の代替執行	（第 252 条-16-2～第 252 条-16-4） ● 地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を、当該地方公共団体の名において、他の地方公共団体に行わせる制度。 ● 代替執行を求めた側の責任及び権限は残る。 ● 地方公共団体が他の地方公共団体に当該事務を代替執行させることにより、事務を任せた地方公共団体が、自ら当該事務を管理及び執行した場合と同様の効果を生ずる。 ● 当該事務についての法令上の責任は事務を任せた普通地方公共団体に帰属したままであり、当該事務を管理及び執行する権限の移動も伴わない。	
連携協約	（第 252 条-2） ● 地方公共団体が、他の地方公共団体と連携して事務を処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定める制度。 ● 連携協約を締結した地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようにしなければならない。 ● 連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。	
指定管理者制度	（第 244 条-2-3～11） ● 地方公共団体が指定する法人又は、その他の団体に公の施設の管理を行わせることができる制度。 ● 公の施設の管理を指定管理者にどこまでさせるか、条例等で定める。 ● 指定管理者は、条例で定める範囲内で利用者からの料金を自らの収入として収受できる。	
公の施設の区域外設置	（第 244 条-3） ● 当該地方公共団体の区域外に公の施設を設置することが当該地方公共団体にとっても、またその設置されようとする区域の地方公共団体にとっても共に利益になる場合、協議により公の施設を設けることができる制度。 ● 当該公の施設が設置されようとする区域の地方公共団体の住民との間に使用関係を生ずる場合にのみ協議を要する。 ● 施設の管理は、法第 252 条の 14 に基づき事務の委託を行うことが考えられる。	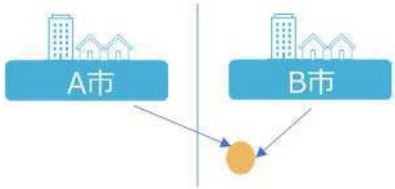

DRAFT

（３） 法人の設立を要する仕組み

地方自治法に基づく広域連携制度の内、法人の設立を要する仕組みには、一部事務組合、広域連合がある。

【解説】

地方自治法に基づく広域連合制度の内、法人の設立を要する方法の概要を表 2-１３に示す。事業執行体制の強化やスケールメリット創出によるコスト縮減等を目的とした複数団体の事業運営の一体化を行う際などに適用する手法である。

表 2-１３　法人の設立を要する広域連携制度の方法の概要

名称	特徴	スキーム図
一部事務組合	（第 284 条～第 291 条、第 292 条～第 293 条-2） ● 地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するもの、又は数都道府県にわたるものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。 ● 共同処理する事務は、構成団体の権限から除外。 ● 財産の保有や職員の採用が可能。 ● 法人の設立を要しない広域連携制度に比べ、設立準備に手間と期間を要する。	
広域連合	（第 284 条、第 291 条-2～第 293 条-2） ● 地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するもの、又は数都道府県にわたるものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。 ● 国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受ける事ができる。 ● 法人の設立を要しない広域連携制度に比べ、設立準備に手間と期間を要する。	

DRAFT

２－２－５ 下水道法に基づく広域連携の手法

下水道法に基づく広域連携制度には、（１）流域下水道、（２）広域連携推進計画、（３）公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例、（４）連携協力下水道、（５）都道府県協議会、（６）管理者協議会がある。

【解説】

（１） 流域下水道

現行下水道法は昭和 33 年に制定されたが、制定当時における下水道法の目的は、「下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達と公衆衛生の向上（当時は、宅地及び地域から下水を排除する）に寄与する」ことであったため、都道府県の役割ではなく、市町村の役割であることを前提として下水道法の骨格が定められた。

その後、公害関係法の整備の一環として、河川等の流域単位に基づき、市町村の行政区域を越えた広域的な観点から下水道計画を立案し、実施することの必要性が強く認識されるようになった。そのため、昭和 45 年に改正された下水道法の目的には、「公共用水域の水質の保全に寄与すること」が加えられ、流域下水道の制度が創設された。これにより、都道府県の広域事務として、下水道事業の一部（2 以上の市町村の区域から発生する汚水を流下させる幹線管渠と処理場の整備）が位置付けられることとなった。

さらには、市街化の進展や集中豪雨の頻発などを受け、都道府県が事業主体となり、複数市町村にまたがる区域を対象に一体的かつ効率的に浸水対策を行う必要性が生じていたため、平成 17 年の下水道法改正により、2 以上の市町村の区域における雨水（終末処理場を有する公共下水道より排除される雨水又は下水道法第二条第三号ロに該当する公共下水道により排除される雨水に限る。）のみを排除する下水道を「雨水流域下水道」として位置づけ、これを整備することが可能となった。

下水道法抜粋

（用語の定義）

第二条

四　流域下水道　次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ　専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの

ロ　公共下水道（終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

（管理）

第二十五条の十　流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市町村は、都道府県と協議して、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。

DRAFT

（２） 広域連携推進計画

広域連携推進計画は、下水道事業において国が定める基本方針に基づき、複数の団体による連携等を推進するために策定するものである。

都道府県は、下水道管理者間の連携等の推進に関する施策の策定・実施に努める責務を有し、複数の団体の連携等を推進する必要があると認める場合には、広域連携推進計画を策定するよう努めるとともに、複数の団体による連携等を推進しようとする下水道管理者の要請があった場合にも、関係団体との調整を図りながら当該計画の策定を行うものとする。

下水道法抜粋

（広域連携推進計画）

第三十一条の二 都道府県は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該都道府県の区域内において下水道管理者の間の連携等を推進する必要があると認める場合には、下水道管理者の間の連携等の推進に関する計画（以下「広域連携推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

２ 広域連携推進計画においては、下水道管理者の間の連携等を推進する区域（以下「計画区域」という。）を定めるほか、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 下水道管理者の間の連携等の推進に関する基本的な事項

二 計画区域における公共下水道、流域下水道又は都市下水路の現況及び将来の見通し

三 計画区域における下水道管理者の間の連携等に必要な措置に関する事項

四 計画区域において下水道管理者の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項

DRAFT

（３） 公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例

これまでの下水道法では、公共下水道の管理は市町村が行うものとされていたが、令和８年下水道法の改正により、第三条第３項に基づき、都道府県自らが公共下水道の管理を行うことができる特例が創設された。また、都道府県が参加する一部事務組合や広域連合が公共下水道を所管する場合についても、本規定を適用し、事業運営の一体化を図ることが可能である。

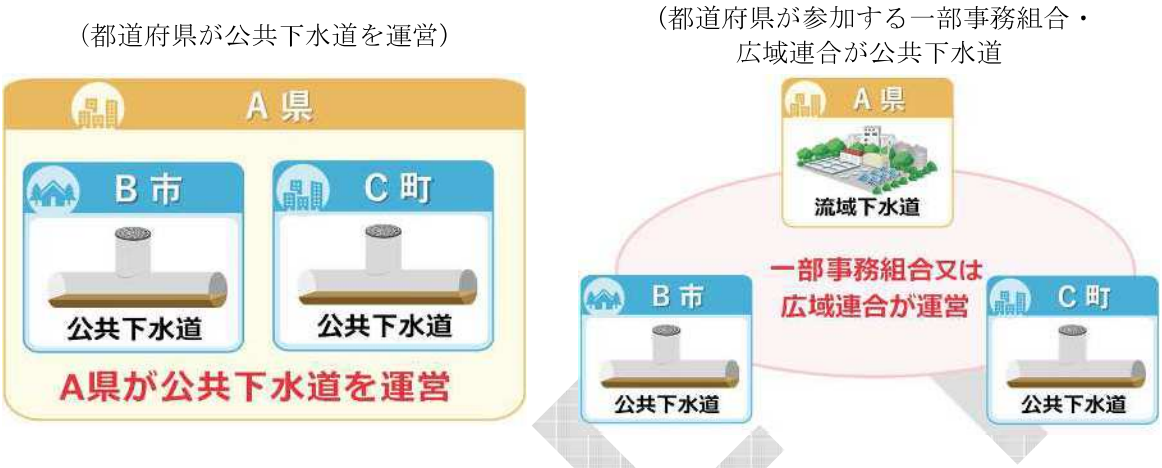

図 2-２８ 都道府県が公共下水道を運営する事業形態のイメージ

下水道法抜粋

（管理）

第三条　公共下水道の管理は、市町村が行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

３　前二項の規定にかかわらず、都道府県は、第三十一条の二第三項の規定により当該都道府県の定める同条第一項に規定する広域連携推進計画に当該都道府県による公共下水道の管理（設置を除く。以下この項において同じ。）に関する事項が定められている場合においては、当該公共下水道の管理を行うことができる。

DRAFT

（４） 連携協力下水道

連携協力下水道は、二以上の下水道管理者間の連携及び協力により施設の管理を効率的かつ効果的に行うための方法である。地方自治法の事務の委託や事務の代替執行と異なり、議会の議決が不要で、管理者間の合意により実施することができる。連携協力下水道は、施設の管理を代行する下水道管理者（以下、代行側という）が保有する技術的なノウハウを最大限に発揮するため、施設の管理に係る権限を委譲する方法としている。そのため、代行側の管理瑕疵によるリスクは代行側が負うことを前提とした手法となるが、自然災害等の不可抗力や管理瑕疵に該当するかどうかの判断が困難な場合も想定される。そのため、権限を委譲する側と代行側の両者で、想定されるリスクに係る考え方を整理し、書面による合意を行うことが必要である。

なお、連携協力下水道は下水道管理者間の連携であることから、流域下水道を実施していない都道府県は、連携協力下水道による公共下水道施設の管理ができないことに留意が必要である。



図 2-2９　連携協力下水道による広域連携のイメージ

下水道法抜粋

（連携協力下水道の管理）

第三十一条の五　隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する公共下水道、流域下水道又は都市下水路のうち、その管理を関係下水道管理者間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要があるもの（以下「連携協力下水道」という。）については、関係下水道管理者は、第三条、第二十五条の二十二及び第二十六条の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

２　第三十一条の二第四項の規定により広域連携推進計画に前項の規定に基づく当該連携協力下水道の管理に関する事項が定められた場合においては、当該連携協力下水道の管理の方法は、当該広域連携推進計画に即したものでなければならない。

３　第一項の規定による協議が成立した場合においては、関係下水 道管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

４　第一項の規定による協議に基づき関係下水道管理者がその管理する下水道以外の連携協力下水道を管理する場合においては、これらの者は、政令で定めるところにより、当該連携協力下水道の管理者に代わつてその権限を行うものとする。

５　連携協力下水道の管理に要する費用の負担については、関係下水道管理者が協議して定めるものとする。

DRAFT

連携協力下水道で代行できる権限の範囲は、「本来管理者固有の権限とすべきもの」以外のあらゆる権限を対象としている。連携協力下水道で代行できない「本来管理者固有の権限とすべきもの」は、「①下水道施設の外延を定める行為に係る権限」「②地方公共団体の条例制定に係る権限」「③長期に及ぶ公示・縦覧など、その他本来管理者が一貫して行うべき権限」に該当するものであり、その詳細は表 2-１４のとおりであり、下水道法施行令ではそれ以外の権限（連携協力下水道で代行できる権限）を規定しているところである。

表 2-１４　連携協力下水道で代行できない権限

特徴	連携協力下水道で代行できない権限
①　下水道施設の外延を定める行為に係る権限	・事業計画の策定（下水道法（以下この表において「法」という。）第４条第１項、法 25 条の 23 第１項） ・公共下水道の管理に係る見通しの作成・公表（法第７条の４第２項） ・公共下水道の供用開始の公示等（法第９条第１項） ・排水区域等の廃止、廃止した区域に係る公示（法第９条の２第１項及び第４項） ・公共下水道台帳の調製及び保管（法第 23 条第１項） ・流域下水道の供用開始に当たっての流域関連公共下水道管理者への通知（法第 25 条の 26） ・都市下水路の区域の指定に係る公示等（法第 27 条第１項） ・都道府県が策定する広域連携推進計画への同意（法第 31 条の２第５項）
②　地方公共団体の条例制定に係る権限	・構造の基準に係る条例の制定（法第７条第３項） ・除害施設の設置等に係る条例の制定（法第 12 条第１項） ・特定事業場からの下水の水質基準に係る条例の制定（法第 12 条の２第３項） ・継続して基準外の下水を排除して公共下水道を使用する者に対する除害施設の設置等に係る条例の制定（法第 12 条の 11 第１項） ・使用料の徴収（法第 20 条第１項） ・終末処理場の維持管理の方法に係る条例の制定（法第 21 条第２項） ・行為制限に係る条例の制定（法第 24 条第１項、法第 29 条第１項） ・公共下水道の管理に関し必要な事項に係る条例の制定（法第 25 条） ・浸水被害対策区域に存する排水設備の技術基準に係る条例の制定（法第 25 条の２） ・都市下水路の構造や維持管理に関する技術基準に係る条例の制定（法第 28 条第２項） ・排水設備の排水管の内径等に係る条例の制定（下水道法施行令第８条第６号） ・管理協定の対象となる雨水貯留施設の規模の特例を定める条例の制定（同令第 17 条の５） ・流域水害対策計画の策定（特定都市河川浸水被害対策法第４条第１項） ・排水設備の技術基準に関する条例の制定（同法第 10 条）
③　その他本来管理者が一貫して行うべき権限	・水洗便所への改造義務に係る命令（法第 11 条の３項及び第４項） ・雨水貯留施設の管理協定の公示等（法第 25 条の７） ・貯留機能保全区域等の指定に係る都道府県知事等への情報提供等（特定都市河川浸水被害対策法第 78 条第１項）

DRAFT

（５） 都道府県協議会

都道府県協議会は、広域連携推進計画を策定又は変更しようとする都道府県が、広域連携推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる制度である。都道府県協議会を組織するにあたり、地方自治法の協議会制度と異なり、議会の手続き等が不要な簡便な制度である。

なお、複数の都道府県にまたがって広域連携推進計画を定める場合も都道府県協議会を組織することができる。

下水道法抜粋

（都道府県協議会）
第三十一条の三　広域連携推進計画を定めようとする都道府県は、広域連携推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「都道府県協議会」という。）を組織することができる。
２　都道府県協議会は、次に掲げる構成員をもつて構成する。
一　広域連携推進計画を定めようとする都道府県
二　関係下水道管理者
三　学識経験を有する者その他の当該都道府県が必要と認める者
３　第一項の規定により都道府県協議会を組織する都道府県は、都道府県協議会において同項に規定する協議を行おうとするときは、前項第二号に掲げる者であつて都道府県協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。
４　前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。
５　都道府県協議会において協議が調つた事項については、都道府県協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
６　前各項に定めるもののほか、都道府県協議会の運営に関し必要な事項は、都道府県協議会が定める。

都道府県協議会の構成員は図 2-３０に示すとおりであり、「広域連携推進計画を定めようとする都道府県」「関係下水道管理者（都道府県内の市町村の下水道管理者）」「学識経験を有する者その他の当該都道府県が必要と認める者（配置は任意）」の三者で構成する。



図 2-３０　都道府県協議会の構成

DRAFT

（６） 管理者協議会

管理者協議会は、下水道管理者の間の連携等による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる制度である。具体的には、下水道管理者のみで構成し、

・連携が可能な事務事業の洗い出しや連携手法の検討を行うこと
・都道府県による広域連携推進計画の策定を促すにあたり事前に下水道管理者間において協議が必要な場合や、当該計画を実施する過程で下水道管理者の間において将来的な事業統合等の検討が必要場合等に詳細かつ実務的な協議を行うこと

などが想定される。

管理者協議会を組織するにあたり、下水道法の都道府県協議会と同様に議会の手続き等が不要で、下水道管理者の他、国や都道府県、下水道事業団、下水道公社、学識経験者等の参画も可能であり、連携の方向性や役割分担についての具体的な方策を協議する場として簡便な制度である。

下水道法抜粋

（管理者協議会）

三十一条の四　二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、下水道管理者の間の連携等による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会（以下「管理者協議会」という。）を組織することができる。

２　管理者協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一　関係地方公共団体

二　下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者

三　学識経験を有する者その他の管理者協議会が必要と認める者

３　管理者協議会において協議が調った事項については、管理者協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

４　前三項に定めるもののほか、管理者協議会の運営に関し必要な事項は、管理者協議会が定める。

管理者協議会は、改正前の下水道法第三十一条の四で規定されていた「下水道協議会制度」に相当するものである。令和８年下水道法改正前の法の規定に基づく下水道協議会（令和７年度末時点で７協議会が設置）の設置状況と設置目的を表 2-１５に示す。

DRAFT

表 2-１５　下水道協議会の設置状況と設置目的

年月	協議会の名称	構成員	設置時の目的
平成 28 年 8 月	南河内 4 市町村 下水道事務広域化 協議会	大阪府富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、 国土交通省近畿地方整備局、大阪府、 日本下水道事業団（アドバイザー）	管理の効率化に向けて下水道事務の広域化を検討
平成 28 年 11 月	下水道事業 推進協議会	埼玉県、県内全 56 市町村、(公財)埼玉県下水道公社	共通する課題を広域的に取り組む場 ・経営管理 ・災害時対応への取組 ・市町村事業支援
平成 29 年 3 月	ながさき下水道等 連携協議会	長崎県、県内 19 市町	県及び市町等が連携して、下水道事業が直面する諸課題に関し、共通の認識を持って対応方法の研究や検討 ・維持管理業務の一括発注 ・ICT の活用等による集中管理 ・下水汚泥の共同処理 等
平成 29 年 8 月	兵庫県 生活排水処理事業連 絡協議会	兵庫県、県内全 41 市町、1 事務組合、 国土交通省近畿地方整備局、 日本下水道事業団等の支援団体（オブザーバー）	施設の共同化・統廃合等について検討する場 ・同一市町内での施設統廃合の更なる促進 ・市町を跨がる施設の共同化・統廃合 ・広域化・共同化（維持管理・事務） ・技術支援方策の活用及び拡充 ・効率化に向けた啓発、情報提供など
令和元年 5 月	秋田県 生活排水処理事業 連絡協議会	秋田県、県内全 25 市町村、 7 事務組合	生活排水処理に関する協働事業の計画立案及び事業の円滑な推進 ・生活排水処理構想の見直し ・広域化・共同化計画の策定及び関連施策の検討及び調整 ・汚泥の広域処理及び利活用に関する検討及び調整　等
令和 2 年 6 月	香川県汚水処理事業 効率化協議会	香川県、県内 17 市町、3 事務組合	汚水処理の事業運営の効率化のための協働事業の計画立案及び事業の円滑な推進 ・処理場の統廃合、維持管理運営の共同化等 ・ポンプ施設の維持管理運営共同化等
令和 4 年 4 月	逗子市・葉山町 汚水処理の広域化・ 共同化可能性 検討協議会	神奈川県逗子市、神奈川県葉山町	汚水処理施設の統廃合について検討する場 ・汚水処理施設の統廃合施設計画 ・効果と実現可能性検討・合意形成　等

DRAFT

２－２－６ 民法に基づく広域連携の手法

民法に基づく広域連携の手法は、（１）協定や覚書を民法上の委託契約と解釈し、発注業務等を集約して実施する方法、（２）官民による広域補完組織を設立する方法がある。

（１） 協定や覚書を民法上の委託契約と解釈し、発注業務等を集約して実施する方法

各種計画検討、設計・工事、維持管理等の外部委託の発注・契約業務について、民法に準拠した「民事上の委託契約」により複数市町村における発注業務を一市町村に集約して実施することが可能とされている。

この点に関し、過去の東京地方裁判所による判決では「地方公共団体が土木建設工事等の事実行為の執行を他の普通地方公共団体に委託する場合は、地方自治法第 252 条の 14 に規定する委託（事務委託）の手続きを取らず、私法上の契約を締結する方法によって行うことができる」とされている。

委託発注について、A 市と B 市・C 町・D 村市町村間で協定を締結し、それを民事上の委託契約と解釈、A 市が 4 市町村分一括で発注業務を行うものである。4 市町村で締結する協定は、あくまで民事上の委託契約であることから、議会の議決を伴わないものとされている。

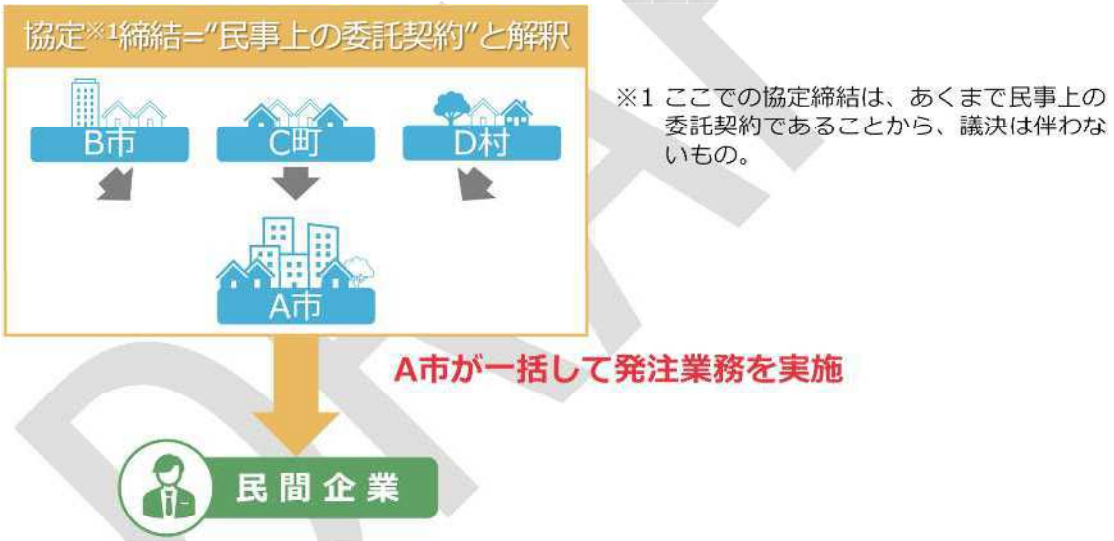

図 2-３１　民事上の委託契約の概要

DRAFT

（２） 官民による広域補完組織を設立する方法

官民による広域補完組織を設立する方法は、複数の団体と民間企業が共同の出資により株式会社等の組織（官民出資会社）を設立し、各団体の専門的な技術やノウハウを必要とする業務を広域的に実施し、各団体の体制補完を行うものである。

秋田県では、県、市町村の事業に係る事務を補完する官民出資会社である ONE・AQITA 株式会社（ワン・アキタ）を設立し、効率的・効果的な事業マネジメントを実現している。ONE・AQITA 株式会社には、県、市町村とパートナー事業者が職員・社員を派遣することで、多様なニーズに対応できる体制を構築し、計画策定支援、 施工支援及び監理、 人材育成、研修の企画、運営、広報、調査、研究及び開発等を行っている。

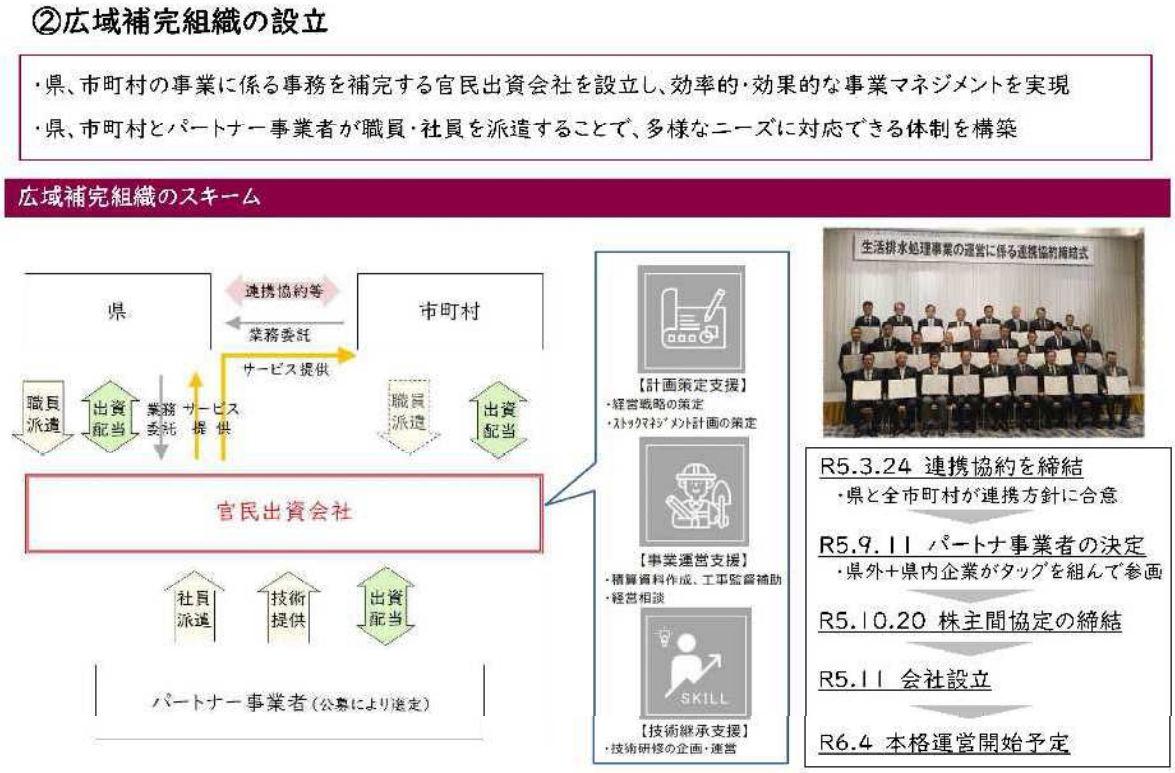

出典：秋田県の下水道事業について～広域化・共同化、公民連携の取組～
（令和６年１月３１日（水）、秋田県建設部下水道マネジメント推進課）

図 2-32　秋田県で官民による広域補完組織を設立した事例

２－２－７ 広域連携の推進体制

広域連携の推進にあたっては、関係団体間における検討、意見交換及び合意形成を円滑に行うための推進体制の構築が必要である。そのため、広域連携の推進体制として、地方自治法又は下水道法に基づく協議会を設置し、必要な協議及び調整を行うことが有効である。

【解説】

広域連携は、複数の団体の合意形成に基づき実施されるものであることから、関係団体間における検討、意見交換及び合意形成を円滑に行うための推進体制の構築が必要である。広域連携を主導する都道府県、市町村いずれも広域連携推進に係る担当者を配置し、自らの団体の課題や解決策を検討する体制を構築する。その上で、広域連携の推進体制として、地方自治法又は下水道法に基づく協議会を設置し、必要な協議及び調整を行うことが有効となる。

広域連携の推進体制構築に適用する協議会の方式と上下水道事業における活用事例を表 2-16に示す。広域連携の立ち上げ段階、広域連携推進計画の計画策定段階、実行段階のそれぞれの目的や団体内外の広域連携に係る合意形成の状況等を踏まえ、適用する協議会の方式とその構成員を検討する必要がある。なお、広域連携推進計画の計画策定段階では、下水道法に基づく都道府県協議会を設立することを基本とする。

協議会の構成員については、図 2-33に示すように首長会議、部課長会議、担当者会議などのケースが想定され、協議会での検討内容や目標とする合意形成の内容等を考慮して決定する。

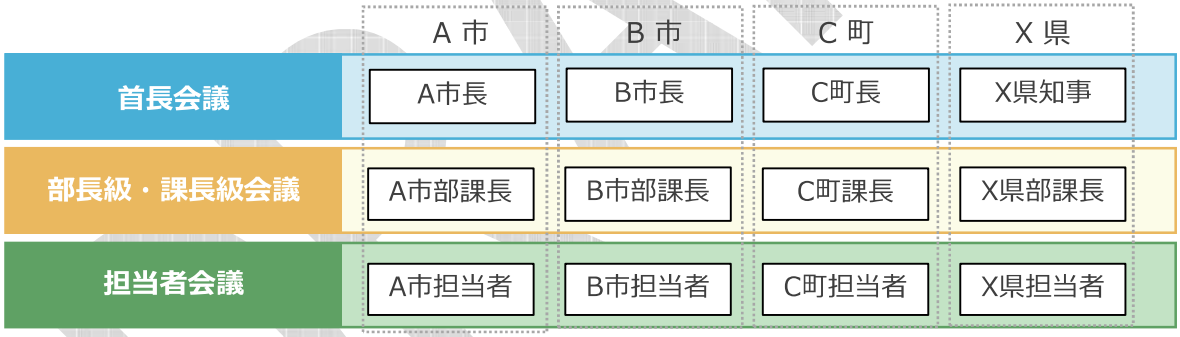

図 2-33　協議会の構成員のイメージ

DRAFT

表 2-１６　協議会の方式と上下水道事業における活用事例

区分		名称	設立目的	立上	計画	導入	設立事例
法定	地方自治法	計画作成協議会	・広域にわたる総合的な計画※を共同で作成するため（注※：広域連合として作成する広域計画は該当しない）			△	（水道） 奈良県広域水道企業団設立準備協議会 香川県広域水道事業体設立準備協議会
		管理執行協議会	・複数の普通地方公共団体が事務の一部を共同して管理し及び執行するため			○	（下水道） 最上圏域下水道共同管理協議会
		連絡調整協議会	・関係普通地方公共団体間の連絡調整のため	○			―
	下水道法	都道府県協議会	・広域連携推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため	○	○	△	―
		管理者協議会	・下水道管理者の間の連携等による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うため	○		△	（下水道） 南河内 4 市町村下水道事務広域化協議会 下水道事業推進協議会 ながさき下水道等連携協議会 兵庫県生活排水処理事業連絡協議会 秋田県生活排水処理事業連絡協議会 香川県汚水処理事業効率化協議会 逗子市・葉山町汚水処理の広域化・共同化可能性検討協議会 （すべて令和 8 年下水道法改正前の協議会の事例）
	水道法	広域的連携等推進協議会	・市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等の推進に関し必要な協議を行うため（水道事業）	○		△	（水道） 茨城県広域的連携等推進協議
任意		任意の協議会	・構成団体の合意により定めた規約の目的のため （目的の内容は任意）	○		△	（水道） 府域一水道に向けた水道のあり方協議会 香川県広域水道事業体検討協議会 （上下水道） 矢作川流域 上下水道広域連携協議会（仮称）準備会 矢作川流域 上下水道広域連携協議会 豊川流域 上下水道広域連携協議会（仮称）準備会

注※：△は導入準備までの活用を想定

DRAFT

愛知県の西三河地域においては、「矢作川流域上下水道広域連携協議会（仮称）準備会」を2024 年 8 月に設立し、県と市町が連携して上下水道の一本化に向けた検討を進め、「矢作川流域上下水道一本化　基本方針」の取りまとめを行った。準備会の構成自治体による「矢作川流域上下水道一本化　基本方針」の合意を受け、2025 年 12 月に任意の協議会である「矢作川流域上下水道広域連携協議会」を設立し、上下水道の一本化の合意に向けた検討を進めている。

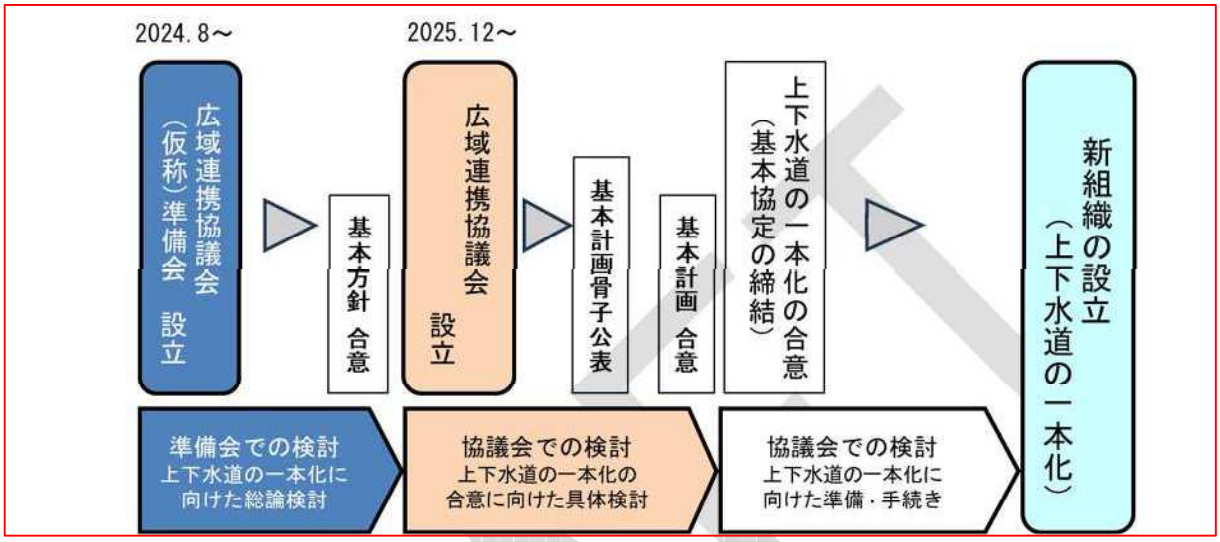

出典：出典：第 2 回 矢作川流域 上下水道広域連携協議会 会議資料（2026 年 7 月）

図 2-３４　愛知県の西三河地域における協議会設立の事例

DRAFT

２－２－８ 広域連携の推進に係る各種財政支援制度

（１） 各種財政支援制度

令和８年度時点での広域連携の推進に係る各種財政支援制度を表 2-１７に示す。これらの支援制度を活用し、広域化・共同化の推進を図るものとする。

表 2-１７　広域連携の推進に係る各種財政支援制度

省庁名	制度名	区分	制度の概要
総務省	下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置	普通交付税措置	・広域化・共同化に伴う施設整備等に要する経費について、下水道事業債を充当できることとし、元利償還金の一部を普通交付税措置
	公営企業経営改善特例債	―	・集落排水を公共下水道に接続する等、公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に一般会計等が一時に負担する必要がある経費を対象として、当分の間、「公営企業経営改善特例債」を発行できることとし、費用負担の平準化を支援
農林水産省	農村整備事業、漁村整備事業	補助金	・他の汚水処理施設への接続や集落排水施設間の統合を含む、施設の適正化が明記された機能保全計画の策定や、策定した機能保全計画に基づき実施される保全工事を支援
	農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業、漁港漁村環境整備事業）	交付金	・他の汚水処理施設への接続や集落排水施設間の統合を含む、施設の適正化が明記された機能保全計画の策定や、策定した機能保全計画に基づき実施される保全工事を支援
国土交通省	下水道広域化推進総合事業	交付金	・下水道を含む汚水処理の広域化・共同化を推進するため、汚水処理の広域化に係る計画策定、汚泥処理等を行う事業を支援
	下水道広域連携推進事業	補助金	・汚水処理人口 10 万人以上の事業運営の一体化または一体化後の運営基盤強化に必要な施設整備等を支援、計画期間は最長 10 年、令和 22 年度までの時限的な措置
環境省	公共浄化槽等整備推進事業	交付金	・（浄化槽整備効率化事業費）新たな浄化槽事業計画策定及び浄化槽処理促進区域の設定に必要な調査、浄化槽事業に係る中長期的な事業収支シミュレーション等を支援 ※広域連携も含め、事業の検討時に利用可能

DRAFT

（２） 総務省の財政支援制度

１） 下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置

下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置の概要を表 2-１８に示す。広域連携に係る経費は「広域化・共同化に要する経費」として繰出基準が定められており、繰出基準に該当する額（公費負担分）の一部が交付税措置される。

なお、広域化・共同化に伴う施設整備等に要する経費に充当する下水道事業債の対象は、「下水道事業広域化・共同化推進要領」に定められた通り、広域化・共同化計画に位置付けられた事業又は都道府県が当該事業を同計画に位置付ける予定であること等を確認できた事業とされていることに留意すること。(汚水処理施設最適化プランの策定等により広域化・共同化計画を廃止することとなった場合、広域化・共同化計画を広域連携推進計画又は汚水処理施設最適化プランに読み替えられるよう、同要領を改正予定)。

表 2-１８　下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置の概要

繰出基準	繰出基準額	交付税措置
広域化・共同化に要する経費	・H30 以前に発行した下水道事業債（広域化・共同化分）の元利償還金の 55% ・広域化・共同化計画に基づき令和元年度以降に実施する広域化・共同化に要する資本費の４割～８割（流域下水道接続分は５割～９割）	下水道事業債（広域化・共同化分） 【充当率】100% 【措置率】元利償還金の一定割合 ・H30 以前分：55% ・Ｒ１以降分：28%～56% ・Ｒ４以降の流域接続分：35%～63%

下水道事業広域化・共同化推進要領（抜粋）

２　対象団体

下水道事業の広域化・共同化を行おうとする地方公共団体とする。

３　計画の策定

(1)　下水道事業の広域化・共同化を行おうとする地方公共団体は、下水道事業広域化・共同化施設整備計画（別紙様式１、以下「広域化施設整備計画」という。）を策定するものとする。

(2)　広域化施設整備計画の実施期間は概ね５年以内とし、計画策定団体は当該計画に基づき施設整備等を行うものとする。

(3)　広域化施設整備計画には、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成 30 年１月 17 日付け総財準第１号・29 農振第 1698 号・29 水港第 2464 号・国下事第 56 号・環循適発第 1801171 号総務省自治財政局準公営企業室長等通知）に基づき策定した広域化・共同化計画に位置付けられた事業に伴い必要となる施設整備等について記載するものとする。ただし、協議等手続の時点で同計画に位置付けられていない事業に伴い必要となる施設整備等であっても、都道府県が、当該事業を同計画に位置付ける予定であること等を確認できたものについては、広域化施設整備計画に記載できるものとする。

DRAFT

４　手　続　き

(1)　広域化・共同化の施設整備等に要する費用に下水道事業債（広域化・共同化分）を充当しようとする都道府県及び指定都市は、広域化施設整備計画（別紙様式１）を総務省に提出するものとする。

(2)　市町村（指定都市を除く。）にあっては、(1)の手続きについて都道府県を経由するものとする。

(3)　なお、協議等手続の時点で広域化・共同化計画に位置付けられていない事業に伴い必要となる施設整備等を記載した広域化施設整備計画を提出する場合は、事前に都道府県に、当該事業と広域化・共同化計画との整合や当該事業を広域化・共同化計画に位置付ける予定であることを確認し、都道府県がその確認結果を記載した広域化施設整備計画を総務省に提出するものとする（※）。

※指定都市についても、都道府県の確認結果を記載して提出すること。

５　財政措置

広域化施設整備計画に基づく施設整備等について、以下により下水道事業債（広域化・共同化分）を充当するとともに、(3)のとおり、処理区域内人口密度に応じ元利償還金の一部を基準財政需要額に算入（事業費補正方式により措置）する。なお、本改正前の下水道事業債（広域化・共同化分）に係る財政措置については、従前のとおりとする。

(1)　対象事業

広域化施設整備計画に基づき実施される事業であって、公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のうち、終末処理場、接続管渠、ポンプ場、汚泥処理施設、し尿受入施設、遠隔監視・制御施設、複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費、その他の広域化・共同化に要する施設整備等事業

※　上記の事業には、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に寄与する情報システムの導入若しくは改修又は情報通信機器の購入であって、広域化・共同化に伴い必要なものを含む。

(2)　対象範囲

広域化施設整備計画に基づき実施される事業に係る事業費（補助事業にあっては地方負担額、地方単独事業にあっては対象事業費。ただし、流域下水道及び小規模集合排水処理施設については、通常分であって臨時措置分を除いたもの。）

(3)　基準財政需要額への算入について

以下の表１のとおり元利償還金の一定割合を基準財政需要額に算入するものとする。ただし、公共下水道等（流域下水道を除く。）を流域下水道へ接続するための市町村（下水道事業を経営する一部事務組合等を含む。）が実施する管渠及びポンプ場の整備事業に限り、表２に定める算入率を適用する。

出典：総務省自治財政局準公営企業室長通知「下水道事業広域化・共同化推進要領の改正について」

（令和７年４月１日付け総財準第 61 号）

DRAFT

２） 公営企業経営改善特例債

公営企業経営改善特例債は、集落排水を公共下水道に接続する等、公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に一般会計等が一時に負担する必要がある経費を対象として、当分の間、「公営企業経営改善特例債」を発行できることとし、費用負担の平準化を図るものである。

公営企業経営改善特例債の対象経費は下記のとおりとされている。

- 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- 国又は地方団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費
- 地方債の繰上償還に要する経費
- 退職手当の支給に要する経費

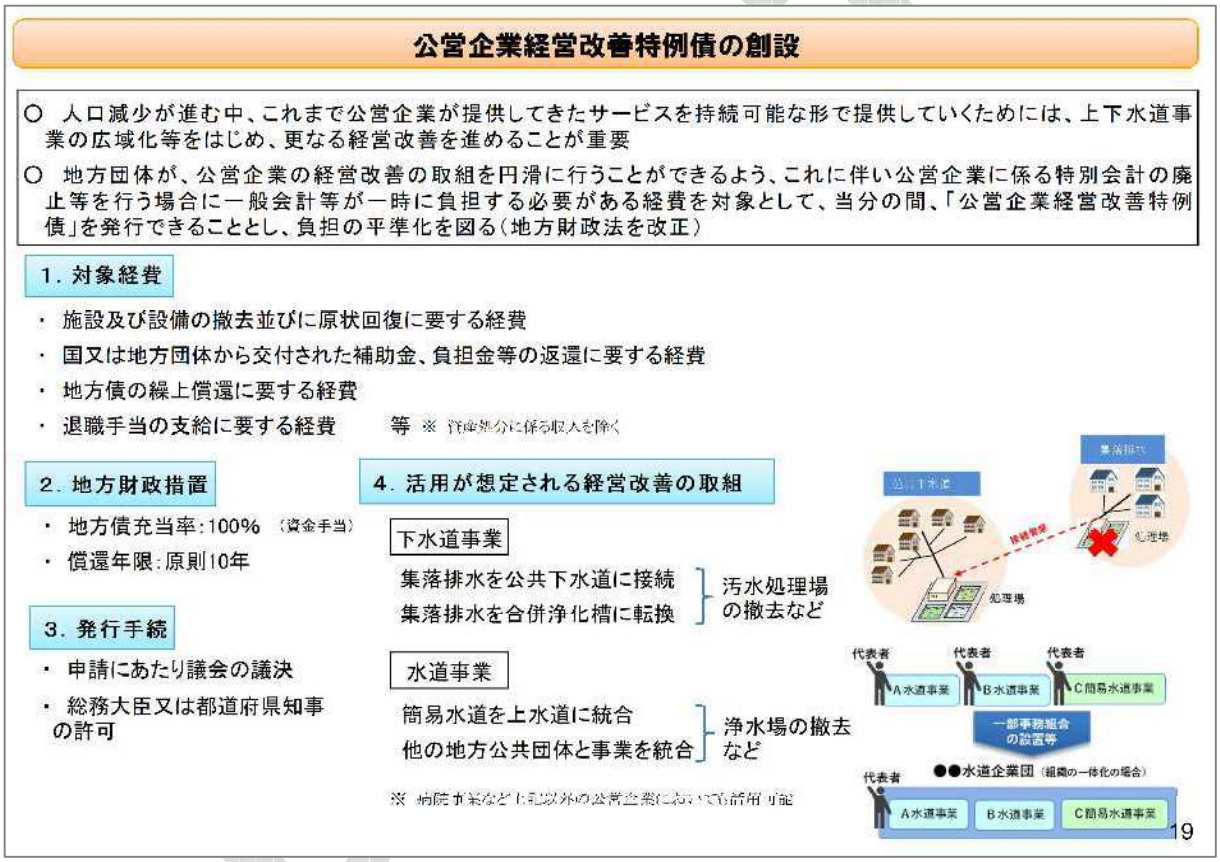

出典：令和８年度地方財政対策の概要

図 2-３５　公営企業法経営改善特例債の概要

（３） 農林水産省の財政支援制度

１） 農村整備事業、漁村整備事業

農村整備事業、漁村整備事業は、農村、漁村インフラ施設の状況や地域における役割を点検し、施設の再編・集約、優先順位を付けた計画的な保全対策、地震、浸水、停電等の災害対策等の強靭化及び維持管理の効率化、農業生産性の向上等のための高度化を実施することにより、農村に安心して住み続けられる条件を整備し、農村の持続性の向上を図ることを目的とした補助制度である。本制度では、他の汚水処理施設への接続や集落排水施設間の統合を含む、施設の適正化が明記された機能保全計画の策定や、策定した機能保全計画に基づき実施される保全工事の実施を可能としている。

２） 農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業、漁港漁村環境整備事業）

農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業、漁港漁村環境整備事業）は、平成２２年度に創設された交付金制度であり、農業農村、森林、水産毎の整備を見直し、地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備を進めるため、自治体がニーズにあった計画を自ら策定し、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに事業効果を高めるための事業も実施可能なものである。本制度では、他の汚水処理施設への接続や集落排水施設間の統合を含む、施設の適正化が明記された機能保全計画の策定や、策定した機能保全計画に基づき実施される保全工事の実施を可能としている。

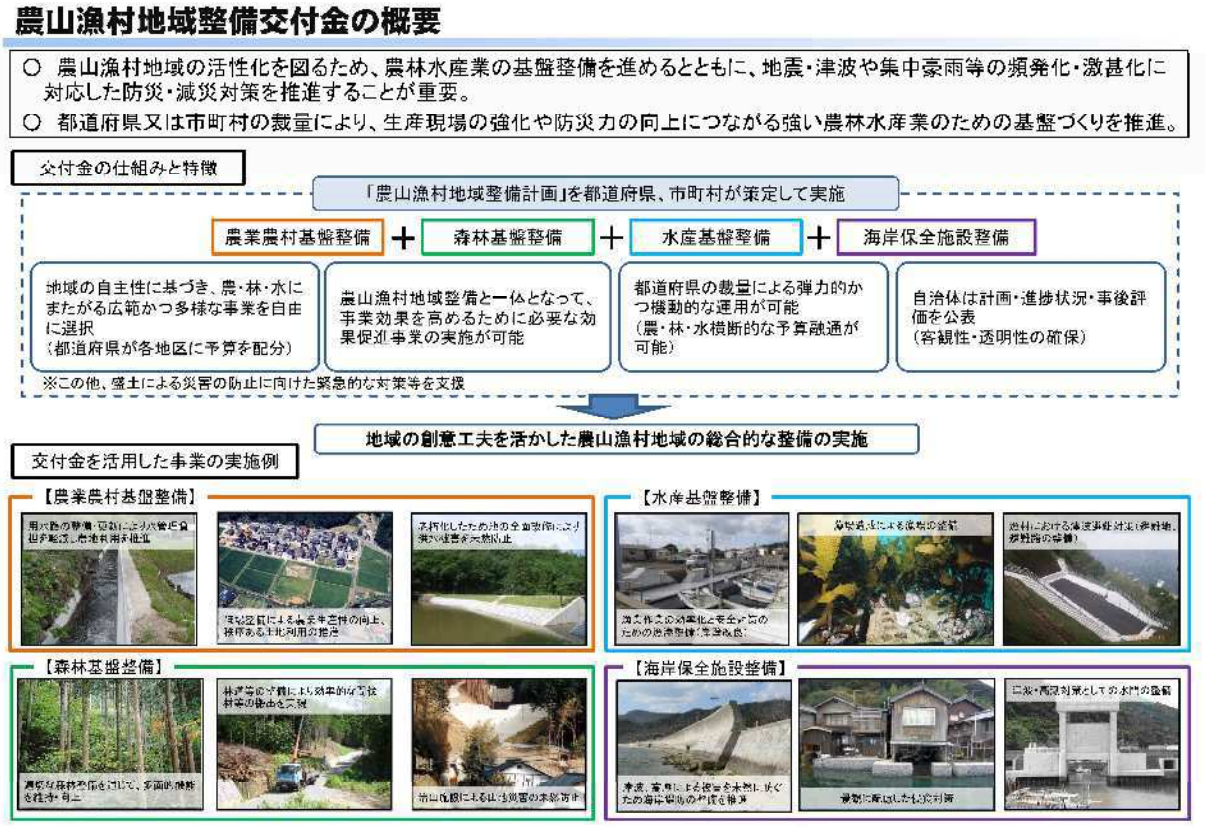

出典：農山漁村地域整備交付金の概要

図 2-３６　農山漁村地域整備交付金の概要

（４） 国土交通省の財政支援制度

１） 下水道広域化推進総合事業

本事業は、下水道を含む汚水処理の広域連携に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の一層の効率化を推進することを目的とした財政支援制度であり、その交付対象範囲は下記のとおりである。

① 計画策定等
(ア) 下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定
(イ) 複数の地方公共団体が共同で利用するシステムの整備
② 交付対象施設
(ア) 共同水質検査施設
下水等の水質検査施設。
(イ) 移動式汚泥処理施設
複数の終末処理場を巡回して、各施設から発生する汚泥を処理するための汚泥脱水機等を搭載した車両等。
(ウ) 汚泥運搬施設
下水汚泥処理施設において汚泥を集約的に処理するため、他の汚水処理施設等から発生する汚泥を運搬する車両等。
(エ) 汚泥処理施設
下水汚泥等の処理施設及びこれを補完する施設。
(オ) 共同管理施設
汚水処理施設の遠隔監視・制御施設等の管理施設。
(カ) し尿受入施設
し尿を受け入れるための前処理施設、ポンプ施設、管渠等。
(キ) 汚水処理施設の統合に必要な施設
汚水処理施設の統合に必要な管きょ等の施設や既存施設を有効活用した調整池等の施設。
(ク) その他本事業を実施するに当たって必要な施設
③ 人口減少や災害復旧等に伴い、下水道区域から浄化槽区域に転換する際に存置すると道路等の上部構造物に影響を及ぼす恐れのある管渠等の撤去等。

出典：社会資本整備総合交付金交付要綱

２） 下水道広域連携推進事業

本事業は、持続可能な下水道システムの実現に向けた基盤強化を図るため、下水道事業における複数の地方公共団体による一定規模以上の事業運営の一体化を推進することを目的とした財政支援制度であり、その交付対象事業は下記のとおりである。

第４　対象事業

本事業の対象となる事業は、地方公共団体が実施する以下の事業とする。

（ア）　複数の地方公共団体による事業運営の一体化に係る計画の策定

（イ）　複数の地方公共団体による事業運営の一体化の開始又は開始後の運営基盤強化に必要な下水道施設の整備等

（ウ）　本事業による下水道施設の統廃合に伴い廃止する下水道施設の撤去

ただし、上記に係る主要な管渠の範囲については、補助対象の市町村区分を、事業運営の一体化を実施する全ての地方公共団体のうち、最も規模の小さい地方公共団体に適用される市町村区分を適用する。

ここでいう「補助対象の市町村区分」は、下水道法施行令第24 条の２第１項第１号及び第２号並びに第２項の規定に基づき定める件（昭和46年建設省告示1705号、一部改正令和8. 4. 8 告示第534号）に基づくものとする。

出典：令和８年４月８日付け国土交通省 水管理・国土保全局長通知、
下水道広域連携推進事業実施要綱の施行について（国水下第 111 号）

上記の事業運営の一体化を実施する場合の補助対象となる主要な管渠の範囲のイメージを図２-３７に示す。

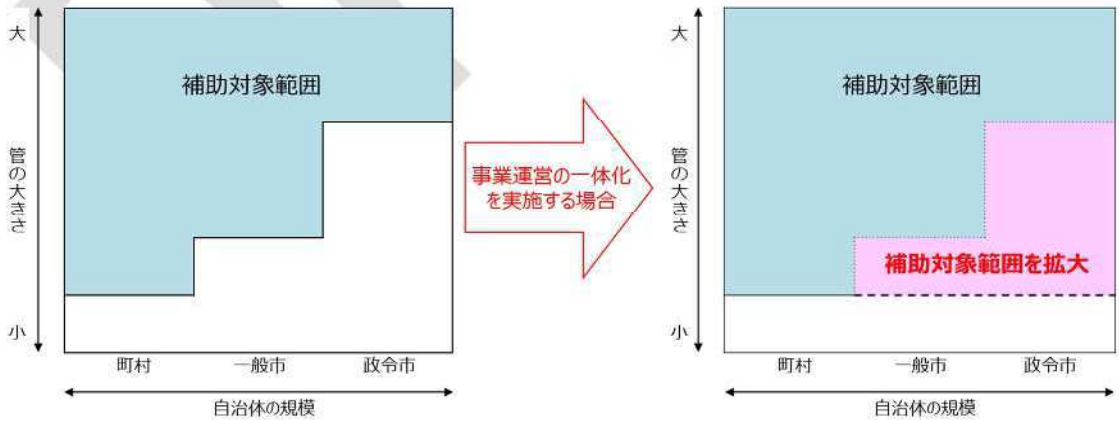

図 ２-３７　主要な管渠管渠の補助対象範囲（イメージ）

本事業の対象は、令和８年度以降に開始する複数自治体による事業運営の一体化であり、次の①～④のいずれにも該当する事業であることとなっている。また、本事業は令和 22 年度までの時限事業としていることに留意すること。

① 市町村域を越えて２以上の自治体で実施する事業運営の一体化であること。
② 事業運営の一体化を行う区域における計画汚水処理人口が原則 10 万人以上であること。ただし、現在汚水処理人口が１万人未満の下水道事業を含む場合は、事業運営の一体化を行う区域における計画汚水処理人口が原則５万人以上であること。
③ 補助事業開始後５年以内に複数自治体による事業運営の一体化を実現すること。
④ 全体計画は原則 10 年間であること。

DRAFT

２－２－９ 広域連携と脱炭素・資源循環・DX・官民連携の一体的な推進

汚水処理事業における脱炭素、資源循環及び DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に当たっては、広域連携によりスケールメリットを確保することで、取組に係るコストの低減や事業効果の最大化を図ることが有効である。

特に、DX 技術の導入は、スケールメリット確保による導入促進の面だけでなく、広域連携を推進するための重要な基盤となるものであり、お互いがその取組促進を補完しあう関係にあることから、その相乗効果により業務の効率化や事業運営の高度化が期待される。

また、「水の官民連携」をはじめとする官民連携の推進と広域連携の推進を組み合わせることで、さらなるスケールメリットの確保が可能となる。その結果、民間事業者の参画意欲や事業採算性の向上、さらには民間の創意工夫を活用する機会の拡大などの相乗効果が期待されることから、両者を一体的に推進することが望ましい。このため、官民連携と広域連携については、それぞれを独立した取組として捉えるのではなく、相互の相乗効果を踏まえながら一体的に検討・推進することが望ましい。

【解説】

下水道分野では約 499 万 t-CO_2（2023 年度実績）の温室効果ガスが排出されている。その排出量は日本国内の排出量の約 0.5%を占めており、その削減が求められている。一方、下水汚泥が有する有機物の全エネルギーを熱量として換算した場合、下水処理場の年間電力消費量の約 1.9 倍にも相当する約 120 億 kWh になるなど、再生可能エネルギーとして脱炭素社会に貢献しうる高いポテンシャルも有していることから、その活用が求められている。

また、リンの年間需要量（約 30 万 t）のうち、約 2 割に相当する約 5 万 t が下水汚泥に含まれている。さらに、国内で生産・輸入される窒素の約 50%に相当する量が下水として流入するなど、下水道は持続可能な物質循環に対しても高いポテンシャルを有している。

以上のことから下水道分野における脱炭素・資源循環の推進は大きな社会的要請となっているが、脱炭素・資源循環に係る取組の事業化に際しては、スケールメリットの確保が課題の一つとなっている。そのため、スケールメリット確保に有効な手段である広域連携での脱炭素・資源循環について、関係団体との合意形成を図り、事業化することにより、コスト低減と事業効果の最大化を図ることが望ましい。

DX 技術の導入についても、共同調達の取組によりスケールメリットを確保し、導入促進を図ることが可能である。一方で、DX 技術は広域連携を推進するための重要な基盤となるものであり、お互いがその取組促進を補完しあう関係にある。そのため、その相乗効果により業務の効率化や事業運営の高度化が期待できることから、一体的な取組推進による業務効率化・運営の高度化を図り、DX 技術を基盤とした広域連携により汚水処理の持続をはかるものとする。DX 技術に導入に当たっては、国土交通省の「上下水道 DX 技術カタログ」、総務省の「自治体 DX 推進参考事例集」等を参考として、広域連携・DX の一体的な推進の可能性について検討を行うことが望ましい。

DRAFT

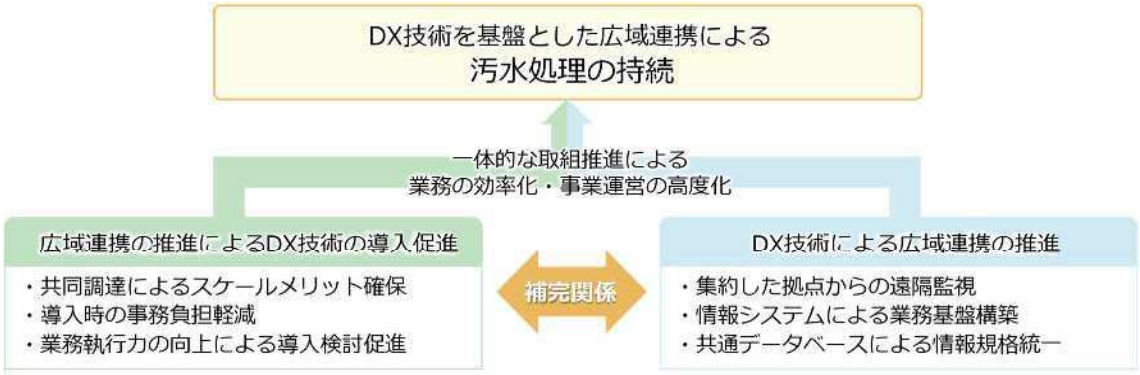

図 2-３８　広域連携と DX 技術の一体的な取組推進

官民連携については、「水の官民連携」（ウォーターPPP）（※）が、新たに「ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラン（令和５年改定版）」に位置づけられ、下水道事業の持続性の向上に向けて、多くの団体で導入検討が進められている。ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラン（令和８年改定版）では、複数自治体での共同実施や一括発注を行う広域型の「水の官民連携」の案件形成を重点的に推進することが示されている。広域連携と「水の官民連携」は、いずれも、職員不足という課題に直面する団体が、より効率的に事業運営できるよう、下水道の基盤を強化するための施策である。事業運営の一体化や施設の共同利用などをはじめとする広域連携や民間の人材・ノウハウを活用する「水の官民連携」により、執行体制の確保や事業の効率化につながる。「水の官民連携」の推進と広域連携の推進を組み合わせることにより、事業規模の確保が図られ、その結果、民間事業者の参画意欲や採算性の向上、創意工夫の幅が広がる等の相乗効果が期待されることから、積極的な検討が望ましい。

※　コンセッション方式と管理・更新一体マネジメント方式の総称

DRAFT

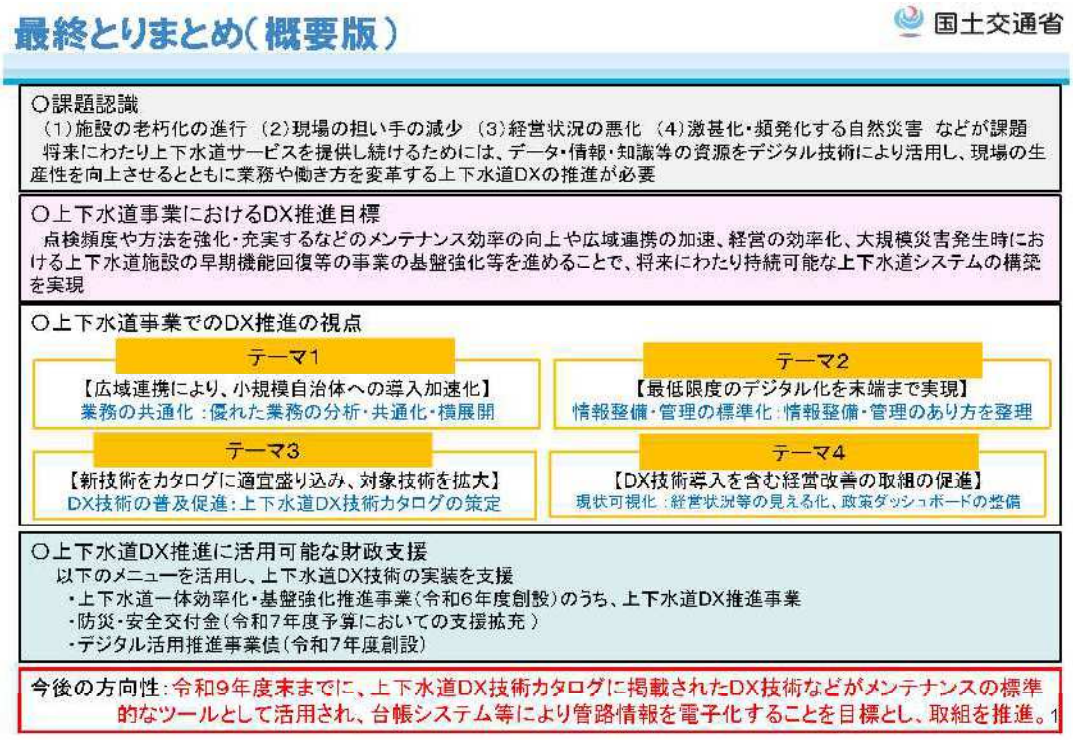

出典：第４回　上下水道 DX 推進検討会（令和７年５月 21 日）・資料４－２　最終とりまとめ（概要）

図 ２-３９　上下水道 DX 推進検討会最終取りまとめ（概要版）

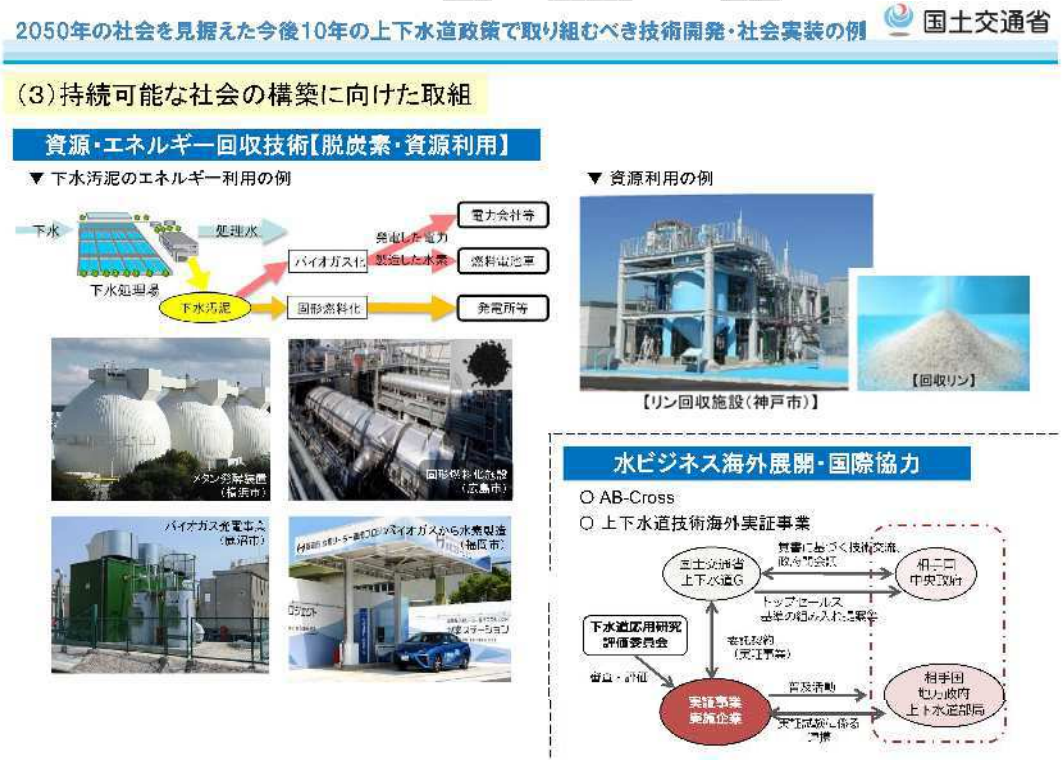

出典：第 11 回　上下水道政策の基本的なあり方検討会【令和 8 年 7 月 21 日】

資料１＿上下水道のイノベーション創出に向けた技術開発に関する今後の方向性について

図 ２-４０　上下水道のイノベーション創出に向けた技術開発に関する今後の方向性について

２－２－１０ 広域連携の各手法の先行事例

汚水処理事業においては、主に施設の共同化や管理の一体化等の手法により広域連携が行われてきたが、事業運営の一体化の取組は進んでいない状況にある。今後は、汚水処理事業における事業運営の一体化の導入に向けた検討が円滑に進むよう、水道事業における先行事例に加え、今後実施が見込まれる汚水処理事業の取組事例についても参考とすることが望ましい。

【解説】

汚水処理事業では、これまで汚水処理施設の統廃合による汚水処理の共同実施や管理の一体化等の手法により広域連携が行われてきた。一方、事業運営の一体化については、水道事業では様々な取組が進められているものの、汚水処理事業ではその取組が進んでいない現状がある。

汚水処理事業・水道事業における広域連携の各手法の先行事例を表 2-１９に示す。今後は、汚水処理事業における事業運営の一体化の導入に向けた検討が円滑に進むよう、水道事業における先行事例に加え、今後実施が見込まれる汚水処理事業の取組事例についても参考とすることが望ましい。

DRAFT

表 2-１９　汚水処理事業・水道事業における広域連携の各手法の先行事例

広域連携区分	具体的な手法	広域連携の取組	先行事例
法人の設立を要しない簡便な仕組み	協議会	汚泥処理の共同実施	北海道旭川市等（事例②-2）
			秋田県（事例③-3）
		管理の一体化	山形県新庄市等（事例⑥-1）
	事務の委託	汚水処理の共同実施	岡山県津山市他（事例⑭-2）
		事業運営の一体化	福岡県北九州市・芦屋町
		汚水処理の共同実施	岡山県矢掛町、笠岡市（事例⑮-2）
			愛媛県松山市・砥部町（事例⑯-2）
		庁内事務の共同化	大阪府南河内４市町村（事例⑬-2）
			奈良県橿原市・大和高田市（事例㉗）
法人に設立を要する仕組み	一部事務組合	汚泥処理の共同実施	石川県津幡町（事例⑳-1）
	広域連合	事業統合	奈良県広域水道企業団（水道）
		経営の一体化	香川県広域水道企業団（水道） 広島県水道広域連合企業団（水道）
下水道法に基づく広域連携	流域下水道	汚水処理の共同実施（流域接続）	東京都・八王子市（事例㉒-2）
			神奈川県小田原市（事例㉓-2）
			愛知県（事例㉙-1）
	管理者協議会	汚泥処理の共同実施	埼玉県（事例⑧-2）
	その他（し尿等受入）	汚泥処理の共同実施	石川県（事例㉔-2）
			石川県（事例㉔-3）
民法に基づく広域連携	民事上の委託契約	庁内事務の共同化	大阪府南河内４市町村（事例⑬-2）
		維持管理の共同発注	秋田県（事例③-4）
			波佐見町・東彼杵町（事例⑲-2）
		資機材の共同調達	愛知県豊田市（㉕-1）

注※：先行事例の（）内の数字は下水道事業における広域連携の事例集の整理番号を示す

DRAFT

表 2-１９に示す事例の他、各省庁では表 2-２０に示す広域連携の事例集を作成していることから、これらの先行事例を参考としながら、広域連携の取組を一層加速していくことが必要である。

表 2-２０　広域連携の事例集

事業	作成	事例集の名称
全般	内閣府	広域化・共同化等に係る先進・優良事例集 （https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/koukyou/03_kouikika/index.html）
	総務省	公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集 （https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/keiei-jirei.html）
水道事業	国土交通省	広域連携に関する調査報告書 （https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_kenkou_iryou_kenkou_suido_0000087512_00007.html）
	水道協会	広域化及び公民連携情報プラットフォーム （https://www.wide-ppp.jwwa.or.jp/wide/wide_case/wide_kyoukaichousa/）
下水道事業	国土交通省	下水道事業における広域連携の事例集 （https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000466.html）
農業集落排水事業	農林水産省	農業集落排水汚泥資源の資源循環事例集（汚泥資源の汚泥利用） （https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/n_nouson/syuhai/jirei.html）

DRAFT

第３章　広域連携推進計画の策定

３－１　広域連携推進計画の内容

３－１－１ 広域連携推進計画とは

広域連携推進計画は、下水道事業において国が定める基本方針に基づき、複数の団体による連携等を推進するために策定するものである。

都道府県は、広域連携を推進する施策の策定や実施に努める責務を有し、複数の団体の連携等を推進する必要があると認める場合には、広域連携推進計画を策定するよう努めるとともに、複数の団体による連携等を推進しようとする下水道管理者の要請があった場合にも、関係団体との調整を図りながら当該計画の策定を行うものとする。

【解説】

広域連携推進計画は、令和８年下水道法の改正により位置付けられた法定計画であり、下水道事業において国が定める基本方針に基づき、複数の団体による事業運営の一体化を始めとする連携等を推進するために策定するものである。

広域連携推進計画のイメージを図 3-1に示す。各都道府県では、令和 4 年度までに広域化・共同化計画を策定し、汚水処理施設の統廃合等の広域連携の取組を推進しているところである。各下水道管理者は、これまでの広域連携の取組状況及び令和８年下水道法改正の趣旨を踏まえ、中長期的な視点から事業運営の一体化の必要性について検討を行い、広域連携推進計画の策定に取り組むものとする。

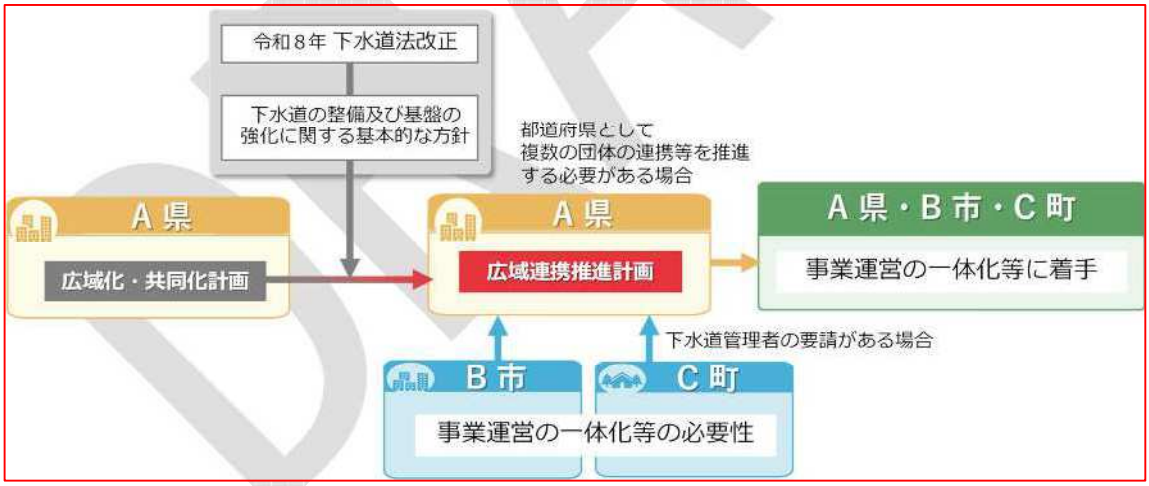

図 3-1　広域連携推進計画のイメージ

令和８年下水道法改正に基づき、国は下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な方針において、広域連携の推進に向け下記のとおり下水道管理者の責務を定めている

・人口減少や施設の老朽化、技術職員不足等に対応するため、広域連携による下水道事業の運営基盤強化を推進する。

・複数自治体による事業運営の一体化や共同化等を通じて、効率的かつ持続可能な事業運営を目指す。
・下水道管理者は、都道府県と連携しながら地域の実情に応じた広域連携を主体的に検討・推進する。
・大規模な自治体や流域下水道管理者は、小規模自治体への技術・人材面での支援に努める。
・必要に応じて官民連携や管理者協議会等の仕組みも活用する。
・広域連携の検討に当たっては、自治体の区域や都道府県境にとらわれず、最適な事業運営を目指すことが重要である。

また、下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な方針では、都道府県に対し以下の責務を定めている。

・都道府県は、広域連携推進計画の策定や関係自治体間の調整を主導し、地域全体の最適化を図る

これらを踏まえ都道府県は、その検討結果を踏まえ、広域連携を推進する施策の策定や実施に努める責務を有し、複数の団体の連携等を推進する必要があると認める場合には、広域連携推進計画を策定するよう努めなければならないとされているとともに、複数の団体による連携等を推進しようとする下水道管理者の要請があった場合にも、関係団体との調整を図りながら広域連携推進計画を新たに策定する。また、関係下水道管理者の要請がない場合であっても、都道府県は、複数の団体の連携等を推進する必要があると認める場合には、広域連携推進計画を策定するよう努めなければならないとされていることにも留意しなければならない。なお、２以上の都道府県が共同して広域連携推進計画を作成することも可能である。

DRAFT

３－１－２ 広域化・共同化計画と広域連携推進計画の違い

広域化・共同化計画と広域連携推進計画は、「策定根拠」「対象事業」「策定単位」に違いがある。

【解説】

広域化・共同化計画と広域連携推進計画の比較を表 3-1 に示す。広域化・共同化計画は、下水道事業、集落排水事業および合併処理浄化槽等の汚水処理事業全般を対象としているが、広域連携推進計画は下水道事業を対象に含むことを必須とするものである。また、策定単位については、広域化・共同化計画が都道府県単位で策定するものであるのに対し、広域連携推進計画は事業運営の一体化に向けた検討等の合意形成が得られたブロック単位から段階的に策定することも可能である。

表 3-1　広域化・共同化計画と広域連携推進計画の比較

項目	広域化・共同化計画	広域連携推進計画
策定根拠	４省連名での策定要請 （平成 30 年 1 月 17 日付「汚水処理の事業運営に係る『広域化・共同化計画』の策定について」）	下水道法第三十一条の二
対象事業	下水道事業、集落排水事業および 合併処理浄化槽等の汚水処理事業全般	下水道事業※
策定単位	都道府県単位	事業運営の一体化に向けた検討等を 推進するブロック単位で 段階的に策定することも可能
策定時期	令和４年度末までに全ての 都道府県で策定済	事業運営の一体化等 を推進する場合

注※：他の汚水処理事業者等との連携も含め記載することは可能

広域化・共同化計画と広域連携推進計画の対象範囲の関係性は図 3-2 のとおりであり、事業運営の一体化等の推進について合意形成が得られたブロックから広域連携推進計画に移行する。



図 3-2　広域化・共同化計画と広域連携推進計画の対象範囲の関係性

DRAFT

３－１－３ 広域連携推進計画の記載事項

都道府県は、広域化・共同化計画での取組内容を参考にしつつ、下水道法第三十一条の二の規定に基づき下水道管理者の間の連携等を推進する区域他、必要な事項について、広域連携推進計画にとりまとめるものとする。なお、広域連携推進計画には、下水道管理者間のみならず、他の汚水処理事業者や水道事業者等との連携も含め記載することも可能である。

【解説】

都道府県は、広域化・共同化計画での取組内容を参考にしつつ、下水道法第三十一条の二の規定に基づき下水道管理者の間の連携等を推進する区域他、以下の４つ事項について広域連携推進計画にとりまとめを行うものとする。これらの事項については、現状分析及び課題抽出を行った上で、関係団体との共同での検討結果に基づく内容とする。なお、広域連携推進計画には、下水道管理者間のみならず、他の汚水処理事業者や水道事業者等との連携も含め記載することも可能である。

１．下水道管理者の間の連携等の推進に関する基本的な事項
２．計画区域における公共下水道、流域下水道又は都市下水路の現況及び将来の見通し
３．計画区域における下水道管理者の間の連携等に必要な措置に関する事項
４．計画区域において下水道管理者の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項

広域連携推進計画の記載事項は表 3-2に示すとおりである。既存の広域化・共同化計画から新たに追加・更新が必要な主な項目は以下の２項目である。

・計画区域における公共下水道、流域下水道又は都市下水路の現況及び将来の見通し
　下水道事業に携わる職員や実施事業等について、現況及び将来の見通し（短期（３～５年後）、中期（10 年後）、長期（20～30 年後））で分析を行い、課題等を抽出し、長期的な視点から事業の持続性を検討した結果
・計画区域における下水道管理者の間の連携等に必要な措置に関する事項
　事業運営の一体化（事業統合あるいは経営の一体化）に向けた取組や権限代行・委託契約による一部の管理の共同化（連携協力下水道等）等の下水道管理者間の連携内容

各記載事項の詳細な内容は「３－１－４　下水道事業者間の連携の推進に関する基本的な事項」から「３－１－７　下水道管理者の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項」を参照のこと。

なお、広域連携推進計画の策定に当たっては、各団体の同意を得る必要があるとともに、計画を公表し、その内容を使用者である住民等の利害関係者に周知すべきものであることに留意が必要である。

DRAFT

表 3-2　広域連携推進計画の記載事項

記載項目	記載内容	具体的な記載内容	記載対象の広域連携の取組
１．下水道管理者の間の連携等の推進に関する基本的な事項	・検討ブロックで下水道管理者間の連携を推進する目的等	計画区域（計画策定対象ブロックの構成団体）、計画期間※、導入を目指す広域連携の目的と内容	
２．計画区域における公共下水道、流域下水道又は都市下水路の現況及び将来の見通し	・下水道事業に携わる職員や実施事業等について、現況及び将来の見通し（短期（３～５年後）、中期（10 年後）、長期（20～30 年度））で分析を行い、課題等を抽出し、長期的な視点から事業の持続性を検討した結果	計画策定対象ブロックについて ア. 執行体制に関する事項 イ. 施設に関する事項 ウ. 経営に関する事項 の３つの項目について、少なくとも２０年以上の事業の持続性に係る課題を示したうえで、課題解決のために必要な広域連携の方向性を記載	
３．計画区域における下水道管理者の間の連携等に必要な措置に関する事項	・下水道管理者の間の連携等の対象となる区域のまとまりごとに連携等の具体的な内容等		
（１）市町村の区域を超えた広域的な下水道管理者の間の連携	１）権限代行による一部の管理の共同化	計画策定対象ブロックについて ア. 取組に関わる団体名 イ. 対象施設 ウ. 広域連携の方法・方策 エ. 導入目的 オ. 導入までの目標スケジュール の５つの事項について記載	連携協力下水道による施設の共同化、または管理の一体化
	２）委託契約による一部の管理の共同化		管理の一体化、その他の取組
（２）二以上の下水道管理者の一体的な管理	・事業統合、経営の一体化		事業運営の一体化
４．計画区域において下水道管理者の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項	・下水処理施設の統廃合（自団体内での統廃合含む）、下水道台帳システムの統合、老朽化対策や耐震化の推進等	上記の（１）（２）に関連して実施する施設整備、資機材の調達	施設の共同化、その他の取組

注※：計画期間は、中長期な視点に基づき、３の（１）、（２）に記載する下水道管理者間の連携の実現に向けたスケジュール等を考慮して設定する

DRAFT

３－１－４ 広域連携推進計画の資料構成、目次構成

広域連携推進計画は、計画書及び当該計画書の策定根拠となる参考資料により構成する。

【解説】

広域連携推進計画は、計画書及び当該計画書の策定根拠となる参考資料により構成し、計画書と参考資料は一体のものとして取り扱うこととする。計画書は、次ページに示す目次構成を参考に、下水道法で規定する記載事項を満たすよう作成する。

参考資料については、目次構成、記載内容は任意とするが、計画書本体に記載した事項に至ったプロセスや検討結果が網羅されたものとする。

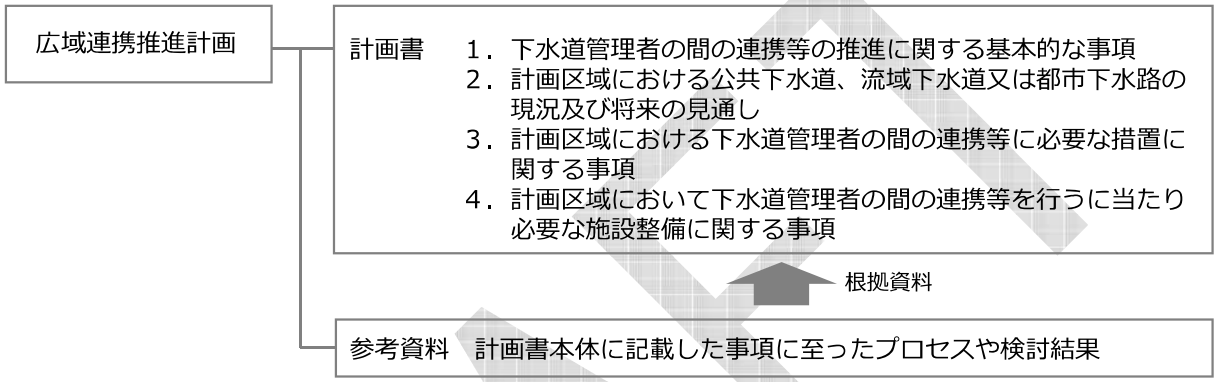

図 3-3　広域連携推進計画の資料構成

DRAFT

○○県広域連携推進計画

１．下水道管理者の間の連携等の推進に関する基本的な事項

（１）計画区域（計画の対象団体）

ブロック名	構成団体

（２）計画期間

（３）導入を目指す広域連携の目的と内容

（４）一部事務組合、広域連合等の設立の有無

設立する組織	実施する事務・事業	構成団体	事業運営の一体化の区分

２．計画区域における公共下水道、流域下水道又は都市下水路の現況及び将来の見通し

（１）執行体制に関する事項

（２）施設に関する事項

（３）経営に関する事項

３．計画区域における下水道管理者の間の連携等に必要な措置に関する事項

（１）市町村の区域を超えた広域的な下水道管理者の間の連携

１）権限代行による一部の管理の共同化

番号	取組に関わる団体名	対象施設	広域連携の方法・方策	導入目的	導入目標スケジュール
取組１					
取組２					

２）委託契約による一部の管理の共同化

番号	取組に関わる団体名	対象施設	広域連携の方法・方策	導入目的	導入目標スケジュール
取組１					
取組２					

（２）二以上の下水道管理者の一体的な管理

番号	取組に関わる団体名	対象施設	広域連携の方法・方策	導入目的	導入目標スケジュール
取組１					
取組２					

４．計画区域において下水道管理者の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項

番号	取組に関わる団体名	対象施設	広域連携の方法・方策	導入目的	導入目標スケジュール
取組１					
取組２					

５．その他の事項

（１）計画の進捗管理の方法

（２）計画変更に係る検証予定時期

DRAFT

X 県広域連携推進計画

X 県知事　●●●●

１．下水道管理者の間の連携等の推進に関する基本的な事項

（１）計画区域（計画の対象団体）

ブロック名	構成団体
北部ブロック	X 県・A 市・B 市・C 市・D 町・E 村

（２）計画期間　　令和 10 年度から令和 20 年度

（３）導入を目指す広域連携の目的と内容

・北部ブロック

職員減少による執行体制の脆弱化の回避、汚泥処理費用の低減を図るため、X 県・北部ブロック構成市町村で広域連合を設立し、事業運営の一体化を導入し、管路施設の管理の一体化を図ると共に、汚泥資源化に係る施設の共同化を目指すものである。

（４）一部事務組合、広域連合等の設立の有無

設立する組織	実施する事務・事業	構成団体	事業運営の一体化の区分
広域連合	流域下水道 公共下水道	X 県・A 市・B 市・C 市・D 町・E 村	経営の一体化

２．計画区域における公共下水道、流域下水道又は都市下水路の現況及び将来の見通し

（１）執行体制に関する事項

・北部ブロック

北部ブロック構成市町村では、団体合計で約●人の職員による執行体制となっている。中小団体では、職員不足により職員定数を満たすことができないだけでなく、技術職員の不足により、事務職員による執行体制とせざるを得ない状況となっている。２０年後には、技術職員の大半が退職となることから、脆弱な執行体制を解消するため、事業運営の一体化による体制補完が必要となっている。

（２）施設に関する事項

・北部ブロック

北部ブロック構成市町村では、概ね 10 年後から管路の改築に着手の必要性が見込まれていることから、管路施設の計画的な維持管理への移行が求められている。また、Y 県流域浄化センター、A 市浄化センターでは、汚泥資源化の取組が未着手である。

DRAFT

（３）経営に関する事項

・北部ブロック

北部ブロック構成市町村の経費回収率は 100%未満であり、施設統廃合、業務集約による汚水処理費用低減が必要である。また、Y 県流域浄化センター、A 市浄化センターでは、脱水ケーキでの場外搬出による処理コストの高騰が過大となっており、汚泥集約化によるスケールメリット確保を確保し、汚泥処理費用の低減が必要である。

DRAFT

３．区域における下水道管理者の間の連携等に必要な措置に関する事項

（１）市町村の区域を超えた広域的な下水道管理者の間の連携

１）権限代行による一部の管理の共同化

・北部ブロック

番号	取組に関わる団体名	対象施設	広域連携の方法・方策	導入目的	導入目標スケジュール
取組１	A 市・D 町・E 村	D 町公共下水道、E 村特定環境保全公共下水道の管路施設	連携協力下水道による管路維持管理の権限移譲	執行体制の補完	令和 10 年度：権限移譲業務に係る詳細検討 令和 11 年度：連携協力下水道に係る法手続き 令和 12 年度：業務開始

２）委託契約による一部の管理の共同化

・北部ブロック

番号	取組に関わる団体名	対象施設	広域連携の方法・方策	導入目的	導入目標スケジュール
取組１	X 県・A 市	X 県流域浄化センター A 市浄化センター	事務の委託による汚泥資源化施設の管理の一体化	汚泥資源化の推進 汚泥処理費用の低減	令和 11 年度：汚泥資源化施設基本設計 令和 12 年度：事務の委託に係る法手続き 令和 13～16 年度：入札、契約、施設建設業務開始 令和 17 年度：施設運転開始

（２）二以上の下水道管理者の一体的な管理

・北部ブロック

番号	取組に関わる団体名	対象施設	広域連携の方法・方策	導入目的	導入目標スケジュール
取組１	X 県・Y ブロック構成市町村	構成団体の全施設	広域連合による事業運営の一体化	執行体制の強化 施設管理水準の向上 汚水処理費用の低減	令和 10 年度：準備会の設立 令和 11～13 年度：具体的検討、合意形成 令和 14 年度以降：合意形成の結果に基づき広域連合の設立に向けた協議会を設立し、規約等の作成準備に着手し、令和 20 年度からの事業開始を目標とする年度

DRAFT

4．計画区域において下水道管理者の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項

・北部ブロック

番号	取組に関わる団体名	対象施設	広域連携の方法・方策	導入目的	導入目標スケジュール
取組１	X 県・A 市	X 県流域浄化センター A 市浄化センター	事務の委託による汚泥資源化施設の共同化	汚泥資源化の推進 汚泥処理費用の低減	令和 11 年度：汚泥資源化施設基本設計 令和 12 年度：事務の委託に係る法手続き 令和 13～16 年度：入札、契約、施設建設 令和 17 年度：施設運転開始
取組２	B 市	B 市集落排水処理場	流域接続による汚水処理施設廃止	汚水処理施設の低減	令和 12 年度：接続管詳細設計 令和 13 年度：法手続き、接続管工事 令和 14 年度：流域接続、処理場廃止

DRAFT

５．その他の事項

（１）計画の進捗管理の方法

広域連携推進計画に記載する各広域連携の方法・方策について、進捗管理表を作成し、毎年度当初に各方法・方策の進捗状況を確認し、構成団体内に共有する。

（２）計画変更に係る検証予定時期

計画期間の中間年度である令和 18 年度に現状分析に基づき整理した将来見通しとの乖離状況等を確認し、新たな広域連携の方法・方策の実施や取組内容の見直し等の必要性を検証する。

DRAFT

３－１－５ 下水道管理者の間の連携等の推進に関する基本的な事項

下水道管理者の間の連携等の推進に関する基本的な事項については、策定する広域連携推進計画の概要として、計画区域（計画の対象団体）、計画期間、導入を目指す広域連携の目的と内容を記載する。

【解説】

下水道管理者の間の連携等の推進に関する基本的な事項については、策定する広域連携推進計画の概要として、計画区域（計画の対象団体）、計画期間、導入を目指す広域連携の目的と内容を記載する。具体的な記載に係る留意事項は表 3-3 のとおりとする。

表 3-3　下水道管理者の間の連携等の推進に関する基本的な事項の記載に係る留意事項

記載項目	留意事項
計画区域（計画の対象団体）	・広域連携推進計画の策定対象の検討ブロック、構成団体名を記載する。
計画期間	・中長期な視点に基づく事業運営の一体化等の実現に向けたスケジュールの記載に基づき、広域連携推進計画に記載した全ての取組の事業開始が見込まれる期間を設定する。 （なお、計画策定時点での見込みであり、計画策定後、事業開始に向けた検討状況を踏まえて見直すことも可能である。）
導入を目指す広域連携の目的	・広域連携推進計画で定める事業運営の一体化等の目的を記載する。
導入を目指す広域連携の内容	・広域連携に記載する取組の内、管理の共同化や事業運営の一体化等の代表的な取組を記載する。

DRAFT

３－１－６ 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の現況及び将来の見通し

計画区域における公共下水道、流域下水道又は都市下水路の現況及び将来の見通しについては、計画対象団体の下水道事業に関して現状分析・課題抽出を実施し、①執行体制に関する事項、②施設に関する事項、③経営に関する事項の３つの項目について、少なくとも２０年以上の事業の持続性に係る課題を示したうえで、課題解決のために必要な広域連携の方向性を記載する。

【解説】

計画区域における公共下水道、流域下水道又は都市下水路の現況及び将来の見通しについては、計画対象団体の下水道事業に関して現状分析・課題抽出を実施し、計画に記載する広域連携の取組実施の必要性に至った背景等について記載する。

計画区域内の全ての下水道事業を対象として、事業に携わる職員や実施事業等について、現況及び将来の見通し（短期（３～５年後)、中期（10 年後)、長期（20～30 年度）で分析を行い、課題等を抽出する。

現状分析の結果に基づき、①執行体制に関する事項、②施設に関する事項及び③経営に関する事項の３項目について、少なくとも 20 年以上の先を見据えた事業の持続性に係る課題を明らかにした上で、当該課題の解決に必要な広域連携の方向性を記載する。

計画区域における公共下水道、流域下水道又は都市下水路の現況及び将来の見通しの記載内容を表 3-4 に示す。

表 3-4　公共下水道、流域下水道又は都市下水路の現況及び将来の見通しの記載内容

記載項目	記載内容
①執行体制に関する事項	・広域連携推進計画の対象団体の執行体制に係る主な課題と必要となる広域連携の方向性を記載する。
②施設に関する事項	・広域連携推進計画の対象団体が保有する施設に係る主な課題と必要となる広域連携の方向性を記載する。
③経営に関する事項	・広域連携推進計画の対象団体における経営に係る主な課題と必要となる広域連携の方向性を記載する。

DRAFT

３－１－７ 下水道管理者の間の連携等に必要な措置に関する事項

計画区域における下水道管理者の間の連携等に必要な措置に関する事項については、下水道の管理に関して、（１）市町村の区域を超えた広域的な下水道管理者の間の連携として、１）権限代行による一部の管理の共同化（維持管理や改築などの一部事務の権限代行）、２）委託契約による一部の管理の共同化（維持管理や改築などの一部事務の委託）、（２）二以上の下水道管理者の一体的な管理（事業運営の一体化）の３つに区分することができ、該当する取組内容を記載する。

【解説】

計画区域における下水道管理者の間の連携等に必要な措置に関する事項については、公共下水道、流域下水道及び都市下水路の現況並びに将来見通しを踏まえて示された、今後、必要な広域連携の方向性に基づき、導入に向けた具体的な検討を開始する広域連携の取組を記載する。

広域連携の取組は、（１）市町村の区域を超えた広域的な下水道管理者の間の連携として、１）権限代行による一部の管理の共同化、２）委託契約による一部の管理の共同化、（２）二以上の下水道管理者の一体的な管理の３つに区分することができ、この区分に基づき該当する取組内容を記載する。取組内容は、取組に関わる団体名と対象施設、広域連携の方法・方策、導入までの目標スケジュール、導入目的を記載する。

各記載項目と記載対象となる広域連携の取組の関係性は表 3-5 であり、その記載例、留意事項を表 3-6 に示す。

表 3-5　各記載項目と記載対象となる広域連携の取組の関係性

記載項目	記載内容	記載対象の広域連携の取組	適用が想定される広域連携手法
（１）市町村の区域を超えた広域的な下水道管理者の間の連携	１）権限代行による一部の管理の共同化	・維持管理を権限代行 ・改築を権限代行	・連携協力下水道
	２）委託契約による一部の管理の共同化	・管理の一体化 ・その他の取組	・地方自治法に基づく手法 一部事務組合 広域連合 事務の委託 管理執行協議会 事務の代替執行 機関等の共同設置　等 ・民法に基づく手法
（２）二以上の下水道管理者の一体的な管理	・事業統合、経営の一体化	・事業運営の一体化	・地方自治法手法 一部事務組合 広域連合 事務の委託

DRAFT

表 3-6　各記載項目の記載例、留意事項

記載内容	記載例、留意事項
ア. 取組に関わる団体名	・広域連携の方法・方策毎の構成団体名を記載
イ. 対象施設 ウ. 広域連携の方法・方策	・広域連携の方法・方策毎の対象施設の名称と広域連携の方法・方策を記載 ＜記載例＞ ・連携協力下水道 管路施設の維持管理を権限代行：A 市 A 処理区管路施設 処理場施設の改築を権限代行：A 市 A 浄化センター ・管理の一体化 管路施設の維持管理：A 市 A 公共下水道処理区管路施設、マンホールポンプ、及び B 市 B 処理区管路施設 処理場の維持管理：A 市 A 浄化センター及び B 市 B 浄化センター 全施設の維持管理：A 市公共下水道事業、B 市公共下水道及び農業集落排水 ・その他の取組 ユーティリティ共同調達：A 市公共下水道、及び B 市公共下水道 ・事業運営の一体化 一部事務組合による経営の一体化：A 市公共下水道事業、B 市公共下水道及び農業集落排水 広域連合による経営の一体化：A 県流域下水道、B 市公共下水道事業、C 町公共下水道及び農業集落排水
（案の１） エ．導入目的 （案の 2） エ：期待する効果	＜記載例＞ ・連携協力下水道 （案の１） C 町 C 浄化センターの維持管理について、A 市が権限代行し、A 浄化センターと管理の一体化を図ることで、業務効率化によるコスト縮減、施設管理水準の向上、執行体制の強化を図るものとする。 （案の２） ア. 執行体制に関する事項：執行体制の強化 イ. 施設に関する事項：施設管理水準の向上 ウ. 経営に関する事項：業務効率化によるコスト縮減 ・管理の一体化 （案の１） A 市公共下水道 A 処理区、及び B 市公共下水道 B 処理区の管路施設の計画的維持管理について、地方自治法の協議会を設立し、管理の一体化を図ることにより、コスト縮減を図るものとする。 （案の２） ア. 執行体制に関する事項：－ イ. 施設に関する事項：－ ウ. 経営に関する事項：スケールメリットの確保、業務効率化によるコスト縮減 ・その他の取組 （案の１）

DRAFT

記載内容	記載例、留意事項
	A市およびB市の薬品を民事上の委託により共同調達することで、契約事務の削減、スケールメリットの確保によりコスト縮減を図るものである。 （案の２） 執行体制に関する事項：契約事務の業務効率化 施設に関する事項：ー 経営に関する事項：スケールメリットの確保、業務効率化によるコスト縮減 ・事業運営の一体化 （案の１） A県・B市・C町により広域連合を設立し、執行体制の強化、業務集約によるコスト縮減、施設の管理水準の向上を図るものとする。 （案の２） 執行体制に関する事項：執行体制の強化、業務集約による効率化 施設に関する事項：施設の管理水準の向上 経営に関する事項：業務集約によるスケールメリットの確保、業務効率化によるコスト縮減
オ．導入までの目標スケジュール	・連携協力下水道 令和〇～〇年度：任意の協議会の設立、詳細な検討、合意形成 令和〇年度：（合意形成が得られた場合）広域連携推進計画の変更 令和〇年度：連携協力下水道の実施に関する協議、事業開始 ・管理の一体化 令和〇～〇年度：任意の協議会の設立、詳細な検討、合意形成 令和〇年度：（合意形成が得られた場合）地方自治法の手続きに管理執行協議会の設立、事業開始 ・その他の取組 令和〇年度：任意の協議会の設立、詳細な検討、合意形成 令和〇年度：（合意形成が得られた場合）民事上の委託、事業開始 ・事業運営の一体化 令和〇年度：基礎検討 令和〇～〇年度：任意の協議会の設立、詳細な検討、合意形成 令和〇年度：（合意形成が得られた場合）広域連携推進計画の変更 令和〇年度：広域連合の設立 事業運営の一体化については、合意形成に期間を要することから、合意形成に向けた検討までの記載とすることも可能とする。

DRAFT

３－１－８ 下水道管理者の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項

計画区域において下水道管理者の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項については、広域連携の推進に必要となる下水道施設の統廃合、下水道台帳システムの統合、老朽化対策や耐震化の推進等について記載する。

【解説】

計画区域において下水道管理者の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項は、今後導入に向けた具体的な検討を開始する下水道管理者の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項について記載する。記載事項は、下水道管理者の間の連携等に必要となる下水道施設の統廃合、下水道台帳システムの統合、老朽化対策や耐震化の推進等である。処理施設の統廃合については、同一団体内の下水道施設同士の統廃合も含めて記載する。

各記載項目と記載対象となる広域連携の取組の関係性は、表 3-7に示す通りであり、その記載例、留意事項を表 3-8に示す。

表 3-7　各記載項目と記載対象となる広域連携の取組の関係性

記載項目	記載内容	記載対象の 広域連携の取組	適用が想定される 広域連携手法
４．計画区域において下水道管理者の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項	・下水処理施設の統廃合（自団体内での統廃合含む）、下水道台帳システムの統合、老朽化対策や耐震化の推進等	・施設の共同化 ・下水道台帳システムの統合 ・共同調達 ・その他の取組	・地方自治法手法 一部事務組合 広域連合 事務の委託 管理執行協議会 公の施設の区域外設置等 ・民法に基づく手法

DRAFT

表 3-8　各記載項目の記載例、留意事項

記載内容	具体的な内容、留意事項
ア. 取組に関わる団体名	・広域連携の方法・方策毎の構成団体名を記載
イ. 対象施設 ウ. 広域連携の方法・方策	・広域連携の方法・方策毎の対象施設の名称と広域連携の方法・方策を記載 ＜記載例＞ ・施設の共同化 事業運営の一体化に付随して実施する施設の共同化：A 市浄化センター、及び B 市浄化センターの統廃合 ・その他の取組 一部事務組合で使用する財務システムの共同調達：A 市公共下水道、及び B 市公共下水道
（案の１） エ．導入目的 （案の 2） エ：期待する効果	＜記載例＞ ・施設の共同化 （案の１） B 市 B 浄化センターについて、耐震化された A 市 A 浄化センターと施設の共同化を図ることで、保有資産の削減によるコスト縮減を図るものとする。 （案の２） 執行体制に関する事項：ー 施設に関する事項：施設の耐震化 経営に関する事項：保有施設削減によるコスト縮減 ・共同調達 （案の１） A 市公共下水道、及び B 市公共下水道の事業運営の一体化にあたり必要となる財務システムを共同調達する。 （案の２） 執行体制に関する事項：執行体制の強化、業務集約による効率化 施設に関する事項：施設管理水準の向上 経営に関する事項：スケールメリットの確保、業務集約によるコスト縮減
オ．導入までの目標 スケジュール	・施設の共同化 令和〇年度：基本設計 令和〇年度：詳細設計 令和〇～〇年度：工事施工 令和〇年度：施設統廃合 ・共同調達 令和〇～〇年度：要件定義書等の発注図書の作成 令和〇年度：システム調達業務の発注、システム開発

DRAFT

３－１－９ その他の事項

その他の事項には、広域連携推進計画策定後の計画の進捗管理の方法と計画変更に係る検証予定時期について記載する。

【解説】

その他の事項には、広域連携推進計画策定後の計画の進捗管理の方法と計画変更に係る検証予定時期について記載し、都道府県主導による進捗管理を行い、計画に記載した取組の着実な推進を図るものとする。

計画変更に係る検証予定時期については、広域連携推進計画と別途作成する汚水処理施設最適化プランとの整合性を考慮し、汚水処理施設最適化プランの見直し時期等を考慮し、検証予定時期を定めるものとする。

なお、計画の進捗管理の方法は「３－６　広域連携推進計画の進捗管理」を参照のこと。

DRAFT

３－２　広域連携推進計画の検討手順

３－２－１ 広域連携推進計画の検討フロー

広域連携推進計画は、各団体の担当部署内が事前準備を行ったうえで、「検討ブロック・体制の構築」「現状分析・課題抽出・団体内共有」「管理者間の照合と一致点の確認」「広域連携の方法・方策の抽出・整理」の手順により検討し、計画（案）の取りまとめを行うことが基本的な検討手順となる。

【解説】

広域連携推進計画の基本的な検討フローを図 3-4 に示す。事前準備として各団体の汚水処理事業の担当部署内で情報収集・勉強会・意見交換等を行い、広域連携に係る検討を進める上で必要となる基本的な知識の習得や国の施策等や全国的な取組等の動向を把握する。

事前準備終了後は、まず「検討ブロック・体制の構築」を行い、広域連携推進計画の策定に向けた検討体制を構築する。次に、「現状分析・課題抽出・管理者内共有」において、将来的に対応が困難となる業務や推進すべき施策を抽出するとともに、各管理者において課題認識の共有を図る。現状分析・課題抽出結果を踏まえ、必要に応じて検討ブロックの拡大や再編も考慮する。

続いて、現行の広域化・共同化計画に位置付けられた取組を踏まえ、「管理者間の照合と一致点の確認」により各管理者が抱える課題やニーズ、連携の方向性等について相互に確認を行う。その上で、照合結果に基づき、広域連携により対応可能な取組を整理するため、「広域連携の方法・方策の抽出・整理」を行う。さらに、実施時期や役割分担等を明確化したロードマップを作成し、これらの検討結果を取りまとめて、広域連携推進計画（案）を策定するものとする。

DRAFT

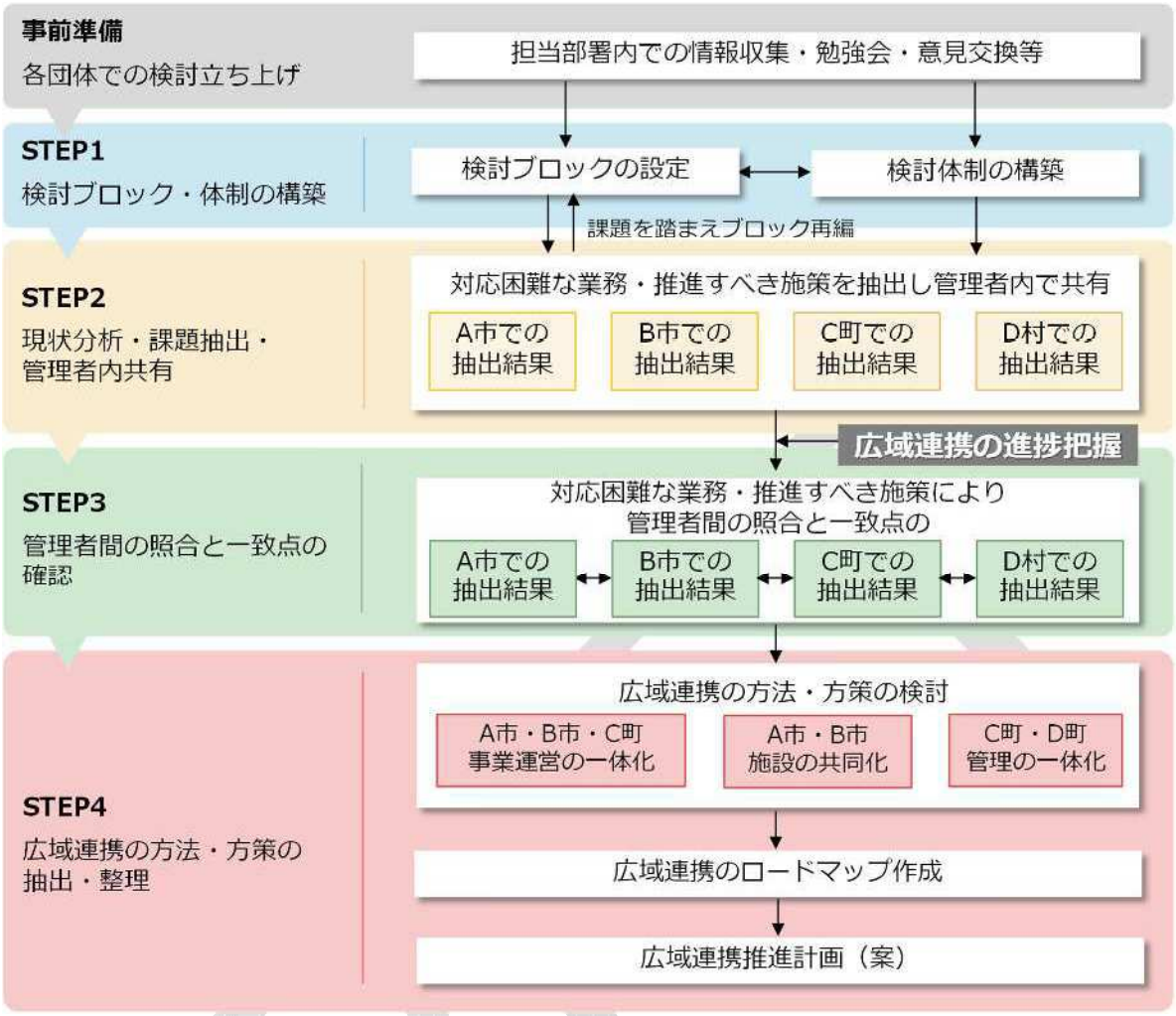

図 3-4　広域連携推進計画の基本的な検討フロー

なお、図 3-4 に示した広域連携推進計画の策定フローは基本的な流れを示したものであることから、各団体の実情に応じて適宜見直しの上、検討を進めることが重要である。見直しのパターンとしては例えば以下のものが想定される。

・都道府県内で「事業運営の一体化」の導入の実現性が見込まれるブロック設定を見出すため、都道府県主導で都道府県全体の STEP2「現状分析・課題抽出・団体内共有」を最初に実施する。

なお、現広域化・共同化計画に基づく「広域連携の進捗把握」は、「３－６　広域連携推進計画の進捗管理」を参照のこと。

STEP 1：検討ブロック・体制の構築

STEP 1－1：検討ブロックの設定

広域連携推進計画策定に係る検討ブロックは、「２－１－６ 広域連携の検討ブロック」に従い設定する。

【解説】

広域連携の検討ブロックは、水道事業における広域連携の実績等を踏まえ少なくとも 10 万人程度の人口規模を一つの目安として取り組むことが適切と考えられるが、地域の実情も踏まえて、人口規模を含めて都道府県と関係自治体との間で十分に協議していく必要がある。

また、将来的な事業運営の一体化の実現を見据え、執行体制の強化及びスケールメリットの発揮を図る観点から設定することが重要である。

既存の広域化・共同化計画において設定されているブロックをまず継承して取り組むことも可能であるほか、都道府県全域、都道府県境を跨いだ自治体間、都道府県域を超える流域圏などより広域的な範囲で、事業運営の一体化に向けた検討単位として新たにブロックを設定することも可能である。

検討ブロックの設定に係る詳細は、「２－１－６ 広域連携の検討ブロック」を参照のこと。

DRAFT

STEP 1－2：検討体制の構築

広域連携推進計画策定に係る検討体制は、下水道法に基づく都道府県協議会を組織することを基本とする。

【解説】

都道府県協議会は、広域連携推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会である。このため、広域連携推進計画策定に係る検討体制は、下水道法第三十一条の三に基づく都道府県協議会を組織することを基本とする。

令和４年度までに策定した広域化・共同化計画の策定時には、多くの都道府県で検討体制として任意の協議会を設立し策定作業が進められていたが、令和８年下水道法改正により、広域連携推進計画の作成及び実施に関する協議を行うための都道府県協議会が新たに規定されたことから、今後の広域連携推進計画の策定にあたっては、下水道法に基づく都道府県協議会を設立することを基本とする。

任意の協議会と管理者協議会、都道府県協議会の比較を表 3-9に示す。都道府県協議会における協議事項は、「協議が調った事項について、協議会の構成員である都道府県・市町村は結果を尊重すること」とされていることから、広域連携推進計画の策定や実施の実効性が高まることなどが期待される。

構成員については、都道府県協議会は、広域連携推進計画を定めようとする「都道府県」「関係下水道管理者（都道府県内の市町村の下水道管理者）」「学識経験を有する者その他の当該都道府県が必要と認める者」の三者で構成することができる。「学識経験を有する者その他の当該都道府県が必要と認める者」には、下水道公社や日本下水道事業団、都道府県内の汚水処理事業関係者等が想定される。

また、都道府県、関係下水道管理者からの参加者（役職等）は任意であり、部課長級の職員による部課長会を設立する他、各団体の実務担当者で構成される作業部会の設立や首長同士の合意形成を行う首長会議等を設立することも想定される。

検討体制の構築後は、都道府県主導により会議を開催し、広域連携推進計画策定に向けた取組を進めるものとする。

DRAFT

表 3-9　任意の協議会と管理者協議会、都道府県協議会の比較

項目	任意の協議会	管理者協議会	都道府県協議会
根拠法令	―	下水道法	下水道法
目的	・広域連携推進計画の策定 ・計画策定後の事業運営の一体化等、個別の広域連携の方法・方策の具体化に向けた検討、合意形成のため等、目的は任意	・連携が可能な事務事業の洗い出しや連携手法の検討を行う場合 ・都道府県による広域連携推進計画の策定を促すにあたり事前に下水道管理者間において協議が必要な場合や、当該計画を実施する過程で下水道管理者の間において将来的な事業統合等に向け、詳細かつ実務的な協議を行う場合等	・広域連携推進計画策定のため
構成員	・任意（都道府県協議会の構成員の考え方を準用することが想定される） ・協議会の下部組織として、実務担当者で構成される作業部会を配置することも可能	・下水道管理者 ・学識経験を有する者等 ・協議会の下部組織として、実務担当者で構成される作業部会を配置することも可能	・都道府県 ・関係下水道管理者（都道府県内の市町村の下水道管理者） ・学識経験を有する者その他の当該都道府県が必要と認める者 ・協議会の下部組織として、実務担当者で構成される作業部会を配置することも可能
設立方法	・任意（設置要綱・規約・設立趣意書等の作成・合意が想定）	・任意（設置要綱・規約・設立趣意書等の作成・合意が想定）	・任意（設置要綱・規約・設立趣意書等の作成・合意が想定）
協議事項の扱い	・協議会設立時に合意した設置要綱等の規定による	・協議会設立時に合意した設置要綱等の規定による	・協議が調った事項について、協議会の構成員である都道府県・市町村は結果を尊重すること※

広域連携推進計画の策定に適用：

注※：構成員同士の協議の末、協議が整った事項については、基本原則、その内容に従うものとし、万が一、協議内容に意見があれば、再度関係団体を集めて再協議を行う必要がある

DRAFT

STEP 2：現状分析・課題抽出・団体内共有

STEP 2－1：現状・将来の見通しの把握

広域連携による対応が望ましい業務、施策の抽出を行うための基礎情報として、現状分析を行い、各団体の汚水処理事業に係る現状・将来の見通しを把握する。汚水処理事業に係る現状・将来の見通しの把握は、多角的な視点で行うものとする。

【解説】

汚水処理を持続可能なものとするため、広域連携による対応が望ましい業務、施策の抽出に係る基礎情報として、現状分析を行い、汚水処理事業に係る現状・将来の見通しを把握する。将来の見通しにあたっては、短期（3～5 年後）、中期（10 年後）、長期（20～30 年後）の時間軸で整理を行うことを基本とする。また、現状・将来の見通しの把握は、多角的な視点で行うものとし、具体的には汚水処理事業に係る「ヒト」「モノ」「カネ」の３つの視点で行うことなどが想定される。なお、現状分析を行う際には、人口減少に基づく処理区域内人口や有収水量の将来見通しに加え、管渠延長、処理施設の能力等の既存ストックとの関係を確認し、需要規模に対する維持管理・更新負担の変化を検討することが望ましい。

３つの視点での現状・将来の見通しの把握の項目例を図 3-5 に示す。なお、現状・将来の見通しの把握は、各団体に必要な広域連携の方法・方策の抽出を目的としていることから、各団体の実情に応じて項目の取捨選択を行うことが重要である。

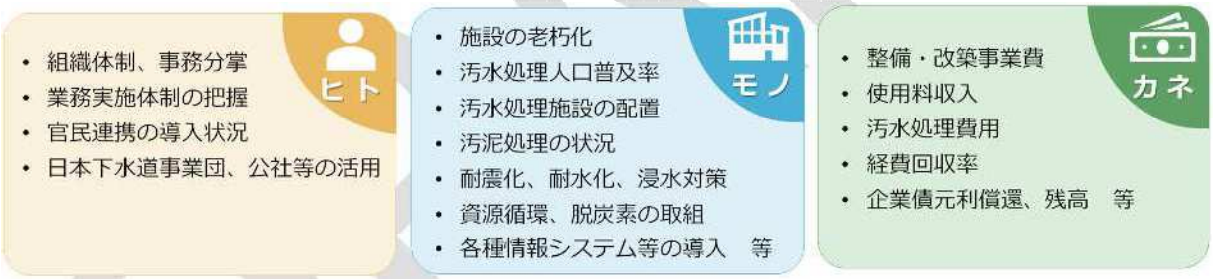

図 3-5　３つの視点での現状・将来の見通しの把握の項目例

３つの視点での現状・将来の見通しの把握にあたっては、表 3-１０に示す既存資料を活用することが有効である。

DRAFT

表 3-１０　現状・将来の見通しの把握に活用できる既存資料

視点	資料名称
共通	全体計画、事業計画、汚水処理施設の最適化プラン（旧都道府県構想）、旧広域化・共同化計画、下水道カルテ、地方公営企業年鑑、各省庁が毎年作成、取りまとめする各種調書等
ヒト	組織図、事務分掌、職員構成リスト、各団体の職員の採用状況等
モノ	ストックマネジメント計画、総合地震対策計画、上下水道耐震化計画、耐水化計画、施設情報の電子化に関する調書等
カネ	経営戦略、総務省の経営比較分析表等

表 3-１０に示す既存資料を活用して現状・将来の見通しを考察し、その結果を定性的に取りまとめる。広域連携の現状分析では、特に「ヒト」の視点で執行体制の持続可能性について中期・長期の時間軸で考えることが重要である。以下に職員構成に関する現状分析の例を示す。

中小都市の事例（処理場有）

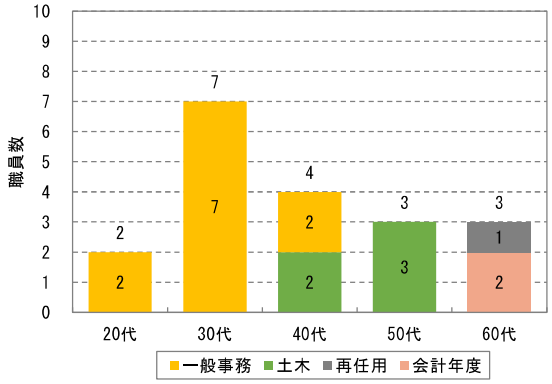

（現状の職員構成）

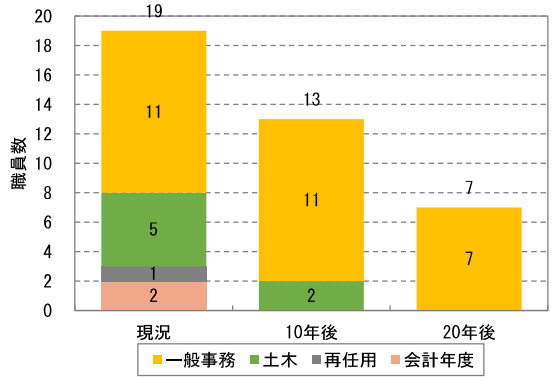

（新規配属なしと仮定した場合の今後の職員構成の見通し）

・技術職員が少なく、建築・機械・電気職が不在で土木職員、事務職員が処理場の工事を担当
・10 年後には土木職が半分に、20 年後には不在となり新規配属、再任用による雇用継続が必要
・全庁的に技術職の採用に取り組んでいるが、新規・中途も厳しく、道路・河川部局に優先的に配属されることから、下水道課への配属は期待薄

大都市の事例（処理場有）

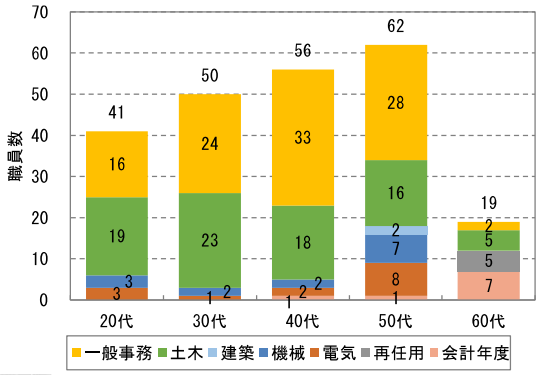

（現状の職員構成）

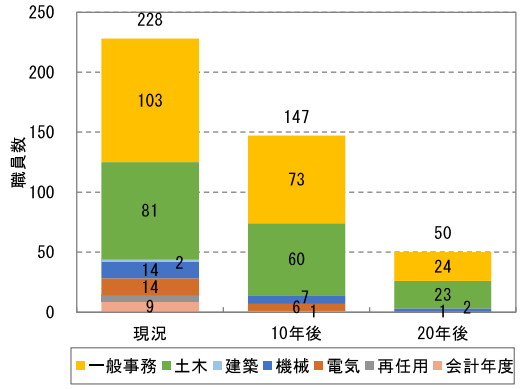

（新規配属なしと仮定した場合の今後の職員構成の見通し）

・50 代がボリュームゾーンになっているものの、20 代・30 代にも事務職・技術職がバランス良く配置
・現行の新規採用数を維持できたとしても、段階的に職員数が減少が見込まれる

また、建設工事や維持管理等、主要な業務への官民連携の導入状況を把握するためのアンケートの事例を以下に示す。

問　官民連携事業等で実施している事業について、通常の業務委託の場合も含め、すべてお選びください。

①　処理場の建設工事（新設・改築等）の実施方法をご教示ください。 （該当するもの全て選択）	○	個別に設計委託、個別に工事発注
		設計監理、積算支援、工事監理等の発注者支援業務を活用
		JS委託を活用
		DB、DBO、PFIを実施
②　処理場の維持管理の実施方法をご教示ください。 （該当するもの全て選択）		直営
	○	仕様発注
		包括的民間委託
		水の官民連携
③　管路の建設工事（新設・改築等）の実施方法をご教示ください。 （該当するもの全て選択）	○	個別に設計委託、個別に工事発注
		設計監理、積算支援、工事監理等の発注者支援業務を活用
		DB、DBO、PFIを実施
④　管路の維持管理の実施方法をご教示ください。 （該当するもの全て選択）	○	直営
		仕様発注
		包括的民間委託
		水の官民連携
⑤　排水設備、工務関係の業務実施方法をご教示ください。 （該当するもの全て選択）		直営
	○	仕様発注
		包括的民間委託
		水の官民連携
⑥　窓口、料金、会計処理業務の実施方法をご教示ください。 （該当するもの全て選択）		直営
		仕様発注
		包括的民間委託
		水の官民連携

次ページには、下水道事業が抱える諸課題への取組み対応状況について、把握するためのアンケートの事例を示す。

DRAFT

設問 下水道事業が抱える諸課題への取組み対応状況について

問　下記に示す下水道事業が抱える諸課題について、現在の取組み状況、および取組が進まない場合の最も大きな要因についてご教示ください。

① 管路施設の法定点検箇所以外の点検・調査について

現在の取組み状況	未着手である
取組みが進まない最大の要因	人員不足
その他の要因（自由記載）	管路施設は比較的新しいため現在は法定点検のみを実施しているが、マンホール蓋については耐用年数を超過するものが出てきているため、R10年度に計画を立ててR11年度より点検・調査に着手予定。

② 点検・調査結果に基づく修繕・改築について

現在の取組み状況	対応不要である
取組みが進まない最大の要因	その他
その他の要因（自由記載）	管路施設は点検の結果、不具合なし。

③ 上下水道耐震化計画に基づく管路施設の耐震化

現在の取組み状況	着手済だが今後も引き続き取組む必要がある
取組みが進まない最大の要因	予算不足
その他の要因（自由記載）	整備年度が古い一部の区域と１処理場のみ耐震化未実施、処理場は耐震化計画を検討中。

④ 交付要件充足に必要な管路情報の電子化

現在の取組み状況	着手済で取組みは完了している
取組みが進まない最大の要因	
その他の要因（自由記載）	

⑤ 処理場・ポンプ場施設の主要施設の予防保全的な維持管理・改築

現在の取組み状況	着手済だが今後も引き続き取組む必要がある
取組みが進まない最大の要因	その他
その他の要因（自由記載）	処理場・ポンプ場はストマネ計画に基づきR7年度より工事に着手、事後保全分は都度対応中。

⑥ 水の官民連携等の導入・検討

現在の取組み状況	未着手である
取組みが進まない最大の要因	その他
その他の要因（自由記載）	本市の規模ではメリットが見えない。現状も直営ではなく維持管理委託で行っているため職員の削減は図れないと考えている。広域的に取組めれば人員削減可能と考える。

⑦ 広域連携の推進・検討

現在の取組み状況	着手済だが今後も引き続き取組む必要がある
取組みが進まない最大の要因	ノウハウ不足
その他の要因（自由記載）	必要性を感じているが直営ではノウハウも人員も不足している。

⑧ 使用料改定の検討

現在の取組み状況	着手済だが今後も引き続き取組む必要がある
取組みが進まない最大の要因	
その他の要因（自由記載）	前回はR3年度に改定している。次はR8年度に経営戦略を見直し、R9年4月から料金改定を検討している。

DRAFT

現状・将来の見通しの取りまとめの事例を表 3-１１に示す。考察する項目については、各団体の汚水処理事業の状況を勘案し、随時、調整を行うものとする。

表 3-１１　現状・将来の見通しの取りまとめの事例

視点	考察事項	現状	将来
ヒト	執行体制	・人員は概ね足りているが、係間で横断する業務もある ・技術職員が不足しており、企業会計事務も特定の職員に負担がかかっている	・人員削減による人員不足が予測、特に技術・会計職員の不足がより顕著となる
	官民連携の導入状況	・処理場・ポンプ場及び MP の維持管理は仕様発注で地元企業に委託している	・水の官民連携をスタートさせる必要がある
	日本下水道事業団、公社等の活用	・処理場増設時に日本下水道事業団へ委託、現在は委託していない ・県内に下水道公社はない	・当面、大きな増設や改築は発生しない見込みである
モノ	施設の老朽化	・管路施設は比較的新しいが、処理施設の機器更新への取り組みを始めたところである	・更新が本格化した際の財源や機械・電気設備の技術的検討、積算、工事監理不安がある
	汚水処理施設の配置	・下水道処理場 2 カ所、農集処理場 4 カ所と人口規模に対して汚水処理施設が多く、現在は下水道と農集の統廃合を進めている	・下水道と農集の統合の実施、管渠の更新時期に合わせて集合処理から個別処理の見直しを予定
	汚泥処理の状況	・脱水ケーキは民間の処理施設で肥料化	・農集分をし尿処理施設への投入や周辺自治体との共同処理を検討したい
	耐震化、耐水化、浸水対策	・耐震化は一部を除き完了、耐水化、浸水対策は未実施	・今後も耐水化及び浸水対策は予算的に難しいが、検討は必要と思われる
	資源循環、脱炭素の取組	・資源循環は処分先での汚泥の肥料化、脱炭素は未実施	・場内未利用地での PPA 事業の実施を検討
	施設情報システム	・機械設備はエクセルで整理、電気は未整理	・今後は電気設備分も整理がした上で電子化が必要
	管路情報システム	・維持管理情報を登録できる GIS 台帳システムで管路情報を管理	・今後も同様に一元管理
カネ	整備・改築事業費	・R8 年度で管渠整備完了予定、以降は処理場の機器更新に着手するため、整備から更新にシフト	・事業費は物価上昇の影響をうけて増加すると予測される
	使用料収入	・R6 年度に使用料を改定、改定率は 20%	・R11 年に 2 度目の料金改定を予定、その後も 5 年毎に検証を予定
	汚水処理費用	・物価上昇の影響をうけて R5 年度に改定した経営戦略の数値と年々ずれが大きくなっている	・今後も増加が見込まれるため、R9 年度に経営戦略及び使用料改定を進める
	経費回収率	・使用料改定前は約 70%、最新決算 R7 年度 93%	・資産維持費を算入するよう 100%以上を目標として使用料改定を行う
	企業債	・整備のピーク時の償還が続いており、一般会計からの繰入金が増加している	・R14 年度に償還のピークを迎え、その後は緩やかに減少に向かう予定

DRAFT

STEP 2－2：対応困難な業務・推進すべき施策の抽出

各団体の汚水処理事業に係る現状・将来の見通しの結果を踏まえ、課題抽出として、将来、対応困難となる業務、推進すべき施策を抽出する。

【解説】

各団体の汚水処理事業に係る現状・将来の見通しの結果を踏まえ、課題抽出として、将来、対応困難となる業務、推進すべき施策を抽出する。

対応困難となる業務は、事務分掌に基づき当該団体の主要業務を整理し、現在の業務実施方法を「職員の直営」「コンサルタントや維持管理会社等に個別委託」「包括的民間委託」「日本下水道事業団委託」「公社委託」等により仕分けする。その際、既に広域連携により対応している業務であるかどうかも確認する。仕分け結果に対して、中長期的な職員構成の見通しを踏まえ対応困難な業務を抽出する。

また、推進すべき施策の抽出に当たっては、各団体における現在の施策の実施状況を整理するとともに、現状分析の結果に基づき、取組の必要性及び優先度を評価する。その上で、事業運営の持続性の確保に向け、今後重点的に推進する必要がある施策を抽出する。

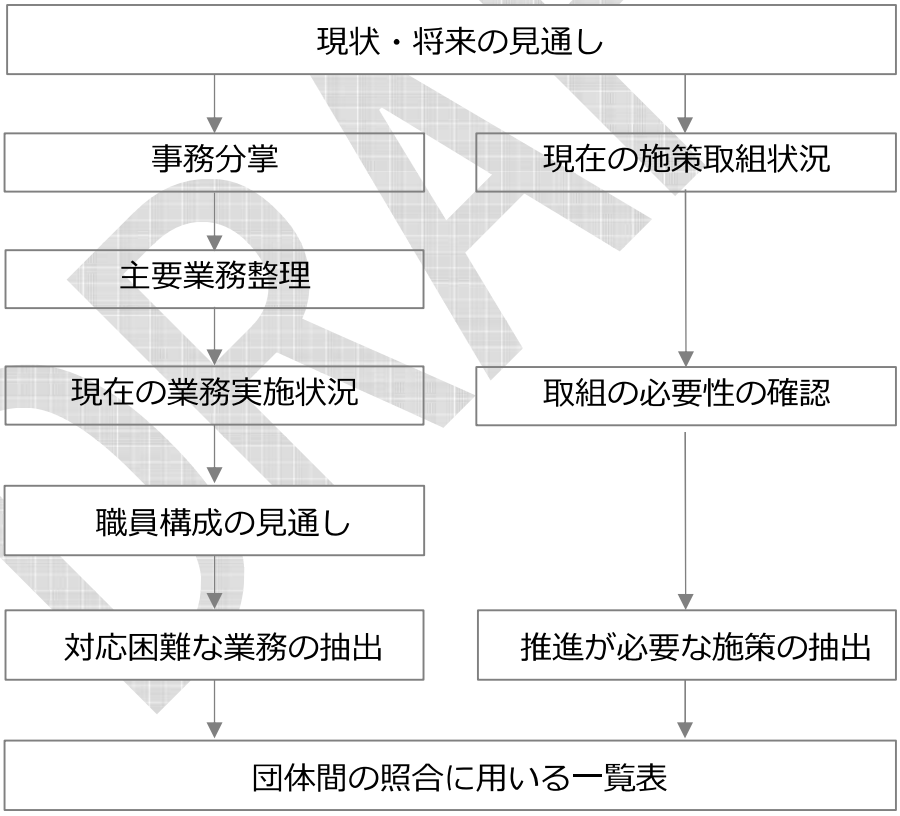

図 3-6　対応困難な業務・推進すべき施策の抽出フロー

対応困難な業務・推進すべき施策は、事業運営の一体化等の導入の必要性を評価するための基礎資料となることから、短期（3～5 年後）、中期（10 年後）、長期（20～30 年後）の時間軸で検

DRAFT

討することを基本とする。各業務の対応可否は、将来の職員構成（職員数、年齢構成、職種、業務経験等）、改築等の事業量等の見通しを踏まえ、「○：可能」「△：懸念あり」「×：困難」等に仕分けする。

対応困難な業務の抽出の事例を表 3-１２に示す。対応困難な業務を抽出するための業務領域・業務内容については、表 3-１２に示す事例の他、各団体の汚水処理担当部署の事務分掌を参考に設定を行うものとする。

表 3-１２　対応困難な業務の抽出の事例

業務領域	施設区分	業務内容	現在の業務実施方法		対応困難な業務		
				広域連携での実施有無	短期3－5年後	中期10年後	長期20－30年後
企画・計画	共通	全体計画・事業計画	個別委託		○	○	○
		汚水処理適正化構想	個別委託		○	○	○
		ストックマネジメント計画	個別委託		○	○	○
会計・経営	共通	予算・決算	職員直営		○	×	×
		会計処理	職員直営		×	×	×
		契約事務	他部局対応		○	○	○
		固定資産	職員直営		○	○	○
		経営戦略	個別委託		○	○	○
		使用料改定	個別委託		○	○	○
住民窓口	共通	排水設備	職員直営		△	×	×
		指定工事店	職員直営		△	×	×
		使用料徴収、滞納整理	水道委託		○	○	○
工事	管路施設	設計監理	職員直営		○	×	×
		工事積算	職員直営		○	×	×
		工事監理	職員直営		○	×	×
	処理場施設	設計監理	JS委託		○	○	○
		工事積算	JS委託		○	○	○
		工事監理	JS委託		○	○	○
維持管理	共通	維持管理積算	職員直営		△	×	×
		委託履行監視	職員直営		△	×	×
		災害対応	職員直営		△	△	×
	管路施設	住民対応	職員直営	計画あり	×	×	×
		管路計画的維持管理	個別委託	計画あり	○	○	○
		問題解決（不明水、悪臭）	個別委託	計画あり	○	○	○
	処理場施設	運転管理	個別委託	計画あり	○	○	○
		保守点検	個別委託	計画あり	○	○	○
		水質管理	個別委託	計画あり	○	○	○
		ユーテリティ調達	個別委託	計画あり	○	○	○
		修繕	個別委託	計画あり	○	○	○

DRAFT

推進すべき施策は、「水の官民連携」をはじめとする官民連携の導入、施設統廃合、老朽化対策、耐震化・耐水化・浸水対策等の災害対策、脱炭素・資源循環、DX 技術の導入等、各団体の汚水処理事業の実施状況を勘案して抽出する。抽出した施策について、現在の取組に係る進捗状況を踏まえ、今後、推進すべき施策として「新規着手」「対応加速」「対応継続」等に仕分けする。

推進すべき施策の抽出の事例を表 3-１３に示す。

表 3-１３　推進が必要な施策の抽出の事例

業務領域	施設区分	施策内容	現在の施策実施状況		推進が必要な推進		
				広域連携での実施有無	短期3－5年後	中期10年後	長期20－30年後
官民連携	共通	水の官民連携	未実施			新規着手	対応継続
施設統廃合	管路施設	リダンダンシー確保	未実施				新規着手
	処理場施設	処理場施設統廃合	完了	実施済			
		し尿・浄化槽汚泥受入	完了	実施済			
老朽化	管路施設	点検・調査	実施中		継続	継続	継続
		改築	未実施			新規着手	継続
	処理場施設	改築	未実施			新規着手	継続
災害対策	管路施設	耐震化	実施中		継続	継続	継続
	処理場施設	耐震化	実施中		継続	継続	継続
		耐水化	実施中		継続	継続	継続
	管路施設	浸水対策	実施中		継続	継続	継続
脱炭素	処理場施設	省エネルギー	実施中		継続	継続	継続
		再生エネルギー	未実施			新規着手	継続
資源循環	処理場施設	汚泥資源化	未実施	計画あり	新規着手	新規着手	継続
DX技術	管路施設	管路情報システム	完了		継続	継続	継続
	処理場施設	施設情報システム	未実施	計画あり		新規着手	継続
	共通	その他DX技術	―				

DRAFT

STEP 3：団体間の照合と一致点の確認

STEP 3－1：対応困難な業務・推進すべき施策の集約

STEP ２で整理した各団体の対応困難な業務・推進すべき施策を検討ブロック内で集約し、各団体の突合せにより団体間で共通する課題・施策を整理しておくものとする。

【解説】

STEP ２で整理した各団体の対応困難となる業務、推進すべき施策を検討ブロック内で集約し、検討ブロックでの業務・施策の一覧表に基づき、団体間の突合せを行い、団体間で共通する課題・施策は整理しておくものとする。

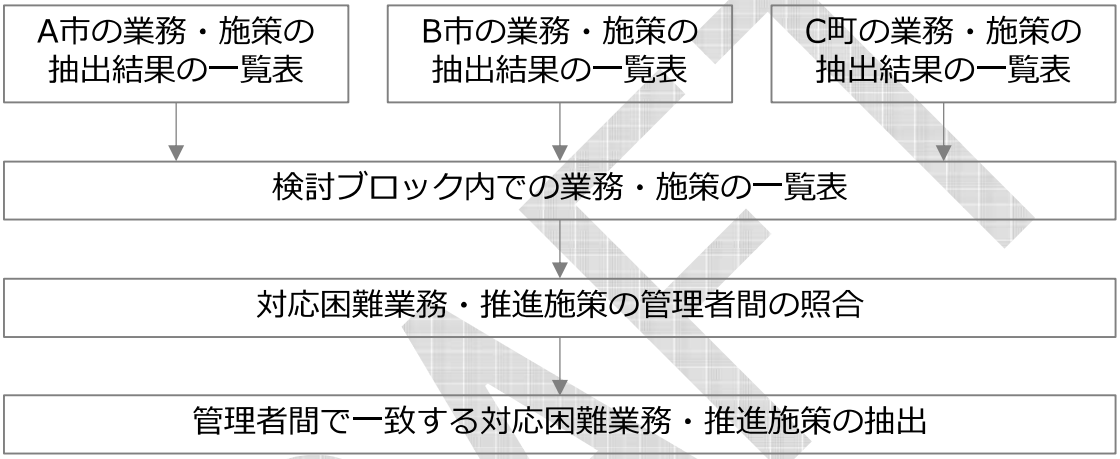

図 3-7　広域連携の方法・方策の集約フロー

検討ブロック内での対応困難業務、推進施策の一覧表の事例を表 3-１４、表 3-１５に示す。これらの一連の作業を関係団体の職員で集まり、勉強会・ワークショップ形式で実施することも有効である。勉強会において広域連携に関する基礎知識を習得した上で、ワークショップではお互いに執行体制面での課題や対応困難な業務について意見交換することで、汚水処理の持続に係る課題認識を広域的な地域単位で共有し、信頼関係を構築することが可能となる。

DRAFT

表 3-14　検討ブロック内での対応困難業務の一覧表の事例

業務領域	施設区分	業務内容	構成団体				
			A県	B市	C市	D町	E村
企画・計画	共通	全体計画・事業計画	長				中
		汚水処理適正化構想					中
		ストックマネジメント計画	長			中	中
会計・経営	共通	予算・決算	中	中	長	中	短
		会計処理	中	短	長	中	短
		契約事務					
		固定資産	中	中		中	中
		経営戦略					
		使用料改定					中
住民窓口	共通	排水設備		短		中	短
		指定工事店		短			短
		使用料徴収、滞納整理					
工事	管路施設	設計監理	中	中			短
		工事積算	中	中		短	短
		工事監理	中	中			短
	処理場施設	設計監理			長		
		工事積算			長		
		工事監理			長		
維持管理	共通	維持管理積算	長	短	長	短	短
		委託履行監視	長	短	長	短	短
		災害対応	長	短		短	短
	管路施設	住民対応	長	短		中	短
		管路計画的維持管理	長	中		中	短
		問題解決（不明水、悪臭）	長	中		中	短
	処理場施設	運転管理					
		保守点検					
		水質管理					
		ユーテリティ調達					
		修繕	中	短	長		

短：短期で△または×、中：中期で△または×、長：長期で△または×

DRAFT

表 3-１５　検討ブロック内での推進施策の一覧表の事例

業務領域	施設区分	施策内容	構成団体				
			A 県	B 市	C 市	D 町	E 村
官民連携	共通	水の官民連携		中	短	中	長
施設統廃合	管路施設	リダンダンシー確保	中		中	長	長
	処理場施設	処理場施設統廃合	中		中		
		し尿・浄化槽汚泥受入	短		短	短	短
老朽化	管路施設	点検・調査				中	中
		改築		中	短	長	長
	処理場施設	改築		中	短		
災害対策	管路施設	耐震化			長	短	短
	処理場施設	耐震化					
		耐水化					
	管路施設	浸水対策				短	短
脱炭素	処理場施設	省エネルギー		短			
		再生エネルギー	短	中	短		
資源循環	処理場施設	汚泥資源化	短	中	短		
DX技術	管路施設	管路情報システム					短
	処理場施設	施設情報システム	中	中	短		
	共通	その他DX技術					

短：短期で新規着手、中：中期で新規着手、長：長期で新規着手

DRAFT

STEP 3－2：検討ブロック内の対応困難業務・推進施策の一致点の確認

検討ブロック内での対応困難業務、推進施策の一覧表を用いて、対応困難業務、推進施策が一致する団体グループの抽出や、対応困難業務を支援できる可能性のある団体の抽出等を行い、団体間の照合を行う。地理的条件を踏まえ抽出された団体間の意見交換やヒアリングによる意向確認を経て、広域連携の方法・方策の検討に移行する内容と団体構成を選定する。

【解説】

検討ブロック内の一致点の確認の検討フローを図　３－８に示す。ブロック内の対応困難業務、推進施策の一覧表を用いて、対応困難業務、推進施策が一致する団体グループの抽出や、対応困難業務を支援できる可能性のある団体の抽出等を行う。一致した対応困難業務、推進施策について、都道府県主導による団体間の意見交換やヒアリングによる意向確認を行い、次の STEP４である広域連携の方法・方策の検討に移行する内容と団体構成を選定する。なお、広域連携の検討ブロックにとらわれず、広範な範囲（他ブロックや隣接する都道府県）の団体との連携についても検討することも想定される。

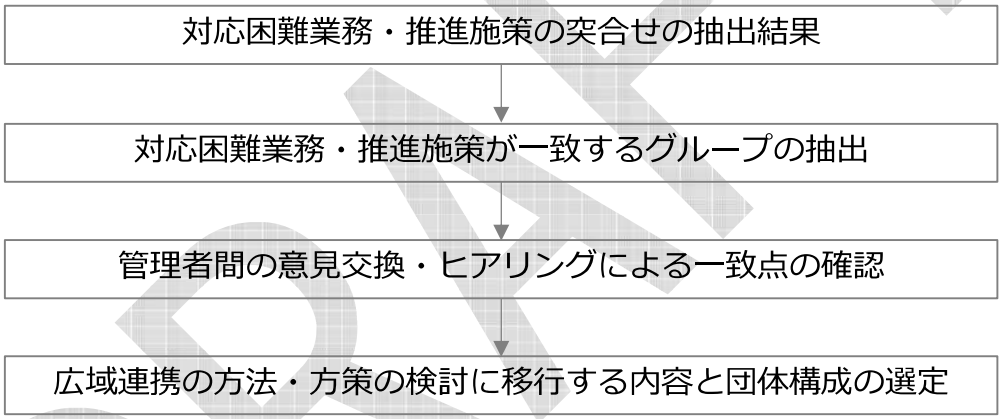

図　３－８　検討ブロック内の対応困難業務・推進施策の一致点の確認フロー

DRAFT

STEP 4：広域連携の方法・方策の抽出・整理

STEP 4－1：広域連携の方法・方策の検討

STEP 3 で抽出した各団体で共通する対応困難業務、推進すべき施策について、広域連携による課題解決・施策実現が見込まれる広域連携の方法・方策を抽出する。特に、各団体において対応困難業務、推進すべき施策が複数存在し、その内容が共通する場合には、効率的かつ持続的な事業運営の実現に向け、将来的な事業運営の一体化への移行を目指すものとする。また、事業運営の一体化を将来的な目標としつつ、施設の共同化や管理の一体化、その他の広域連携の取組により先行的な対応が可能なものについては、段階的な実施についても検討するものとする。

【解説】

STEP３で整理した各団体の対応困難業務、推進すべき施策を検討ブロック内で集約し、表３-１６に示す汚水処理事業における広域連携の具体的実施の方法・方策（例）や汚水処理事業における広域連携の先行事例を参考として、業務・施策の内容に応じて適用が見込まれる広域連携の方法・方策を抽出する。広域連携の方法・方策の抽出にあたっては、事業運営の一体化、施設の共同化、管理の一体化、その他の取組の先行事例を参考として、様々な連携の方法・方策から検討ブロック内の地理的条件や施設配置、組織形態や団体の意向等を踏まえて検討を行う。その際、これらの手法について、地域の人口動態、地理的条件、施設の状況及び財政負担等を踏まえて比較し、課題解決に適した連携の範囲・方法を選択することが望ましい。

なお、全国の先進事例については、国土交通省のホームページにおいて、「下水道事業における広域連携の事例集」が公開されており、広域連携の方法・方策の検討・提案の参考として利用可能である。また、汚泥の集約処理の検討にあたっては、「下水汚泥広域利活用検討マニュアル」を参考されたい。

下水道事業における広域連携の事例集：
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000577.html

下水汚泥広域利活用検討マニュアル：https://www.mlit.go.jp/common/001243479.pdf

対応困難業務、推進すべき施策に適用が見込まれる広域連携の方法・方策の事例を表 ３-１６～表 ３-１８に示す。特に、各団体において対応困難業務、推進すべき施策が複数存在し、その内容が共通する場合には、効率的かつ持続的な事業運営の実現に向け、将来的な事業運営の一体化への移行を目指すものとする。しかし、事業運営の一体化については、検討、合意形成、移行準備に時間を要することが見込まれる。そのため、広域連携の方法・方策の適用は、短期・中長期の二段階で考えることとし、事業運営の一体化を将来的な目標としつつ、施設の共同化や管理の一体化、その他の広域連携の取組により先行的な対応が可能なものについては、段階的な実施についても検討するものとする。

DRAFT

表 3-１６　汚水処理事業における広域連携の具体的実施の方法・方策（例）

広域連携の方法・方策（例）		具体実施の方法・方策（例）
事業運営の一体化	事業統合	・一部事務組合の設立 ・広域連合の設立 ・事務の委託
	経営の一体化	
施設の共同化	汚水処理の共同実施	・汚水処理施設の統廃合 ・し尿・浄化槽汚泥の受入 ・流下先の見直し
	汚泥処理の共同実施	・既存の汚泥処理施設を活用した共同実施 ・汚泥処理施設の新規建設による共同実施 ・新たな法人設立による共同実施
	施設の広域監視	・維持管理業務受託者と広域監視対象の各下水道管理者が契約 ・拠点となる処理場の下水道管理者へ事務の委託 ・広域監視する全下水道管理者で協議会を設立
管理の一体化	計画・調査委託の共同発注	・受託者選定・契約を共同で実施 ・受託者選定のみを共同で実施
	水質検査・特定事業場排水指導の共同発注	
	維持管理の共同発注	・共同で選定した受託者とそれぞれ委託契約を締結 ・事務の委託を受けた下水道管理者が維持管理業務の受託者と契約 ・共同発注する下水道管理者で協議会を設立
	災害時対応の共同化	・災害訓練の共同実施 ・資機材の共同備蓄 ・共通の BCP 策定 ・災害対応の共同実施
	庁内事務の共同化	・協議会を設立し、庁内事務を共同化 ・事務の委託、または事務の代替執行により庁内事務を共同化 ・民事上の委託による事務の委託

DRAFT

表 3-１７　対応困難な業務に適用が見込まれる広域連携の方法・方策の事例

業務領域	施設区分	業務内容	構成団体					広域連携の方法・方策	
			A 県	B 市	C 市	D 町	E 村	短期	中期・長期
企画・計画	共通	全体計画・事業計画	長				中	計画・調査委託の 共同発注	事業運営の一体化
		汚水処理適正化構想					中		
		ストックマネジメント計画	長			中	中		
会計・経営	共通	予算・決算	中	中	長	中	短	庁内事務の共同化	
		会計処理	中	短	長	中	短		
		契約事務							
		固定資産	中	中		中	中		
		経営戦略							
		使用料改定					中		
住民窓口	共通	排水設備		短		中	短	庁内事務の共同化	
		指定工事店		短			短		
		使用料徴収、滞納整理							
工事	管路施設	設計監理	中	中			短	庁内事務の共同化	
		工事積算	中	中		短	短		
		工事監理	中	中			短		
	処理場施設	設計監理			長				
		工事積算			長				
		工事監理			長				
維持管理	共通	維持管理積算	長	短	長	短	短	維持管理業務の共同発注	
		委託履行監視	長	短	長	短	短		
		災害対応	長	短		短	短		
	管路施設	住民対応	長	短		中	短		
		管路計画的維持管理	長	中		中	短		
		問題解決（不明水、悪臭）	長	中		中	短		
	処理場施設	運転管理							
		保守点検							
		水質管理							
		ユーテリティ調達							
		修繕	中	短	長				

短：短期で△または×、中：中期で△または×、長：長期で△または×

DRAFT

表 3-１８　推進すべき施策に適用が見込まれる広域連携の方法・方策の事例

業務領域	施設区分	施策内容	構成団体					広域連携の方法・方策	
			A 県	B 市	C 市	D 町	E 村	短期	中期・長期
官民連携	共通	水の官民連携		中	短	中	長	維持管理業務の共同発注	事業運営の一体化
施設統廃合	管路施設	リダンダンシー確保	中		中	長	長		
	処理場施設	処理場施設統廃合	中		中				
		し尿・浄化槽汚泥受入	短		短	短	短	汚水処理の共同化	
老朽化	管路施設	点検・調査				中	中		
		改築		中	短	長	長		
	処理場施設	改築		中	短				
災害対策	管路施設	耐震化			長	短	短		
	処理場施設	耐震化							
		耐水化							
	管路施設	浸水対策				短	短		
脱炭素	処理場施設	省エネルギー		短					
		再生エネルギー	短	中	短			汚泥処理の共同実施	
資源循環	処理場施設	汚泥資源化	短	中	短			汚泥処理の共同実施	
DX技術	管路施設	管路情報システム					短		
	処理場施設	施設情報システム	中	中	短				
	共通	その他DX技術							

短：短期で新規着手、中：中期で新規着手、長：長期で新規着手

DRAFT

STEP 4－2：広域連携により想定される効果検討

広域連携による効果検討は、広域連携によるメリット・効果を連携する団体間で共有し共通認識を持つことで、広域連携の取組を促すとともに、広域連携の取組着手に向けた合意形成の円滑化を目的に行う。

検討にあたっては、短期的な業務・施策の実施手段の確保、事務負担の軽減、事務事業の効率化にとどまらず、中長期的にも、専門職員の確保や最適配置等による執行体制の強化、災害対応力の強化、規模の拡大による官民連携の効果の向上、施設管理水準の向上、仕様の統一化による効率的な調達の促進や事業収支の改善等、ヒト・モノ・カネの多角的な視点、短期・中長期的の時間軸の視点で直接的・間接的なものも含め幅広く捉えることが望ましい。

【解説】

広域連携による効果検討は、広域連携によるメリット・効果を連携する団体間で共有し共通認識を持つことで、広域連携の取組を促すとともに、広域連携の取組着手に向けた合意形成の円滑化を目的に行うものである。

検討にあたっては、短期的に発現する業務・施策の実現手段の確保、事務負担の軽減、事務事業の効率化等の効果だけでなく、中長期的にも、専門職員の確保や最適配置等による執行体制の強化、災害対応力の強化、規模の拡大による官民連携の効果の向上、施設管理水準の向上、仕様の統一化による効率的な調達の促進や事業収支の改善等、ヒト・モノ・カネの多角的かつ中長期的な視点で直接的・間接的なものも含め幅広く捉えることが望ましい。

また、広域連携によりもたらされる波及的な効果として、①住民生活への効果（公共サービスの向上、快適性の向上等）、②地域経済への効果（業者の生産性向上　等）、③安全への効果（災害対応の迅速化等）、④環境への効果（生活環境・自然環境の保全　等）、⑤地域社会への効果（地域社会の安定化等）などが考えられる。

効果の示し方については、各検討段階において様々な方法が考えられるが、定性的な比較検討や費用関数を用いた概算値による定量的評価とすることが想定される。効果の検討に当たっては、現行の事業運営を継続する場合を比較の基準とし、広域連携による経費の変化に加えて、移行に伴う費用や追加的な施設整備費等も考慮することが望ましい。

DRAFT

STEP 4－3：事業運営の一体化の効果検討の方法

事業運営の一体化の効果については、定性的な評価を行うことを基本としつつ、具体的な手法の検討熟度に応じて、定量的な評価も行うことが望ましい。

【解説】

事業運営の一体化の効果については、定性的な評価を行うことを基本としつつ、一体化の方法（事業統合、経営の一体化）、組織形態（新たに一部事務組合を設立等）、事務所の配置、職員の配置、対象とする事務・事業等の具体的な手法の検討熟度に応じて定量的な評価を行うことが望ましい。

事業運営の一体化で期待される定量的・定性的な効果の例を表 3-１９に示す。

表 3-１９　事業運営の一体化で期待される定量的・定性的な効果の例

<table>
<tr><th rowspan="2">広域連携
の方法・方策</th><th colspan="2">主な期待される効果（例）</th></tr>
<tr><th>定性的効果</th><th>定量的効果</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事業統合</td><td>・使用料料金の格差是正</td><td rowspan="3">・スケールメリットによるコスト縮減
・業務集約によるコスト縮減</td></tr>
<tr><td rowspan="2">・執行体制の強化
（人材・専門能力確保、技術継承）
・災害対応力強化
・施設管理水準の向上
・業務集約によるコスト縮減</td></tr>
<tr><td>経営の一体化</td></tr>
</table>

DRAFT

STEP 4－4：施設の共同化（ハード）の効果検討の方法

施設の共同化の効果については、定性的な評価のほか、費用関数等を用いた概略検討による定量的な評価も行うことが望ましい。

【解説】

施設の共同化の効果については、定性的な評価のほか、費用関数等を用いた概略検討による定量的な評価も行うことが望ましい。

例えば、汚水処理施設の統廃合を検討する場合は、まず地理的条件といった外的条件を整理のうえ、対象となる汚水処理施設の処理能力の検討や概略施設計画を行い、概略検討の検討条件とする。概略検討にあたっては、「国土交通省　国土技術政策総合研究所：人口減少下での汚水処理システム効率化技術資料　2019 年 4 月（以下、国総研技術資料）」に検討手順、費用関数や検討事例を参考として実施する。

また、汚泥の集約処理を検討する場合は、各団体での単独で実施する場合に対して、汚泥集約によるスケールメリットが働き、大きなコスト縮減効果が期待される。集約に係る汚泥運搬コストや搬出・運搬・受入時の臭気対策の必要性や汚泥受入施設概略検討を実施し、単独での汚泥処理に要するコストとの比較検討を実施する。

なお、他の団体の汚水や汚泥を受け入れて集約処理する団体や、他の団体の汚水処理施設を含めた広域管理を実施する団体など、広域連携の中核を担う側の効果についても十分検討し、その効果を明らかにする。

表 3-２０に施設の共同化で期待される定性的・定量的な効果の例を示す。

表 3-２０　施設の共同化で期待される定量的・定性的な効果の例

広域連携の方法・方策	定性的効果	定量的効果
汚水処理施設の統廃合	・施設管理に関わる負担の減少 ・長期的に持続可能な経営の確立 ・環境保全や地球温暖化対策の強化 ・人的資源や技術ノウハウの有効活用による執行体制の維持・確保	【接続元】 ・改築更新費用の削減 ・維持管理費の削減 ・処理水質の改善 【接続先】 ・施設稼働率の向上 ・負担金による収入増加 ・既存ストックの有効活用による新たな収入源の確保
周辺市町村との汚泥の集約処理	・施設管理に関わる負担の減少 ・長期的に持続可能な経営の確立 ・環境保全や地球温暖化対策の強化 ・人的資源や技術ノウハウの有効活用による執行体制の維持・確保	【受け入れ元】 ・汚泥処理処分費の削減 ・汚泥の有効利用率の増加 【受け入れ先】 ・施設稼働率の向上 ・負担金による収入増加 ・既存ストックの有効活用による新たな収入源の確保

DRAFT

STEP 4－5：管理の一体化（ソフト）、その他の取組の効果検討の方法

管理の一体化、その他の取組の効果については、定性的な評価のほか、各団体との意見交換、協議を通じて設定した効果試算条件や各種の積算基準等を用いた概略検討による定量的な評価も行うことが望ましい。

【解説】

管理の一体化、その他の取組の効果については、定性的な評価のほか、各団体との意見交換、協議を通じて設定した効果試算条件や各種の積算基準等を用いた概略検討による定量的な評価も行うことが望ましい。

管理の一体化の定量的な評価については、各団体の地域条件や施設配置、委託費の積算条件から一体化する場合の広域的な維持管理形態の概略検討を行い、積算基準を活用して費用を算出することなどが考えられる。

その他の取組の定量的な評価については、共同で実施する業務内容、及び業務実施状況（委託の有無等）を調査し、共同実施する場合の概略検討により費用の比較検討を行うことなどが考えられる。

また、庁内事務の共同化等のソフト連携を検討する場合は、まず庁内事務の内容の棚卸しを行い、多岐にわたる庁内事務のうち、共同化する事務の対象範囲について関係団体を交えて合意形成を図る。対象とする事務がすでに外部委託されている場合は、その委託状況（契約・業者等）を調査し、システムを使用している場合はそのシステムの仕様等を検討する。

表 3-２１に管理の一体化で期待される定性的・定量的な効果の例を示す。

表 3-２１　管理の一体化で期待される定量的・定性的な効果

<table>
<tr><th rowspan="2">広域連携の方法・方策
（例）</th><th colspan="3">主な期待される効果（例）</th></tr>
<tr><th colspan="2">定性的効果</th><th>定量的効果</th></tr>
<tr><td>人材育成の共同化</td><td>・技術水準の向上</td><td rowspan="8">・人的資源や技術ノウハウの有効活用による執行体制の維持・確保</td><td>・技術水準の向上</td></tr>
<tr><td>各種計画業務の共同化</td><td>・技術水準の確保</td><td>・委託費用の削減</td></tr>
<tr><td>処理場・ポンプ場等の維持管理業務の共同化</td><td rowspan="3">・管理水準の確保
・長期的に持続可能な経営の確立</td><td rowspan="3">・業務に関わる必要員数の減少
・維持管理費用の削減
・処理水質の安定化</td></tr>
<tr><td>管路維持管理業務の共同化</td></tr>
<tr><td>水質管理業務の共同化</td></tr>
<tr><td>台帳システム整備・保守の共同化</td><td>・管理水準の確保、安定化
・緊急時・災害時対応能力の向上</td><td>・整備・維持管理費用の削減</td></tr>
<tr><td>企業会計移行業務の共同化</td><td>・技術水準の確保</td><td>・必要となる専門人員配置の減少
・委託費用の削減</td></tr>
<tr><td>下水道 PR・広報活動の共同化</td><td>・住民サービスの向上</td><td>・接続率の向上</td></tr>
</table>

DRAFT

広域連携の方法・方策（例）	主な期待される効果（例）		
	定性的効果		定量的効果
緊急時・災害時対応の共同化	・緊急時・災害時対応能力の向上 ・下水道 BCP 策定率／訓練実施率の向上		・下水道BCP策定率／訓練実施率の向上

DRAFT

STEP 4－6：広域連携のロードマップ作成

都道府県は、各団体と協議のうえ、広域連携の実現に向けて、短期・中期・長期の時間軸、各段階における具体的な検討内容とその目標スケジュールを検討し、その結果をまとめてロードマップを作成する。特に、事業運営の一体化については、調整に時間がかかることも想定されることから、「現況・将来の見通しの分析」、「基本方針等の策定」、「事業運営の一体化に向けた協議会の設立」、「合意形成に向けた具体検討」、「法令上等の手続き」等、段階的に検討が進められるようなロードマップを作成する。

また、各団体は、ロードマップに基づき、広域連携の実現に向けた具体的な取組を各団体の関連計画へ反映する。

【解説】

都道府県は、各団体と協議のうえ、広域連携の実現に向けた、ロードマップを作成する。ロードマップの作成にあっては、中長期だけでなく、短期的な目標も設定し、財政状況等を考慮した上で実現可能な方法・方策を踏まえた優先順位を検討、反映する。

なお、短期・中長期における具体的な検討内容にあたっては、各段階の課題およびその課題に対する取り組みを想定し、目標となるスケジュールを立てる必要がある。

特に、事業運営の一体化については、調整に時間がかかることも想定されることから、「現況・将来の見通しの分析」、「基本方針等の策定」、「事業運営の一体化に向けた協議会の設立」、「合意形成に向けた具体検討」、「法令上等の手続き」等、段階的に検討が進められるようなロードマップを作成する。

また、市町村は、ロードマップに基づき、広域連携の実現に向けた具体的な取り組みを市町村の関係計画へ反映する。

DRAFT

STEP 4－7：中長期の持続可能性の確認

広域連携推進計画（案）の合意形成、計画策定への移行にあたり、抽出・整理した広域連携の方法・方策の効果検討の結果を踏まえ、総合評価として中長期的な執行体制の確保や事業収支の改善の見通しを試算し、中長期の事業の持続性を確認することが望ましい。

【解説】

広域連携推進計画（案）の合意形成、計画策定への移行にあたり、広域連携の方法・方策の効果検討の結果を踏まえ、広域連携推進計画（案）に記載する広域連携の方法・方策が現状分析・課題抽出で示された事業の持続可能性に係る課題の解決に資するものをあることを確認する。

広域連携推進計画（案）の中長期の持続可能性の確認は、表 3-2 2に示すチェックリスト（案）を活用し、執行体制、施設、経営の関する 3 つの視点で取組に不足がないか確認し、各団体との合意形成に移行する。特に、人口減少や改築・更新需要の増大を踏まえ、使用料収入、一般会計繰入金、企業債の元利償還金及び必要な更新投資について、中長期的な見通しを整理し、広域連携の前後における将来の財政負担を確認することが望ましい。

DRAFT

表 3-22　広域連携推進計画のチェックリスト（イメージ）

現状分析・課題抽出の視点		ア.執行体制に関する事項	イ.施設に関する事項	ウ.経営に関する事項
・20年以上の事業の持続性に係る課題				
導入を目指す広域連携メニュー	1）権限代行による一部の管理の共同化			
	2）委託契約による一部の管理の共同化			
	・事業統合、経営の一体化			
	・下水処理施設の統廃合、下水道台帳システムの統合、老朽化対策や耐震化の推進等			
課題解決の可否の評価				

DRAFT

３－３　広域連携推進計画の策定

３－３－１ 広域連携推進計画の策定フロー

広域連携推進計画は、「計画（案）の合意形成」「計画策定に係る同意協議」「計画の報告・通知・公表」の手順により策定する。

【解説】

広域連携推進計画の検討フローを図 3-9 に示す。まず広域連携推進計画（案）について、関係団体と事前の「合意形成」を行った上で、「計画策定に係る同意協議」として計画（案）に関連する団体と同意協議を行う。同意協議を受けた団体は、必要に応じて計画（案）について議会での議決を受けた上で同意協議に係る回答を行うものとする。計画策定後、都道府県は「計画の報告・通知・公表」を行うものとする。

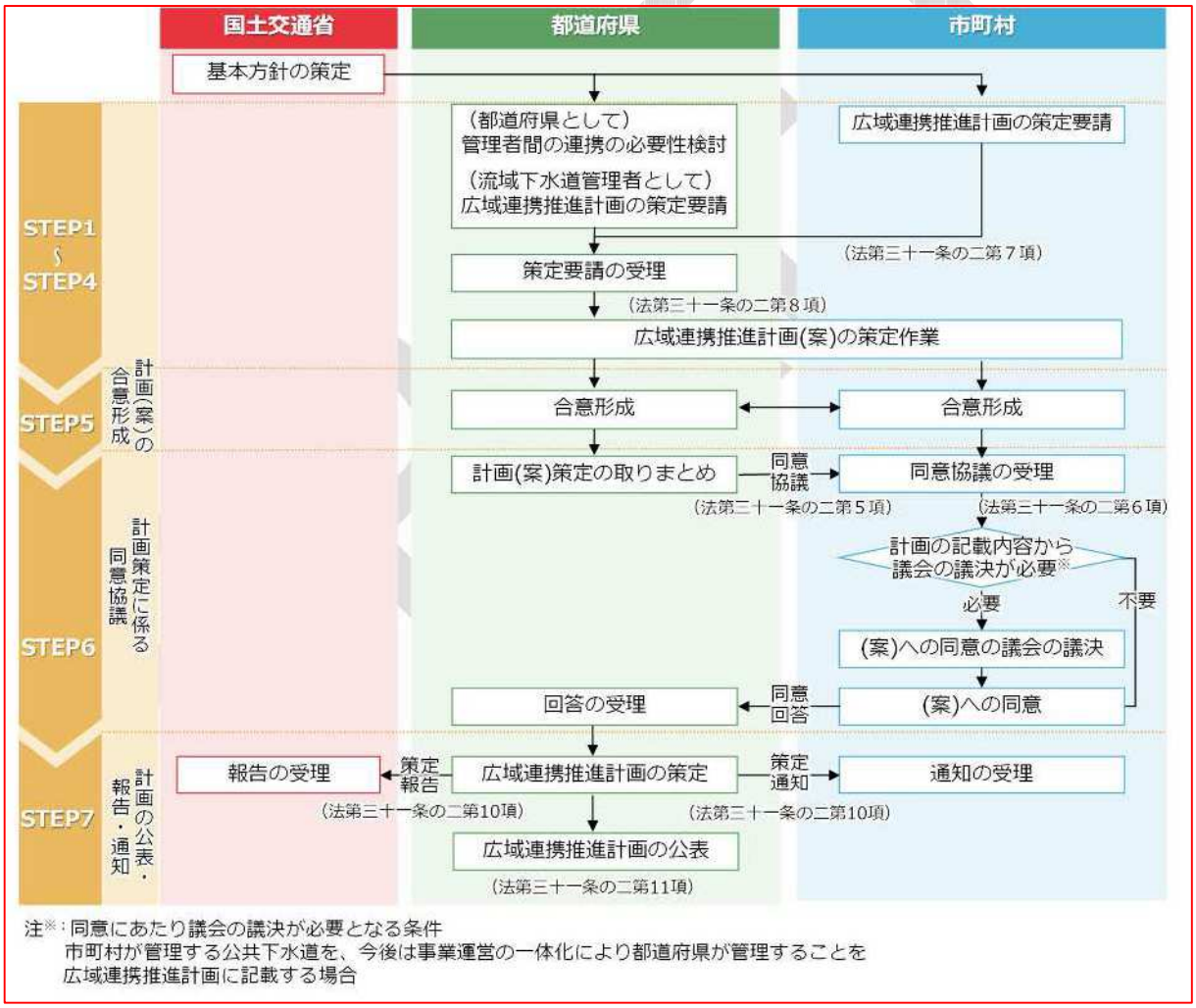

図 3-9　広域連携推進計画の策定フロー

STEP 6 計画策定では、下水道法第三十一条の二に基づき必要となる法手続きを行うものとする。広域連携推進計画策定に係る法手続きのポイントは以下のとおりである。

計画策定後、都道府県は遅滞なく「国土交通省への報告」「関連する市町村への通知」を行うとともに、「計画の公表」に努めるものとする。

広域連携推進計画策定に係る法手続きのポイント

・公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者が広域連携を推進するために広域連携推進計画の策定が必要な場合には、都道府県に計画策定を要請できる

・広域連携推進計画に関連する下水道管理者の同意が必要

・市町村が管理する公共下水道を都道府県が管理する事項を広域連携推進計画に記載した場合、広域連携推進計画の同意をする際は、当該市町村の議会の議決が必要

・下水道法第三十一条の三に基づく都道府県協議会が組織されている場合は、広域連携推進計画に定める内容を当該協議会での協議が必要

・都道府県は、広域連携推進計画を定めた際は、遅滞なく、国土交通大臣に報告するとともに、関係下水道管理者への通知が必要

・都道府県は、広域連携推進計画を策定した際は、計画の公表に努める

DRAFT

STEP 5：計画（案）の合意形成

都道府県は、広域連携推進計画策定に係る同意協議への移行に際し、広域連携推進計画に記載する広域連携の方法・方策の内容、ロードマップ等、計画の記載内容（案）について、各団体と事前に合意形成を行うものとする。

【解説】

広域連携推進計画策定に係る同意協議においては、広域連携推進計画に関連する下水道管理者の同意が必要である。さらには、同意に際し市町村の下水道管理者は、当該公共下水道を都道府県が管理する内容を含む場合（下水道法第三条の第３項）は、当該市町村の議会の議決を経て同意する必要がある。また、汚水処理施設の統廃合、汚泥の集約処理、住民窓口の集約等、住民の理解や協力が不可欠な取組については、計画策定段階での住民との合意形成が必要な場合も想定される。

以上のことから、都道府県は、広域連携推進計画に記載する広域連携の方法・方策の内容、ロードマップ等、計画の記載内容（案）について、各団体と合意形成を図るものとする。

各団体は、都道府県との合意形成に際し、下水道法に基づく計画に係る同意協議（下水道法第三十一条の二第５項）や議会議決（下水道法第三十一条の二第６項）等に備え、首長、財政部局、議会等に対し、計画策定後に検討・実施が見込まれる広域連携の概要や必要性、期待される効果等について十分な説明を行い、庁内全体の合意形成を図ることが重要である。都道府県は、計画策定時の団体内における合意形成の円滑化を見越し、STEP１-２の検討体制の構築時には、首長が参画する協議会を設置するなどの対応を図ることが有効である。住民の理解や協力が不可欠な取組については、取組の事業主体となる団体が中心となり、必要に応じて住民説明会等を行うものとする。

なお、広域連携推進計画の策定に際し、都道府県の議会の議決は不要であるが、都道府県側も庁内の関係者と必要に応じた合意形成を図るものとする。

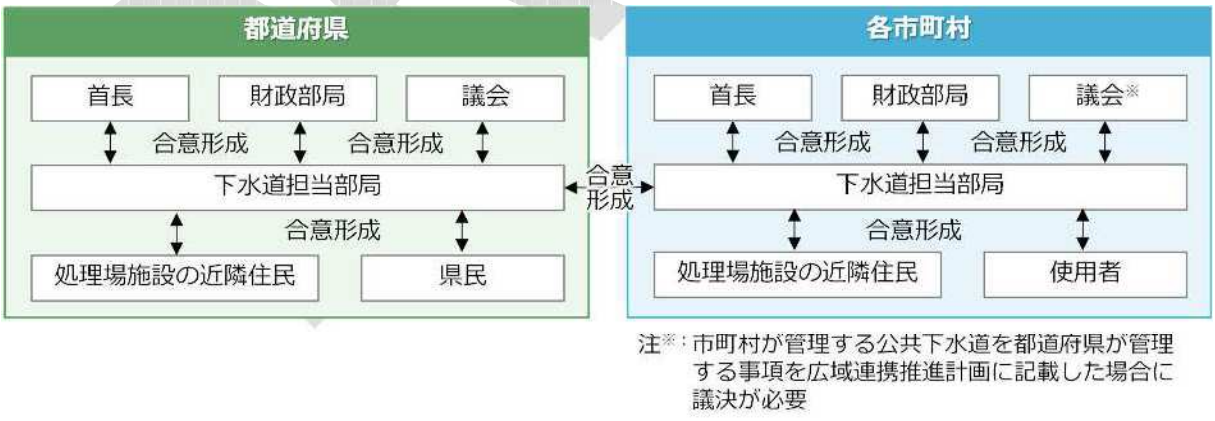

図 ３－１０　広域連携推進計画（案）の同意協議に向けた事前の合意形成

DRAFT

STEP 6：広域連携推進計画策定に係る同意協議

広域連携推進計画の策定に係る法手続きとして、都道府県は、下水道法第三十一条の二第５項に基づき計画（案）に関連する団体と同意協議を行うものとする。なお、広域連携推進計画を変更する場合においても、策定時と同様の手続きを行うものとする。

【解説】

広域連携推進計画の策定に係る同意協議として、都道府県は、下水道法第三十一条の二第５項に基づき計画（案）に関連する団体と同意協議を行うものとする。都道府県からの同意協議を受理した団体が同意回答を行うに当たっては、「当該団体が管理する公共下水道を都道府県が管理する事項」が広域連携推進計画（案）に記載されている場合、同意するためには議会の議決が必要となる。

「当該団体が管理する公共下水道を都道府県が管理する事項」とは、以下に該当する場合である。

・都道府県が公共下水道管理者となり、公共下水道事業を行う場合
・都道府県と市町村で広域連合や一部事務組合等を設立して事業運営の一体化を行う場合

なお、広域連携推進計画を変更する場合においても、策定時と同様の手続きを行うものとする。

DRAFT

STEP 7：計画の報告・通知・公表

広域連携推進計画の策定に係る同意協議終了後の手続きとして、都道府県は速やかに「国土交通省への報告」「関連する団体への通知」を行うとともに、「計画の公表」に努めるものとする。

【解説】

広域連携推進計画の策定に係る同意協議終了後の手続きとして、都道府県は図 3-11に示すフローに従い、速やかに「国土交通省への報告」「関連する団体への通知」を行うとともに、「計画の公表」に努めるものとする。なお、計画の公表に当たっては、住民から事業運営の一体化の取組推進により使用料の値上げがなされるのではないか等の誤解が生じることが無いよう、取組の必要性や効果について、住民目線での説明に留意すること。

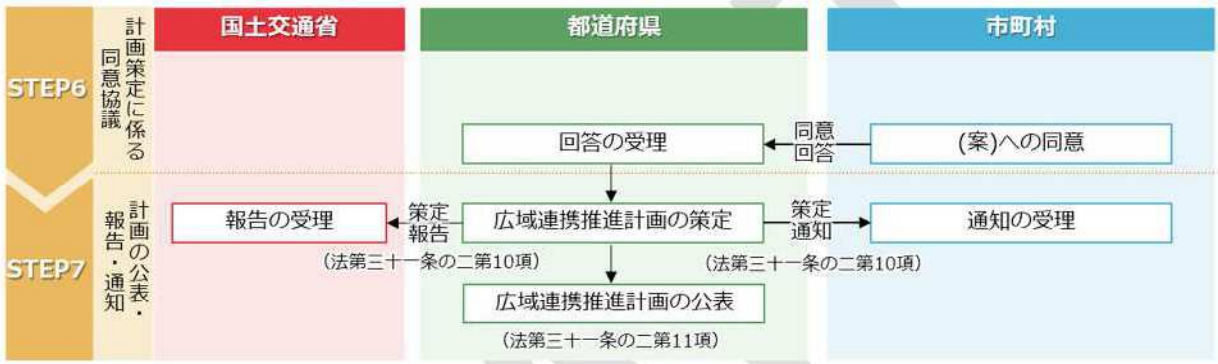

図 3-11　広域連携推進計画策定後の手続きフロー

DRAFT

３－４　関連計画との調整

広域連携の携推に当たっては、計画策定時点で、下水道法に基づく流域別下水道整備総合計画及び下水道事業計画をはじめ、各団体が策定する汚水処理施設の整備・管理に関する構想や計画等の関連計画との調整及び整合を図るとともに、計画的に取組を推進するものとする。

【解説】

広域連携推進計画、汚水処理施設の最適化プランと関連計画の関係性は、図 3-１２のとおりである。広域連携の推進に当たっては、計画策定時点で、下水道法に基づく流域別下水道整備総合計画及び下水道事業計画に加え、各団体が策定する汚水処理施設の整備・管理に関する構想や計画等の関連計画との整合及び調整を図るとともに、計画的に取組を進めるものとする。

また、汚水処理及び汚泥処理の共同実施、施設の共同化（広域監視を含む。）並びに管理の一体化を実施するに当たっては、各団体において個別に実施された対象施設の増設、改築又は更新等により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条に基づく財産の処分の制限にも留意が必要となる。

このため、広域的かつ中長期的な視点の下で、各種施策及び事業の計画を策定する際に調整・整合を図る必要がある。

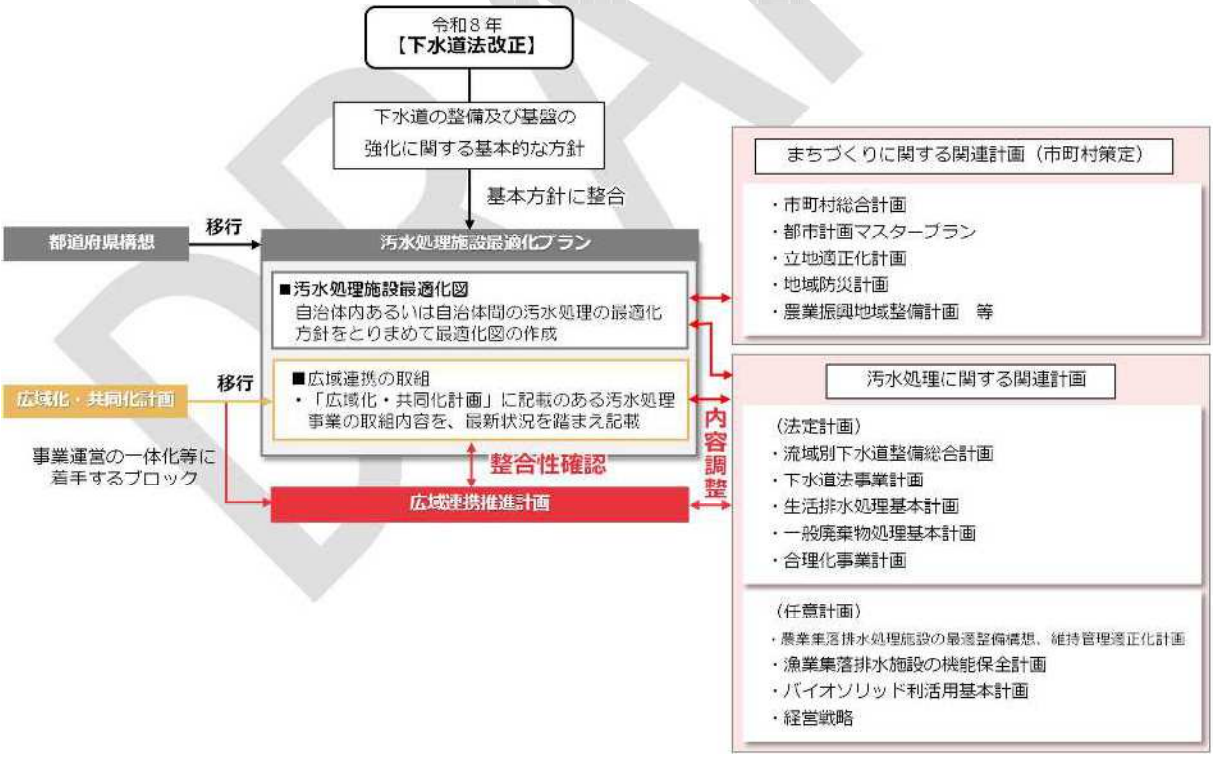

図 3-１２　広域連携推進計画と関連計画の関係性

DRAFT

３－５　広域連携推進計画の変更

広域連携推進計画は、計画・取組の進捗状況や協議会等での協議状況を勘案し、適宜見直しを行うものとし、特に、①計画の対象ブロックの拡大、②計画の対象ブロック内で計画に記載のない事業運営の一体化等を新たに検討・実施する場合など、下水道法第三十一条の二の規定に基づく記載事項を見直す場合は、計画変更をする。変更に係る手続きは下水道法に基づき当初の計画策定時と同様の手続きを行うものとする。

【解説】

広域連携推進計画は、計画・取組の進捗状況や協議会等の協議状況を勘案し、適宜見直しを行うものとし、特に、①計画の対象ブロックの拡大、②計画の対象ブロック内で新たに事業運営の一体化等を新たに検討・実施する場合など、下水道法第三十一条の二の規定に基づく記載事項を見直す場合は、計画変更をする。

広域連携推進計画の変更は、下水道法に基づき当初の計画策定時と同様の手続きを行うものとする。詳細は、「３－３　広域連携推進計画の策定」を参照のこと。

DRAFT

３－６　広域連携推進計画の進捗管理

３－６－１ CAPD による広域連携の取組深化

広域連携推進計画の策定後は、計画に定めた広域連携の方法・方策の導入を推進するとともに、①Check（進捗管理）、②Action（広域連携の方法・方策の新規立案、見直し又は廃止）、③Plan（広域連携推進計画の変更）、④Do（広域連携のさらなる推進、事業運営の一体化の拡大）の 4 つのステップによる CAPD サイクルを継続する。これにより、広域連携の着実な推進を図るとともに、事業運営の一体を拡大し、広域連携の取組のさらなる深化を図るものとする。

【解説】

都道府県や市町村等は、令和４年度末までに策定した広域化・共同化計画に従い、計画に定めた広域連携の方法・方策の検討、合意形成を図り、事業化を進めている状況である。

令和９年度以降、都道府県は市町村と連携し、中長期的な視点から汚水処理事業が抱える課題を明らかにし、事業運営の一体化等の広域連携を推進するための広域連携推進計画を策定する。

広域連携推進計画の策定後は、計画に定めた広域連携の方法・方策の導入を推進するとともに、都道府県・関係団体等が連携・協力し、CAPD サイクルのスパイラルアップとして①Check（進捗管理）、②Action（広域連携の方法・方策の新規立案、見直し又は廃止）、③Plan（広域連携推進計画の変更）、④Do（広域連携のさらなる推進、事業運営の一体化の拡大）の 4 つのステップによる CAPD サイクルを継続する。これにより、広域連携の着実な推進を図るとともに、事業運営の一体を拡大し、広域連携の取組のさらなる深化を図るものとする。

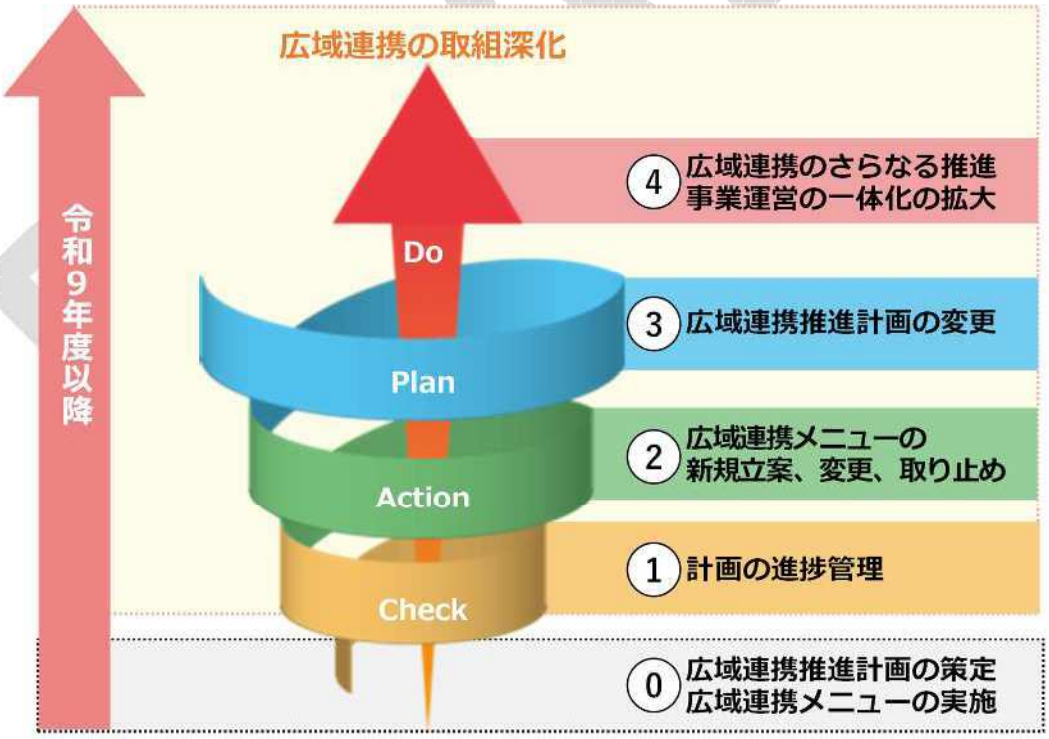

図 3-１３　CAPD のスパイラルアップによる広域連携の取組深化

３－６－２ 進捗管理の必要性と目的

広域連携の方法・方策の実施にあたり、特に事業運営の一体化は、団体間の協議・調整に長期間を要することが見込まれる。また、施設の共同化についても、団体間・部署間の協議・調整を要する。このようなことから、都道府県においては、関係団体と協力して、広域連携推進計画に基づく各種取組について、計画の進捗状況の把握を行うものとする。

【解説】

広域連携の方法・方策の実施にあたり、事業運営の一体化は、具体的な検討や団体間の協議、合意形成に数年程度の期間を要することが見込まれる。また、施設の共同化は、各団体内の他部署が所管する施設の統廃合や団体をまたぐ統廃合等が計画されることから、多様な関係者との協議・調整が必要になる場合がある。また、規模の大きな施設同士の統廃合を行う場合には、統廃合にかかる接続管渠の整備や、汚水処理施設の増設等により、施設整備に要する期間が長期となる場合がある。ソフト対策の方法・方策においても、都道府県内全ての団体が参加する場合などには、様々な関係者との協議・調整が必要となる。

都道府県においては、関係団体と協力して、広域連携推進計画に基づく各種取組について、以下に示すような視点で広域連携の方法・方策の進捗状況の把握を行うものとする。

表 3-２３　進捗管理の視点（例）

視点の区分	進捗管理の視点（例）
計画全体の進捗状況	・具体的な施策目標を示された広域連携の方法・方策の進捗状況
取組の実施体制	・広域連携の方法・方策ごとの参加団体 ・取組主体の組織、体制 ・目的や期待される効果の共有 （広域連携の方法・方策の目的や期待される効果が参加者に相互に共有され、同意のうえで取り組んでいるか） ・取組に対する理解醸成
広域連携の方法・方策の状況	・広域連携の方法・方策の進捗状況 ※（合意形成が終わったもの、事業着手したもの、事業開始したもの） ・各方法・方策で事業化を断念した方法・方策とその理由 ・各方法・方策で進捗が遅れている方法・方策とその理由、推進に向けた課題と対策 ・当該年度の状況と前年度からの進捗状況 ・事業実施までの見通し、ロードマップの共有 ・ストックマネジメント計画等の関連計画との整合性の確認
新たな広域連携の方法・方策の状況	・現計画に記載がなく、新たに検討着手あるいは事業開始した方法・方策の有無
その他	・利害関係者、住民など様々な関係者への周知 ・関連する法令の遵守

DRAFT

３－６－３ 進捗管理の方法

広域連携推進計画の進捗管理にあたっては、「広域化・共同化計画進捗管理表」を活用し、年度ごとに広域連携の方法・方策の進捗状況を把握するとともに進捗状況について公表することが望ましい。

【解説】

国土交通省では、計画に定められた方法・方策の個別進捗状況の把握や各都道府県全体の広域連携の進捗状況の確認等の進捗管理を目的とした「広域化・共同化計画進捗管理表」を作成している。

「広域化・共同化計画進捗管理表」は、当該年度分の方法・方策別の取組状況を入力するフォーマット（図 3-１４）と、進捗管理指標を含む広域化・共同化計画の方法・方策全体の進捗が管理可能なフォーマット（図 3-１５参照参照）の２つを用いて管理する。

進捗管理指標を含む広域化・共同化計画の方法・方策全体の進捗管理表は、表 3-２４に示す広域連携の方法・方策の進捗評価基準（案）に基づき、定期的に進捗状況を管理・評価する。

広域連携ガイドラインの参考資料として「広域化・共同化計画進捗管理表の使用方法」を添付しているため、適宜参照されたい。

なお、「広域化・共同化計画進捗管理表」は進捗を管理する上で最低限度を示したものであり、都道府県独自で必要に応じて新たな項目を設けることを妨げるものではない。

表 3-２４　広域化・共同化計画進捗管理表の進捗評価基準（案）

メニューの進捗評価	進捗状況	内容
D	検討開始	ハード対策：基礎調査、可能性調査、事業スキームの検討 ソフト対策：業務内容、活動内容、システム仕様等の検討
C	合意形成	ハード対策：合意形成、地方自治法等法律上の手続き、事業計画の変更 ソフト対策：合意形成、地方自治法等法律上の手続き、庁内事務手続き
B	事業着手	ハード対策：予算要望、基本設計、実施設計、施設建設開始 ソフト対策：維持管理業務の共同発注手続き、システム構築手続き
A	事業開始	ハード対策：統廃合完了、供用開始 ソフト対策：維持管理業務の共同発注、事務の共同化開始

DRAFT

都道府県	北海道
年度	R5
現行計画公表年度	R5
統廃合計画地区数	9
統廃合完了地区数	8
連携メニュー数	16
未着手	3
事業中	9
完了	4

：選択箇所
：昨年度実績の入力箇所
：手入力の入力箇所
：入力の必要のない箇所

分類		a.広域的な連携メニュー		b.参加市町村・団体等	c.実施主体	d.取組時期 短期（～5年間）（R5～R9）	d.取組時期 中期（～10年間）（R10～R14）	d.取組時期 長期（～30年間）（R15～R34）	e.メニューの進捗評価 R5	f.取組時期に対する進捗状況 ○ 予定通り、△ 予定未達、× 進捗なし 該当するものを選択	g.デジタル化の推進に関わる取組に該当 該当する場合：1	h.PPP/PFIの推進に関わる取組に該当 該当する場合：1	i. R5に実施した取組取組を中止した理由	j.来年度の取組予定
計画メニュー	ハード	汚水処理施設の統廃合	集落排水施設の統廃合	○○○、×××、	○○○	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	可能性調査	○				
		汚水処理施設の統廃合	し尿処理場の統廃合	○○○、×××、	○○○	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	地方自治法手続き	△	1			
		汚泥処理の共同化	汚泥処理の共同化	○○○、×××、	○○○	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	施設建設	×	1			
		汚泥処理の共同化	汚泥集約処理の設置（PPP/PFI	○○○、×××、	○○○	実現可能性の検討 発注方式の検討	合意形成 共同発注の開始	広域化の実施	供用開始					
	ソフト	計画・調査委託の共同発注	ストックマネジメント計画（管渠）	○○○、×××、	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		未着手					
		計画・調査委託の共同発注	ストックマネジメント計画（施設）	○○○、×××、	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		未着手			1		
		維持管理業務の共同発注	保守点検業務の共同化（処理場）	○○○、×××、	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		業務内容の検討			1		
		維持管理業務の共同発注	保守点検業務の共同化（管渠）	○○○、×××、	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		業務内容の検討					
		台帳システムの共同化	設備台帳（処理施設、ポンプ場）	○○○、×××、	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		システム仕様等の検討					
		台帳システムの共同化	施設台帳（管渠）	○○○、×××、	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		未着手					
		人材育成の共同化	勉強会の開催	○○○、×××、	×××	下水道場の参加継続 上記以外の合同勉強会の実施			活動内容の検討					
		下水道PR・広報活動の共同化	PRイベントの開催、下水道の接続促進・啓発活動	○○○、×××、	×××	PR活動の継続、流域下水道による年1回の下水道展など	接続促進業務の共同委託		合意形成					
		災害時対応の共同化	BCPの策定	○○○、×××、	×××	広域BCPの策定、 共有資器材リストの作成及び共同購入			業務開始					
		災害時対応の共同化	災害時合同訓練の実施	○○○、×××、	×××	BCPに基づいた合同訓練の開催			業務開始					
		庁内事務の共同化	排水設備指定工事業者の事務の一元化	○○○、×××、	×××	実施体制の検討	共同化の実施		業務開始					
		計画・調査委託の共同発注	責任技術者の事務の一元化	○○○、×××、	×××	実施体制の検討	共同化の実施		業務発注手続き					
		デジタル化の推進に関わる計画メニュー数									2			
		PPP/PFIの推進に関わる計画メニュー数										2		

図 3-14　進捗管理表の使用イメージ（入力シート）

DRAFT

分類		a.広域的な連携メニュー		b.参加市町村団体等	c.実施主体	d.取組時期			f.取組時期に対する進捗状況 ○ 予定通り、△ 予定未達、× 進捗なし	f.デジタル化の推進に関わる取組に該当	g.PPP/PFIの推進に関わる取組に該当	h.メニューの進捗評価					i.当該年度(R5)に実施した取組	j.来年度の取組予定
						短期（～5年間） （R5～R9）	中期（～10年間） （R10～R14）	長期（～30年間） （R15～R34）				短期 R5	 R6	 R7	 R8	 R9		
計画メニュー	ハード	汚水処理施設の統廃合	集落排水施設の統廃合	○○○、××××	○○○	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	○			D						
	ハード	汚水処理施設の統廃合	し尿処理場の統廃合	○○○、××××	○○○	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	△	1		C						
	ハード	汚泥処理の共同化	汚泥処理の共同化	○○○、××××	○○○	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	×	1		B						
	ハード	汚泥処理の共同化	汚泥集約処理の設置（PPP/PFI手法	○○○、××××	○○○	実現可能性の検討 発注方式の検討	合意形成 共同発注の開始	広域化の実施				A						
	ソフト	計画・調査委託の共同発注	ストックマネジメント計画（管渠）	○○○、××××	××××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始					未着手						
	ソフト	計画・調査委託の共同発注	ストックマネジメント計画（施設）	○○○、××××	××××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始				1	未着手						
	ソフト	維持管理業務の共同発注	保守点検業務の共同化(処理場)	○○○、××××	××××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始				1	D						
	ソフト	維持管理業務の共同発注	保守点検業務の共同化(管渠)	○○○、××××	××××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始					D						
	ソフト	台帳システムの共同化	設備台帳(処理施設、ポンプ場)	○○○、××××	××××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始					D						
	ソフト	台帳システムの共同化	施設台帳（管渠）	○○○、××××	××××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始					未着手						
	ソフト	人材育成の共同化	勉強会の開催	○○○、××××	××××	下水道場の参加継続 上記以外の合同勉強会の実施						D						
(1)	検討開始率 （メニューの進捗評価のうちD以上のもの/取組中止を除いたメニュー数）											31%	0%	0%	0%	0%		
(2)	合意形成率 （メニューの進捗評価のうちC以上のもの/取組中止を除いたメニュー数）											13%	0%	0%	0%	0%		
(3)	事業着手率 （メニューの進捗評価のうちB以上のもの/取組中止を除いたメニュー数）											13%	0%	0%	0%	0%		
(4)	事業開始率 （メニューの進捗評価のうちA以上のもの/取組中止を除いたメニュー数）											25%	0%	0%	0%	0%		
(5)	汚水処理施設の統廃合完了地区数（過年度合計）																	
(5)	汚水処理施設の統廃合計画地区数																	
(5)	汚水処理施設の統廃合進捗											0%	0%	0%	0%	0%		
(6)	デジタル化の推進に関わる取組メニュー数（過年度累積）																	
(7)	PPP/PFIの推進に関わる取組数（過年度累積）																	
(8)	事業化中止数（過年度累積）											0	0	0	0	0		
(9)	メニュー数（過年度累積）											16	0	0	0	0		

図 3-15　進捗管理表の使用イメージ（出力シート）

３－６－４ 広域連携の効果の把握・検証

広域連携推進計画に基づく事業運営の一体化、施設の共同化、管理の一体化等を実施することにより、執行体制の強化、スケールメリットや業務集約、汚水処理施設の減少による効率化等が期待される。このような、広域連携の方法・方策の効果の把握・検証に努めること。

【解説】

広域連携推進計画は、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化や既存ストックの大量更新期の到来などの汚水処理施設の事業運営に係る多くの課題を踏まえ、持続可能な事業運営を推進することを目的としている。

広域化・共同化計画策定時点においては、「長期的収支見通しの推計モデル（Model G）」を用いて、各種取組を実施した場合の経営改善効果を試算しているが、広域連携の方法・方策の実施前後の効果を可能な限り定量的に測定することで、次回の計画見直し以降の関係者間の協議・調整、住民説明の機会において、関係者間の理解を得られやすくなるものと考えられる。

広域連携の効果の測定方法としては、広域連携の方法・方策の取組内容に応じて取組成果の発現が見込まれる期間を設定し、取組実施前後の汚水処理費、経費回収率等を比較するなどの方法が考えられる。なお、取組内容によっては経費回収率等の指標に現れにくいものもあることから、取組に携わる関係者へのヒアリング等による定性的な効果測定も有効である。なお、実施前後の経費回収率や汚水処理費等を比較する際には、人口、汚水処理量、物価、使用料改定等の変化にも留意し、広域連携の効果とその他の要因による変化を、可能な範囲で区分して評価することが望ましい。

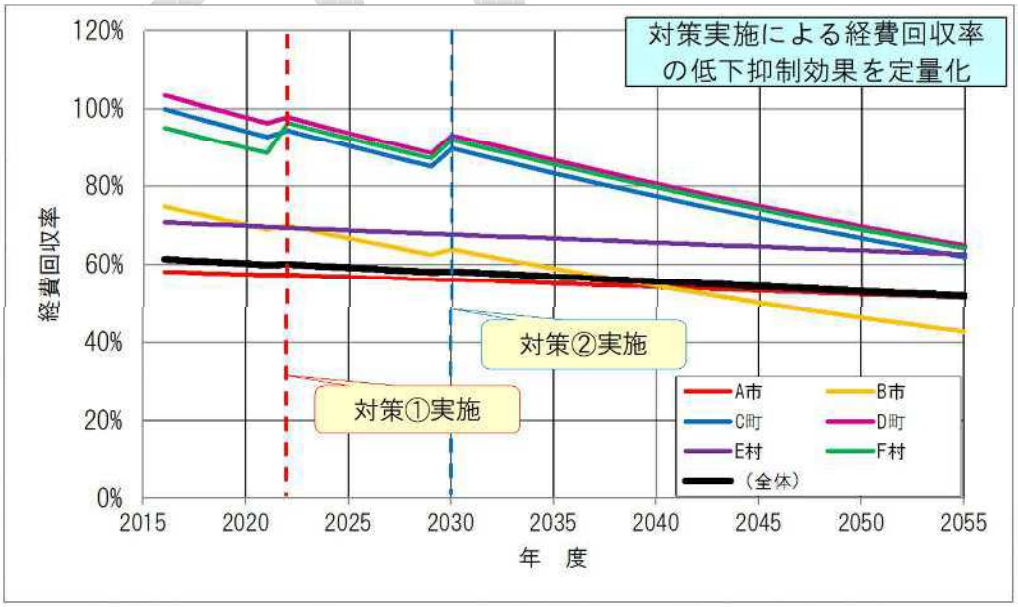

図 3-１６　モデルGによる計画実施前と実施後の経費回収率の推移（イメージ）

３－７　計画策定に係る各 STEP での取組の参考事例

広域連携推進計画の策定に向けた各 STEP の取組は、表 ３-２５に示す参考事例を活用し、その取組を進めるものとする。

表 ３-２５　計画策定に係る各段階での取組の参考事例

段階	団体名	参考事例の内容
STEP１	秋田県	ブロック割の例：広域化・共同化計画作成時のブロック割の事例◆
	島根県	ブロック割の再編の例：広域化・共同化計画作成時のブロック割の事例
	愛知県	事業運営の一体化を目指したブロックの設定の事例
STEP２	佐賀県	職員ワークショップによる現状分析・対応困難な業務の抽出による気運醸成の事例
STEP３	静岡県	広域化・共同化の方法・方策抽出の検討例：市町村の意向調査に基づく実施の事例
	秋田県	広域化・共同化の方法・方策提案の検討例：市町村の課題抽出に基づく実施の事例
	熊本県	一致点の照合の検討事例
	秋田県	一致点の照合の検討事例
STEP４	岩手県	県と市町村での合意形成の事例
	―	下水汚泥の集約処理の効果検討の事例
	―	管路の包括的管理（ソフト）の効果検討の事例
	―	ICT による MP の遠方監視（ソフト）の効果検討の事例
	―	ICT による行政界を超えた広域夜間監視システムの導入（ソフト）の効果検討の事例
	秋田県	広域化・共同化の方法・方策：管路の包括的管理（ソフト）の事例

DRAFT

（１） STEP１の参考事例

◆秋田県における広域化・共同化計画作成時のブロック割の事例◆

【検討プロセス】

歴史的文化圏（旧郡部）をベースに、流域下水道の処理区と現行事業のつながり（同一業者による維持管理業務一括発注や広域汚泥処理事業）の観点を追加し、さらにグルーピングしたものである。

①（2）歴史的文化圏（旧郡部）ベースにブロック割

②　（4）流域、（6）現行事業のつながりを考慮

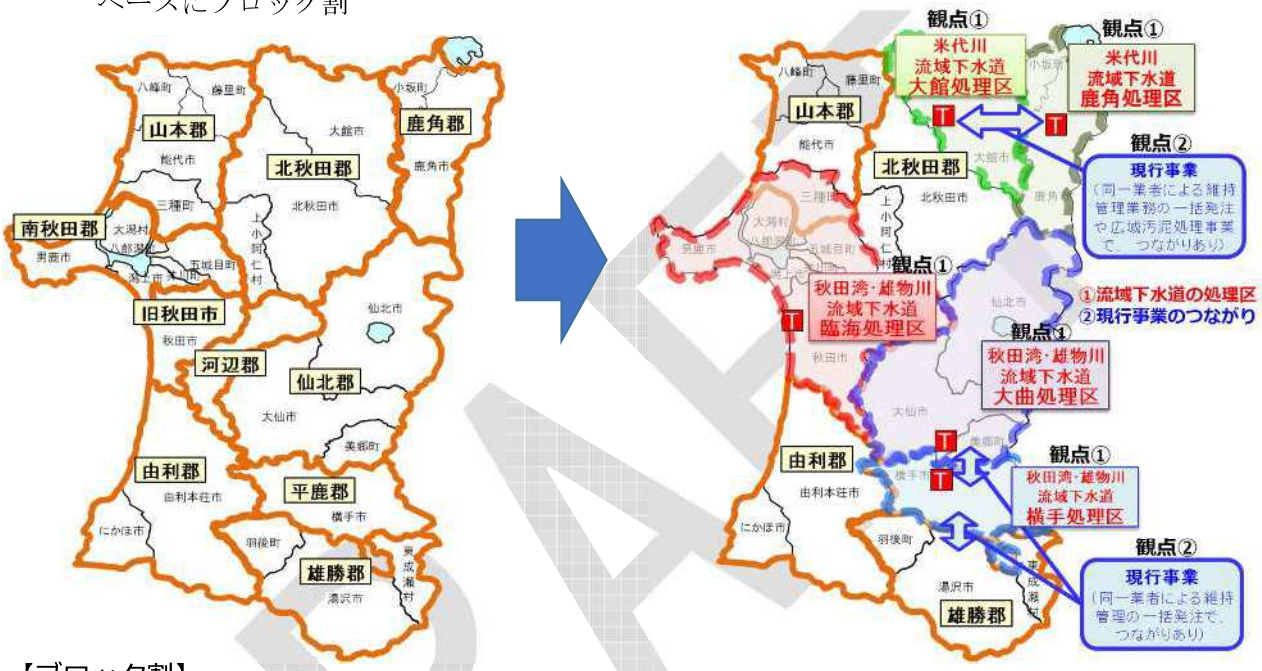

【ブロック割】

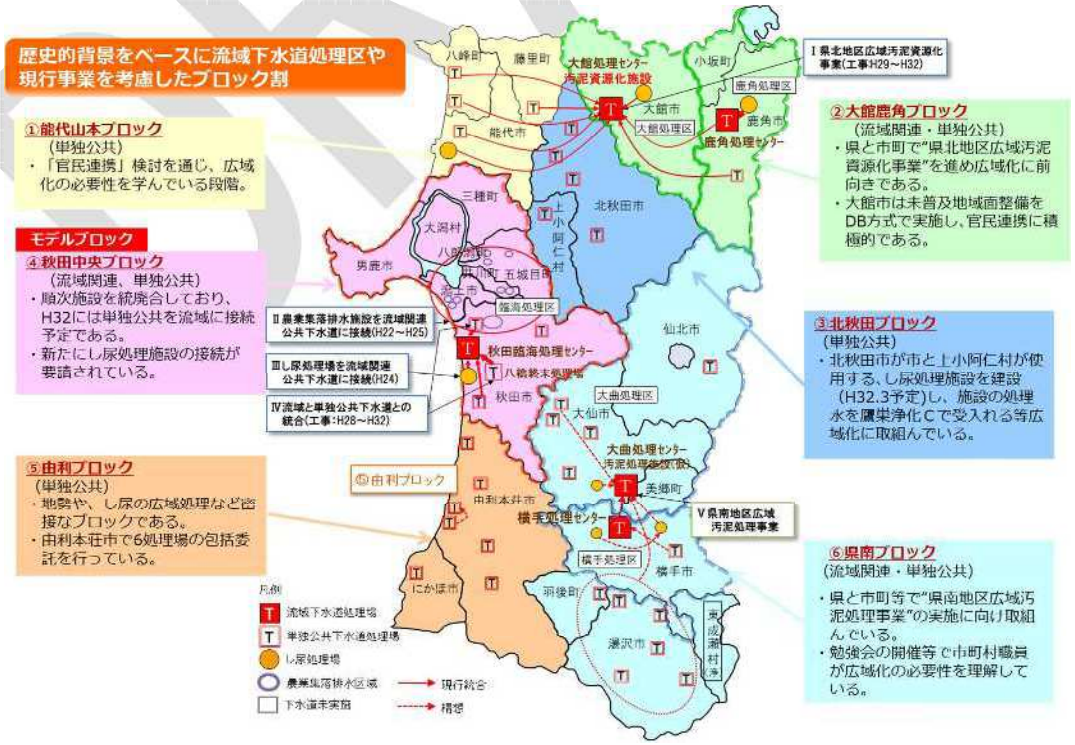

図 3-１７　秋田県におけるブロック割の例

◆島根県県央ブロックにおける広域化・共同化計画作成時のブロック割の再編事例◆

島根県では、管内の土木部出先事務所の枠組みをベースとし、流域下水道の同一処理区を考慮してブロック割を設定した。

県の中央に位置する大田市、美郷町、邑南町及び川本町の 1 市 3 町からなる県央ブロックでは、以下の理由により、ブロック割の再編を行うこととなった。

【ブロック割の再編成の理由】

・ 下水道整備の進捗状況がそれぞれ異なり、普及率の向上を優先したい自治体と、概成済みのため事業効率化について検討したい自治体との間で広域化・共同化に期待する内容に相違があったため。

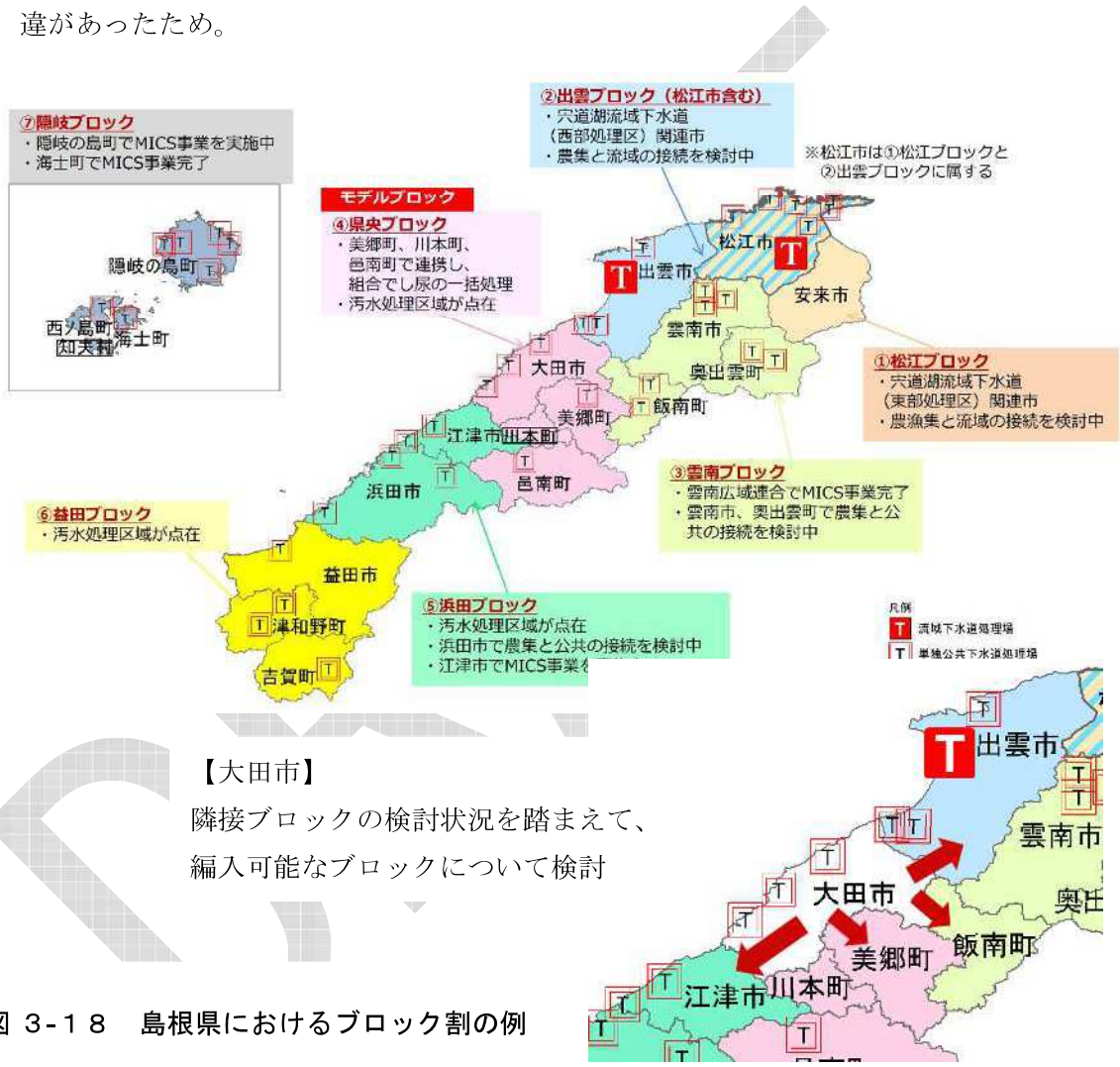

【大田市】
隣接ブロックの検討状況を踏まえて、
編入可能なブロックについて検討

図 3-１８　島根県におけるブロック割の例

◆愛知県における事業運営の一体化を目指したブロックの設定事例◆

愛知県では、2021 年度から「矢作川・豊川 CN（カーボンニュートラル）プロジェクト」として、「水インフラ施設の再編による省エネルギーの推進」及び「水循環マネジメントや上下水道施設の連携等の推進」を掲げ、カーボンニュートラルの推進に取り組んでいたところである。矢作川流域を中心とした西三河地域において「強靭で持続可能な上下水道サービスの提供」のため、2024 年 8 月に「矢作川流域上下水道広域連携協議会（仮称）準備会」を設立し、県と市町が連携して上下水道一本化（県及び市町が実施している上下水道の事務事業を担う新たな組織を設立すること）に向けた検討を進め、「矢作川流域 上下水道一本化 基本方針」のとりまとめが行われた。準備会構成自治体の基本方針への同意を受け、2025 年 12 月に「矢作川流域 上下水道広域連携協議会」を設立し、本方針を基に「上下水道一本化の合意」に向けた具体項目の協議検討を進めている。「矢作川流域 上下水道広域連携協議会」は、愛知県、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市及び幸田町で構成されている。

また、東三河地域においても、同様の取組を検討するため、2026 年 1 月に「豊川流域 上下水道広域連携協議会（仮称）準備会」を設立した。「豊川流域 上下水道広域連携協議会（仮称）準備会」は、愛知県、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村で構成されている。

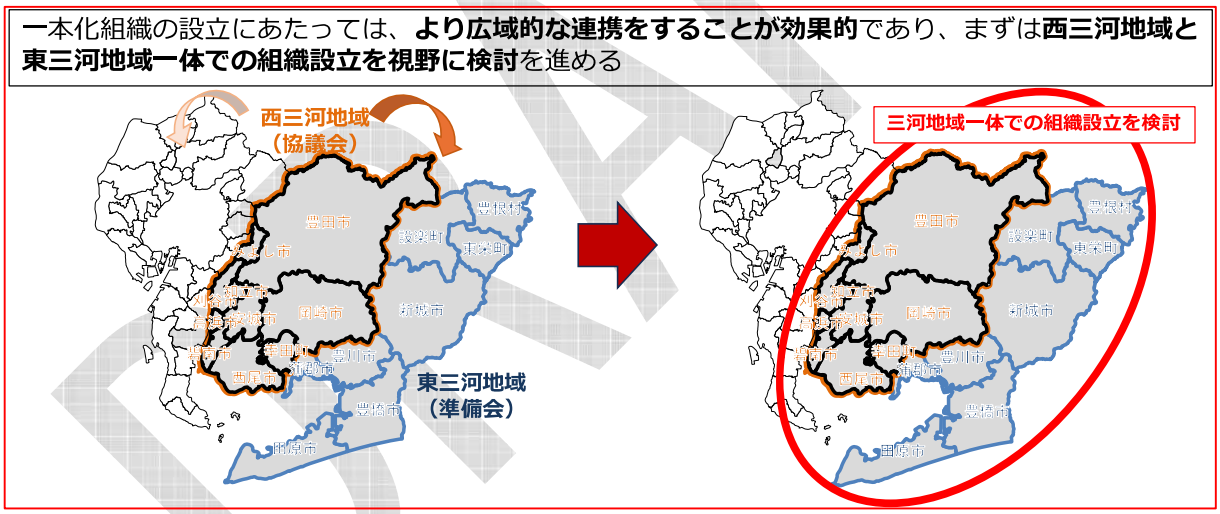

出典：第 2 回 矢作川流域 上下水道広域連携協議会 会議資料（2026 年 7 月）

図 3-１９　矢作川流域上下水道一本化基本方針で示された対象自治体、検討対象事業

DRAFT

（２） STEP２の参考事例

◆佐賀県における職員ワークショップによる現状分析・対応困難な業務の抽出による機運醸成の事例◆

佐賀県では、県が主催する県内全市町を対象とした職員ワークショップを開催し、現状分析に基づき将来的に対応が困難となる業務の抽出や近隣市町の職員との意見交換を通じて、広域連携の必要性に関する機運醸成を図った。

職員ワークショップでは、まず下水道事業における広域連携及び汚水処理施設の最適化に関する研修を実施するとともに、事前アンケート結果を基にした現状分析の結果について情報共有を行った。その上で、各市町の職員が日常業務における課題や業務実施体制、将来的に対応が困難となる業務等について意見交換を行い、汚水処理の持続可能な運営のあり方について、市町村の枠を越えた議論を重ねた。これにより、各団体が抱える共通課題への理解を深めるとともに、広域連携の必要性に関する機運醸成が行われた。また、市町村間での情報交換が可能な人的ネットワークが形成され、市町村間の連携促進に係る下地作りが行われた。





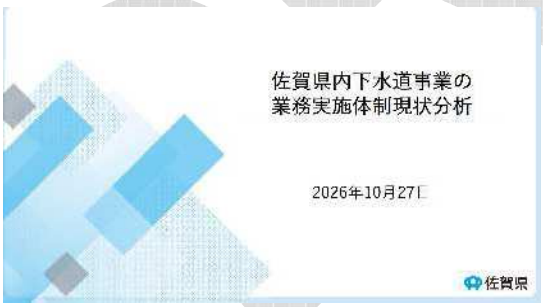

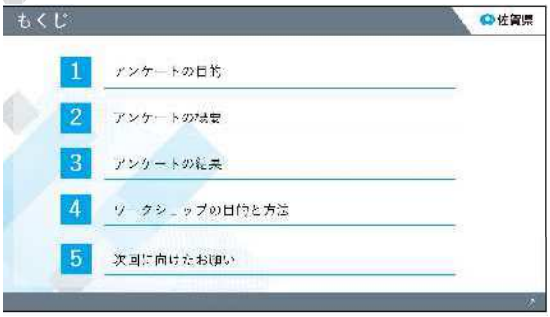



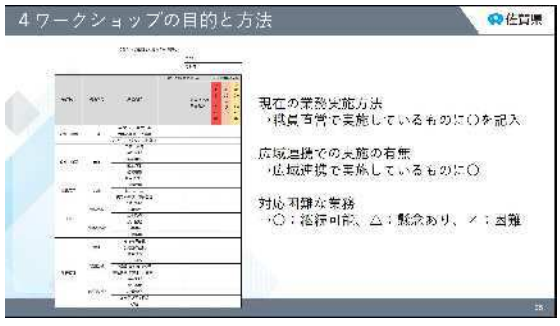

◆指標による現状分析の事例◆

図 3-２０は、全国の下水処理場における施設規模と稼働率の関係を示したものである。本地域の処理場は、全国の同規模施設と比較して稼働率が低い状況にあり、施設能力に余力が存在していることがうかがえる。このため、今後の人口減少や汚水量の減少を踏まえると、施設の統廃合や処理区の見直し、共同処理などの広域連携施策を検討する余地があると考えられる。

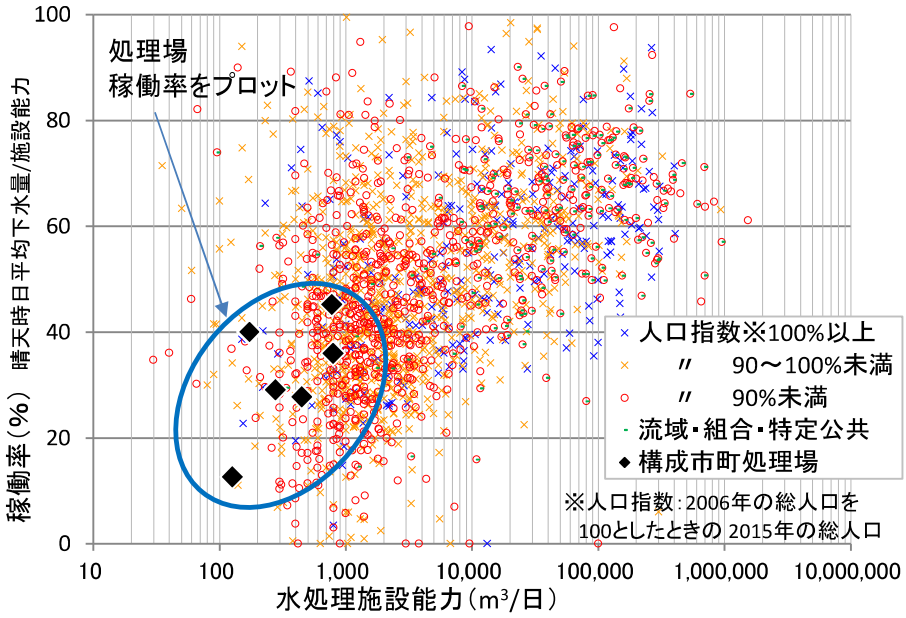

図 3-２０　処理場の稼働率（%）

図 3-２１は、全国の下水道事業における汚水処理原価と使用料単価の関係を示したものである。左図は一般会計繰入金を考慮しない場合、右図は一般会計繰入金を考慮した場合を示している。破線は経費回収率 100%のラインであり、このラインに近いほど使用料収入等により汚水処理費用が回収できていることを示す。

構成市町村は、繰入金を考慮しない場合には経費回収率 100%ラインを下回る位置にある市町村が見られるが、繰入金を考慮した場合には 100%ラインに近づく傾向が確認できる。このことから、構成市町村の下水道事業は一般会計からの繰入金によって経営が下支えされている状況がうかがえる。

今後、人口減少に伴う使用料収入の減少や施設更新需要の増加が見込まれる中、持続的な事業運営を確保するためには、経営効率化や広域連携によるコスト縮減に取り組むことが重要である。

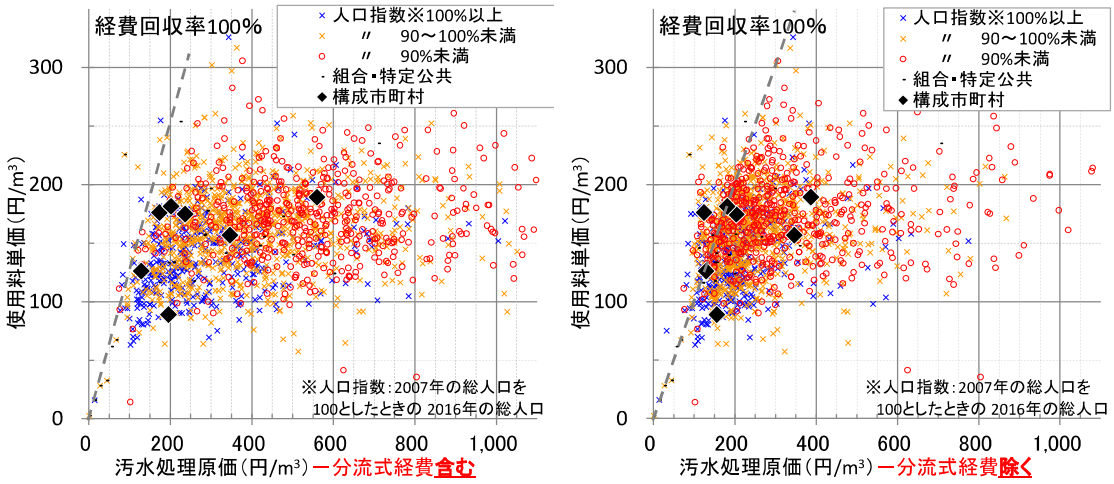

図 3-２１　使用料単価と汚水処理原価

（３） STEP３の参考事例

◆静岡県における広域化・共同化の方法・方策抽出の検討例：市町村の意向調査に基づく実施の事例◆

①　市町村共通課題・ニーズの把握

「グループディスカッション」を活用し、「汚水処理事業に関する課題」を抽出し、抽出した課題を６つの視点（執行体制、財源確保、施設管理、啓発活動、汚泥処理、計画見直し）で整理した。

執行体制

・技術職員の不足、専門知識の習得

財源確保

・下水道使用料の設定、法適化による経営健全化

施設管理

・維持管理費の低減、施設や設備の改築更新

啓発活動

・水洗化率の向上、単独浄化槽から合併浄化槽への転換促進

汚泥処理

・汚泥処理費（処理費や運搬費）の低減

計画見直し

・未普及解消、計画区域の見直し

DRAFT

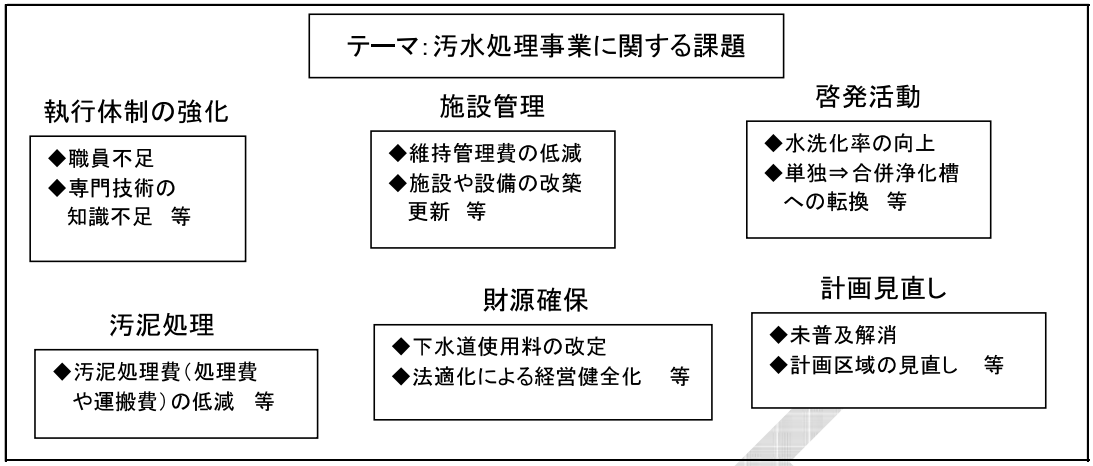

※模造紙と付箋を用いて意見抽出を行い、カテゴリーで分けて整理した

図 3-22　グループディスカッションの結果例（テーマ：汚水処理事業に関する課題）

② 解決策としての広域化・共同化の方法・方策の提案

①で抽出した共有課題に対し、同様の方法で「広域化・共同化で取り組めそうなこと」をテーマに広域化・共同化の方法・方策を抽出した。以下の 5 つの方法・方策が市町村から提案された。

・汚水処理の共同化（ハード）
・汚泥処理の共同化（ハード）
・維持管理の共同化（ソフト）
・使用料徴収事務の共同化（ソフト）
・下水道接続促進の共同化（ソフト）

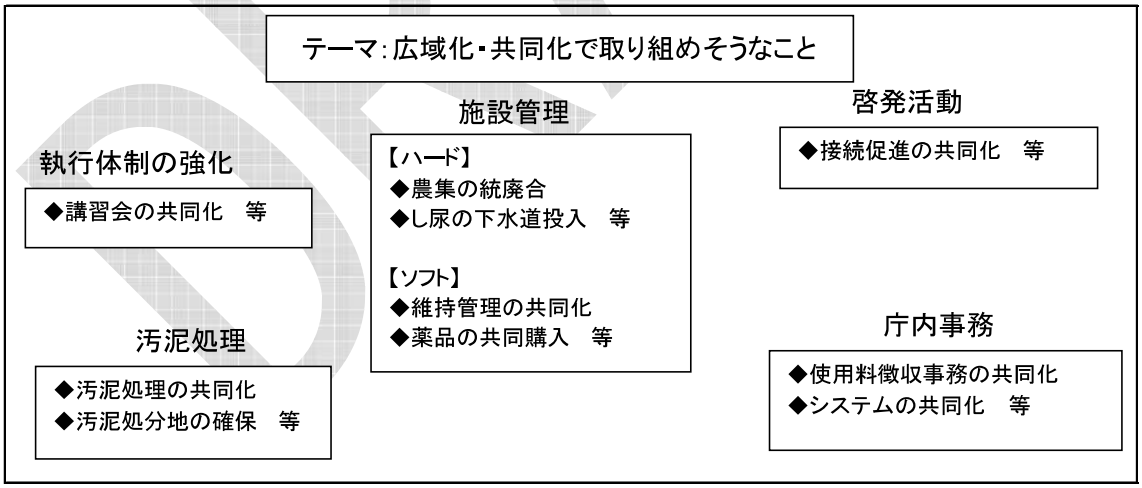

※模造紙と付箋を用いて意見抽出を行い、カテゴリーで分けて整理した

図 3-23　広域化・共同化取り組み提案例

この他、業務執行状況分析の結果より、「排水設備業務の共同化」も広域化・共同化の方法・方策として抽出された。

DRAFT

◆秋田県における広域化・共同化の方法・方策提案の検討例：市町村の課題抽出に基づく実施事例◆

①　市町村共通課題・ニーズの把握

個々の市町村へのヒアリングにより、現状・課題・ニーズ等を把握し、4 つの視点（業務全般、管路･マンホールポンプ（MP)、事務処理･窓口対応、広域化･共同化）で整理した。

（2 市町村以上）共通課題・ニーズの整理（抜粋）

業務全般

・人：専門的な知識を有する職員がおらず、積算やコンサルタントの成果チェックができない

・モノ：単独下水道や集落排水が流域下水道への統合は予定している

・カネ：法適用を予定しているが、着手点がわからない

管路･MP

・MP をはじめ施設数が多く、維持管理の効率化が必要

・管路の老朽化が進むなか、下水道法改正に伴う管渠点検の義務化など、管路施設の維持管理業務の重要性が高まっている

事務処理･窓口対応

・3 年程度で異動があるため、専門技術者が育ちにくい

・各種調書の作成には時間を要している

広域化･共同化

・管路の法定点検を広域化することは考えられる

・委託成果のチェック、照査について、広域化・共同化に期待するところはある

②　解決策としての広域化・共同化の方法・方策の提案

上記の共通課題・ニーズに基づき、下記の 5 つの広域化・共同化の方法・方策を提案した：

・複数処理施設の統合（ハード）

⇒経済的かつ効率的な生活排水処理システムの再編により、施設の効率的な運営を図る。

・複数処理場・ポンプ場の維持管理の共同化（ソフト・ハード）

⇒適切な人員体制確保の他、運転手順の改善・ICT 活用による集中監視等による業務効率化等によりコスト縮減等を図る。

・管路・マンホールポンプの維持管理の共同化（ソフト・ハード）

⇒適切な人員体制確保の他、法定点検を含む多岐にわたる管路の維持管理業務に対する業務水準の向上等を図る。

・事務処理・窓口対応等の共同化（ソフト）：

⇒日常的な窓口業務や経営事務処理について、統一的な事務処理方法のルール化・マニュアル化、役所への期間限定的人材派遣による技術指導、廉価版 SNS データシステムによる情報管理など、日常業務の行政負担の緩和、サービスの維持・向上を図る。

・情報システムを活用した広域マネジメント（ソフト・ハード）：

DRAFT

⇒複数処理場の広域管理の他、県・市町村の様々な下水道事業に関する情報の一元的管理による広域的な下水道マネジメントにより、既存施設・資産といったストックの活用と評価を継続的に進めることを図る。

DRAFT

◆熊本県における一致点の照合の検討事例◆

熊本県では、以下の検討手順により、広域化・共同化の方法・方策とグループを検討した。特に、一致点の照合に際しては、受け入れをお願いする市町村と受け入れ側の市町村それぞれの思いや立場を理解し、双方が合意したうえで次のステップへ進む必要があるため、市町村との率直な意見交換の場として、個別ヒアリングを重視することとした。

■合意形成までの手順

検討手順①＜ワークショップによる課題共有＞

グループディスカッションによる検討会を行い、市町村と県で現状や課題を互いに共有した。

検討手順②＜アンケート※1による方法・方策抽出＞

広域化・共同化に関するアンケート調査を実施し、行政界を越えた「処理場統廃合」や「汚泥処理の集約化」等を含む各市町村の地域特性に応じた広域化・共同化（案）（連携方策の種）を抽出した。

検討手順③＜提案市町村への方法・方策確認＞

市町村のアンケートにより抽出した広域化・共同化の方法・方策（案）について、疑問点や確認したい内容があったが、ブロック内の複数の市町村が同席する会議では本音を聞き出すことは難しいと考えた。

そこで、自由闊達に発言できる場（個別ヒアリング）を設けるため、県と市町村による個別ヒアリングを実施し、アンケートへの記載理由や市町村の立場や考え等を意見交換することにより、真に取り組みたい具体的な広域化・共同化の方法・方策を検討した。

検討手順④＜関連市町村の相互確認＞

個別ヒアリングで絞り込んだ広域化・共同化の方法・方策を関係する市町村に打診し、受け入れが可能な案について連携の方法・方策として取りまとめ、ブロック内の会議にて共有を図った。※2

※１ アンケートの概要

○課題の設問 ・人口減少により使用料収入が減少する ・改築更新に費用がかかる ・職員数が不足している
○ハード面の設問 ・下水処理場等を廃止して別の処理場に接続して集約する ・し尿処理場等に運搬していた汚泥等を別の処理場に集約する ・下水道等の汚泥を集約して処理する
○ソフト面の設問 ・ＩＣＴを活用して中核処理場で集中監視する ・維持管理業者の選定を共同で行い委託する ・下水道の事務を共同で行う（工事積算、水質管理、接続検査等）

※２ 全体会議の状況



DRAFT

◆秋田県における一致点の照合の検討事例◆

広域化・共同化の方法・方策：事務処理・窓口対応等の共同化

（当面は、多くの県内市町村が取り組んでいる法適用について、県が各市町村を支援する内容とした）

検討手順①　連携グループの検討

ソフト対策であるため、広域化・共同化ブロックに捉われない連携グループの設定が可能であると考え、秋田県と共同で資産調査・評価を実施している市町（北秋田市、三種町、八峰町）を候補として抽出した。

検討手順②　県及び市町における取り組み状況の把握

県及び市町における法適用事務手続きについての取り組み状況を整理した。

表 3-２６　法適用事務手続き取り組み状況の整理

必要な事務等			関連する委託（支援内容）	秋田県	北秋田市	三種町	八峰町
法適用前	基本事項	①基本方針の検討	基礎調査	委託	不要	委託	不要
		②作業内容の整理	基礎調査	委託	不要	委託	不要
		③スケジューリング	基礎調査	不要	不要	委託	不要
	詳細事項	④他部局との関連調整	現状組織体制及び他部局との関連調査	直営	直営	委託	直営
			協議事項・協議時期の整理	直営	直営	委託	直営
			移行後事務フローの作成		委託		委託
		⑤公営企業会計システムの構築	システム関連調査・施設台帳データとの連携検討	直営	委託	直営	委託
			仕様書の作成・業者選定支援	委託	委託	直営	委託
			三社協議（マスタ等のシステム設定 等）	直営	委託	直営	委託
			システム設定支援（各種マスタ 等）	直営	委託	直営	直営
		⑥規定の準備	作成方針の検討・作成範囲の整理	委託	委託	委託	委託
			予算科目・勘定科目の設定	直営	委託	委託	委託
			条例・規則（案）の作成	委託	委託	委託	委託
		⑦金融機関の指定・手続	事例調査 等	直営	直営	直営	委託
		⑧新予算の調製	予算組替・新たな予算項目に対する支援 等	委託	直営	委託	委託
			財務諸表（予定開始BS・開始BS・PL・CF）の作成支援	委託	直営	委託	委託
			収支予測・経営分析等	委託	委託		委託
		⑨打ち切り決算	打ち切り決算支援	直営	直営	委託	委託
			運転資金検討	直営	直営	直営	直営
			赤字決算見込時の対応検討	直営	直営	直営	直営
		⑩税務署への届け（廃止と新設）	廃止届・新設届の作成支援	直営	直営	直営	直営
		⑪事務引継	引継書類等の作成支援	直営	直営	直営	直営
		⑫総務大臣への報告	異動報告書の作成支援	直営	直営	直営	直営
			職員研修会・勉強会	委託	委託	委託	委託
			移行後組織の・体制の検討	委託	直営	委託	直営
			資産調査発注支援	委託	不要	不要	不要
			法適用関連委託の協議・照査				

（凡例）
直営　：直営での対応が可能と考えられるもの
委託　：委託仕様書内に記述のあるもの
　　：委託仕様書内で明記されていないもの
不要　：方針が決まっている等の対応が不要なもの

検討手順③　取り組み範囲の設定

検討手順②の結果を踏まえて、取り組み範囲を「県が各市町村の法適用関連委託の協議・照査を支援すること」とした。

検討手順④　連携グループの設定

検討手順③の結果を踏まえて、候補であった市町へヒアリングを実施し、全市町が取り組みを了承し、連携グループとして設定した。

DRAFT

（４） STEP４の参考事例

◆岩手県における県と市町村での合意形成の事例◆

【広域化・共同化に対する意識の醸成を図るための工夫】

・県内のブロックで議論する際は、広域化・共同化の目的を経費削減だけではなく、職員減少、技術力の補完といった視点を強調し、広域化・共同化について検討する目的、方向性について関係市町村間で意思統一を図った。

【広域化・共同化の取り組み内容について理解を深めるための工夫】

・県が月１回程度でモデルチームを訪問し、県が提案する広域化・共同化の方法・方策について、検討ブロック内の市町村との意見交換を実施し、取り組み内容による効果や課題について議論を行った。

【広域化・共同化に対する知識・知見を共有するための工夫】

・他のブロックもモデルブロックと同等のスケジュールで意見交換を実施、他ブロックの検討状況を情報提供し、進捗度合いをお互い確認することで、広域化・共同化に対する知識・知見の共有を図った。

DRAFT

◆下水汚泥の集約処理の効果検討事例◆

＜検討概要＞

1）概要：焼却炉等を有する市町村への集約検討

2）背景：汚泥処分費の削減や処分先の確保が課題

3）対象市町村：A 市、B 市、C 市、D 町、E 市

4）対象業務：汚泥処理

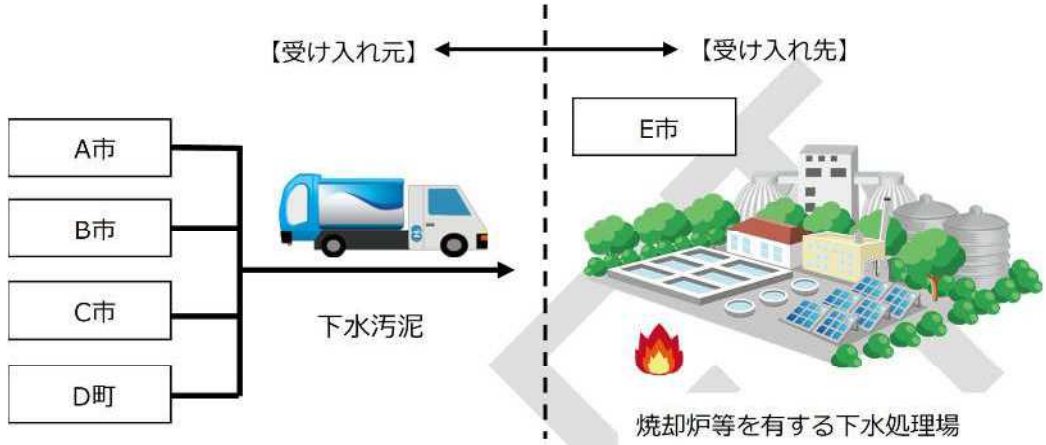

図 3-2 4　周辺市町村との汚泥の集約処理イメージ

5）効果試算：

◇定量的・定性的効果

【受け入れ元の効果】

・各市町の汚泥処理費用の削減：〇〇百万円／年

・汚泥の有効利用率の増加

【受け入れ先の効果】

・既存焼却施設の稼働率の向上

・既存焼却施設の過年度の減価償却費に対する負担軽減（受け入れ元の負担）

・既存ストックの有効活用による新たな収入源の確保

◇算定条件

・現状の各市町で汚泥処分を実施する場合と集約処理する場合で費用比較。

（受け入れ元）

・各市町の脱水ケーキ量は H27 下水道統計による。

・汚泥処分単価、運搬費は各市町へのヒアリング結果による。

（受け入れ先）

・焼却炉維持管理費は費用関数（標準法＋焼却あり・なし）により算出。

・焼却灰処分単価は受け入れ元市町へのヒアリング結果による。

DRAFT

◆管路の包括的管理（ソフト）の効果検討事例◆

1）概要：県発注方式で共同的な管路包括的民間委託

2）背景：○○流域下水道の構成市町村であり、MP をはじめ施設数が多く、維持管理の効率化が必要

3）対象：○○流域下水道○○処理区（県）＋○○流域下水道の構成市町村

4）対象業務：

①管路のストックマネジメント計画（点検調査/修繕改築）

②ストックマネジメント計画に基づいた管路の点検・調査/修繕/履行監視

③管路改築（設計/工事）

※業務期間は 10 年とする

5）効果試算：

◇定性的効果

・技術要求水準が一定のため、管理レベルが確保される

◇定量的効果

以下に示すとおり、共同化による経済効果の試算として、包括委託を各市町村が個別に実施した場合と、包括委託を共同化した場合の概算費用を比較した。

表 3-2 7　管路の包括的管理経済効果算定結果

内容	広域/個別費用比較
計画（点検調査/修繕改築）	53%
点検・調査/修繕/履行監視	-
改築（設計/工事）	83%

◇算定条件

①計画（点検調査）

－検討面積は下水道認可面積（汚水のみ）とする（出典：H27 年下水道統計）

－費用計算は H30 年下水道基本計画策定積算基準を参考

※検討面積は認可面積の 50%とした

②計画（修繕改築）

－検討延長（診断、対策必要性検討）は全延長（出典：H27 年下水道統計）の 25%とする（40 年サイクルで調査、10 年改築計画）

－詳細検討（長寿命化対策検討対象施設の選定、改築方法検討 等）延長は全延長の 25%×10%とする

－費用計算は H30 年下水道基本計画策定積算基準を参考

③改築

－工事費算定は「下水道施設維持管理積算要領 管路施設編(2011 年版)」を参考

－改築延長は計画（修繕改築）の詳細検討延長とする

DRAFT

－平均口径を 250mm とする

－改築工法は更生工法とする

表 3-２８　管路の包括的管理算定条件

対象	計画（点検調査/修繕改築）			改築(設計/工事)
	検討面積 (ha)	検討延長 (km)	詳細検討延長 (km)	検討延長 (km)
処理区（県）	6,393	40.4	4.0	4.0
A 市	1,359	55.5	5.5	5.5
B 市	946	44.2	4.4	4.4
C 市	573	27.7	2.8	2.8
D 市	380	18.7	1.9	1.9
E 市	295	12.9	1.3	1.3
F 市	245	14.6	1.5	1.5
G 市	310	6.7	0.7	0.7
合計	10,501	220.7	22.1	22.1

DRAFT

◆ICT による MP の遠方監視（ソフト）の効果検討事例◆

1）概要：集落排水地区等で導入済のクラウド型遠方監視システムの公共下水道 MP への拡大

2）背景：職員数の減少による緊急時対応への不安や維持管理業者の減少や老朽化施設への対応（維持管理・改築更新の優先度判断）の必要性がある

3）対象：2 市町村

4）対象業務：維持管理の共同化及び施設の老朽化（機械電気設備の改築時期）の対応にあわせて計画的・段階的に公共下水道 MP へシステムを導入

※現状では、一部の集落排水（処理場、MP）にてそれぞれクラウド型遠方監視システムを導入済

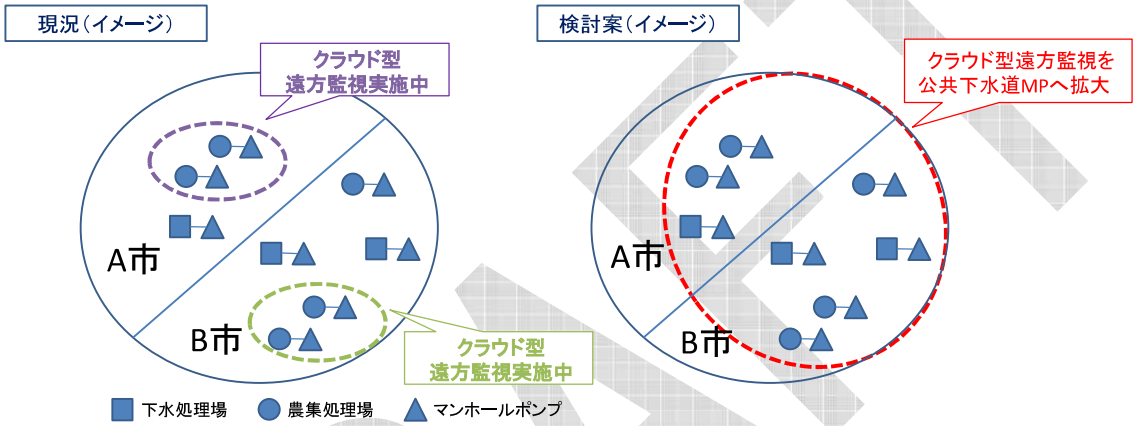

図 3-２５　公共下水道 ICT 化イメージ図

5）効果試算：

◇定性的効果

・施設の異状発生状況を職員-維持管理業者間で速やかに共有・対応が図られるため、住民サービスの向上が期待できる

・維持管理情報（日報・月報・故障履歴等）の集積・整理・分析が可能のため、ストックマネジメント計画への活用（点検・調査頻度・手法等の見直し）が期待される

◇定量的効果

・約 2,769 千円/年の費用軽減が図られると想定

◇算定条件

対象市町村の過去導入事例※を参考して推定した。

※対象市町村の過去導入事例：集落排水では、クラウド型遠方監視システムの導入により、通信運搬費が大幅に軽減され、通信運搬費+システム使用料では、導入後（平成29年度決算値）は、導入前（平成 27 年度決算値）と比較して、44%程度に削減

DRAFT

◆ICT による行政界を越えた広域夜間監視システムの導入（ソフト）の効果検討事例◆

1）概要：長崎市西部下水処理場で導入済の Web 広域夜間監視システム（西部下水処理場のほか 4 処理場の夜間監視を実施）の周辺自治体への拡大

2）背景：夜間の運転監視業務の効率化、監視体制人員当の削減に伴う維持管理費の低減、自治体間の監視レベルの平準化や向上を図る必要がある。

3）対象：A 市、B 町、C 町の 3 市町（3 処理場）

4）対象業務：維持管理業者が異なる下水処理場において、広域的に夜間の運転監視業務を行う。なお、運転監視のみであり、異常を検知した場合には、各自治体の維持管理担当者に連絡し対応する仕組みとなっている。

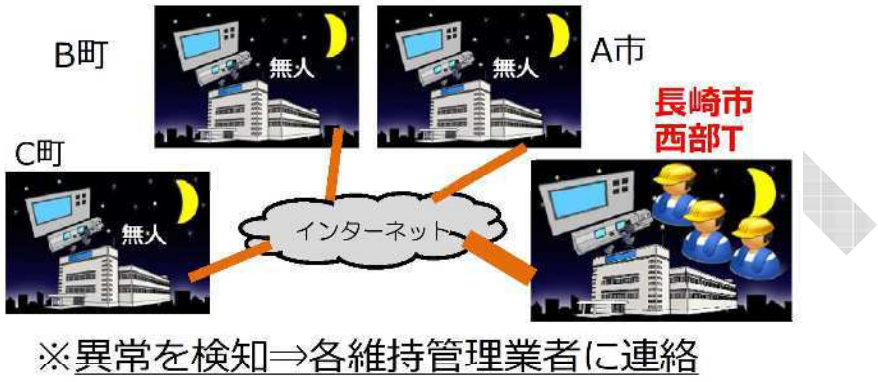

図 3-２６　公共下水道 ICT 化イメージ図

5）効果試算：

◇定性的効果

・共通の監視システムを導入することにより、自治体間の監視レベルの平準化や維持管理に対する技術的なアドバイスや意見交換も可能となり、ブロック全体の維持管理技術の向上につながる。

・異常を検知した場合は、長崎市西部下水処理場から各自治体の維持管理担当者に連絡を行い、対応する仕組みとなっているため、委託側の維持管理業者は従来通りの活用が可能である。

◇定量的効果

・3 処理場に導入した場合、合計で約 22,300 千円/年の維持管理費軽減が見込める。

・広域監視を実施する長崎市においても、1 処理場あたり約 1,500 千円/年の収入増加が見込める。

◇算定条件

表 3-２９に示すとおりである。

DRAFT

表 3-２９　算定条件の効果試算結果（例）

項 目			導入前	導入後	備 考
条件	処理場数	①	3 箇所	3 箇所	
		①'	― 箇所	1 箇所	基幹処理場（西部）
	Webシステム工事単価	②	― 百万円/箇所	15.0 百万円/箇所	
	Webシステム耐用年数	③	― 年	20 年	
	ASP契約費単価	④	― 千円/箇所・月	6.82 千円/箇所・月	
	委託人件費単価	⑤	5.0 百万円/年・人	5.0 百万円/年・人	
	監視体制 夜間	⑥	2 人	0 人	導入後は夜間無人化
	長崎市への委託費単価	⑦	0 百万円/箇所・年	1.5 百万円/箇所・年	
Webシステム化費用	工事費	⑧=①×②	―	45.0 百万円	監視対象処理場
		⑧'=①'×②	―	15.0 百万円	基幹処理場
	年当り費用	⑨=(⑧+⑧')/③	―	3.0 百万円/年	
	運用費（ASP契約）	⑩=①×④×12/1000	―	0.2 百万円/年	監視対象処理場のみ
	小 計	⑪=⑨+⑩	―	3.2 百万円/年	
委託費	施設監視	⑫=①×⑤×⑥	30.0 百万円/年	0.0 百万円/年	
	長崎市への委託費単価	⑬=①×⑦	0.0 百万円/年	4.5 百万円/年	
	小 計	⑭=⑫+⑬	30.0 百万円/年	4.5 百万円/年	
合 計		⑮=⑪+⑭	30.0 百万円/年	7.7 百万円/年	導入前－導入後 ＝22.3百万円/年

◆愛知県矢作川流域における事業運営の一体化に向けたロードマップの事例◆

愛知県では、2024 年 8 月に設立した「矢作川流域 上下水道広域連携協議会（仮称）準備会」を設立し、県と市町が連携して上下水道の一本化（県及び市が実施している上下水道の事務事業を担う新たな組織を設立すること）に向けた検討を進め、「矢作川流域上下水道一本化基本方針」を取りまとめられている。当該基本方針では上下水道の一本化に向けたロードマップを下記のとおり示されている。

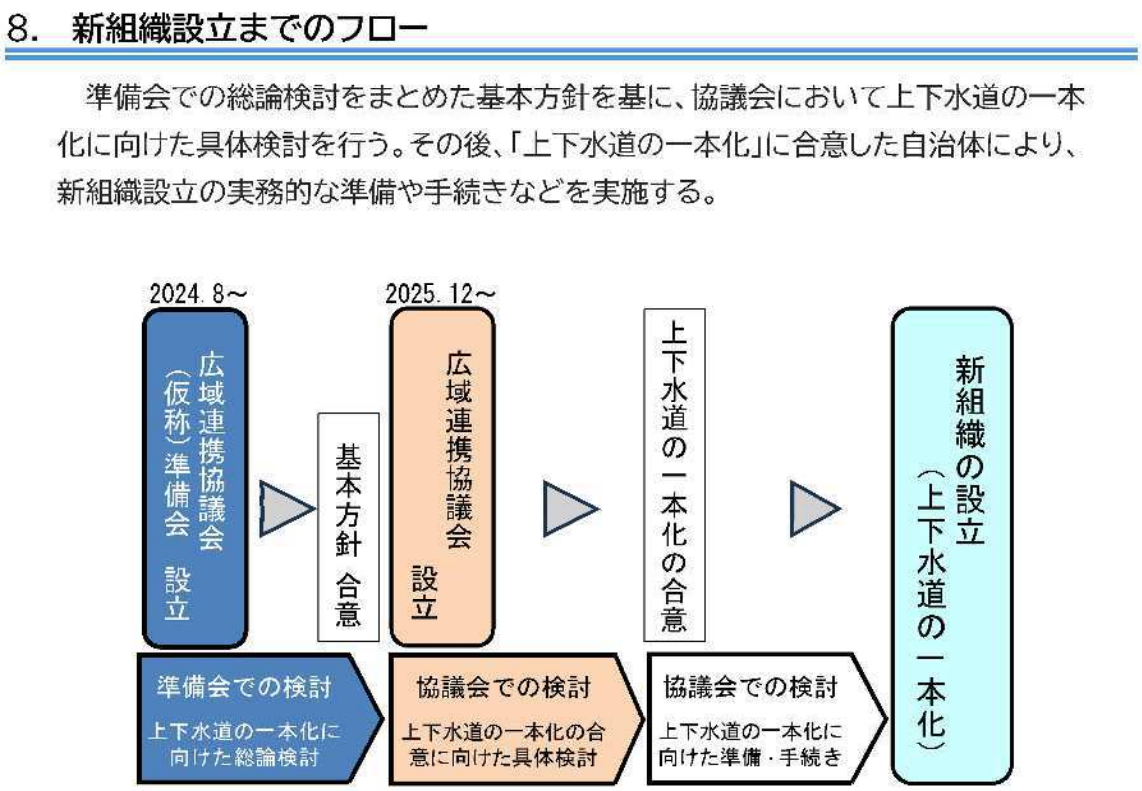

図 12 新組織設立までのフロー

出典：矢作川流域 上下水道一本化 基本方針（2025 年 12 月、矢作川流域 上下水道広域連携協議会）

図 3-2 7　愛知県矢作川流域における事業運営の一体化に向けたロードマップの事例

◆秋田県における広域化・共同化の方法・方策：管路の包括的管理（ソフト）の事例◆

対象	第1期					第2期		
	H31	H32	H33	H34	H35	1ヵ年	2ヵ年	3ヵ年
秋田県＋7市町	県＋複数市町村による管路包括詳細検討（導入可能性調査 その1）	導入可能性調査（FS）						
		発注支援（AD）	事業者選定	要求水準見直し		事業者再選定	要求水準見直し	
			包括委託開始	⇒改築修繕含む拡大検討	⇒	包括委託開始（拡大）	⇒	⇒
			履行監視（M）	⇒	⇒	履行監視（M）	⇒	⇒
	短期：広域的管路包括管理への着手（維持管理を中心とした管路包括的民間委託）					中長期：広域的管路包括管理の領域の拡大（改築修繕業務に範囲を拡大した委託）		

図 3-2 8　秋田県における管路の包括的管理のロードマップの事例

第４章　広域連携の具体的な取組方法や内容

４－１　事業運営の一体化

４－１－１ 事業運営の一体化の種類

（１） 事業運営の一体化の区分

事業運営の一体化は、複数の団体が一体となって汚水処理事業の基盤である人員・施設・財源といった経営資源を管理し運営する取組である。事業運営の一体化により、執行体制の強化、運営規模の拡大、一元的なマネジメントが図られ、団体・住民・関係民間事業者などへの多様な効果・メリットを期待できる。

事業運営の一体化には、事業計画・組織・使用料体系・管理が一体化される「事業統合」と、組織・管理が一体化されるが事業計画及び使用料体系は異なる「経営の一体化」の２つに区分される。

【解説】

事業運営の一体化は、複数の団体が一体となって汚水処理事業の基盤である人員・施設・財源といった経営資源を管理し運営する取組である。事業運営の一体化は、一体化する範囲により、事業統合と経営の一体化の２つに区分される。

事業統合は、経営主体も事業も一つに統合され、下水道法の事業計画、組織、会計、使用料体系、管理が一体化された状態のものである。経営の一体化は、経営主体は一つに統合され、組織、管理は一体化されるが、下水道法の事業計画、会計、使用料体系は別とした状態のものである。

事業統合と経営の一体化の比較を表 ４－１に示す。

表 ４－１　事業統合と経営の一体化の比較

項目	事業統合	経営の一体化
説明	経営主体も事業も一つに統合された形態	経営主体は同一だが、下水道法の事業計画上、事業は別形態
イメージ図	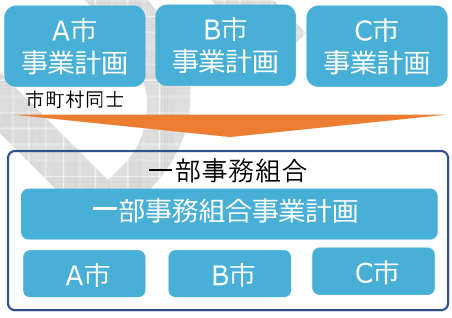	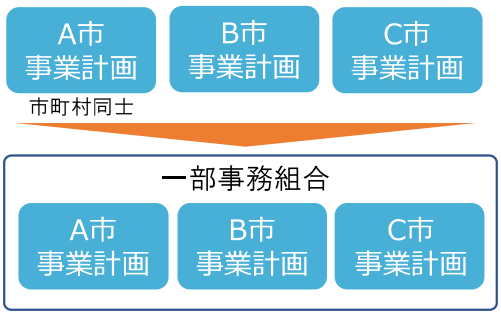
統合する事項	経営主体、下水道法の事業計画、組織、会計、使用料体系、管理	経営主体、組織、管理
統合しない事項	－	下水道法の事業計画、会計、使用料体系

DRAFT

（２） 事業運営の一体化の方法

事業運営の一体化を行う手法には、関係団体で新たな組織を設立する場合は地方自治法に基づく広域連合、一部事務組合、既存の組織を活用する場合は地方自治法に基づく事務の委託、下水道法に基づき公共下水道を都道府県が管理できる特例の適用が想定される。

【解説】

事業運営の一体化は、関係団体で新たな組織を設立する場合と既存の組織を活用する場合が想定される。新たな組織を設立する場合は、地方自治法に基づく広域連合、一部事務組合の適用が想定される。既存の組織を活用する場合は、地方自治法に基づく事務の委託、または下水道法の第三条の第３項に基づく公共下水道を都道府県が管理できる特例の適用が想定される。なお、既存の広域連合や一部事務組合を新たに下水道事業の受け皿として活用することも想定される。その場合、新たに広域連合や一部事務組合を設立する方法と基本的な考え方は同じとなる。

表 4-2　事業運営の一体化の方法

区分	手法	イメージ図	説明
新たな組織を設立する場合	広域連合	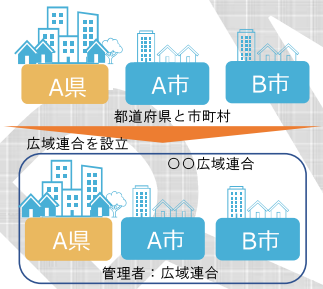	・都道府県内全域で都道府県と市町村で一体化を図る場合や県行政としての事務も含める場合 ・都道府県の流域下水道と市町村の公共下水道で一体化を進める場合 （都道府県内の一部の区域の流域下水道と公共下水道など所掌する事務が限定される場合は複合的一部事務組合の適用も想定される）
	一部事務組合	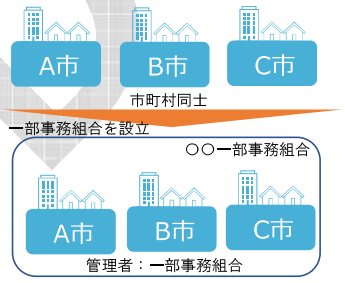	・市町村同士で事業運営の一体化を行う場合 ・下水道事業以外の事業も合わせて事業運営の一体化の対象とする場合は、複合的一部事務組合を適用

DRAFT

区分	手法	イメージ図	説明
既存の組織を活用して行う場合	事務の委託	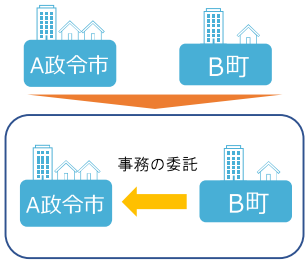	・政令市・中核市等の大きな市と小さな市町村で事業運営の一体化を行う場合（事務の委託で事業運営の一体化に該当するのは、事務事業の全部委託・全部代行である場合に限る）
	で都道府県特例が管理	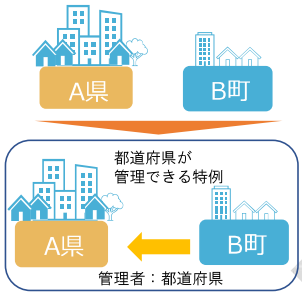	・都道府県が公共下水道を管理する場合
	を既存の一部事務組合を活用		・下水道事業を実施していない既存の広域連合や一部事務組合を新たに下水道事業の受け皿として活用する場合 ・下水道事業を実施している一部事務組合に未加入の新たな団体が加入して下水道事業を一体的に実施する場合

DRAFT

４－１－２ 下水道管理者の配置（権限と責任の所在の整理）

事業運営の一体化が行われた場合、一体化後の組織の下水道管理者が構成団体の全ての下水道事業に係る権限・責任を集約して有することとなる。

【解説】

事業運営の一体化を実施する前は、各団体の下水道管理者が、それぞれの下水道事業に係る権限及び責任を有し、事業を実施している。

事業運営の一体化を実施した場合には、一体化後の組織における下水道管理者が、一体化した構成団体の全ての下水道事業に係る権限及び責任を有することとなる。

一部事務組合又は広域連合を設立する場合には、当該組合、又は広域連合が下水道管理者として、構成団体の全ての下水道事業に係る権限及び責任を有する。

また、既存の組織を活用する場合には、地方自治法に基づく事務の委託においては、政令指定都市・中核市等の大きな市の下水道管理者が、統合対象となる市町村の下水道管理者となり、当該市町村の下水道事業に係る権限及び責任を担うこととなる。

事業運営の一体化を実施した場合の下水道管理者の配置を表 ４-３に示す。事業統合の場合は、下水道法に基づく事業計画が統一されることから、統一された事業の下水道管理者を定めるものとする。一方、経営の一体化の場合は、事業計画が統一されないことから、当該組織の下水道管理者が各下水道事業を全て所管する。既存の組織を活用し、地方自治法に基づく事務の委託により、政令市・中核市等の大きな市と小さな市町村で事業運営の一体化を行う場合、政令市・中核市等の大きな市の下水道管理者が小さな市町村の下水道事業を所管することが想定される。なお、下水道事業を実施していない既存の一部事務組合、広域連合を受け皿として下水道事業を集約して実施する場合も、下水道管理者の配置の考え方は新たに組織を設立する場合と同様である。

なお、各地方公共団体における下水道管理者に関し、事業運営の一体化以前の各事業において地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定の適用範囲（全部適用、一部適用又は非適用）の差異により、公営企業管理者の設置の有無が異なる状況となることが想定される。事業運営の一体化後にあっては、一体化以前の各団体における同法の適用範囲を踏まえた上で、新たに設置される組織の長において管理者の任命等を行う必要がある。

DRAFT

表 4-3　事業運営の一体化を実施した場合の下水道管理者の配置

<table>
<tr><th colspan="3">項目</th><th>下水道管理者の配置</th></tr>
<tr><td colspan="3">事業運営の
一体化前
（市町村単位での
事業実施）</td><td>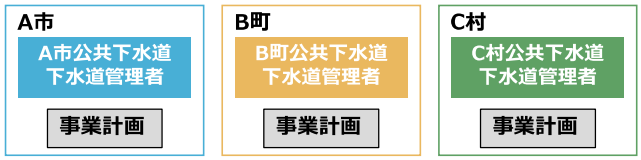

・市町村単位で事業計画を策定することから各市町村が下水道管理者となる</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業運営の一体化</td><td rowspan="2">新たな組織を設立</td><td>事業統合</td><td>

・一部事務組合等が下水道管理者として統一された下水道事業を所管</td></tr>
<tr><td>経営の一体化</td><td>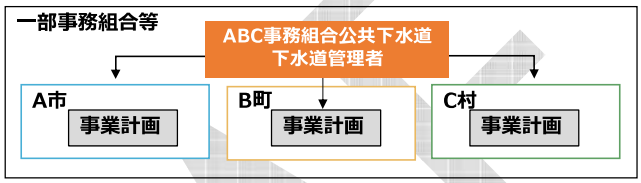

・一部事務組合等が下水道管理者として全ての下水道事業を所管</td></tr>
<tr><td>既存の組織を活用</td><td>経営の一体化
事業統合</td><td>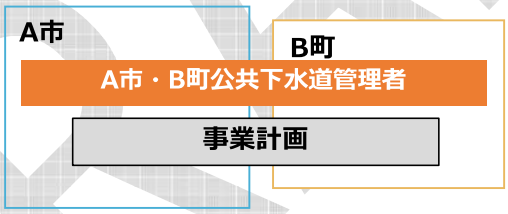

・地方自治法に基づく事務の委託の場合、政令市・中核市等の大きな市の下水道管理者が小さな市町村の下水道事業を所管することが想定される。
・下水道事業を実施していない既存の一部事務組合、広域連合を受け皿として下水道事業を集約して実施する場合の考え方は、新たに組織に設立する場合と同様</td></tr>
</table>

DRAFT

４－１－３ リスク（責任）分担の考え方

事業運営の一体化にあたっては、導入する事業運営の一体化の区分（事業統合、または経営の一体化）に応じた構成団体間の責任（リスク）分担について、事前に考え方を整理し、構成団体間で合意形成することが必要である。

【解説】

事業運営の一体化では、複数の団体が保有する汚水処理施設を一部事務組合等の組織に移管し、事業を行うこととなる。そのため、導入する事業運営の一体化の区分（事業統合、または経営の一体化）を踏まえ、構成団体間の責任（リスク）分担について、事前に考え方を整理し、構成団体間で合意形成することが必要である。

構成団体間の責任（リスク）分担は、移管前の施設の管理の水準や方法等の要因によるものと、一体化による事業開始後の要因によるものに区分して切り分けて考えることが想定される。

移管前の施設の要因による責任（リスク）分担の考え方の例を表 4-4 に示す。事業統合、経営の一体化いずれの場合も、不具合等の好ましくない事象の要因が移管前の管理の仕方にあることが明確であるような場合の要因による責任（リスク）分担は、当該施設を所管していた団体の分担とすることとが考えられる。

表 4-4　移管前の施設の要因による責任（リスク）分担の考え方の例

区分	責任（リスク）分担の考え方	
事業統合		・A 市の施設で発生した故障・事故の要因が明らかに移管前の要因に起因する場合、対応に要する経費は A 市のみで負担
経営の一体化	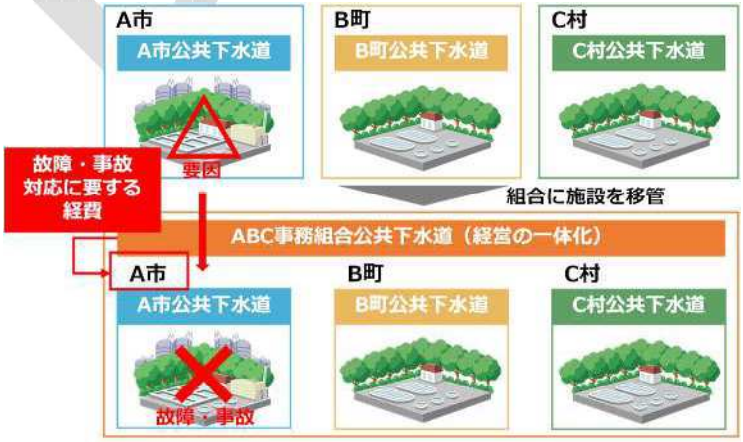	・A 市の施設で発生した故障・事故の要因が明らかに移管前の要因に起因する場合、対応に要する経費は A 市のみで負担

DRAFT

一体化による事業開始後の要因による責任（リスク）分担の考え方の例を表 4-5 に示す。事業統合の場合、事業計画・会計を統一することから、全てを組合が担うとの考え方のほかに、直接的には組合が分担した上で、実質的な責任（リスク）分担は、構成団体が事前に合意形成したルールに従った分担とすることも選択肢として考えられる。一方、経営の一体化の場合は事業計画・会計が構成団体毎となっていることから、直接的には組合が分担した上で、実質的な責任（リスク）分担は当該団体の分担とするのが適切と考えられる。

なお、事業運営の一体化後に発生した故障、事故等については、自然災害その他の不可抗力によるものなど、一体化前又は一体化後のいずれに起因するものであるか判然としない場合も想定される。そのため、そのような場合における費用負担及び責任の分担については、あらかじめ関係者間で十分な合意形成を行い、規約、協定等により明文化しておくものとする。また、施設等の移管に当たっては、移管前の維持管理状況及び施設・管渠の健全度に加え、将来の改築・更新需要を可能な範囲で把握し、これらに起因する費用負担及び責任の分担について、構成団体間で事前に協議することが望ましい。

表 4-5　一体化による事業開始後の要因による責任（リスク）分担の考え方の例

区分	責任（リスク）分担の考え方	
事業統合	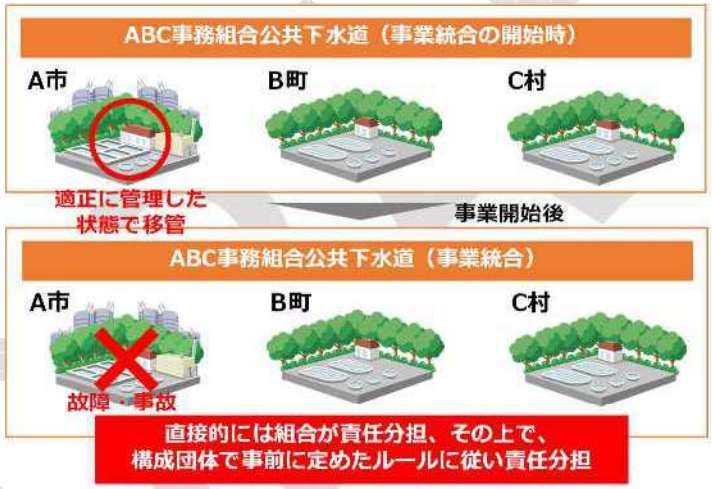	・適正に管理した状態で組合に移管 ・直接的には組合が責任分担、その上で、構成団体で事前に定めたルールに従い責任分担
経営の一体化		・適正に管理した状態で組合に移管 ・A 市の施設で発生した故障・事故の要因が移管後の要因に起因するばあいであっても、対応に要する経費は A 市のみで負担

４－１－４ 費用負担の考え方（使用料、一般会計繰入金等）

事業運営の一体化後の下水道事業に係る費用は、下水道事業に要する経費の負担区分に従い、使用者・構成団体・国がそれぞれ負担する。

【解説】

下水道事業に係る経費の負担区分については、雨水に係る経費は公費で、汚水に係る経費は一部を除き私費（使用料及び受益者負担金）で負担することとされている。ただし、汚水に係る経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担することとされている。

事業運営の一体化後においても、下水道事業に要する経費の公費・私費の負担区分に関する基本的な考え方に差異はなく、国、構成団体及び使用者がそれぞれの負担区分に応じて費用を負担するものとする。なお、下水道事業の持続的な運営を確保するためには、将来の事業費の見通しに対し、１つの財源に依存するのではなく、区域内の水洗化人口の動向、施設の老朽化の状況、改築更新需要及び構成団体の財政状況等を踏まえ、表 4-6 に示す各種財源を最適に組み合わせることが重要である。

表 4-6　下水道事業に関連する主な財源

財源名称	解説	収入区分	
		収益的	資本的
使用料	受益者負担の原則に基づき日常的な維持管理を支える財源	○	
一般会計繰入金	雨水公費・汚水私費の原則に基づき雨水対策など、公益性の高い事業の実施に充当する財源	○	○
企業債	下水道施設の整備、改築等に充当し、世代間負担の公平につながる財源		○
国庫補助金・交付金	公益性、政策性の高い事業について国による重点的な支援を受ける財源	○	○
受益者負担金	下水道整備により利益を受ける土地所有者等より徴収し、整備費に充当する財源		○
都市計画税	道路、公園、下水道などの都市計画事業の財源に充当するために市町村が課税する目的税	―	―

新たな組織を設立して事業運営の一体化を行う場合に想定される財源フローを表 4-7 に示す。構成団体が拠出する負担金が一部事務組合等に支払われ、下水道事業の財源に充当される。また、表 4-6 に示す財源の内、都市計画税は、従来通り構成団体への交付・徴収となることから、それらを一部事務組合等への負担金の財源とすることが想定される。

DRAFT

表 4-7　事業運営の一体化の財源フロー

一体化の区分	説明	財源フロー
事業統合	・事業統合により会計・使用料を統一 ・一般会計による負担金は、構成市町村の汚水量や事業量の事業規模に応じた比率等で按分	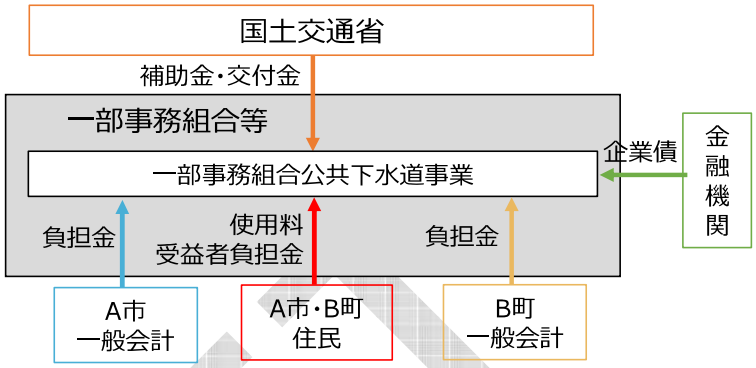
経営の一体化	・経営の一体化により会計・使用料は別々 ・一般会計による負担金は、構成市町村の各事業の必要額を支払い	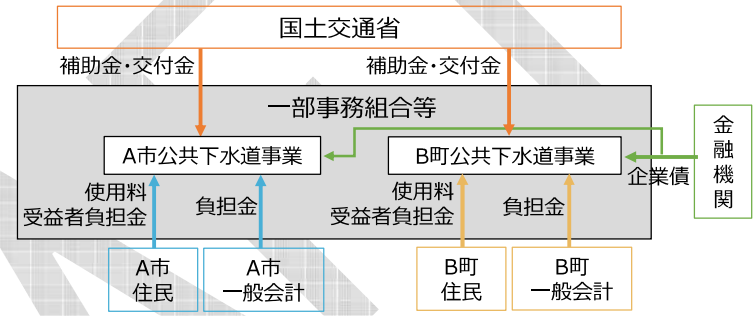

事業統合における構成団体間の費用負担を検討する際には、汚水量や事業規模による按分に加え、一体化前に形成された企業債の償還負担や既存施設の更新需要と、一体化後に新たに生じる共通費用とを区分し、各団体及び使用者の負担の公平性に留意することが望ましい。

経営の一体化としてセグメント会計を適用した場合のイメージを図 4-1 に示す。A市・B町・C村それぞれで資金管理用の口座を開設し、財務諸表を作成することとなる。

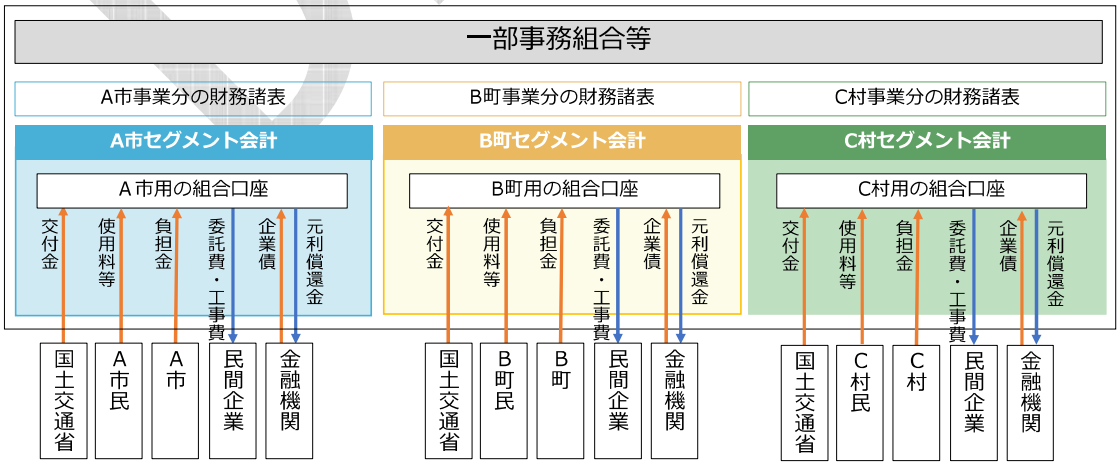

図 4-1　セグメント会計を適用した場合のイメージ

また、既存の組織を活用し事業運営の一体化を行う場合で想定される財源フローを表 4-8 に示す。地方交付税・都市計画税の取扱いは、新たな組織を設立して事業運営の一体化を行った場合の考え方と同じである。

なお、事務の委託による事業運営の一体化において、A 市が B 町の事務を行うことに対する事務費等の取扱いについては、受託側の業務量に見合う執行体制と必要経費を確保できるよう、両団体で定めるものとし、業務内容等の変化に応じて見直すことが望ましい。先行事例における事務費等の取扱いの事例は、「４－３－４ 維持管理業務の共同発注」を参照のこと。

表 4-8　既存の組織を活用し事業運営の一体化を行う場合で想定される財源フロー

一体化の区分	事務の委託	都道府県が管理できる特例
事業統合	―	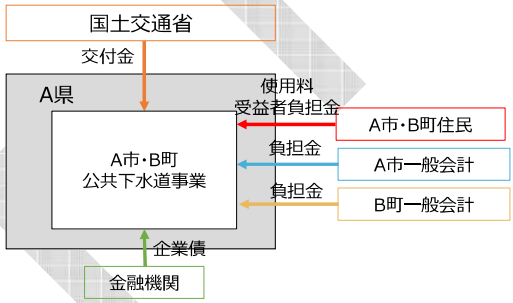
経営の一体化	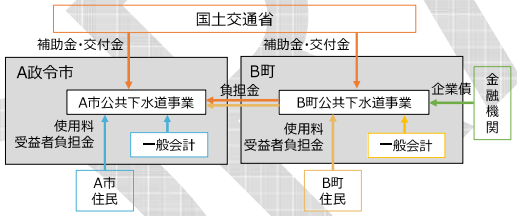	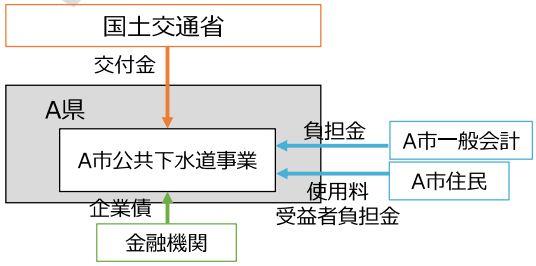

DRAFT

４－１－５ 意思決定の方法

事業運営の一体化後の各種施策に係る意思決定は、事業に係る権限・責任を有する下水道管理者と構成団体の長との合意形成の方法について、あらかじめ構成団体間で協議を行い、明確化しておくことが望ましい。

【解説】

事業運営の一体化を行った場合には、下水道法に基づく権限及び責任を有する下水道管理者と、構成団体が別組織となる。このため、下水道事業に係る施策を円滑に推進するためには、下水道管理者と構成団体の長との間において、事業運営に関する意思決定及びこれに伴う財政負担について、十分な合意形成を図る必要がある。そのため、事業運営の一体化後における各種施策の意思決定に当たっては、下水道管理者と構成団体の長との間で行う協議及び合意形成の手法について、あらかじめ構成団体間で協議し、明確化しておくことが望ましい。

また、事業運営の一体化後の組織における予算、決算、条例の制定又は改廃等については、法令の定めに基づき議会の議決を経るものとする。

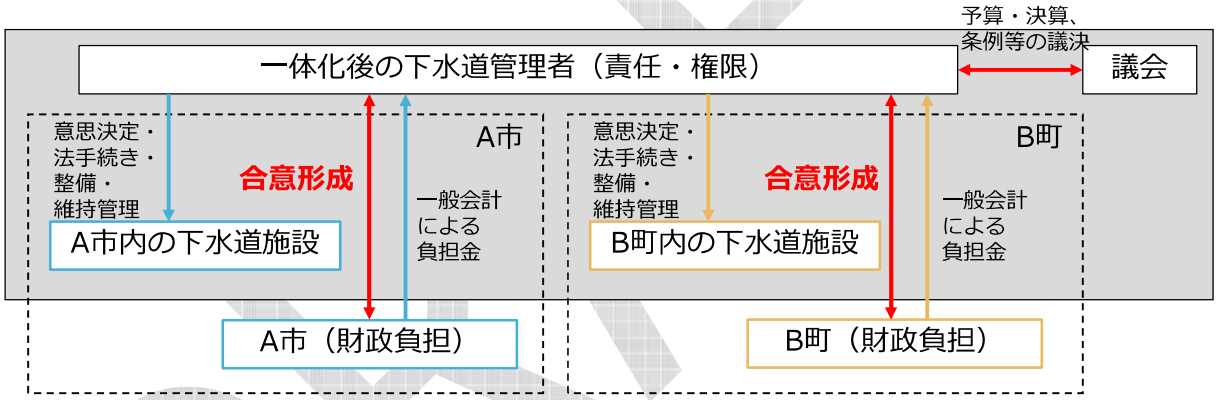

図 4-2 事業運営の一体化後の施策推進のための合意形成と財政負担

DRAFT

４－１－６ 事業運営の一体化の対象とする事業

事業運営の一体化の対象とする事業は、事業運営の一体化に参加する都道府県、市町村の下水道事業の他、水道事業、集落排水等が考えられ、一体化による基盤強化、業務効率化等の効果が見込まれるかどうかを検討し、有効な場合には、下水道事業以外についても事業運営の一体化の検討を行うことが望ましい。

【解説】

事業運営の一体化に参加する都道府県、市町村においては、下水道事業のほか、水道事業、集落排水事業、合併処理浄化槽事業並びに一般廃棄物処理事業（し尿及び浄化槽汚泥処理等）を所管している場合が多い。

そのため、下水道事業の事業運営の一体化の検討にあたっては、下水道事業に限らず、水道事業やその他の汚水処理事業を対象として効果検証を行うことが望ましい。効果検証の結果、一体化による基盤強化、業務効率化等の効果が見込まれる事業を対象として、事業運営の一体化の検討を行うことが望ましい。

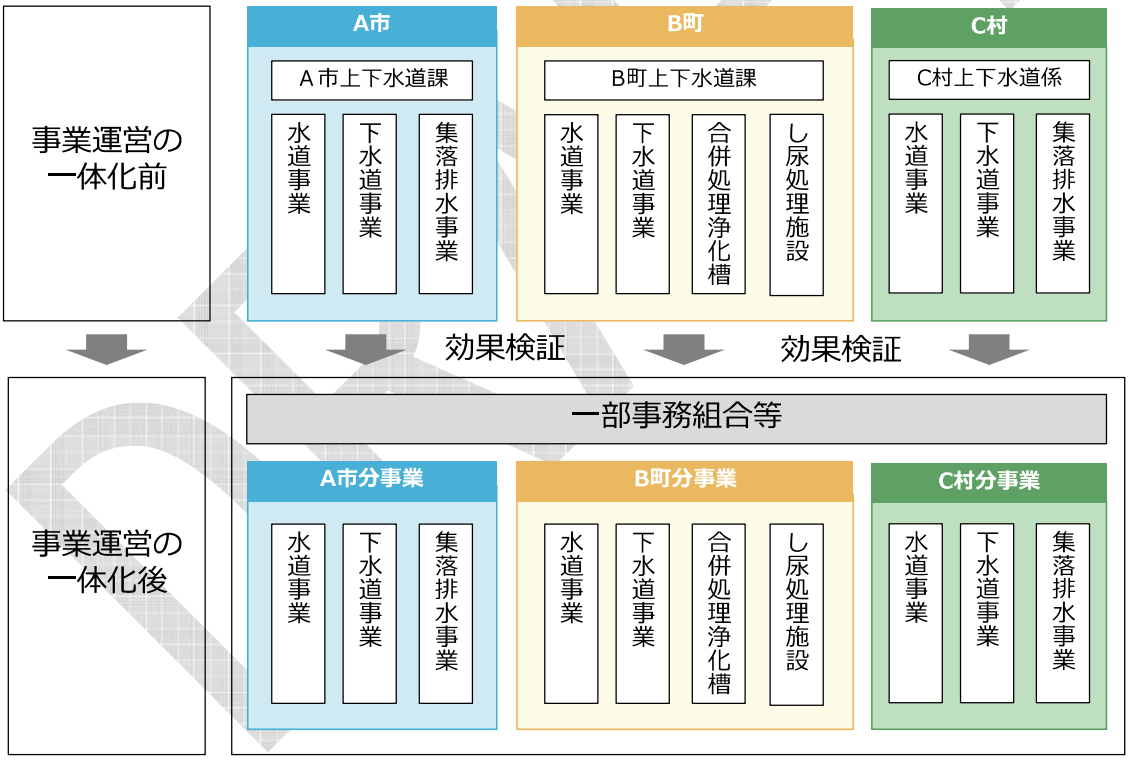

図 4-3　下水道事業の他、水道事業、集落排水等を対象とした事業運営の一体化

４－１－７ 一体化後の組織の職員配置

事業運営の一体化後の組織における職員については、構成団体からの職員派遣又は退職派遣（転籍）により配置することが想定される。また、一部事務組合又は広域連合を設立する場合には、当該一部事務組合又は広域連合が独自に職員を採用することも想定される。

【解説】

事業運営の一体化後の組織においては、構成団体の下水道担当部局の職員を配置し、業務執行体制を構築することが想定される。職員の配置方法としては、構成団体からの職員派遣又は退職派遣（転籍）が考えられる。また、一部事務組合又は広域連合を設立する場合には、これらの団体において独自に職員を採用し、必要な執行体制を確保することも考えられる。なお、執行体制の検討に当たっては団体毎で異なる人事制度の設定について、丁寧な調整を行うものとする。

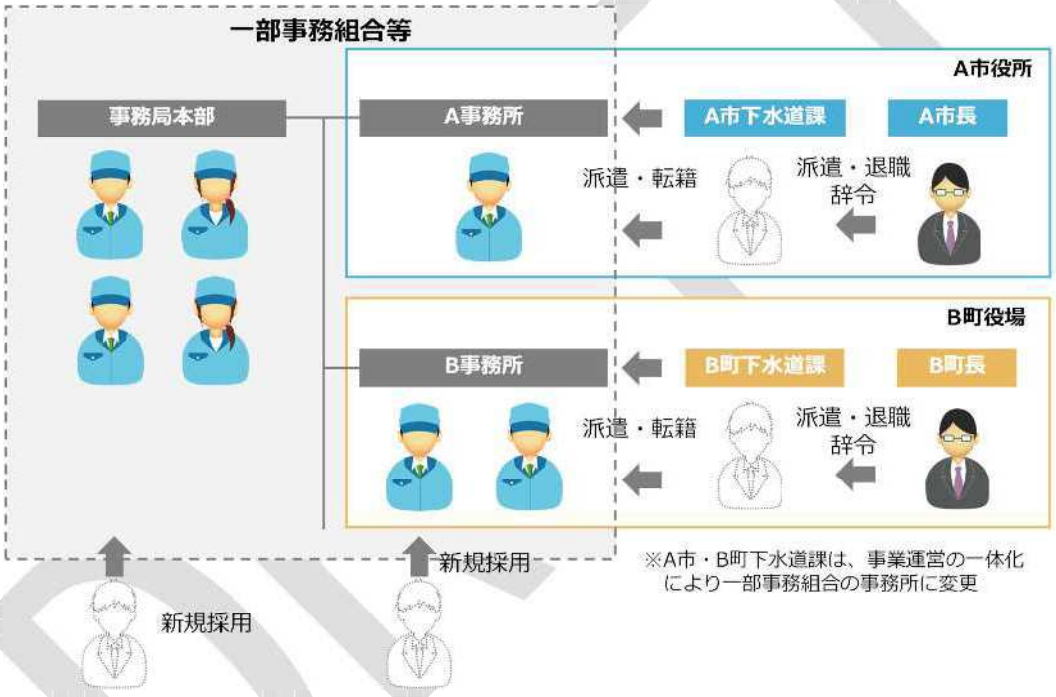

配置職員	配置方法	根拠法令	解説
構成団体の職員	職員派遣	地方自治法第 252 条の 17	・構成団体に籍を残した状態で一部事務組合や広域連合に派遣して業務を実施 ・所定の年数が経過した場合には構成団体に復職
	退職派遣	―	・構成団体を退職し、一部事務組合や広域連合に転籍 ・転籍後は、退職まで一部事務組合や広域連合で勤務を継続、構成団体には復職しない
新規採用		地方自治法第 172 条	・一部事務組合や広域連合で新規職員を採用 ・退職まで一部事務組合や広域連合で勤務を継続

図 4-4　事業運営の一体化後の職員配置

４－１－８ 一体化における雨水事業の取扱い

雨水事業は、全額公費により実施されるものであり、住民の生命及び財産の保護に直結する重要な事業である。また、構成団体は、水防法に基づく水防管理者としての責務を有することから、事業運営の一体化後においては、下水道管理者は構成団体と十分に連携し、雨水事業の実施手法について検討する必要がある。

【解説】

雨水事業は、全額公費負担により実施されるものであり、住民の生命及び財産の保護に直結する重要な事業である。また、構成団体の長は、水防法上の水防管理者としての責務を有している。事業運営の一体化前は、下水道管理者と水防管理者が同一である団体においては、一体化後は両者が異なる形となる。このため、一体化後の下水道管理者は、構成団体との連携の下、雨水事業の実施体制及び実施方法について検討する必要がある。

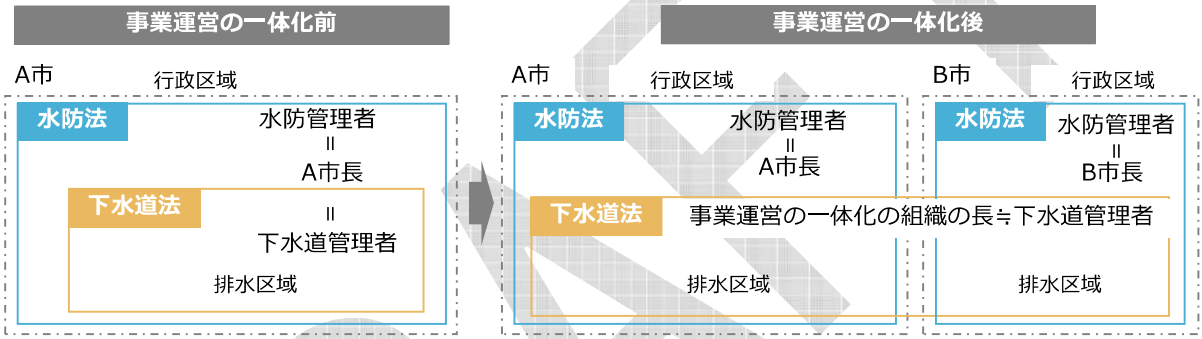

図 4-5　事業運営の一体化における下水道管理者と水防管理者の関係性

下水道法及び水防法において、双方に関連する主な規定は図 4-6 に示すとおりである。このことから、雨水事業の実施に当たっては、下水道管理者と水防管理者との間で十分な調整及び連携を図る必要がある。

下水道法	水防法
・水防管理団体が行う水防への協力（第二十三条の二）	・都道府県の水防計画（第七条） ・都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知（第十三条の二） ・雨水出水浸水想定区域（第十四条の二） ・氾濫等の通報（第二十四条の二）

図 4-6　下水道法、水防法で双方に関連がある条項

雨水事業は、全額公費負担により実施される事業であり、住民の生命及び財産の保護に直結するとともに、各団体の首長が水防法上の水防管理者としての責務を有していることを踏まえれば、事業運営の一体化後の雨水事業の実施方法としては、表 4-9 に示す 2 つのケースが想定される。

DRAFT

一つは、汚水事業及び雨水事業の双方を一部事務組合等へ移行する方法である。この場合、雨水事業に係る下水道管理者としての意思決定のあり方や財政負担に関する合意形成の方法、浸水被害発生時の責任分担等について、あらかじめ関係団体間で十分に協議した上で、一部事務組合等と構成団体が連携して雨水出水による被害軽減の取組を進める必要がある。

もう一つは、汚水事業のみを一部事務組合等へ移行し、雨水事業は構成団体が引き続き実施する方法である。この場合、汚水事業と雨水事業を異なる組織が担うこととなるため、構成団体においても雨水事業を実施するための執行体制を維持する必要がある。

表 4-9　事業運営の一体化後の雨水事業の実施方法

項目	ケース１	ケース２
考え方	汚水・雨水を全て一部事務組合等に移行	汚水のみを一部事務組合等に移行、雨水は構成市町に残す
イメージ図	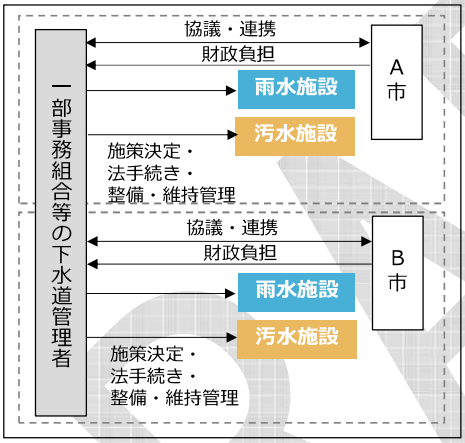	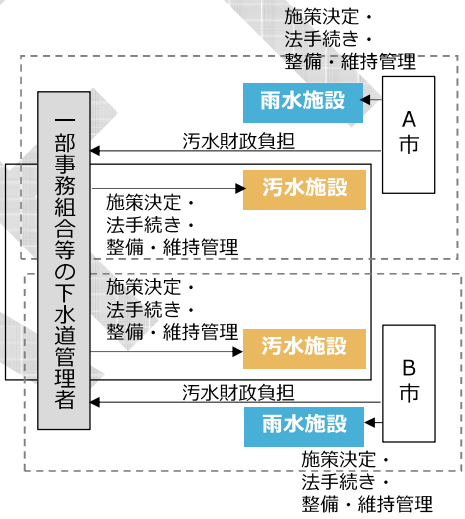
下水道管理者	汚水・雨水：一部事務組合等	汚水：一部事務組合等 雨水：A 市・B 市
水防管理者	A 市長・B 市長	A 市長・B 市長
下水道事業の財政負担	A 市・B 市	A 市・B 市
特徴・留意事項	・汚水・雨水を一部事務組合で一体的に管理できる ・雨水事業に係る下水道管理者としての意思決定とその財政負担の合意形成の方法、浸水被害発生時の責任分担等を協議した上で、一部事務組合と A 市・B 市との連携による雨水出水による被害軽減の取組が必要	・汚水と雨水はそれぞれ異なる組織で管理が必要となることから、構成市町村側の執行体制の維持が必要 ・雨水事業に係る下水道管理者としての施策決定、財政負担、水防法上の責任・権限を一元的に管理できる

DRAFT

４－１－９「水の官民連携」の導入

事業運営の一体化の推進と「水の官民連携」は、いずれも、職員不足という課題に直面する団体が、より効率的に事業運営できるよう、下水道の基盤を強化するための施策である。「水の官民連携」の推進と広域連携の推進を組み合わせることにより、事業規模の確保が図られ、その結果、民間事業者の参画意欲や採算性の向上、創意工夫の幅が広がる等の相乗効果が期待されることから、積極的な検討が望ましい。

【解説】

事業運営の一体化の推進と「水の官民連携」は、いずれも、職員不足という課題に直面する団体が、より効率的に事業運営できるよう、下水道の基盤を強化するための施策である。事業運営の一体化や施設の共同利用などをはじめとする広域連携や民間の人材・ノウハウを活用する「水の官民連携」により、執行体制の確保や事業の効率化につながる。「水の官民連携」の推進と広域連携の推進を組み合わせることにより、事業規模の確保が図られ、その結果、民間事業者の参画意欲や採算性の向上、創意工夫の幅が広がる等の相乗効果が期待されることから、積極的な検討が望ましい。なお、民間事業者の参画意欲や採算性については、導入検討時のマーケットサウンディング等を通じて、民間事業者側の技術者の配置や創意工夫の余地等について十分検討の上、官民双方にとってメリットの見込まれる形となるよう検討することが重要である。

事業運営の一体化と水の官民連携の導入パターンの考え方を表 4-１０に示す。「水の官民連携」の共同調達の具体的な手法や留意事項については、「４－３　管理の一体化」を参照のこと。

表 4-１０　事業運営の一体化と水の官民連携の導入パターンの考え方

水の官民連携の導入方法	導入・移行順序	
	水の官民連携を先行して導入	先行して事業運営の一体化に移行
単独で導入	【単独で事業継続する場合】 ・団体単独で「水の官民連携」を先行して導入後、一部事務組合等を設立した場合、一部事務組合等に契約を継承して事業を継続 【複数団体での事業に移行する場合】 ・団体単独で「水の官民連携」を先行して導入後、複数団体による事業運営へ移行する場合は、一部事務組合等が改めて「水の官民連携」を導入	・事業運営の一体化後に構成団体単位で水の官民連携の導入も可能
広域連携で導入	・広域連携で水の官民連携を導入後、一部事務組合等に移行した場合、一部事務組合等に契約を継承して事業を継続	・事業運営の一体化後に複数の構成団体の施設を対象として水の官民連携の導入も可能

DRAFT

４－１－１０ 都道府県が参加する広域連合における留意事項

都道府県が参加する広域連合は、地方自治法 292 条の規定により、都道府県に関する各種規定が適用されることに留意し、事業運営の一体化の具体的な仕組みを検討すること。

【解説】

都道府県が参加する広域連合の場合、地方自治法第 292 条の規定により、当該広域連合には都道府県に関する各種規定が適用されることとなっている。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第二百九十二条　地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

以上のことから、都道府県に関する各種規定が適用されることに留意し、事業運営の一体化の具体的な仕組みを検討する必要がある。

DRAFT

４－１－１１ 事務・業務の統一化

事業運営の一体化にあたっては、同一の条例・規約・要綱等に従い、各種の事務・業務の統一化が必要となる。事務・業務の実施にあたっては各種様式のほか、事務・業務に係る基幹システムの統一化を図るものとする。なお、全ての事務・業務の統一化には時間を要する場合には、一部の事務・業務について、事業運営の一体化による事業開始後も段階的な統一化を図ることも想定される。

【解説】

事業運営の一体化にあたっては、同一の条例・規約・要綱等に従い、各種の事務・業務の統一化が必要となる。事務・業務の実施にあたっては各種様式のほか、事務・業務に係る基幹システムの統一化を図るものとする。なお、全ての事務・業務の統一化には時間を要することが想定されることから、段階的な統一化による事業開始も考慮し、事業運営の一体化の取組を進めるものとする。特に経営の一体化の場合、財務・会計・使用料の統一は行わないことから、これらに関連するシステムを統合しない状態で経営の一体化を行い、事業開始後に段階的に統一化することも想定される。

水道事業の事業運営の一体化における事務・業務の統一化の事例を表 4-１１に示す。

表 4-１１　水道事業の事業運営の一体化における事務・業務の統一化の事例

団体名	統一化の考え方
広島県水道広域連合企業団※1 （経営の一体化）	・構成団体ごとに異なっているシステムは統一し，統一に当たっては，構築費用や運用コストを縮減するため，システムの標準化やクラウドサービスの優先利用を実施 ・総務系システム（人事・給与，財務会計など）は，事業開始までに構築 ・業務系システム（水道料金，マッピング，土木積算など）は，システム仕様の統一に時間を要するため，事業開始時は構成団体の現在のシステムを継続利用し，Ｒ８年度に統一 ・施設監視系システムは，Ｒ７年度に水道用水供給事業及び工業用水道事業で，複数の浄水場等の運転監視を一つの運転監視拠点で行える広域運転監視システムを導入し，その後，14 市町の運転監視システムを，段階的に広域運転監視システムに統合 ・入札契約制度をＲ８年度に統一し，契約業務を効率化 （※統一までは，本部と広島水道事務所は県の制度に，その他の事務所は各市町の制度に準拠）

DRAFT

団体名	統一化の考え方
香川県広域水道企業団※2 （経営の一体化）	○情報システムの統一化 ・構成団体間で異なっている各種情報システムは、情報システム統合計画に基づき、早期に統一 【情報システム統合計画】  ○検針、調定及び収納業務 ・平成 30 年度から２年間は、それぞれ旧水道事業体の運用によるものとし、令和２年度の水道料金システムの稼働にあわせ、取り扱いを統一 ○滞納整理業務 ・平成 30 年度から取り扱いを統一 ○窓口業務 ・平成 30 年度から２年間は、それぞれ旧水道事業体の運用によるものとし、令和２年度のブロック統括センター設置にあわせ、既存の窓口を統合し、各ブロック統括センター内にお客様センターを設置 ○給水装置工事 ・施工基準は、平成 30 年度から２年間は、それぞれ旧水道事業体の運用によるものとし、平成 32 年度のブロック統括センター設置にあわせ、統一 ・負担金又は加入金は、平成 39 年度末までは、旧水道事業体の金額とし、区分経理が廃止される令和 10 年度に統一 ・設計審査手数料、しゅん工検査手数料等は、平成 30 年度から２年間は、それぞれ旧水道事業体の運用によるものとし、平成 32 年度のブロック統括センター設置にあわせ、統一 ○入札・契約制度 ・入札参加者名簿については、企業団設立にあわせ、統一する。ただし、平成 30 年度に限り、企業団本部は県のものを、企業団事務所はそれぞれ旧水道事業体のものを用いる ・広域水道施設整備工事及び設計金額５千万円以上の経年施設更新工事等に係る入札・契約は企業団本部で行い、設計金額５千万円未満の経年施設更新工事等に係る入札・契約は企業団事務所で実施 ・入札・契約は、平成 30 年度から２年間は、企業団本部が行うものは県の制度に、また、企業団事務所で行うものは、それぞれ旧水道事業体の制度によるものとし、令和２年度のブロック統括センター設置にあわせ、統一

DRAFT

団体名	統一化の考え方
奈良県広域水道企業団 （事業統合）	・総務、人事、財務、経理など企業団の管理運営業務や広報関係業務は、本部において集中化することを基本とし、業務の効率化 ・企業団構成団体間で異なっている各種情報システムは、下記計画に基づき早期に統一化し、業務の標準化・効率化 【各種情報システムの統一化の計画】 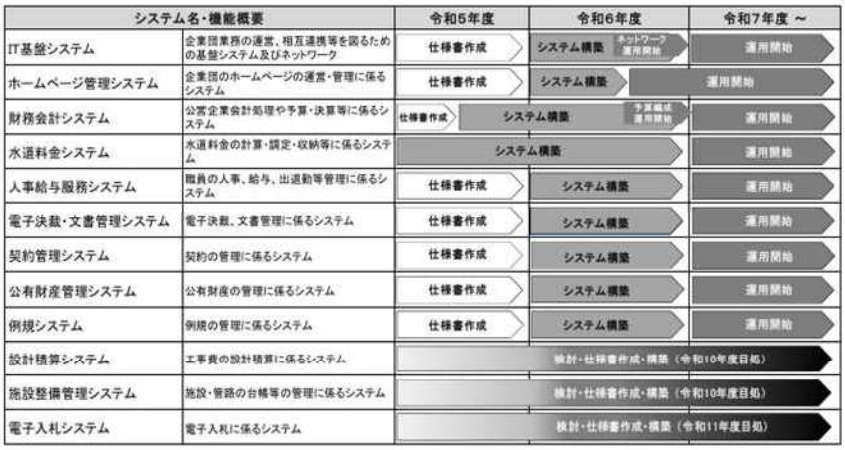 ・水道料金システムの統一にあわせ、検針、調定、収納等の業務の標準化・共同化 ・給水世帯や給水装置工事事業者等から徴収する加入金・工事負担金・手数料や水道料金の減免等の取扱は、統合時において統一する。 ・施工基準は、企業団構成団体の技術格差の解消及び給水サービスの維持向上を目指し、計画的に統一化 ・指定給水装置工事事業者の指定等に係る基準、事務手続き、手数料等は、各企業団構成団体の現状等を踏まえつつ、統合時 ・入札・契約制度は、各企業団構成団体の現行制度やその運用状況等を踏まえつつ、令和１１年度からの統一を目指すこととし、統一までの間は、各企業団構成団体における制度により運用 ・水質検査計画は、統合時において統一 ・監視制御システムは、事務所の集約、浄水場等の統廃合及び監視制御システムの更新時期にあわせて、段階的に新システムへ切り替え

出典※1：広島県水道企業団 事業計画【概要版】（令和４年７月、広島県水道企業団設立準備協議会）

出典※2：香川県水道広域化基本計画（平成 29 年８月、香川県広域水道事業体設立準備協議会）

出典※3：奈良県広域水道企業団基本計画（令和５年２月（令和６年７月改定）、奈良県広域水道企業団設立準備協議会）

DRAFT

４－１－１２ 事業運営の一体化後の各種財政支援

事業運営の一体化後も下水道事業の実施に係る各種財政支援は継続され、従前と比較して事業運営の一体化により不利となる事項はない。また、事業運営の一体化の導入を決定することで、個別補助制度である下水道広域連携推進事業の活用が新たに可能となる。

【解説】

事業運営の一体化後も下水道事業の実施に係る各種財政支援は継続され、事業運営の一体化により従前よりも不利となる事項はない。

事業運営の一体化後の各種財政支援の考え方は表 4-１２のとおりである。

また、事業運営の一体化の導入を決定することで、個別補助制度である下水道広域連携推進事業の活用が新たに可能となる。下水道広域連携推進事業は、汚水処理人口 10 万人以上の事業運営の一体化または一体化後の運営基盤強化に必要な施設整備等を支援するものであり、計画期間は最長 10 年、令和 22 年度までの時限的な措置としている。なお、本制度のポイントとして、事業運営の一体化を行う団体のうち最も規模の小さい団体の補助対象範囲が他団体にも適用され補助対象範囲が拡大されるという、小規模自治体への支援に取り組む大都市等へのインセンティブがある。本制度は、事業運営の一体化を導入する全ての団体が活用可能なものであることから、事業運営の一体化を検討する団体は、積極的な活用について検討が望ましい。各種財政支援制度の活用に当たっては、構成団体の財政負担の軽減効果と、広域連携による事業全体の費用削減効果を区分して把握し、中長期的な事業の持続可能性を確認することが望ましい。

なお、下水道広域連携推進事業の詳細は、「２－２－８　広域連携の推進に係る各種財政支援制度」を参照のこと。

表 4-１２　事業運営の一体化後の各種財政支援の考え方

所管省庁	項目	事業運営の一体化後の考え方
総務省	地方交付税措置	・地方交付税措置は構成団体に措置される ・基本的に、構成団体の規模等に応じて交付税が算定されることを勘案しつつ、一体化後の組織において行う事業量・経費等について構成団体間で協議した上で負担金拠出等を行っていくことを想定
国土交通省	社会資本整備総合交付金	・社会資本整備総合交付金は事業運営の一体化後の下水道管理者に交付される ・公共下水道に係る主要な管渠の範囲は、構成団体による数値で算定
	個別補助金	・個別補助金は事業運営の一体化後の下水道管理者に交付される ・公共下水道に係る主要な管渠の範囲は、構成団体による数値で算定

DRAFT

４－１－１３ 事業運営の一体化に必要な手続き

（１） 事業運営の一体化を進めるための手続き

事業運営の一体化を進めるに当たっては、構成団体間において十分な合意形成を図った上で、一体化の手法に応じて必要となる地方自治法上の手続をはじめ、下水道法、都市計画法その他関係法令に基づく手続を適切に実施する必要がある。

また、水道事業、集落排水事業等を含めた一体化を行う場合には、当該事業に係る関係法令に基づく手続についても、併せて実施する必要がある。

【解説】

事業運営の一体化に係る構成団体間の合意形成後は、事業運営の一体化開始に向けた所定の手続を進める必要がある。

事業運営の一体化に係る手続は、「①組織設立」及び「②事業運営の一体化後の下水道事業等の準備」の二段階で構成される。一体化の手法に応じて必要となる地方自治法上の手続を行うとともに、下水道法、都市計画法その他関係法令に基づく手続を実施するものとする。なお、これらの手続のうち、「②事業運営の一体化後の下水道事業等の準備」に係る手続きについて、一部事務組合又は広域連合を設立する場合は、当該一部事務組合又は広域連合が実施する必要がある。また、水道事業、集落排水事業その他の関連事業についても併せて事業運営の一体化を行う場合には、当該事業に係る関係法令に基づく手続についても併せて実施するものとする。

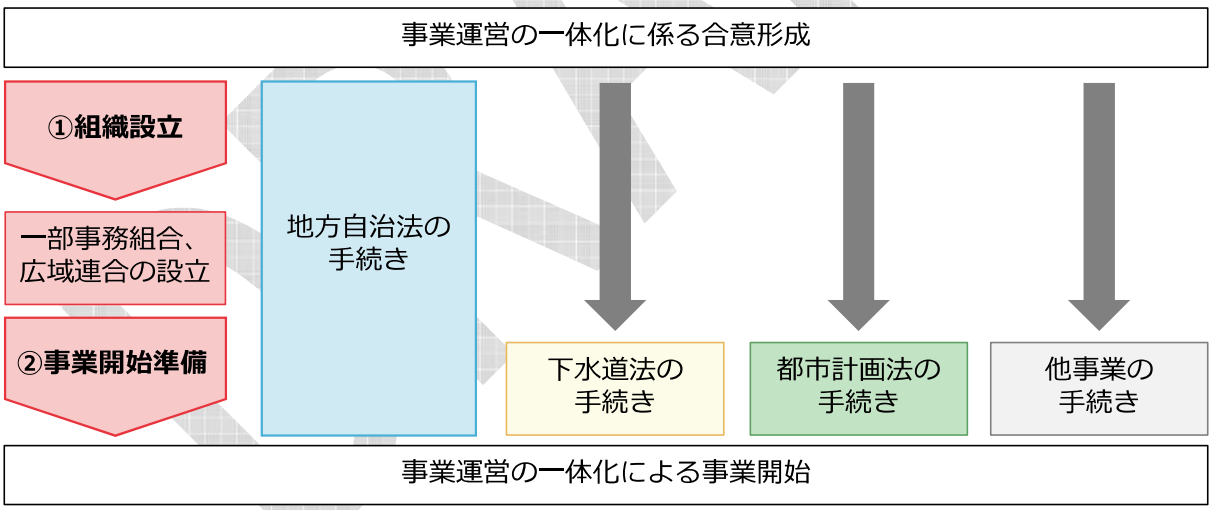

図 4-7　事業運営の一体化を進めるための手続き

（２） 準備体制の構築

事業運営の一体化に当たっては、地方自治法又は下水道法に基づく協議会等を活用し、事業運営の一体化への円滑な移行に向けた準備体制を構築する必要がある。

【解説】

事業運営の一体化に当たっては、地方自治法に基づく組合の設立や事務委託等の法的手続に先立ち、事業運営の具体的な実施方法、運営体制、費用負担等について構成団体間で協議を行い、十分な合意形成を図る必要がある。このため、構成団体は、地方自治法又は下水道法に基づく協議会等を活用し、事業運営の一体化への円滑な移行に向けた準備体制を構築する必要がある。

地方自治法又は下水道法等に基づく協議会等の比較は表 4-１３のとおりであり、議会の議決の必要性や協議結果の取扱い等の特徴を踏まえ、協議会の方式を検討すること。

表 4-１３　地方自治法又は下水道法等に基づく協議会等の比較

区分		名称	設立方法	議会の議決	協議結果
法定	地方自治法	計画作成協議会	・議会の議決を経た上で協議により規約を定め、協議会を設けた旨及び規約を告示、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事に届出	必要	広域にわたる総合的な計画※を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
		連絡調整協議会	・協議により規約を定め、協議会を設けた旨及び規約を告示、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事に届出	不要	―
	下水道法	都道府県協議会	・一般的に、協議会を設置する旨の協定・規約を締結	不要	協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
		管理者協議会	・一般的に協議会を設置する旨の協定・規約を締結	不要	
	水道法	広域的連携等推進協議会	・一般的に協議会を設置する旨の協定・規約を締結	不要	
任意		任意の協議会	・一般的に協議会を設置する旨の協定・規約を締結	不要	―

注※：地方自治法に基づき広域連合として作成する広域計画は該当しない

DRAFT

（３） 地方自治法に基づく手続き

事業運営の一体化のために一部事務組合や広域連合を設立する場合、地方自治法に基づき設立に係る手続きを行うこと。

【解説】

事業運営の一体化のために一部事務組合や広域連合を設立する場合、地方自治法に基づき設立に係る手続きが必要となる。設立に係る手続きは「事実上のプロセス」と「法定上のプロセス」で構成されている。

「事実上のプロセス」は、「法定上のプロセス」に移行するための合意形成を行うための各団体の任意で行われるものである。そのため「事実上のプロセス」では、①「法定上のプロセス」に移行することについて構成団体間で覚書等を締結、②地方自治法に係る手続きを許可権者との事前協議を行う等ことが想定される。

「法定上のプロセス」は、主に一部事務組合、広域連合の設立の許可を得るためのものである。そのため、「法定上のプロセス」では、③各構成団体の議会の議決、④構成団体間の協議（法定上の協議）を経て、⑤許可権者への申請を行うものとする。「法定上のプロセス」における許可権者は、都道府県が加入する場合や複数の都道府県にまたがる場合は総務大臣、市町村のみで構成される場合は都道府県知事とされている。

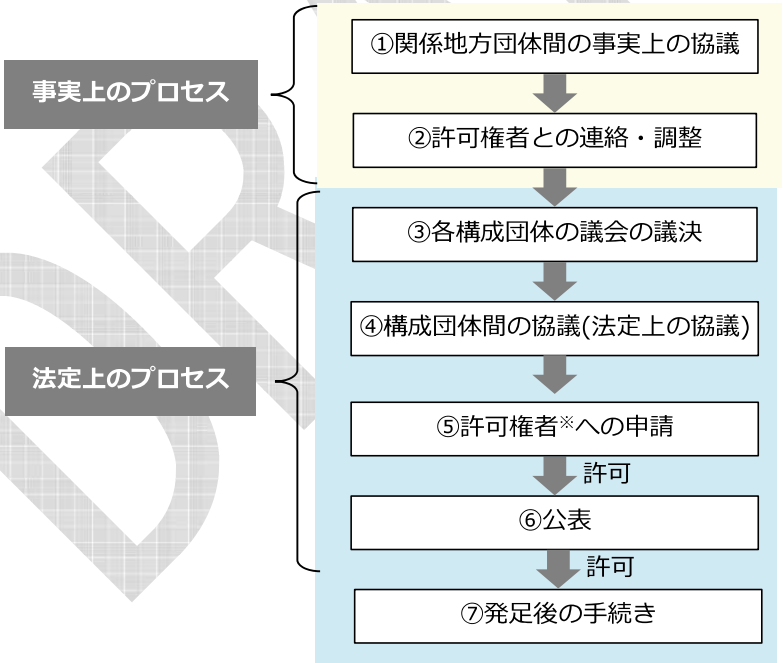

注※：都道府県が加入する場合や複数の都道府県にまたがる場合は総務大臣の許可
市町村のみで構成される場合は都道府県知事の許可

図 4-8　一部事務組合や広域連合を設立するための法手続き

DRAFT

地方自治法に基づく一部事務組合、広域連合の設立にあたり必要となる「法定上のプロセス」の内容を表 4-14、表 4-15に示す。

一部事務組合、広域連合設立後は、議会の議員の選挙、長の選挙等の発足に必要な手続きを行うものとする。

表 4-14　一部事務組合を設立する場合の法手続き

区分	地方自治法に基づく手続き内容
設立手続き	③各構成団体の議会の議決（290 条、284 条 2 項） ⑴規約の内容 ⑵一部事務組合の設立
	④構成団体間の協議（法定上の協議）により、規約を定める（284 条 2 項） ⑴規約の内容（287 条 1 項） ア．一部事務組合の名称 イ．一部事務組合の構成団体 ウ．一部事務組合の共同処理する事務 エ．一部事務組合の事務所の位置 オ．一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法 カ．一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
	⑤設立許可申請 ⑴総務大臣の許可が必要な場合 ア．都道府県の加入するもの（284 条 2 項） イ．市町村及び特別区の組合で複数の都道府県にわたるもの （293 条、284 条 2 項） ⑵都道府県知事の許可が必要な場合 ア．その他のもの（284 条 2 項）
	⑥公表 ⑴設立の公表 一部事務組合の成立の公表 ⑵規約の公表 制定した規約の公表
設立後の手続き	⑦一部事務組合発足後の手続き ・議会の議員の選挙 規約の定めるところにより選挙 ・管理者の選任 規約の定めるところにより選任 ・公平委員会の設置（地方公務員法 7 条 3 項） ・監査委員の設置

※地方公営企業法の適用関係は、地方公営企業法の全部が適用される場合（法の規定の全部適用の場合）

表 4-１５　広域連合を設立する場合の法手続き

区分	地方自治法に基づく手続き内容
設立手続き	③各構成団体の議会の議決（291 条の 11、284 条 3 項） ⑴規約の内容 ⑵広域連合の設立
	④構成団体間の協議（法定上の協議）により、規約を定める（284 条 3 項） ⑴規約の内容（291 条の 4 第 1 項） ア．広域連合の名称 イ．広域連合を組織する地方公共団体 ウ．広域連合の区域 エ．広域連合の処理する事務 オ．広域連合の作成する広域計画の項目 カ．広域連合の事務所の位置 キ．広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法 ケ．広域連合の経費の支弁の方法
	⑤設立許可申請 ⑴総務大臣の許可が必要な場合 ア．都道府県の加入するもの（284 条 3 項、同条 2 項） イ．市町村及び特別区の組合で複数の都道府県にわたるもの （293 条、284 条 3 項） ⑵都道府県知事の許可が必要な場合 ア．その他のもの（284 条 3 項、同条 2 項）
	⑥公表 ⑴設立の公表等 ア．都道府県知事が許可を行う場合 設置許可の公表、総務大臣への報告（285 条の 2 第 2 項） 報告を受けた総務大臣から国の関係行政機関の長への通知 （285 条の 2 第 3 項） イ．総務大臣が許可を行う場合 設置許可の告示、国の関係行政機関の長への通知 （285 条の 2 第 3 項） ⑵規約の公表 制定した規約の公表（291 条の 4 第 3 項）
設立後の手続き	⑦広域連合発足後の手続き ・議会の議員の選挙 規約の定めるところにより、直接公選又は議会による間接選挙（291 条の 5 第 1 項） ・長の選挙 規約の定めるところにより、直接公選又は長による間接選挙（291 条の 5 第 2 項） ・長に代えて理事会を置く場合の理事の選挙 規約の定めるところにより、直接公選又は長による間接選挙（291 条の 4 第 4 項かっこ書、291 条の 5 第 2 項） ・公平委員会の設置（地方公務員法 7 条 3 項） ・監査委員の設置 ・選挙管理委員会の設置 ・設立後速やかに、広域連合の議会の議決を経て、広域計画を作成（291 条の 7 第 1 項）

※地方公営企業法の適用関係は、地方公営企業法の全部が適用される場合（法の規定の全部適用の場合）

広域連合を設立し、事務を開始する際には、事前に広域計画を作成することが求められている。広域計画と広域連携推進計画の比較を表 4-１６に示す。

表 4-１６　広域計画と広域連携推進計画の比較

区分	広域計画	広域連携推進計画
根拠法令	地方自治法	下水道法
策定目的	・構成団体や住民に対して当該広域連合の目標等を明確にしながら事務処理を当たることにより、規約変更の要請や事務執行に関する勧告等の機能を効果的に発揮し、広域的調整を図りながら広域行政を適切かつ円滑に行うため※	・都道府県の区域内の下水道管理者の間の連携等を推進するため都道府県が取り組むべき汚水処理事業の広域連携に係る取組を示すため
作成時期	・設立後速やかに、広域連合の議会の議決を経て、広域計画を作成	・広域連携を推進する必要があると認める場合や市町村から要請があった場合に作成

注※：改訂版広域連携の仕組み　一部事務組合・広域連合・連携協約も機動的な運用（木村俊介著、第一法規）

DRAFT

（４） 下水道法に基づく手続き

調整中

（５） 都市計画法に基づく法手続き

調整中

（６） 他事業の事業運営の一体化に係る法手続き

下水道事業の事業運営の一体化に際し、集落排水事業等の他の汚水処理事業や水道事業も合わせて事業運営の一体化を行う場合、必要に応じてそれらの事業に関連する法令の法手続きを行うものとする。

【解説】

下水道事業の事業運営の一体化に際し、集落排水事業等の他の汚水処理事業や水道事業も合わせて事業運営の一体化を行う場合、それらの事業に関連する法令の法手続きを行うものとする。

他事業の事業運営一体化に係る法手続きを表 ４-１９に示す。法手続きを行う趣旨は下水道事業に係る法手続きと同じであり、事業計画の統合、事業主体の名称変更等である。

なお、水道事業に係る事業運営の一体化の詳細については、「水道広域化検討の手引き」を参照すること。ただし、令和８年 12 月末時点で、改定に向けた検討会を行っており、その結果を確認されたい。

表 ４-１９　他事業の事業運営一体化に係る法手続き

<table>
<tr><th colspan="2">事業名</th><th>水道法</th><th>廃掃法</th><th>都市計画法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">水道事業</td><td>水道</td><td rowspan="2">水道法事業認可※1</td><td>－</td><td>都市計画決定※3
都市計画事業認可※1</td></tr>
<tr><td>簡易水道</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他
汚水処理事業</td><td>集落排水</td><td>－</td><td rowspan="3">一般廃棄物
処理基本計画※2</td><td>－</td></tr>
<tr><td>公共浄化槽</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般廃棄物処理事業</td><td>－</td><td>都市計画決定※3
都市計画事業認可※1</td></tr>
</table>

注※1：事業運営の一体化のために設立した一部事務組合、広域連合側で実施

注※2：事業運営の一体化の構成団体で実施

注※3：都道府県で実施

DRAFT

（７） 事業運営の一体化に必要な準備作業

事業運営の一体化にあたり、一部事務組合や広域連合により新たな組織を設立する場合、組織・人員・財政・資産・システム・業務環境・業務標準化・引き継ぎ・広報・周知等など多岐にわたる準備作業や関係機関との調整が必要となる。

【解説】

事業運営の一体化にあたり、一部事務組合や広域連合により新たな組織を設立し事業を開始する場合、表 4-２０に示す準備作業が必要となる。これらの準備作業は、構成団体の既存下水道事業の業務と並行して行わざるを得ないことから、準備作業に特化した準備室を設立し、対応を図ることも想定される。

表 4-２０　事業運営の一体化に必要な主な準備作業

区分	作業内容	具体的な内容
組織・人事	条例・規則	下水道事業に係る条令や職員の給与規定、財務規則、文書管理、情報公開等
	事務分掌	組織図（課・係の配置）、担当業務と責任範囲等
	職員定数・職員配置	組織図に基づく職員定数・配置
財政・資産	予算・負担金	設立初年度の予算案の作成、構成団体間の負担金の割合（人口割、均等割など）の計算方法の設定・調整
	財産・物品	公有財産である下水道施設等の構成団体からの移管
システム・業務環境	基幹システム	共通システムの導入や既存システムからのデータ移行、テスト
	庁舎・オフィス	事務室の設置、ネットワーク回線の敷設、事務機器や什器の調達
業務標準化・引き継ぎ	業務マニュアル	新しい共通の業務マニュアルを作成
	業務引継ぎ	構成団体での業務担当職員と一体化後の担当職員との業務引継ぎ
広報・周知	外部委託・契約変更	システムベンダー、金融機関（指定金融機関の選定）、各種業者との契約の名義変更等
	住民・関係機関	住民向けの広報、関係機関との調整・周知

DRAFT

（８） 住民・関係機関・企業への周知

住民生活や事業運営に支障・混乱を生じさせることなく事業運営の一体化への移行を行うため、新たな窓口や使用料の徴収、指定工事店の登録、排水設備工事の受付、委託・工事等の入札・契約等について、住民・関係機関・企業に広く周知を行うものとする。

【解説】

下水道は住民生活に欠かせない社会インフラであることから、事業運営の一体化への移行に伴う住民生活への支障・混乱を生じさせない配慮が必要である。そのため、事業運営の一体化の必要性、目的、事業の仕組み等を説明した上で、住民生活に直結する一体化後の住民窓口や下水道使用料、排水設備工事等の事項について、広報や住民説明会により住民に広く周知を行うものとする。同様に、一体化後の排水設備指定工事店の登録、委託・工事等の入札、契約等の業務が円滑に進められるよう、関係機関・企業に対しても周知が必要である。

事業運営の一体化に伴い周知が必要な事項を表 ４-２１に示す。

表 ４-２１　事業運営の一体化に伴い周知が必要な事項

周知先	周知が項目
住民	下水道に係る住民窓口 下水道使用料 受益者負担金 検針票・納付書 使用料の支払い方法 排水設備工事の申請　等
関係機関・企業	入札参加資格審査申請 排水設備指定工事店　等

DRAFT

（９） 議会での合意形成にあたっての留意事項

事業運営の一体化のために地方自治法に基づく一部事務組合、広域連合を設立する場合、各構成団体の議会の議決が必要である。そのため、事業運営の一体化の必要性、期待される効果、一体化後の組織形態、職員配置等を説明した上で、一般会計繰入金による公費負担、使用料水準の設定等の施策の意思決定の仕組み、構成団体の関与のあり方などの組織ガバナンスの仕組み、一部事務組合等の議会と構成団体の議会の関係性等について説明を行い、合意形成を図る必要がある。

【解説】

事業運営の一体化にあたっては、一部事務組合、広域連合の規約と設立について構成団体の議会の議決が必要（「２－２－４　地方自治法に基づく広域連携の制度　（３）法人の設立を要する仕組み」を参照）である。そのため、事業運営の一体化の必要性、期待される効果、一体化後の組織形態、職員配置等を説明した上で、一般会計繰入金による公費負担、使用料水準の設定等の施策の意思決定の仕組み、構成団体の関与のあり方などの組織ガバナンスの仕組み、一部事務組合等の議会と構成団体の議会の関係性等について説明し、事業運営の一体化に係る合意形成を図るものとする。

一部事務組合、広域連合で検討が必要な組織のガバナンスの形態を表 4-２２に示す。これらの組織ガバナンスの形態について、構成団体で検討、合意形成を図り、規約等に定めるものとする。

表 4-２２　一部事務組合、広域連合で想定される組織のガバナンスの形態

項目	内容
組織の長の選出	一部事務組合、広域連合の規約により選出方法を規定
施策の決定	一部事務組合、広域連合と構成団体との合意形成のルール化
公費負担	
使用料の改定	一部事務組合、広域連合の議会の議決 議決に向けた事前の構成団体との合意形成のルール化

DRAFT

４－２　施設の共同化

４－２－１ 施設の共同化の種類

施設の共同化には、主に「汚水処理の共同実施」、「汚泥処理の共同実施」、及び「施設の広域監視」の広域連携の方法・方策がある。

【解説】

施設整備を伴う広域連携である施設の共同化には、「汚水処理の共同実施」、「汚泥処理の共同実施」及び「施設の広域監視」等の広域連携の方法・方策があり、これらの概要を表 ４-２３に示す。施設の共同化の導入に当たっては、導入を目指す広域連携の方法・方策の内容を踏まえ、適用が想定される広域連携手法の中から最も適切な手法を選定する必要がある。

表 ４-２３　施設の共同化の概要

広域連携の方法・方策		想定される広域連携手法
施設整備を伴う広域連携	汚水処理の共同実施	（地方自治法） ・協議会 ・事務の委託 ・公の施設の区域外設置 ・一部事務組合 ・広域連合 ・指定管理者 （下水道法） ・連携協力下水道
	汚泥処理の共同実施	
	施設の広域監視	

DRAFT

４－２－２ 汚水処理の共同実施

汚水処理の共同実施には、「汚水処理施設の統廃合」、「し尿・浄化槽汚泥の受入」及び「流下先の見直し」の３つがある。

【共同実施の方法】

汚水処理の共同実施は、汚水処理施設の集約化を図ることにより、汚水処理事業の効率化を推進するものである。汚水処理の共同実施は、表 4-2 4に示す「汚水処理施設の統廃合」、「し尿・浄化槽汚泥の受入」及び「流下先の見直し」の３つのケースに分類される。

表 4-2 4　汚水処理の共同実施の３つのケース

区分	方法	スキーム図
ケース1	汚水処理施設の統廃合 小規模で老朽化した汚水処理施設を廃止し、隣接する汚水処理施設に汚水管渠で接続する。 統廃合の組み合わせには、公共下水道、集落排水施設、コミュニティ・プラント等様々な組み合わせが想定される。	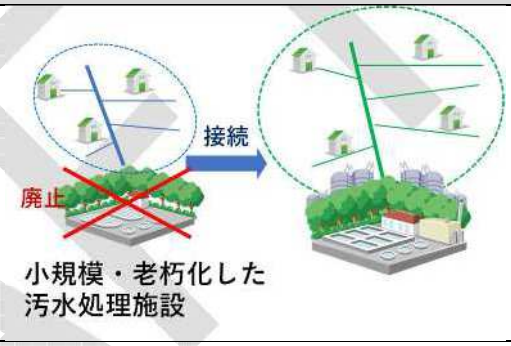
ケース2	し尿・浄化槽汚泥の受入 老朽化したし尿・浄化槽汚泥処理施設を廃止し、し尿・浄化槽汚泥を下水道施設に投入し、処理場施設で処理する。	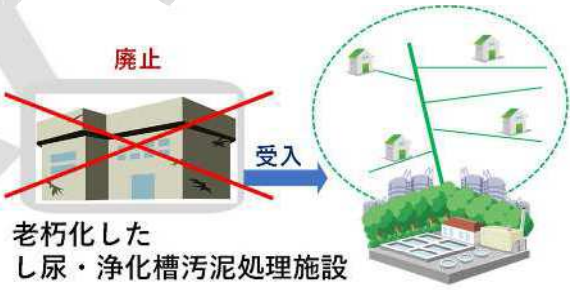
ケース3	流下先の見直し 新たに汚水処理区域の整備にあたり、当初予定された流下先でなく、接続距離の近い隣接する他市町村の汚水処理区域（単独公共下水道、流域関連公共下水道等）に接続する。	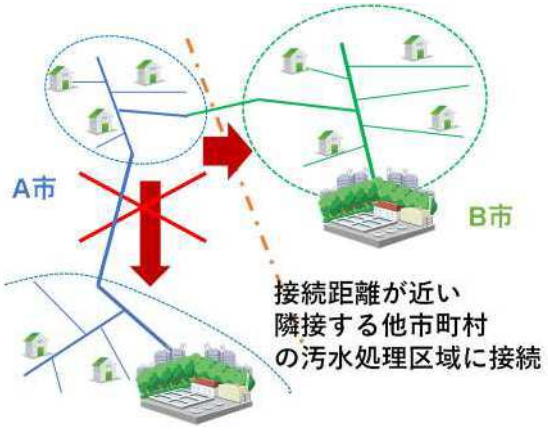

DRAFT

【事業化フロー】

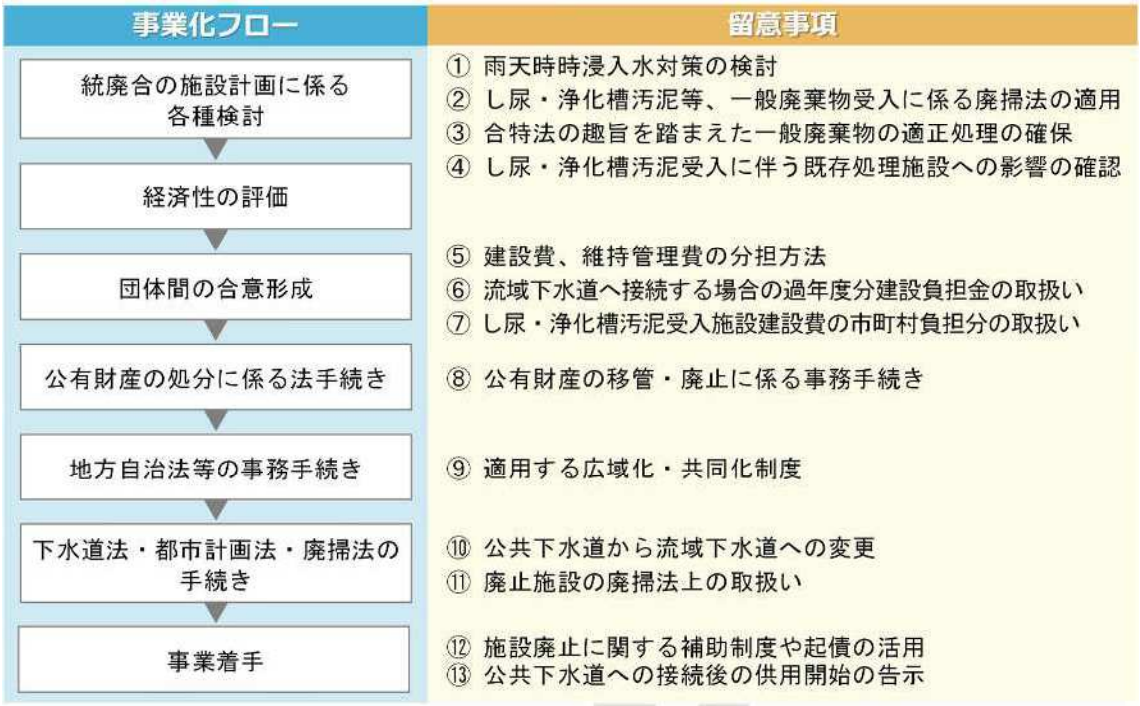

図 4-9　汚水処理の共同実施の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-25　汚水処理の共同実施の参考事例

方法	団体名	取組の概要
（ケース１） 汚水処理施設の統廃合	東京都・八王子市	・老朽化した合流区域を含む八王子市の単独公共下水道の処理場を廃止し、東京都の流域下水道に接続
	神奈川県・小田原市	・老朽化した小田原市の処理場を廃止し、神奈川県の流域下水道に接続
	愛媛県松山市・砥部町	・松山市内の団地内の老朽化した集中浄化槽を廃止し、砥部町の公共下水道に接続
	愛知県・幸田町	・幸田町内の農業集落排水を廃止し、流域関連公共下水道に接続
（ケース２） し尿・浄化槽汚泥の受入	石川県白山市・能美市・野々市市・川北町	・老朽化したし尿処理施設を廃止し、石川県白山市の松任中央浄化センターで受入
	東京都	・災害時、東京都の処理場でし尿搬入、受入を行う覚書を締結
（ケース３） 流下先の見直し	北海道旭川市ほか5町	・北海道旭川市が周辺 5 町の汚水を区域外流入として受入し、旭川市処理場にて処理
	岡山県津山市・鏡野町・美咲町	・鏡野町、美咲町の公共下水道区域を津山市に接続し、津山浄化センターで受入

DRAFT

方法	団体名	取組の概要
	岡山県矢掛町・笠岡市	・笠岡市の一部区域の汚水の流下先を見直し、矢掛町の矢掛浄化センターで受入

【留意事項①】

・雨天時浸入水対策の検討

汚水処理施設の統廃合に際し、施設廃止側区域の雨天時浸入水量が大きい場合、接続側の汚水管路施設や汚水処理施設の施設能力を超過する恐れがある。その場合、何らかの雨天時浸入水対策を行う必要がある。

雨天時浸入水対策は、雨天時浸入水対策ガイドライン（案）（令和 2 年 1 月、国土交通省水管理・国土保全局下水道部）に従い検討する。

統廃合により廃止する汚水処理施設を雨天時貯留施設に改造し、雨天時浸入水対策として再活用する方法も想定される。雨天時貯留施設としての再活用の先行事例としては、「施設統廃合に伴う既存施設の有効活用（神奈川県小田原市）」の事例がある。

なお、令和 6 年度の下水道広域化総合推進事業の拡充により、統廃合する既存施設を有効活用し、流量変動に対応するための調整池等に改造する費用が補助対象に追加されていることに留意されたい。

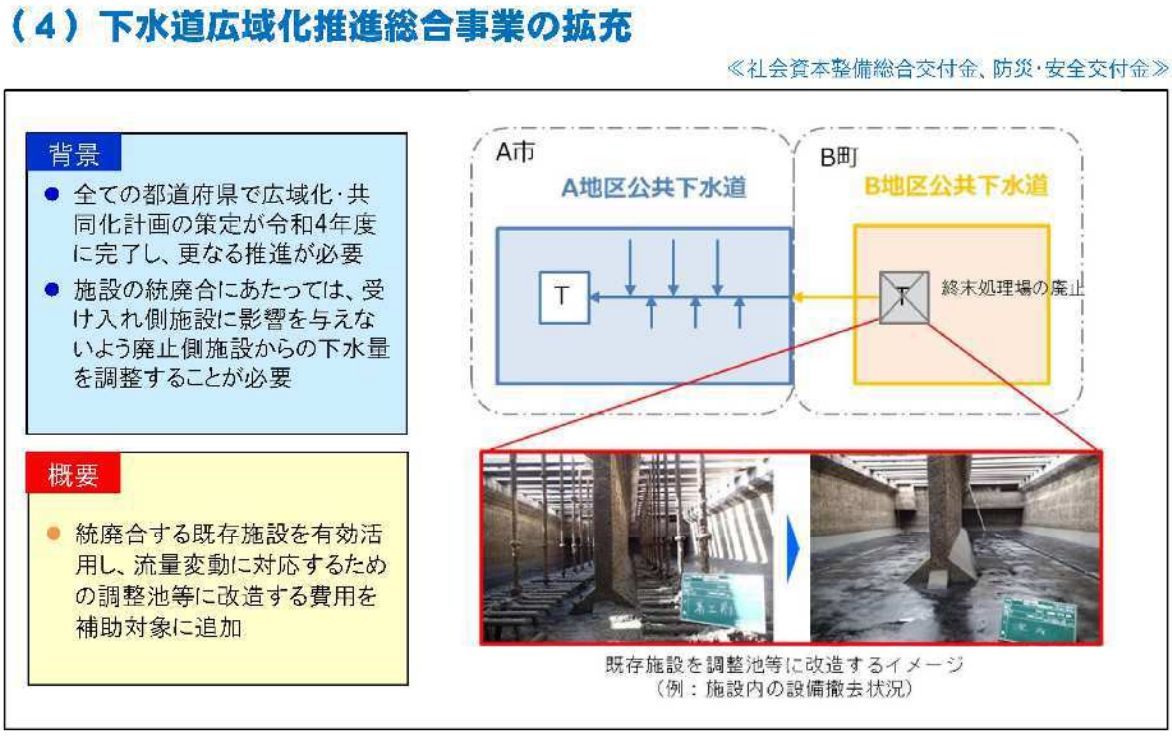

出典：令和 6 年度下水道事業予算の概要（令和 5 年 12 月、国土交通省水管理・国土保全局下水道部）

図 4-１０　下水道広域化推進総合事業における調整池等への改造の拡充

【留意事項②】

・し尿・浄化槽汚泥等、一般廃棄物受入に係る廃掃法の適用

し尿・浄化槽汚泥処理施設を廃止し、下水道施設に投入する場合には、し尿及び浄化槽汚泥が一般廃棄物に該当することから、廃掃法上の取扱いについて整理する必要がある。下水道施設への投入量や下水道施設、周辺環境の状況等を踏まえ、最適な投入箇所を検討する必要がある。

令和 5 年度の下水道統計によると、下水道施設へのし尿・浄化槽汚泥の投入箇所の内訳は、図４-１１のとおりとなっている。

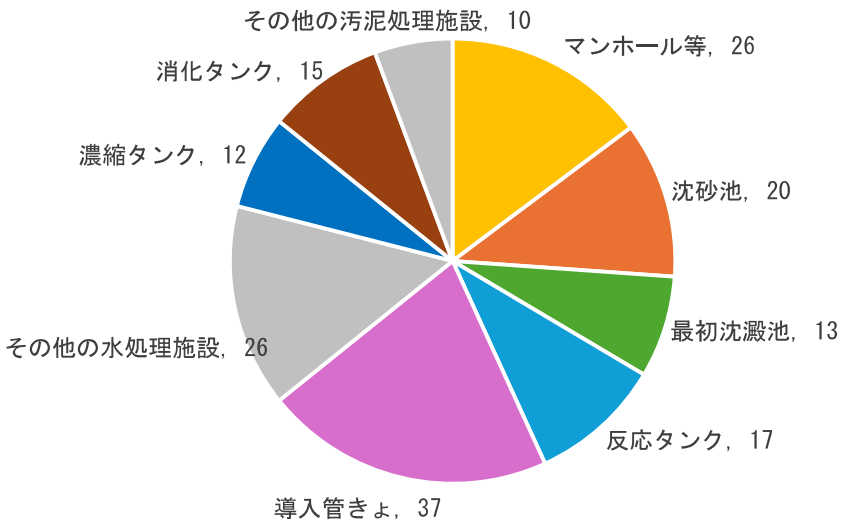

図 ４-１１　下水道施設へのし尿・浄化槽汚泥の投入箇所の内訳

DRAFT

し尿・浄化槽汚泥の受入にあたっては、各都道府県の環境部局との協議により、廃掃法に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可の要否及び設置許可の対象となる施設の範囲を確認することが必要となる。

公益社団法人　日本下水道協会が令和 5 年度に各都道府県に対して実施したアンケート調査によると、し尿や浄化槽汚泥の下水処理施設への受入は、35 都道府県での実施事例が確認された。それらの実施事例について、し尿・浄化槽汚泥の受入の法適用の考え方を整理した結果を表４−２６に示す。

表 4-２６　し尿・浄化槽汚泥の受入の法適用の考え方の事例

法適用の区分				し尿・浄化槽汚泥の受入に関する法適用への主な見解
収集・運搬	受入	前処理	下水道施設投入	
廃	下	下	下	・下水道事業計画において終末処理場の敷地内の主要な施設に位置付け、かつ下水道法に基づき適切に維持管理される「し尿等を下水道に投入する施設」は、下水道施設に含まれるものとし、廃掃法第 8 条第 1 項に定める一般廃棄物処理施設に該当しない。 ・特別法である下水道法は一般法である廃掃法に優先するため、流域関連公共下水道の管渠を通して流域下水道終末処理場へし尿を受け入れる場合は、下水道法の適用を受ける。 ・し尿・浄化槽汚泥を下水処理場の水処理系に受け入れる場合は、受入施設から下水道法を適用する。
廃	廃	下	下	・受入施設及び希釈施設までは一般廃棄物として廃掃法、希釈後の流入管以降は下水道法を適用する。 ・場外のし尿・浄化槽汚泥処理施設で脱水したし尿等を下水道施設で受入する場合、受入する下水道事業者側で一般廃棄物処理施設としての許可を得る必要がある。
廃	廃	—	下	・し尿・浄化槽汚泥を下水処理場の汚泥処理施設に受け入れる場合、受入施設は廃掃法、処理場の汚泥処理施設は下水道法を適用する。
災	災	—	下	・災害時の避難所等のし尿を下水道施設で受入する場合、災害対策基本法に基づき、災害対策本部条例、地域防災計画に位置付ける。
廃	廃	—	下	・下水道管理者の下水汚泥を他の下水道管理者が処理する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成 4 年 8 月 25 日建設省都下企発第 3912 号）の第２項に規定する「複数の下水道管理者が共同して下水汚泥の処理を行う場合」に該当し、当該他の下水道管理者に係る地方公共団体の区域内において、当該他の下水道管理者が産業廃棄物処理業者に委託することなく自ら行う限り、下水道法の適用を受ける。

廃：廃掃法、下：下水道法、災：災害対策基本法

DRAFT

【留意事項③】

・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下「合特法」という。）の趣旨を踏まえた一般廃棄物の適正処理の確保

汚水処理施設の統廃合等の検討にあたっては、一般廃棄物の適正処理の観点から、汚水処理部局（下水道、集落排水、合併処理浄化槽等）のみならず、し尿処理部局（廃棄物部局、環境部局）も参画することが望ましい。

汚水処理施設の統廃合等のケースでは、合特法の趣旨を踏まえ、関連計画等との整合性を維持するとともに、一般廃棄物処理業等との事前の協議を通じて、一般廃棄物の適正処理を確保しつつ、取組を進める必要がある。

【留意事項④】

・し尿・浄化槽汚泥受入に伴う既存処理施設への影響の確認

汚水処理施設のし尿・浄化槽汚泥の受入に際しては、汚濁負荷量増加に伴う水処理・汚泥処理への影響を評価し、下水道法事業計画に定めた計画放流水質の超過、脱水性の低下に伴う脱水ケーキ含水率の大幅な悪化等が生じないことを確認する必要がある。

【留意事項⑤】

・建設費、維持管理費の分担方法

汚水処理の共同実施における建設費、維持管理負の分担方法の事例を表 4-2 7に示す。

DRAFT

表 4-２７　汚水処理の共同実施における建設費、維持管理負の分担方法の事例

方法	団体名	建設費	維持管理費
（ケース１） 汚水処理施設の統廃合	東京都、八王子市	・接続前の建設費は、接続後の計画水量の按分比率により建設負担金を算出して八王子が負担（バックアロケーション） ・接続後の建設費は、計画水量の按分比率により建設負担金を算出	・分流区域は、当該区域の実績水量と処理場全体の実績水量で維持管理費を按分 ・合流区域は、処理量を計測して八王子市が負担
	愛媛県松山市、砥部町	・接続した松山市側区域内の住民から徴収した受益者負担金の一部を水量按分で砥部町に支払い	・接続した松山市側区域内の住民から砥部町の下水道使用料体系で松山市が徴収し、松山市から砥部町に支払い
（ケース２） し尿・浄化槽汚泥の受入	石川県白山市、能美市、野々市市、川北町	・下水道事業で整備する前処理施設は白山市が建設した上で、処理単価に建設負担金分を上乗せ	・維持管理費は、市町別の処理量に応じて負担することとし、処理単価に維持管理負担金分を上乗せ
（ケース３） 流下先の見直し	北海道旭川市ほか５町	・終末処理場および共同使用管の建設負担金は、事業開始時まで遡及し、起債利子等を含めた費用を関連５町で負担 ※施設別の費用負担割合は事例集を参照	・当該年度の維持管理単価に実績流量（計測流量）に基づいて推計した予定汚水量を基に算出
	岡山県津山市、鏡野町、美咲町	・接続後の建設費の内、処理場は日最大計画汚水量比率、ポンプ場、汚水管渠は時間最大計画汚水量比率で費用負担 ・接続前の建設費に対するバックアロケーションはなし	・維持管理単価に実績流量（計測流量）を乗じた額を維持管理負担金として算出
	岡山県矢掛町、笠岡市	・接続前の既設分の建設費は、全体計画汚水量比率により按分した金額を笠岡市が負担（バックアロケーション） ・接続以降の増設や改築更新は、全体計画汚水量比率により按分	・行政界に流量計を設置し、当該年度の維持管理単価に実績流量（計測流量）を乗じた額を維持管理負担金として算出

DRAFT

【留意事項⑥】

・流域下水道へ接続する場合の過年度分建設負担金の取扱い

流域下水道の流域関連市町村ではない市町村（以下、新規参入市町村）が新たに流域下水道に編入する場合や流域関連市町村が別途所管する単独公共下水道を新たに流域下水道に編入する場合、編入以前に要した流域下水道の建設費用の内、流域関連市町村が建設負担金として負担した費用の一部について、バックアロケーションとして新規参入市町村等に負担を求める考え方がある。

流域下水道への編入時に、バックアロケーションとして新規参入市町村等が負担する経費に関する論点を図 4-１２に示す。流域下水道への編入時のバックアロケーションは、既関連市町村と新規参入市町村等と費用負担の公平性に係る問題である。そのため、バックアロケーションの方法は、都道府県が参加の上、主に既関連市町村と新規参入市町村等との協議により決められるものと想定される。協議を進める上での具体的な論点は、①バックアロケーション算出の対象範囲、②減価償却費、交付税措置の控除の有無、③既関連市町村と新規参入市町村等の按分比率の設定方法の 3 つが想定される。

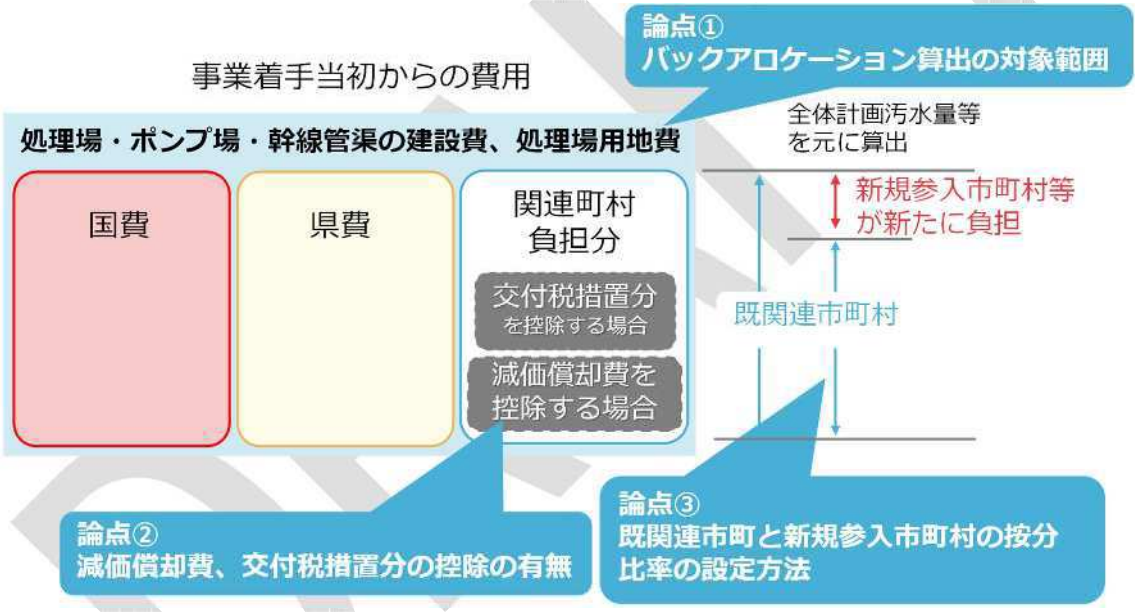

図 4-１２　流域下水道への編入時に新規参入市町村等が負担する経費の論点

バックアロケーションの実施に際し都道府県には、既関連市町村と新規参入市町村等の協議、合意形成に向け、先行事例の提示が求められることも想定される。公益社団法人　日本下水道協会が令和 5 年度に各都道府県に対して実施したアンケート調査によると、流域下水道への編入時のバックアロケーションは、10 都道府県で実施事例が確認された。それらの実施事例では、論点①と論点②の考え方は、表 4-２８によりバックアロケーションが行われている状況であった。

表 4-２８　バックアロケーションの論点①・論点②の状況

論点①：対象経費の範囲								論点②：按分方法	
処理場 建設費	処理場 用地費	ポンプ場 建設費	幹線 管渠 建設費	元本 利息	維持 管理費	交付税 措置 考慮	減価 償却 考慮	計画 汚水量	計画 処理 面積
9	8	7	8	3	0	2	5	10	2

※単位は都道府県数

【留意事項⑦】

・し尿・浄化槽汚泥受入施設建設費の市町村負担分の取扱い

下水道広域化推進総合事業を適用し、下水道施設内にし尿・浄化槽汚泥受入施設を建設する場合には、同施設の建設費に係る負担方法の検討が必要となるところ、その負担方法に係る取扱いについては、以下の表 4-２９に示す２つのケースが考えられる。し尿・浄化槽汚泥の発生量は、下水道整備、人口減少の影響により減少が見込まれるが、施設の長期的な経営や集合処理から浄化槽への転換といった汚水処理の最適化を見据えた上で、各ケースのメリットや課題を整理し、構成団体間で市町村負担分の取扱いについて合意形成を図ることが必要である。

表 4-２９　建設費の内、市町村負担分の取扱い

区分	ケース１	ケース２
方法	建設負担金として施設建設時に支払	受入単価に含めて支払
特徴	・各団体が公営企業の場合、搬出側も建設負担金の額に応じて受入施設の財産（無形固定資産）を保有	・受入側の団体が受入施設全体の財産を保有
メリット	・各構成団体の負担額を建設時に確定することができる	・各構成団体のし尿・浄化槽汚泥担当部局での起債が不要 ・施設供用開始後に当初の構成団体以外からの受入をする場合、建設負担金分は受入単価に反映済の扱いにすることも可能
課題	・各構成団体のし尿・浄化槽汚泥担当部局で起債が必要 ・施設供用開始後に当初の構成団体以外からの受入をする場合、建設負担金分のバックアロケーションの検討が必要	・施設建設の事業主体となる団体でいったん全額起債が必要 ・構成団体からのし尿・浄化槽汚泥受入量が当初の想定を下回る場合、受入単価の改定が必要

DRAFT

【留意事項⑧】

・公有財産の移管・廃止に係る事務手続き

補助事業等によって取得した財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和三十年法律第百七十九号）により各省各庁の長の承認を受けずに財産処分することが禁止されている。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

（財産の処分の制限）

第二十二条　補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

国土交通省の社会資本整備総合交付金事業では、「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領（令和 6 年 3 月 29 日改正）」により財産処分に係る取扱いが定められている。

財産処分に係る対象施設が供用開始後 10 年を経過し、収益（有償譲渡、有償貸付等）が見込まれない場合には、包括承認が可能で国庫納付が不要とされている。

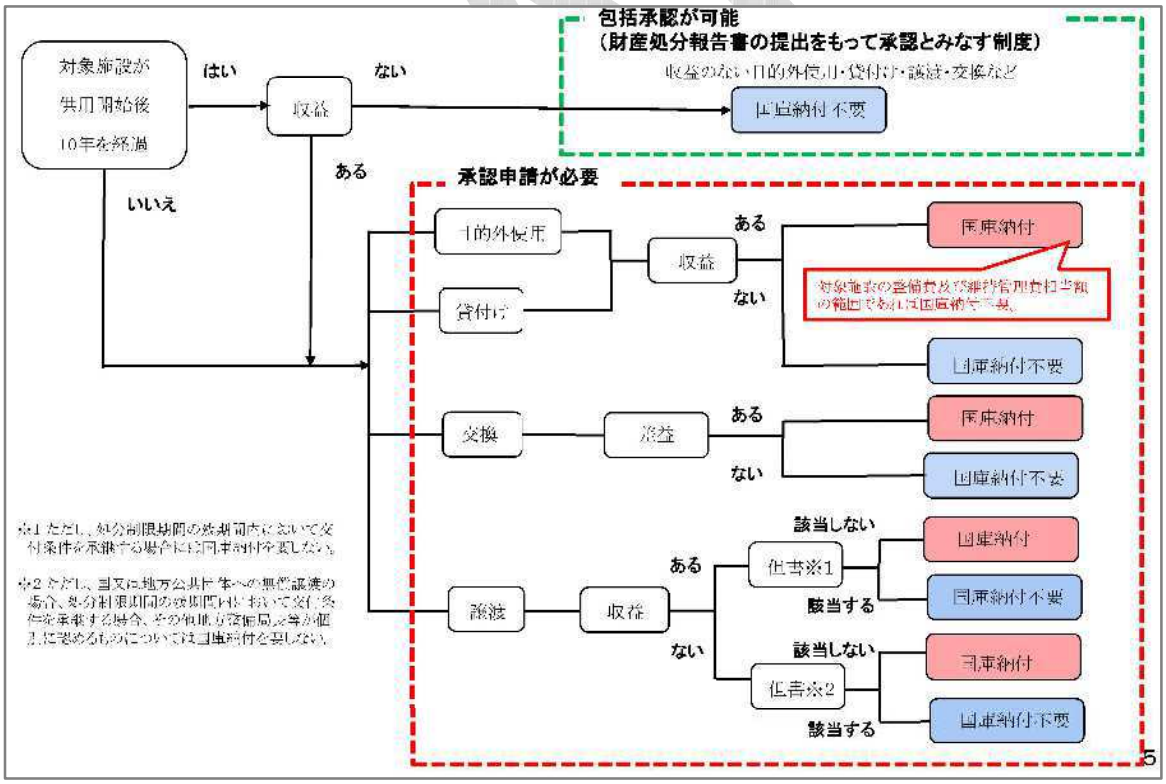

出典：https://www.mlit.go.jp/common/001248498.pdf

図 4-１３　財産処分に係る取扱い

社会資本整備総合交付金事業で整備した施設の包括承認は、「水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について（令和6年3月29日改正）」において、「交付対象事業の完了後10年を経過した交付対象財産の処分であること、かつ収益が無い施設」に関して可能であると規定されている。

財産処分には、取壊し（交付対象財産の使用をやめ、施設を取り壊すこと）及び、廃棄（交付対象財産の使用をやめ、設備を廃棄処分すること）も含まれ、取壊し・廃棄であっても承認された場合には、国庫納付を要しないこととなっている。

施設の統合等により農業集落排水施設、漁業集落排水施設等として管理しなくなる（使用しなくなる）施設については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日20経第385号）」に基づき適切に処分する必要があるが、処分の手続きについては、理由、利用期間、財産処分による収益の有無により、取扱いが異なることに留意する必要がある。また、地域再生法（平成17年法律第24号）第18条の規定により、農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続きを要しないとされている。

DRAFT

社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領

第５章 財産処分承認基準等

第２５ 申請手続の特例（包括承認）

１　地方公共団体等が、次に掲げる財産処分を行う場合（有償譲渡、有償貸付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合（以下「有償譲渡等」という）を除き、かつ、道路法（昭和２７年法律第１８０号）に基づく施設等に係るものにあっては道路一般交通の用に供する道本体の効用を毀損しない場合河川法昭和３９年法律第１６７号）に基づく施設等に係るものにあっては河川等の管理に支障がない場合又は港湾法（昭和２５年法律第２１８号）に基づく施設等の係るものにあっては港湾等の管理に支障がない場合に限る。次項において同じ）には、第２４第１項の規定にかかわらず、地方整備局長等あて財産処分報告書を提出できるものとし、当該報告書の提出をもってその承認があったものとみなす。ただし、この報告書において、関係法令の規定に反する場合又は記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りでない。なお、道路の附属物（共同溝又は電線共同溝を除く）は、有償譲渡等の場合でも包括承認の対象とする。

①　交付対象事業の完了後（交付対象施設の供用開始後をいう。以下同じ）１０年を経過した交付対象財産の処分。

②　交付対象事業の完了後１０年を経過していない交付対象財産を処分する場合であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成１６年法律第５９号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて行う処分③　災害又は自己の責に帰さない事由による火災等により使用できなくなった交付対象財産の取壊し又は廃棄

２　地方公共団体等が前項の規定により地方整備局長等に報告した財産処分であって、次の①又は②に掲げるものについては、それぞれ当該①又は②に掲げる承認条件を付して承認したものとして取り扱う。

①　交　　換　交換により取得される財産は適正化法第２２条の規定に準じた扱いを受けること

②　無償貸付け　使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること

３　地方公共団体等は、第１項の規定による報告後、当該報告に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

出典：社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領（令和 6 年 3 月 29 日改正）

DRAFT

「取壊し」「廃棄」の場合の包括承認の承認条件は、「水管理・国土保全局所管補助事業等に財産処分承認基準について（別表）（国水総第４８４号、平成２４年３月１５日（最終改正：令和６年３月２８日　国水総第１４５２号)、国土交通省水管理・国土保全局長通知)」により次のとおり示されている。

財産処分の根拠規定等　2/4

国土交通省

財産処分による収益が施設の整備費及び維持管理費相当額の範囲内であれば国庫納付が不要。

社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領について(H30.3.30 国官会第27号)
別表(第5章第24関係)

財産処分区分		承認条件	国庫納付額
目的外使用(交付対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること)	収益がある場合	・国庫納付 ・目的外使用により生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該交付金事業箇所(同一の社会資本総合整備計画に位置付けられた他の交付金事業箇所を含む。以下同じ。)における交付対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること(目的外使用の期間が数年にわたる場合には毎年報告すること) ・使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	目的外使用により生じる収益(当該交付金事業箇所における交付対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。)のうち交付金相当額
	収益がない場合	使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	－
譲渡(交付対象財産の所有者を変更すること)	有償	国庫納付(ただし、処分制限期間の残期間内において交付条件を承継する場合には国庫納付を要しない。)	譲渡額のうち交付金相当額
	無償	国庫納付(ただし、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合、処分制限期間の残期間内において交付条件を承継する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。)	・施設等にあっては、当該施設等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう、以下同じ。)の割合を乗じて得た額 ・用地にあっては、持価評価額のうち交付金相当額
交換(交付対象財産と他人の所有する他の財産とを交換すること)		・国庫納付(交換差益が生じる場合に限る。) ・交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること	交換差益額のうち交付金相当額
貸付け(交付対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用者を変更すること)	有償	・国庫納付 ・貸付けにより生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該交付金事業箇所における交付対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること(貸付けの期間が数年にわたる場合には毎年報告すること) ・使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	貸付けにより生じる収益(当該交付金事業箇所における交付対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。)のうち交付金相当額
	無償	使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	－
担保に供する処分(交付対象財産に抵当権を設定すること)		抵当権が実行に移される際に国庫納付を行うこと	・施設等にあっては、当該施設等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額 ・用地にあっては、持価評価額のうち交付金相当額
取壊し(交付対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと)		国庫納付(ただし、包括承認の場合、新たに交付金の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。)	施設等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
廃棄(交付対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること)		国庫納付(ただし、包括承認の場合、新たに交付金の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。)	設備等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

出典：https://www.mlit.go.jp/common/001248498.pdf

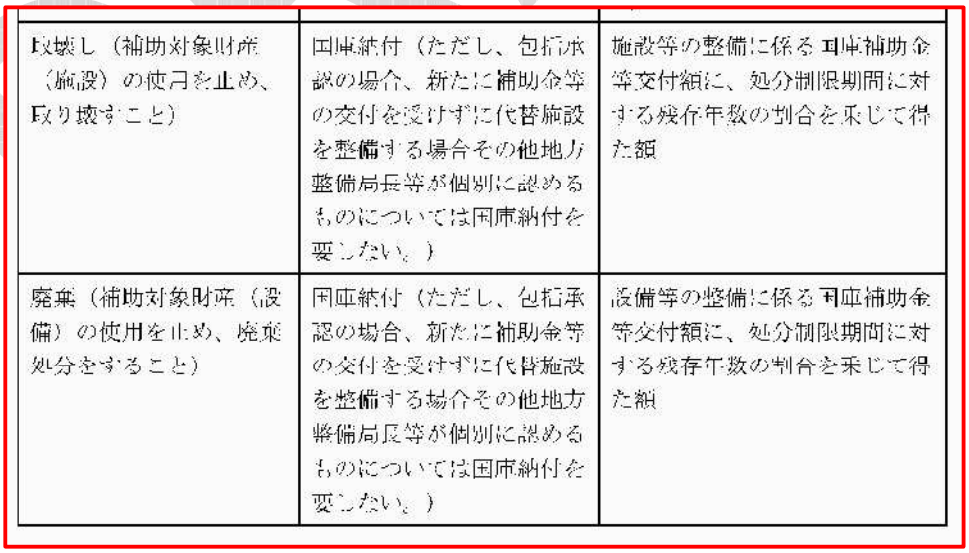

取壊し（補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと）	国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
廃棄（補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること）	国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	設備等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

出典：水管理・国土保全局所管補助事業等に財産処分承認基準について（別表）
（国水総第４８４号、平成２４年３月１５日(最終改正：令和６年３月２８日　国水総第１４５２号)、国土交通省水管理・国土保全局長通知）

図 4-14　「取壊し」「廃棄」の場合の包括承認の承認条件

農林水産省における財産処分は、下記のとおり規定している。

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について

（定義）

第２条　この通知の第３条から第７条まで及び第１５条において、用語の定義は、法の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

一　補助対象財産　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条各号に定めるものをいう。

二　処分制限期間　農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第５条で定める処分の制限を受ける期間をいう。

三　財産処分　補助対象財産を、補助金等の交付の目的（以下「補助目的」という。）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。

四　地域活性化等　近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。

五　長期利用財産　補助対象財産のうち、補助目的に従った利用により 10 年を経過したものをいう。

（財産処分に係る承認申請等）

第３条　補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、補助事業者等は、財産処分承認申請書（別紙様式第１号）により、農林水産大臣（法第 26 条第１項の規定に基づき、事務委任された各地方農政局長、北海道農政事務所長又は内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に申請し、その承認を受けなければならない。

２　農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表１の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

（地方公共団体が所有する長期利用財産に係る承認申請等）

第４条　補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合において、地域活性化等を図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、第３条の規定にかかわらず、補助事業者等は、長期利用財産処分報告書(別紙様式第２号)を農林水産大臣に提出することができる。この場合においては、農林水産大臣による報告書の受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなす（別表２参照)。

２次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、補助事業者等は、長期利用財産処分承認申請書（別紙様式第３号）により、農林水産大臣に申請し、その承認を受けるものとする。

一　財産処分が有償の譲渡又は貸付けである場合

二　当該財産処分により、前号に掲げる場合以外の収益が見込まれる場合

３農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表２の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

４市町村合併により、合併後の新市町村において類似施設が複数あることを理由として、補助目的に従った利用により 10 年を経過していない補助対象財産を財産処分しようとするときには、補助事業者等は、前項までの規定にかかわらず、別表２に掲げる手続によることができるものとする。

（間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認の基準）

第８条　補助事業者等が間接補助金等の交付決定において、間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分について、補助事業者等の承認を受けるべき旨の間接補助条件を付している場合であって、かつ、補助事業者等がその承認を行う場合に、あらかじめ農林水産大臣の承認を受

DRAFT

けるべき旨の補助条件を付している場合の当該財産に係る農林水産大臣又は補助事業者等が行う財産の処分等の承認の基準については、第２条から前条までの規定によらず、次条から第１４条までの規定によるものとする。

（定義）

第９条　この通知の第１０条から第１５条までにおいて、用語の定義は、法の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

一　間接補助対象財産　間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、法第７条第３項の規定に基づき処分制限の条件が付されたものをいう。

二　処分制限期間　減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。

三　財産処分　間接補助対象財産を、間接補助金等の交付の目的（以下「間接補助目的」という。）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。

四　地域活性化等　近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。

五　長期利用財産　間接補助対象財産のうち、間接補助目的に従った利用により 10 年を経過したものをいう。

２　間接補助対象財産の一部を利用する場合であって、その利用が間接補助目的の一部として想定されておらず、間接補助対象財産の機能等を損なうことのない場合には、間接補助目的に反しない利用となることから、財産処分には該当せず、本基準に定める手続を経ることを要しない。

（財産処分に係る承認申請等）

第１０条　間接補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、間接補助事業者等は、財産処分承認申請書（別紙様式第８号）により、補助事業者等に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助事業者等は、別紙様式第 15 号により申請し、農林水産大臣の承認を受けた上で承認を行うものとする。

２　農林水産大臣は、前項の承認をするときは、次の各号に掲げる条件（第２号及び第３号に掲げる条件については、第１号に掲げる条件において国庫納付を承認条件とした場合、第３号に掲げる条件については、間接補助事業者等がさらに財産処分を行う間接補助事業者等に対し承認を行う場合に限る。）を付すものとする。

（１）間接補助事業者等に対し、別表１の処分区分の欄に掲げる内容に応じてそれぞれに対応する承認条件を付すこと（間接補助事業者等がさらに財産処分を行う間接補助事業者等に対し承認を行う場合は、当該条件に代えて、間接補助事業者等に対し、財産処分を行う間接補助事業者等に対し別表１の処分区分の欄に掲げる内容に応じてそれぞれに対応する承認条件を付すことを条件として付すこと。）

（２）間接補助事業者等から納付を受けた額の国庫補助金等相当額を国庫納付すること

（３）間接補助事業者等に対し、財産処分を行う間接補助事業者等から納付を受けた額の補助金等相当額を納付することを条件として付すこと

（４）間接補助事業者等に対し、第１号及び第３号により付した条件を履行させる上で必要な措置をとること

（地方公共団体が所有する長期利用財産に係る承認申請等）

第１１条　間接補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合において、地域活性化等を図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、第１０条の規定にかかわらず、間接補助事業者等は、

DRAFT

長期利用財産処分報告書(別紙様式第９号)を補助事業者等に提出することができる。この場合において、補助事業者等は、受領した報告書を別紙様式第 16 号により農林水産大臣に提出するものとし、農林水産大臣による報告書の受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなす（別表２参照)。

２　次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、間接補助事業者等は、長期利用財産処分承認申請書（別紙様式第 10 号）により、補助事業者等に申請し、その承認を受けるものとする。この場合において、補助事業者等は、別紙様式第 15 号により申請し、農林水産大臣の承認を受けた上で承認を行うものとする。

一 財産処分が有償の譲渡又は貸付けである場合

二 当該財産処分により、前号に掲げる場合以外の収益が見込まれる場合

３　第１０条第２項の規定は、別表１を別表２に読み替えた上で、農林水産大臣が前項の承認をする場合に準用する。

４　市町村合併により、合併後の新市町村において類似施設が複数あることを理由として、間接補助目的に従った使用により 10 年を経過していない間接補助対象財産を財産処分しようとするときには、間接補助事業者等は、前項までの規定にかかわらず、別表２に掲げる手続によることができるものとする。

５　第１項の長期利用財産処分報告書（別紙様式第９号）の提出を受けた補助事業者等は、処分の理由及び今後の利用方法等を確認し、地域活性化等を図るためのものであるか等の処分の妥当性を判断するものとし、長期利用財産処分報告書（別紙様式第 16 号）に意見を付して農林水産大臣に報告するものとする。このうち、補助事業者等が都道府県の場合にあっては、農林水産大臣は、当該処分が妥当である旨の都道府県の判断をもって報告書を受理するものとする

DRAFT

別表１（第３条及び第１０条関係）

処分区分			承認条件	国庫納付額	備考
目的外使用	補助目的に従った補助対象財産の使用を継続する場合		国庫納付 （ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること（注１））	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。（注４）なお、許認可等を受け、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により生じる収益（収入から管理費その他に要する費用を差し引いた額）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、補助対象財産の休止期間（農閑期等当該補助対象財産を使用しない期間をいう。以下同じ。）内に一時使用する場合、承認までに他の法令に基づく許認可等を受けることが明らかであり、補助対象者が有する本来の能力の未活用部分について、収益を得ることなく使用する場合（注３） 又は自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない
	補助目的に従った補助対象財産の使用を中止する場合	道路新設等により取り壊す場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。
		上記以外の場合	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。（注４）	
譲渡	有償		国庫納付 （ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること（注２））	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。（注４）	以下のいずれかに該当し、補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。 ア 補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された法人へ譲渡し、経営に同一性・継続性が認められる場合 イ 補助対象財産を所有する法人が、事業の効率化等による収益力の向上を図るため、当該補助対象財産を当該法人が議決権の過半数を有する別法人に譲渡する場合
	無償		国庫納付 （ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること（注２））	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。（注４）	補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。
交換	下取交換の場合		補助対象財産の処分等を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること		
	下取交換以外の場合		交換差益額を国庫納付、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること	交換差益額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	原則、交換により差益が生じない場合に限る。
貸付け	有償 （遊休期間内の一時貸付け） 無償 （遊休期間内の一時貸付け）		収益について国庫納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	
	長期間（１年以上）の貸付け		国庫納付（ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること（注２））	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。（注４）なお、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第37条の２の規定により認定を受けた場合又は第43条第１項の規定により漁港施設等活用事業の実施に関する計画（同法第42条第２項第２号及び第３号に掲げる事項（漁港施設の貸付けに係るものに限る。）が定められたものに限る。）の認定を受けた場合は、貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	以下のいずれかに該当し、補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。 ア 補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された法人へ長期間貸付けし、経営に同一性・継続性が認められる場合 イ 補助対象財産を所有する法人が、事業の効率化等による収益力の向上を図るため、当該補助対象財産を当該法人が議決権の過半数を有する別法人に長期間貸付けする場合

担　保	補助残融資又は補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合	担保権が実行される場合は国庫納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。（注４）	（注５）

（注１）財産処分の承認時に定められた報告期間（又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間）につき当該補助対象財産の利用状況を報告すること。
（注２）譲渡相手方又は貸付けた者が、財産処分の承認時に定められた報告期間（処分制限期間の残期間内）につき当該補助対象財産の利用状況を報告すること。
（注３）他の法令に基づく許認可等(※)を受けた場合には、当該許認可等を証する書類の写しを承認前に提出すること。
(※)許認可等とは、行政手続法（平成５年法律第88号）第２条第３号に規定する許認可等をいう。
（注４）時価評価額の算出に係る不動産鑑定書が、近傍類似又は同種の財産の時価評価額を上回ることが明らかな場合においては、「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」を「残存簿価」に、「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額」を「譲渡契約額又は残存簿価のいずれか高い金額」に読み替えることができる。
（注５）第１０条により担保に係る承認を受けた担保権が実行された場合は、財産処分を行う間接補助事業者等に対し承認を行った補助事業者等又は間接補助事業者等は、国庫納付額の納付を求める上で必要な措置（法的措置を含む）をとるものとし、必要な措置をとったにもかかわらず国庫納付額の一部又は全部の納付を受ける可能性が無くなった場合は、それまでに納付を受けた補助金等の額の国庫補助金等相当額の国庫納付をもって、当該承認に当たって補助事業者等に対し付した条件の履行が完了したものとして取り扱うこととする。
（備考１）上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の交付額とする。
（備考２）国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。
（備考３）農林水産大臣は、上記の処分又は承認条件により難い事情があると認める場合には、他の条件を付すことができる。
（備考４）第１０条により本表を適用する場合は、「補助目的」を「間接補助目的」に、「補助対象財産」を「間接補助対象財産」に、「補助条件」を「間接補助条件」に、それぞれ読み替えるものとする。

DRAFT

別表２（第４条及び第１１条関係）

処分区分			承認条件	国庫納付額	適用条項
目的外使用		収益がない場合	―		第１項による報告
		収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第２項による申請
譲渡		無償	―		第１項による報告
		有償	国庫納付	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。（注）	第２項による申請
貸付け		無償			第１項による報告
		有償	国庫納付	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第２項による申請
市町村合併に伴うもので補助目的に従った利用により10年を経過していないもの	市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて財産処分される場合	収益がない場合	―		第１項による報告
		収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第２項による申請
	上記以外の場合（農林水産大臣が適当であると個別に認めるものに限る。）	収益がない場合			第２項による申請
		収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第２項による申請

（注）時価評価額の算出に係る不動産鑑定料が、近傍類似又は同種の財産の時価評価額を上回ることが明らかな場合においては、「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額」を「譲渡契約額又は残存簿価のいずれか高い金額」に読み替えることができる。

（備考１）上記の定額金交付方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。

（備考２）国庫補助率については、確定補助率と国直轄補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。

（備考３）第１１条により本表を適用する場合は、「補助目的」を「間接補助目的」に読み替えるものとする。

出典：補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について
（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号、最終改正 令和 8 年 4 月 30 日予第 190 号）

環境省の財産処分は、下記のとおり規定している。

○環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について

環境会発第 080515002 号
平 成 20 年 5 月 15 日
大臣官房会計課長から内部部局長等宛
改正　平成 20 年 5 月 29 日環境会発第 080529004 号
改正　平成 30 年 6 月 1 日環境会発第 1806015 号
改正　令和 2 年 12 月 18 日環境会発第 20121818 号
改正　令和 5 年 9 月 1 日環境会発第 2309013 号

環境省所管の補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等にあっては、同法第 22 条に規定する環境大臣（同法第 26 条により、地方環境事務所長（以下「所長」という。）に事務が委任されている場合は所長）の承認が必要である。

これらの承認にあたっては、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね 10 年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなすとともに、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることを目的として、今般、別添「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（以下「承認基準」という。）を定めたので通知する。

内部部局長及び所長は、下記に留意し平成 20 年 4 月 1 日以降に申請を受理したものについては、原則として、この承認基準に基づき対応されたい。

記

1．平成 20 年 3 月 31 日において、既に承認申請を受理しているが本日において承認を行っていないものについては、この承認基準に基づき対応して差し支えない。

2．既に承認を行っているが、納付金の国庫納付を命じていないもののうち、財産処分の日が平成 20 年 4 月 1 日以降であるものについては、この承認基準に基づき納付金額を算定して差し支えない。

3．補助対象財産の用途を変更する財産処分が行われる場合には、当該財産処分が行われる地域において、同種の社会資源が既に充足しているものと考えられるため、当該地域における同種の補助事業の新規採択に当たっては、慎重に対処されたい。

4．内部部局長及び地方環境事務所長は、特段の事情により必要がある場合には、適宜会計課と協議することとし、適切に対応されたい。

5．内部部局長及び地方環境事務所長におかれては、関係地方公共団体及び関係団体に対し、本承認基準を周知されるよう図られたい。

別添

環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準

第１　趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 22 条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等。以下同じ。）の承認については、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとしたものである。

なお、補助対象財産の用途を変更する財産処分については、当該財産処分が行われる地域において、同種の社会資源が充足していることが前提であり、補助事業等を行う地方公共団体の判断を確認の上、対応することとする。

第２　承認の手続

１．申請手続の原則

補助事業者等が財産処分を行う場合には、環境大臣（適正化法第 26 条により事務委任されている場合は地方環境事務所長（以下「環境大臣等」という。））に別紙様式１の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。提出は、環境大臣が定める電磁的方法により行うことができる。

（注１）財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。
譲渡：補助対象財産の所有者の変更。
交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。
貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。
取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。
廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること。

（注２）承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続きを行うこと。

２．申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括的承認事項」という。）であって別紙様式２により環境大臣等への報告があったもの（環境大臣が定める電磁的方法により行ったものを含む。）については、上記１にかかわらず、環境大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合はこの限りではない。

（１）地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

ア．経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が 10 年以上である施設又は設備（以下「施設等」という。）について行う財産処分

イ．経過年数が 10 年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村合併に係る法律に基づく計画に基づいて行われるもの

（２）災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

（３）財産処分に係る承認手続の特例が規定されている法律により環境大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しない。

第３　国庫納付に関する承認の基準

１．地方公共団体が行う財産処分

（１）国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。

ア．包括承認事項

イ．経過年数が 10 年未満である施設等に係る財産処分であって、次に掲げるもの

（ア）市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

（イ）道路の拡張整備等、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設等（補助対象財産と同等以上の効果を発揮する財産をいう。以下同じ。）を整備しない場合を除く。）

（ウ）老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等（補助対象財産が設置されている施設の老朽化による建替えに伴う建替え後の施設に代替施設等を整備するために補助対象財産の取壊し等を行う場合を含む。）

（２）国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記（１）以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

２．地方公共団体以外の者が行う財産処分

（１）国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。（イ及びウについては、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。）

ア．包括承認事項（災害等による取壊し等の場合）

イ．経過年数が 10 年以上である施設等に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

（ア）転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、引続き他の公共の事業（公の支配を受けるもの（以下「公共事業」という。））に使用する場合

（イ）交換により得た施設等において、引続き公共事業に使用する場合

（ウ）新たに公共事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合

（エ）国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

ウ．経過年数が 10 年未満である施設等に係る財産処分であって、上記イ（ア）から（エ）に該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの

エ．同一事業を 10 年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付

オ．次に該当する取壊し等

（ア）道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設等を整備しない場合を除く。）

（イ）老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等（補助対象財産が設置されている施設の老朽化による建替えに伴う建替え後の施設に代替施設等を整備するために補助対象財産の取壊し等を行う場合を含む。）

（２）国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記（１）以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

（３）再処分に関する条件を付す場合

ア．再処分に関する条件を付す場合

上記（１）のうち、イ（ア）から（ウ）、ウ及びエの場合には、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後 10 年（残りの処分制限期間が 10 年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、環境大臣等の承認を受けないで当該施設等（交換の場合には、交換により得た施設等）の処分を行っては

出典：環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について

（平成 20 年 5 月 15 日付け環境会発第 080515002 号、最終改正 令和 5 年 9 月 1 日環境会発第 2309013 号）

【留意事項⑨】

・適用する広域化・共同化制度

汚水処理の共同実施にあたっては、施設建設、維持管理の事業主体や財源負担等の事業スキームを踏まえ、適切な広域化・共同化制度を適用する必要がある。

汚水処理の共同実施で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方を表 4-３０に示す。

表 4-３０　汚水処理の共同実施で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方

広域化・共同化制度	制度適用の考え方
管理執行協議会	・共同実施する事業（施設建設、維持管理）を連帯責任で実施するのが望ましい場合に適用 ・建設工事等の契約者は、管理執行協議会の代表者となる団体の下水道管理者
事務の委託	・共同実施する事業（施設建設、維持管理）を委託先の団体に委ねてしまうのが望ましい場合に適用 ・建設工事等の契約者は、委託先の団体の下水道管理者
広域連合	・新たな法人を設立し、既存の下水道事業とは別組織で事業を行うことが望ましい場合に適用
一部事務組合	
指定管理者	・共同実施を委託する側も共同実施の対象施設を所有する場合に適用
公の施設の区域外設置	・隣接する他市町村へ汚水を流入させるにあたり、そのための接続管を他市町村の行政区域内に自ら建設する必要がある場合等に適用
民事上の委託	・委託の範囲が汚水・汚泥の受入処理・処分のみに限定され、共同での施設建設が生じない場合に適用が可能

【留意事項⑩】

・単独公共下水道から流域下水道への変更

複数の市町村同士で汚水処理施設の統廃合を進めた結果、統廃合後の単独公共下水道が流域下水道の採択要件を満たすことも想定される。この場合、流域下水道の新規採択を受けることにより、単独公共下水道から流域下水道と流域関連公共下水道への事業区分の変更を行うことが可能である。

DRAFT

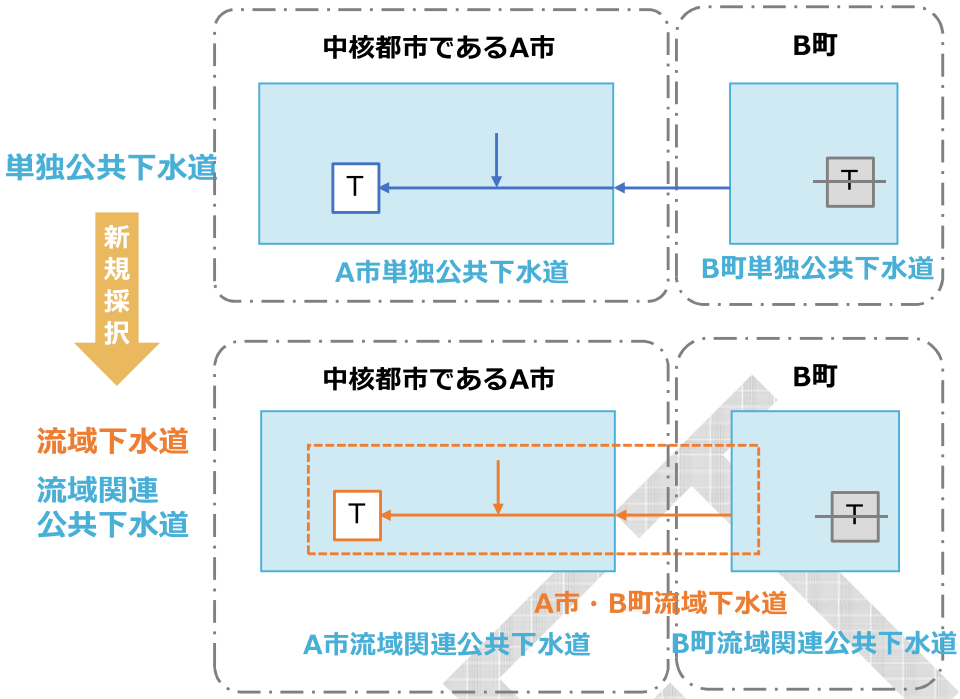

図４-１５　流域下水道への事業区分の変更

流域下水道への事業区分の変更により、表 ４-３１に示すとおり交付金の交付率を従来の公共下水道から流域下水道の適用が可能となる。

表 ４-３１　公共下水道と流域下水道の交付率

対象施設		公共下水道（流域関連含む）	流域下水道
管きょ		1/2	1/2
処理場	低率	1/2	1/2
	高率	5.5/10	2/3

なお、流域下水道としての交付対象事業となるためには、「社会資本整備総合交付金　附属第II編 交付対象事業の要件」により、次の規定を満たす必要がある。

DRAFT

社会資本整備総合交付金　附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件

② 流域下水道事業

流域下水道事業が交付対象事業となる箇所は、次のいずれかに該当するものであること。

（ア）既に流域下水道事業を施行中の箇所

（イ）新たに下水道法第２条第４号イに規定する流域下水道を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当すること。

(a) 環境基本法に基づく水質環境基準の定められた水域の水質保全に必要なものであること。

(b) 当該流域下水道に係る水域は、次のいずれかに該当すること。ただし、水資源開発が一定規模以上の水域はこの限りではない。

一 水域内人口が 30 万以上であること。

二 水域内人口が当該都道府県の総人口の１割以上であること。

(c) 当該流域下水道の各処理区の計画人口は、次のいずれかに該当すること。

一 当該流域下水道に係る水域の人口の５割以上であること。

二 原則として 10 万以上であること。

ただし、公共用水域の水質保全上特に必要があり、また、計画人口が５万以上かつ関係市町村が３以上である場合には、これも対象とする。

(d) 当該流域下水道の処理区にあっては、最大の計画人口を有する都市の計画人口の全体に占める割合が 80％以下であること。

（ウ）新たに下水道法第２条第４号ロに規定する流域下水道(雨水流域下水道)整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当するものであること。

a) ２以上の市町村の区域における雨水を対象とすること。

b) 各市町村が個々に公共下水道事業として実施するより効率的であること。

流域下水道へ事業区分を変更した場合、新たに流域下水道管理者となった地方公共団体は、事業計画の策定等、下水道法の第二章の二に規定される手続きを行う必要がある。下水道法第二十五条の二十二条第２項の規定に基づき、都道府県との協議を経て、市町村が流域下水道管理者を行うことも可能とされている。また、市町村が公共下水道管理者と流域下水道管理者を兼務することも可能とされている。

都道府県が流域下水道管理者になり、公共下水道管理者が所有する施設の移管を受ける場合、地方自治法第二百三十七条の規定に従い財産処分（公有財産の移管）が必要となる。

DRAFT

地方自治法（抜粋）

（財産の管理及び処分）

第二百三十七条　この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

２　第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

【留意事項⑪】

・廃止施設等の適切な管理について

汚水処理施設の統廃合等により接続先の変更が生じる場合、一部の既設汚水管が不要となることが想定される。不要となった既設汚水管については、その取扱いによっては廃掃法上の廃棄物に該当する場合もある、そのため、当該市町村の環境部局、道路管理者等と協議の上、関係法令に従い適切に取り扱うことが必要である。

なお、既存汚水管の取扱いについては、「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン（一般社団法人　日本建設業連合会、2020 年 2 月）」を参考に検討することも想定される。

【留意事項⑫】

・施設廃止に関する補助制度や起債の活用

廃止施設の撤去処分費用について、下水道事業における廃止施設の補助制度や起債の取扱いは、表 4-３２のとおりとなっている。

表 4-３２　下水道事業における廃止施設の補助制度や起債の取扱い

項目	内容
交付対象の取扱い	（下水道広域化推進総合事業） 汚水処理施設の統合化に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計が、改築に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計よりも安価である場合には、既施設の撤去・処分費も含めて交付対象とすることができる
起債の充当	（令和 8 年度地方債同意等基準運用要綱） 下水道事業については、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする。

DRAFT

令和 8 年度地方債同意等基準運用要綱

⑹ 用途廃止施設の処分等に要する経費に係る地方債（公営企業施設等整理債）
① 用途廃止施設の処分に要する経費を対象とした公営企業施設等整理債
ア 対象事業
　将来にわたって活用する見込みがない事業用施設（水利権を伴うものについては、当該水利権を含む。）を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化を図る事業又は法令等により早急に事業用施設（水利権を伴うものについては、当該水利権を含む。）の処分が必要な事業を対象とするものであること。
イ 対象経費
用途廃止施設の処分に要する経費（解体撤去費、国庫補助返還金、企業債繰上償還金及び独立行政法人水資源機構負担金の精算に要する額等の合計額から資産売却代金等の収入を控除した額をいう。）を対象とするものであること。
ウ 償還年限
原則として 10 年以内とすること（ただし、企業債繰上償還金については、当該公営企業債の残存償還期間内とする。）。
エ 資金
民間等資金であること。

　また、農業集落排水事業における廃止施設の補助制度や起債の取扱いは、表 4-３３のとおりである。

表 4-３３　農業集落排水事業における廃止施設の補助制度や起債の取扱い

項目	内容
交付対象の取扱い	（農村整備事業、農山漁村地域整備交付金） 農業集落排水施設同士の統合又は他の汚水処理施設を農業集落排水施設に統合する場合、統合化に要する費用及び既施設の撤去・処分費用について、費用対効果を満足する場合に交付対象とすることができる。
起債の充当	（令和 8 年度地方債同意等基準運用要綱） 下水道事業については、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする。（表 4-３２と同じ）

DRAFT

【留意事項⑬】

・公共下水道への接続後の供用開始の告示

集落排水施設やコミュニティ・プラントの汚水処理施設を廃止し、これらの処理区域内の汚水管渠を公共下水道等に移管した上で公共下水道等の汚水管渠に接続、公共下水道等として供用開始する場合、下水道法第九条に基づく供用開始の公示が必要となる。なお、供用開始の公示をした場合、当該区域は下水道法第十条に基づく排水設備の設置義務等が生じることとなる点にも留意が必要である。

また、特定環境保全公共下水道等での整備を予定していた区域を集落排水施設に接続する場合には、当該施設に係る各市町村の条例に従い供用開始の告示等の手続きを行う必要がある。

DRAFT

４－２－３ 汚泥処理の共同実施

汚泥処理の共同実施には、「既存の汚泥処理施設を活用した共同実施」、「汚泥処理施設の新規建設による共同実施」及び「新たな法人設立による共同実施」の３つがある。

【共同実施の方法】

汚泥処理の共同実施は、汚泥処理のスケールメリットを確保し、汚泥処理に係るコスト縮減を図るものである。汚泥処理の共同実施は、表 4-３４に示す「既存の汚泥処理施設を活用した共同実施」、「汚泥処理施設の新規建設による共同実施」及び「新たな法人設立による共同実施」の3つのケースに分類される。

表 4-３４　汚泥処理の共同実施の３つのケース

区分	方法	スキーム図
ケース1	既存の汚泥処理施設を活用した共同実施 既存の汚泥処理施設の余力を活用し、他処理場の汚泥を受入・処理する。	
ケース2	汚泥処理施設の新規建設による共同実施 既存の処理場に新規の汚泥処理施設を建設し、他処理場の汚泥を受入・処理する。	
ケース3	新たな法人設立による共同実施 汚泥処理の共同実施を実施するための新たな法人（一部事務組合、広域連合）を設立し、その法人が汚泥処理施設を建設し、運営する。	

DRAFT

【事業化フロー】

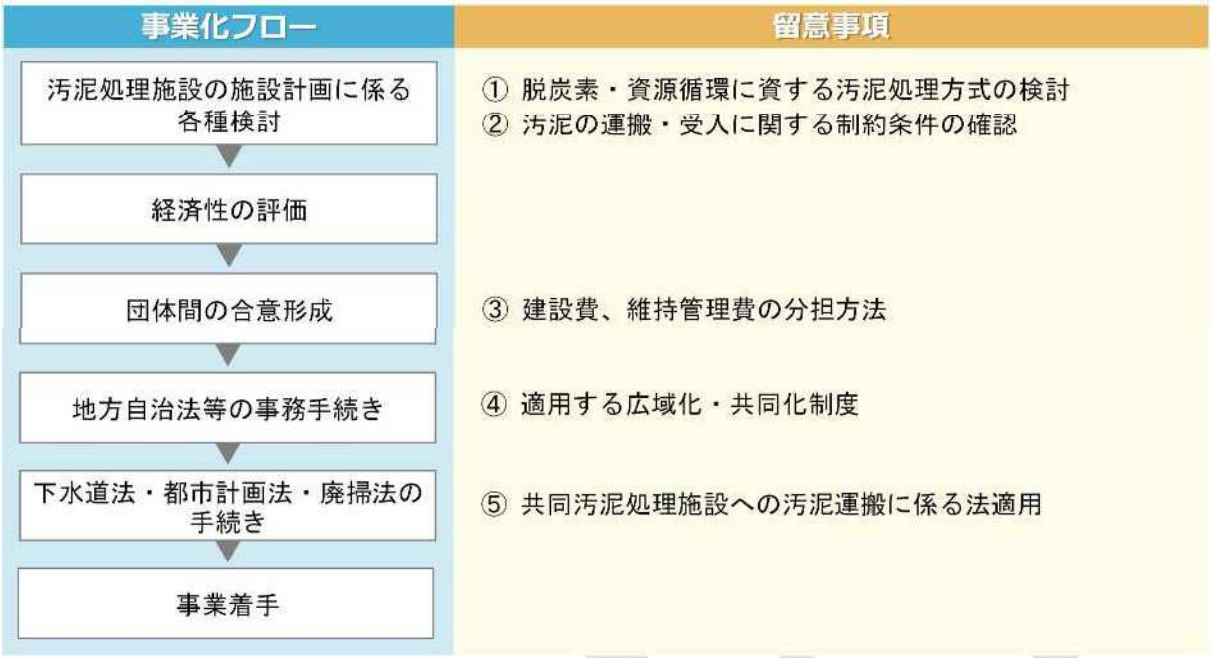

図 4-16　汚泥処理の共同実施の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-35　汚泥処理の共同実施の参考事例

方法	団体名	取組の概要
（ケース１） 既存の汚泥処理施設を活用した共同実施	埼玉県・県内単独公共下水道実施市町	・県内の単独公共下水道で発生する汚泥を流域下水道の既設焼却炉で共同処理
（ケース２） 汚泥処理施設の新規建設による共同実施	秋田県、県内 6 市町、1 組合	・流域下水道の終末処理場に下水汚泥、し尿汚泥の資源化施設を新たに建設し、汚泥処理を共同実施
（ケース３） 新たな法人設立による共同実施	石川県津幡町、かほく市、内灘町	・一般廃棄物処理を行う一部事務組合が汚泥焼却施設を建設し、3 市町から発生する汚泥の焼却を共同処理

上記の事例の他、国土交通省では、下水汚泥資源の肥料利用に関する検討手順書（案）や、下水汚泥資源の肥料利用に関する検討事例集について、農林水産省では、農業集落排水汚泥資源の資源循環事例集（汚泥資源の汚泥利用）について作成、公表していることから検討の参考とされたい。

DRAFT

【留意事項①】

・脱炭素・資源循環に資する汚泥処理方式の検討

汚泥処理の共同実施は、スケールメリット確保によるコスト低減効果が期待できる取組である。そのため、汚泥処理の共同実施のための汚泥処理方式の検討にあたっては、下水道分野における脱炭素推進の重要性、汚泥が保有する高いエネルギーポテンシャル、窒素・リン資源としての有用性を鑑み、脱炭素・資源循環に資する方式の導入について検討する。

特に汚泥の肥料利用について、令和 5 年 3 月 17 日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道部長通知「発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について」（国水下国水下企第 99 号）に示された考え方に従い、方式の検討を進めるものとする。

農業集落排水事業では、資源循環促進計画を作成し、汚泥の農地還元等の再生利用を推進している。汚泥処理の共同実施のための汚泥処理方式の検討に当っては、統合先の資源循環施設の有無やその能力、位置と距離等を勘案しつつ、進める必要がある。特に下水道と接続した場合には、汚泥の農地還元が困難となる場合も想定されることに留意する必要がある。

また、漁業集落排水事業においても、発生汚泥の再生利用（コンポスト化・肥料利用等）が推進されており、汚泥処理の共同実施の検討に当たっては、農業集落排水汚泥と同様に、統合先の資源循環施設の有無や能力、位置・距離等を勘案する必要がある。特に、漁業集落排水は沿岸部・漁村に立地することが多く、汚泥運搬の効率性や搬送距離に留意して検討を進める必要がある。

DRAFT

国水下企第99号
令和5年3月17日

各都道府県下水道担当部局長　殿
各政令指定都市下水道担当部局長　殿
（上記、各地方整備局等経由）

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道部長
（公印省略）

発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について

下水道法第21条の2第2項において、「発生汚泥等の処理に当たっては、脱水、焼却等によりその減量に努めるとともに、発生汚泥等が燃料又は肥料として再生利用されるよう努めなければならない」と規定しているところ、我が国における2050年カーボンニュートラルの実現、さらには、食料安全保障の強化に向けた生産資材の国内代替転換等が重要課題となっている中で、下水汚泥のエネルギー・肥料としての利用に対する必要性が一層高まっているところである。

特に、肥料としての利用については、「食料安全保障強化政策大綱」（令和4年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）において、2030年までに、下水汚泥資源・堆肥の肥料利用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大する旨が示された。

このような背景を踏まえ、下水道事業を通じた循環型社会の実現への貢献を更に拡大するべく、今後の発生汚泥等の処理に関する基本的考え方を下記の通り定めたところ、本方針を十分に御了知の上、下水道事業の実施に努めていただくようお願いする。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知されたい。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

発生汚泥等の処理に関する基本的考え方

- 下水道管理者は今後、発生汚泥等の処理を行うに当たっては、肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこととする。
- 焼却処理は汚泥の減量化の手段として有効であるが、コンポスト化や乾燥による肥料利用が困難な場合に限り選択することとし、焼却処理を行う場合も、焼却灰の肥料利用、汚泥処理過程でのリン回収等を検討する。

- 燃料化は汚泥の再生利用として有効であるが、コンポスト化や乾燥による肥料利用が困難な場合に限り選択することとし、燃料化を行う場合も、炭化汚泥の肥料利用、汚泥処理過程でのリン回収等を検討する。
- 肥料利用の拡大に当たっては、以下の点に留意する。
  - 下水道管理者と関係地方公共団体の農政部局・農業関係者が緊密に連携する。
  - 民間企業の施設、ノウハウ等も積極的に活用する。
  - 肥料利用と脱炭素に向けた取組は両立しうるものであり、肥料利用を行う場合においても、バイオガス等のエネルギー利用を積極的に進める。
  - 現在の施設の状況、適切な下水道経営等の観点や温暖化対策関連計画、広域化・共同化計画等の既存関連計画も総合的に勘案しつつ、速やかな肥料利用の拡大に努める。

出典：国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道部長通知「発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について」（令和 5 年 3 月 17 日付け国水下企第 99 号）

【留意事項②】

・汚泥の運搬・受入に関する制約条件の確認

汚泥処理の共同実施をする場合、汚泥受入を行う施設において、近隣住民等との覚書・協定書等の締結による汚泥受入の制約の有無の確認が必要である。覚書・協定書により汚泥受入の制約があり、その制約に抵触する場合には、覚書・協定書の改定について合意形成が必要になることが想定される。

【留意事項③】

・建設費、維持管理費の分担方法

汚泥処理の共同実施に係る建設費、維持管理費の分担方法は、「社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について（令和 8 年 4 月 7 日付、国水下企第 1 号、国水下事第 2 号、国官参水第 2 号）」により、「建設費及び維持管理費の按分比率は、都道府県及び関係する市町村で協議調整の上、計画汚泥量比等により定めること」としている。

汚泥処理の共同処理を実施している 10 都道府県に対して、施設の建設費と維持管理費の分担方法をアンケート調査した。アンケート調査により確認した分担方法の事例を表 4-３６、表 4-３７に示す。

DRAFT

表 4-３６　汚泥処理の共同実施における建設費の分担方法の事例

施設の建設費の分担方法	団体数
事業期間中の想定汚泥量の比率で按分	5
過年度の実績と事業期間の想定汚泥量の双方から算出した比率で按分	2
流域別下水道整備総合計画の汚水量の比率で按分	1
全体計画の汚水量の比率で按分	1
全体計画の汚泥量の比率で按分	1

表 4-３７　汚泥処理の共同実施における維持管理費の分担方法の事例

施設の維持管理費の分担方法	団体数
維持管理費総額を実績投入量の比率で按分	9
維持管理費総額を流入水量の比率で按分	1
事前に協議して決定した処理単価に実績投入量を乗じる	1

（複数回答あり）

DRAFT

【留意事項④】

・適用する広域化・共同化制度

汚泥処理の共同実施にあたっては、施設建設、維持管理の事業主体や財源負担等の事業スキームを踏まえ、適切な広域化・共同化制度を適用する必要がある。

汚水汚泥の共同実施で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方を表 4-３８に示す。

表 4-３８　汚泥処理の共同実施で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方

広域化・共同化制度	制度適用の考え方
管理執行協議会	・共同実施する事業（施設建設、維持管理）を連帯責任で実施するのが望ましい場合に適用 ・建設工事等の契約者は、管理執行協議会の代表者となる団体の下水道管理者
事務の委託	・共同実施する事業（施設建設、維持管理）を委託先の団体に委ねてしまうのが望ましい場合に適用 ・建設工事等の契約者は、委託先の団体の下水道管理者
広域連合	・新たな法人を設立し、既存の下水道事業とは別組織で事業を行うことが望ましい場合に適用
一部事務組合	
指定管理者	・共同実施を委託する側も共同実施の対象施設を所有する場合に適用
民事上の委託	・委託の範囲が汚泥の受入処理・処分のみに限定され、共同実施で施設建設が生じない場合に適用が可能

DRAFT

【留意事項⑤】

・共同汚泥処理施設への汚泥運搬に係る法適用

広域汚泥処理として、他処理場で発生する下水汚泥（し尿・浄化槽汚泥は含まない）を共同汚泥処理施設に集約する場合には、広域汚泥処理の事業全般について下水道法及び廃掃法の取扱いを整理する必要がある。

共同汚泥処理施設が下水道施設の場合、複数の下水道管理者が共同で下水汚泥の処理を行う際の他処理場から共同汚泥処理施設への運搬は、当該複数の下水道管理者に係る地方公共団体の区域内においては、「廃棄物処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成 4 年 8 月 13 日衛環 233 号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成 4 年 8 月 25 日建設省都下企発第 39-2 号）により、搬出側の処理場の維持管理を自ら行う（下水道公社や維持管理業者等の産業廃棄物処理業者ではない者を下水道管理者の責任の下に補助者として使用する場合を含む）下水汚泥の処理として、下水道法が適用されることが示されている。

一方、集落排水施設等で発生する汚泥は一般廃棄物として取り扱われることから、これらを下水道施設に投入して処理する場合には、当該処理に係る廃掃法上の取扱いについて、必要に応じて各都道府県等の環境部局と協議し、整理することが望ましい。詳細については、「４－２－２ 汚水処理の共同実施」の【留意事項②】を参照されたい。

DRAFT

b）下水汚泥の処分の取扱いについて

下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法）の適用等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成4年8月13日衛環233号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成4年8月25日建設省都下企発第39-2号）により、以下のとおり通知されている。

一　下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理に対しては、下水道法が適用されるものであり、廃掃法の適用対象とはしないこと。

「一において「下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理」とは、下水道管理者が、自らの地方公共団体の区域（複数の下水道管理者が共同して下水汚泥の処理を行う場合にあっては、当該複数の下水道管理者に係る地方公共団体の区域）内において、産業廃棄物処理業者に委託することなく自ら行う（いわゆる下水道公社や処理施設維持管理業者等の産業廃棄物処理業者ではない者を下水道管理者の責任の下に補助者として使用する場合を含む。）下水汚泥の処理

平成4年8月25日建設省都下企発第39-2号の通知により、包括的民間委託の受託者に対する廃掃法への位置付けは以下のとおりとなる。

① 平成4年8月25日建設省都下企発第39-2号の通知により、包括的民間委託の受託者は、下水道管理者（委託者）の「補助者」となり、図 5-1 で示す（A）の委託は、廃掃法の適用対象外である。

② 包括的民間委託の委託者と受託者は、両者一体の排出事業者としてみなすことができるため、下水道管理者の補助者である受託者から下水汚泥の運搬、処分を委託すること（図 5-1 で示す（B）の委託）は、廃掃法上は1回目の委託となり、廃掃法14条16項で定める再委託には当たらない。

③ ①及び②により、下水汚泥の処分を包括的民間委託の業務として見込むことは可能である。



図 5-1　下水汚泥処分に係る委託者、受託者、産業廃棄物処分許可業者の関係

ただし、包括的民間委託の業務に下水汚泥の処分を見込む場合においても、下水道事業の最終責任は下水道管理者にあるため、下水汚泥が適正に処分されているかマニフェスト管理等の履行監視・評価を行って行く必要がある。

出典：処理場等包括的民間委託導入ガイドライン（令和2年6月、公益社団法人　日本下水道協会）

４－２－４ 施設の広域監視

施設の広域監視は、拠点となる処理場に広域監視対象の処理場のための監視制御設備を設置し、拠点処理場からインターネット回線等で接続し広域監視する。

【施設の広域監視の方法】

施設の広域監視は、拠点となる処理場に広域監視対象の処理場のための監視制御設備を設置、インターネット回線等で接続し、拠点処理場からの監視を行うものである。複数の処理場を一体的に監視することにより、維持管理業務の効率化が期待できる。

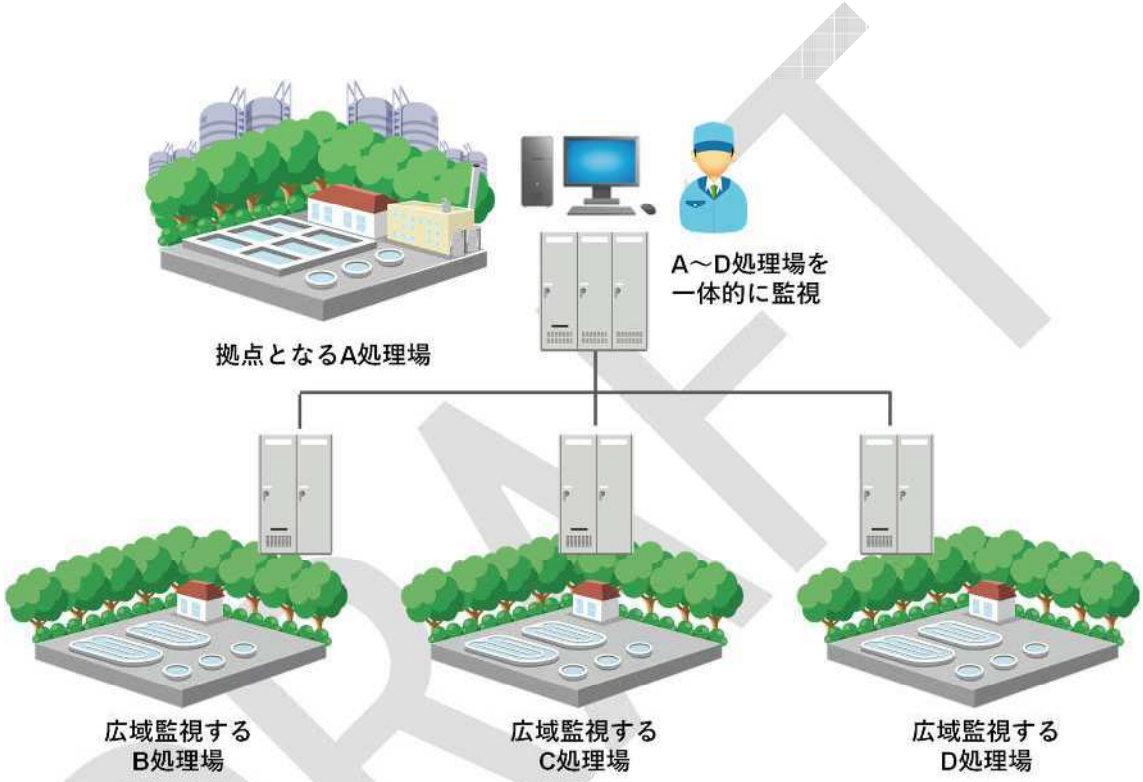

図 4-17　施設の広域監視

DRAFT

施設の広域監視は、主に表 4-３９に示す「維持管理業務受託者と広域監視対象の各下水道管理者が契約」、「拠点となる処理場の下水道管理者へ事務の委託」及び「広域監視する全下水道管理者で協議会を設立」の３つの契約スキームに分類される。

表 4-３９　広域監視体制の３つの契約スキーム

区分	方法	スキーム図
ケース１	維持管理業務受託者と広域監視対象の各下水道管理者が契約 拠点となるＡ処理場の維持管理受託者と広域監視対象処理場の下水道管理者がそれぞれ随意契約し、広域監視を委託する。	
ケース２	拠点となる処理場の下水道管理者へ事務の委託 拠点となるＡ処理場の下水道管理者に広域監視対象処理場の下水道管理者がそれぞれ事務の委託を行い、Ａ処理場の維持管理業務に広域監視を業務範囲に含める。	
ケース３	広域監視する全下水道管理者で協議会を設立 拠点となるＡ処理場の下水道管理者、広域監視対象の下水道管理者で協議会を設立し、協議会が広域監視業務を受託者と契約する。	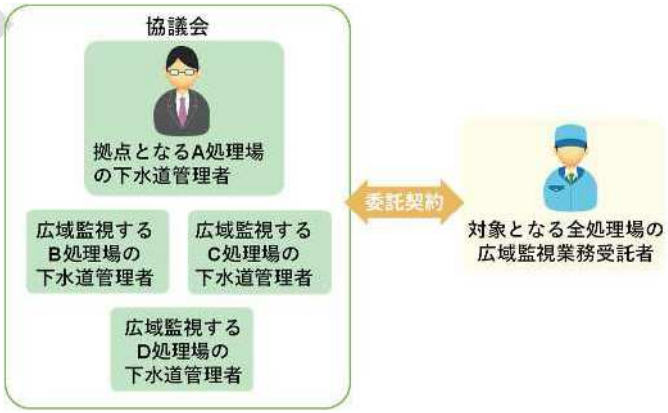

【事業化フロー】

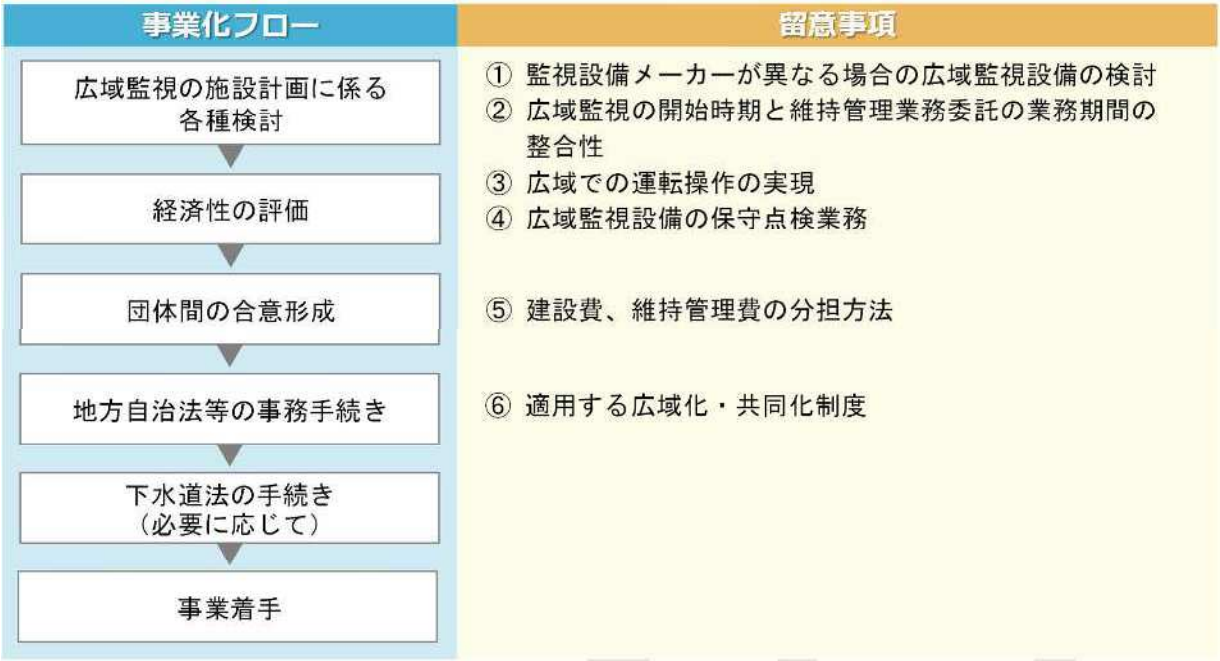

図 4-18　施設の広域監視の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-40　広域監視の共同実施の参考事例

契約スキーム	団体名	取組の概要
（ケース１） 維持管理業務受託者と広域監視対象の下水道管理者が契約	－	－
（ケース２） 拠点となる処理場の下水道管理者へ事務の委託	長崎県長崎市・諫早市・西海市・長与町・時津町	長崎市が事務の委託を受け、長崎市の Web 夜間処理場統合監視システムを諫早市、西海市、長与町、時津町に拡大し監視・通報を集約、広域監視対象処理場の夜間無人化を検討
（ケース３） 広域監視する全下水道管理者で協議会を設立	山形県新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・戸沢村	新庄市が周辺６町村から事務の委託を受け、広域監視設備を整備、協議会（地方自治法）を設置し、協議会から維持管理業務を発注（広域監視、保守点検、水質試験等）

DRAFT

【留意事項①】

・監視設備メーカーが異なる場合の広域監視設備の検討

広域監視の実施にあたり、対象の汚水処理施設で設置されている監視設備メーカーが異なる場合、ベンダーロックインがその実現の障害になることも想定される。

ベンダーロックインは、監視設備メーカーがそれぞれ独自の通信仕様を採用していることから、他社との監視設備との通信ができず、参入困難な状態を言うものである。ベンダーロックインの解消方法については、汎用プロトコル化やデータプラットフォーム化等の手法が想定される。検討対象となる各汚水処理施設の現状の設置メーカー、監視設備構成や設置年数等を踏まえ、その解消に向け個別の検討が必要となる。

なお、令和3年度の下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）において、「ICTを活用した下水道施設広域管理システムに関する実証事業」を実施している。また令和4年度に設置した「AIによる下水処理場運転操作デジタルトランスフォーメーション（DX）検討会」での提言において、「AI導入及び運用に必要な運転データの取得（ベンダーロックイン解消に向けた環境整備）」等についてとりまとめるとともに、ベンダーロックイン解消に向けた解説資料・取組状況などの参考資料を公表している。

ベンダーロックインの解消に向け、これらの資料を検討の参考とされたい。

上下水道：AIによる下水処理場運転操作デジタルトランスフォーメーション（DX）検討会 - 国土交通省

【留意事項②】

・広域監視の開始時期と維持管理業務委託の業務期間の整合性

広域監視の事業スケジュール検討にあたっては、広域監視の開始時期と対象となる維持管理業務の業務期間との整合性に留意が必要である。開始時期に対して、包括的民間委託等の導入により長期の契約締結で業務期間終了時の一致が困難な場合、表 4-4 1に示す方法により現委託業務等の契約変更や業務終了を行い、広域監視を開始することも想定される。これらの対応については、損害の賠償等の懸案事項があることから、各対象施設の維持管理業務の契約約款の規定内容を確認の上、対応可否の判断が必要となる。

表 4-4 1　開始時期と業務期間終了時が一致しない場合の対応

方法	懸案事項
契約約款に基づき変更契約で業務範囲の見直しを行う。	・契約約款に基づく変更契約の協議となることから、協議が成立しない恐れがある ・発注者側の帰責事由による契約変更となることから、業務範囲の縮小に伴う現受託者が被る損害の賠償を求められる恐れがある

DRAFT

方法	懸案事項
契約約款に基づき業務の終了を行う。	・発注者側の帰責事由となることから、業務終了に伴う現受託者が被る損害の賠償を求められる恐れがある

DRAFT

【留意事項③】

・広域での運転操作の実現

監視のみならず運転操作までを広域で行うためには、各汚水処理施設の監視設備に加え運転操作設備の設備が必要となる。監視設備、及び運転操作設備の現状の設置メーカー、設備構成や設置年数等を踏まえ、広域での監視・運転操作を行うための施設計画について、個別の検討が必要となる。

【留意事項④】

・広域監視設備の保守点検業務

施設の広域監視の実施に際しては、表 4-３９に示す広域監視体制の構築の検討の他、広域監視設備の保守点検業務の実施が必要となる。広域監視設備の保守点検業務も同様に共同での実施が想定されることから、その方法については「４－３－２ 計画・調査委託の共同発注」を参照し検討すること。

【留意事項⑤】

・建設費、維持管理費の分担方法

施設の広域監視における建設費、維持管理費の分担方法の事例を表 4-４２に示す。

表 4-４２　広域監視の建設費・維持管理費の分担方法の事例

団体名	建設費の分担方法	維持管理費の分担方法
山形県新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・戸沢村	・既に供用開始していた新庄市浄化センターでは、水質試験室の改造、水質試験備品の追加、中央監視室の改造や新たな監視システムの導入を実施 ・これらに係る費用は全体計画処理能力割を用いて、市町で按分 ・周辺処理場（6町村）の建設前に共同管理の協議が整っていたため、これら処理場には監視室や水質検査室を設けず、建設費用が抑制された	・中核処理場と周辺処理場の設備更新費は均等割

DRAFT

【留意事項⑥】

・適用する広域化・共同化制度

広域監視の実施にあたっては、監視設備の建設方法や広域監視体制等の事業スキームを踏まえ、適切な広域化・共同化制度を適用する必要がある。

施設の広域監視で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方を表 4-4 3に示す。

表 4-4 3　施設の広域監視で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方

広域化・共同化制度	制度適用の考え方
事務の委託	・拠点処理場の団体が、広域監視設備の建設、供用開始後の監視業務を実施する場合に適用
管理執行協議会	・広域監視業務を関連する団体全体で実施する場合に適用
公の施設の区域外設置	・監視対象処理場の団体が、拠点処理場に広域監視設備を設置する場合に適用
広域連合	・新たな法人を設立し、その法人が広域監視設備を建設し、監視業務を一体的に実施する場合に適用
一部事務組合	
指定管理者	・広域監視を委託する側が監視設備を所有する場合に適用
民事上の委託	・拠点処理場の維持管理を受託している民間企業と個別に広域監視の委託契約を締結する場合に適用（通常の業務委託と同じ）

DRAFT

４－３　管理の一体化

４－３－１ 管理の一体化の種類

管理の一体化には、「計画・調査委託の共同発注」、「水質検査・特定事業場排水指導の共同発注」、「維持管理業務の共同発注」等の広域連携の方法・方策がある。

【解説】

施設整備が伴わない広域連携としての管理の一体化には、「計画・調査委託の共同発注」、「水質検査・特定事業場排水指導の共同発注」、「維持管理業務の共同発注」等の広域連携の方法・方策があり、これらの概要を表 ４-４４に示す。なお、広域連携の導入に当たっては、導入を目指す連携の方法・方策の内容を踏まえ、適用が想定される広域連携手法の中から最も適切な手法を選定する必要がある。

表 4-4４　管理の一体化の種類・方法

広域連携の方法・方策		想定される広域連携手法
管理の一体化	計画・調査委託の共同発注	（地方自治法） ・協議会（地方自治法） ・事務の委託 ・事務の代替執行 ・指定管理者 ・機関等の共同設置 （下水道法） ・連携協力下水道 （民法） ・民事上の委託
	水質検査・特定事業場排水指導の共同発注	
	維持管理業務の共同発注	
	庁内事務の共同化	

DRAFT

４－３－２ 計画・調査委託の共同発注

計画・調査委託の共同発注には、「受託者選定・契約を共同で実施」、「受託者選定のみを共同で実施」の方法がある。

【共同発注の方法】

計画・調査委託の共同発注は、発注事務の効率化やスケールメリット確保による調達コストの低減を図るものである。計画・調査委託の共同発注は、表 4-4 5に示す「受託者選定・契約を共同で実施」、「受託者選定のみを共同で実施」の２つのケースに分類される。

表 4-4 5　計画・調査委託の共同発注の２つのケース

区分	方法	スキーム図
ケース1	受託者選定・契約を共同で実施 実施する計画・調査委託の受託者選定（入札）・契約を共同で実施する。	（協議会を適用） 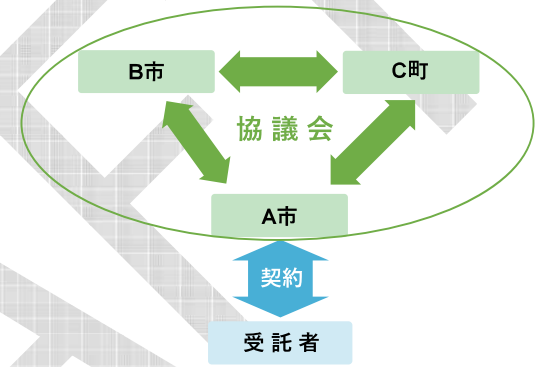 （事務の委託を適用） 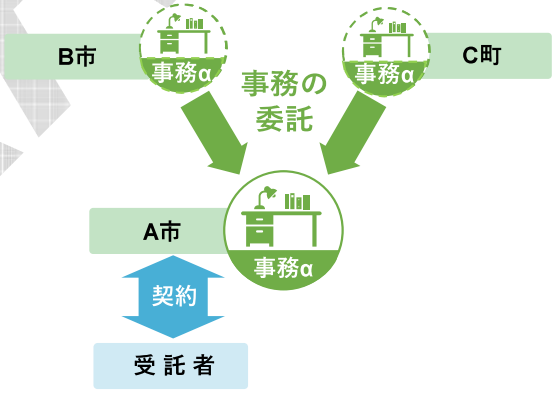
ケース2	受託者選定のみを共同で実施 実施する計画・調査委託の受託者を公募型プロポーザル方式等による選定のみを共同で実施する。	（民事上の委託） 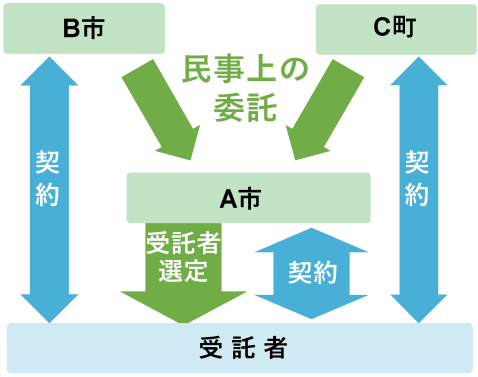

DRAFT

【事業化フロー】

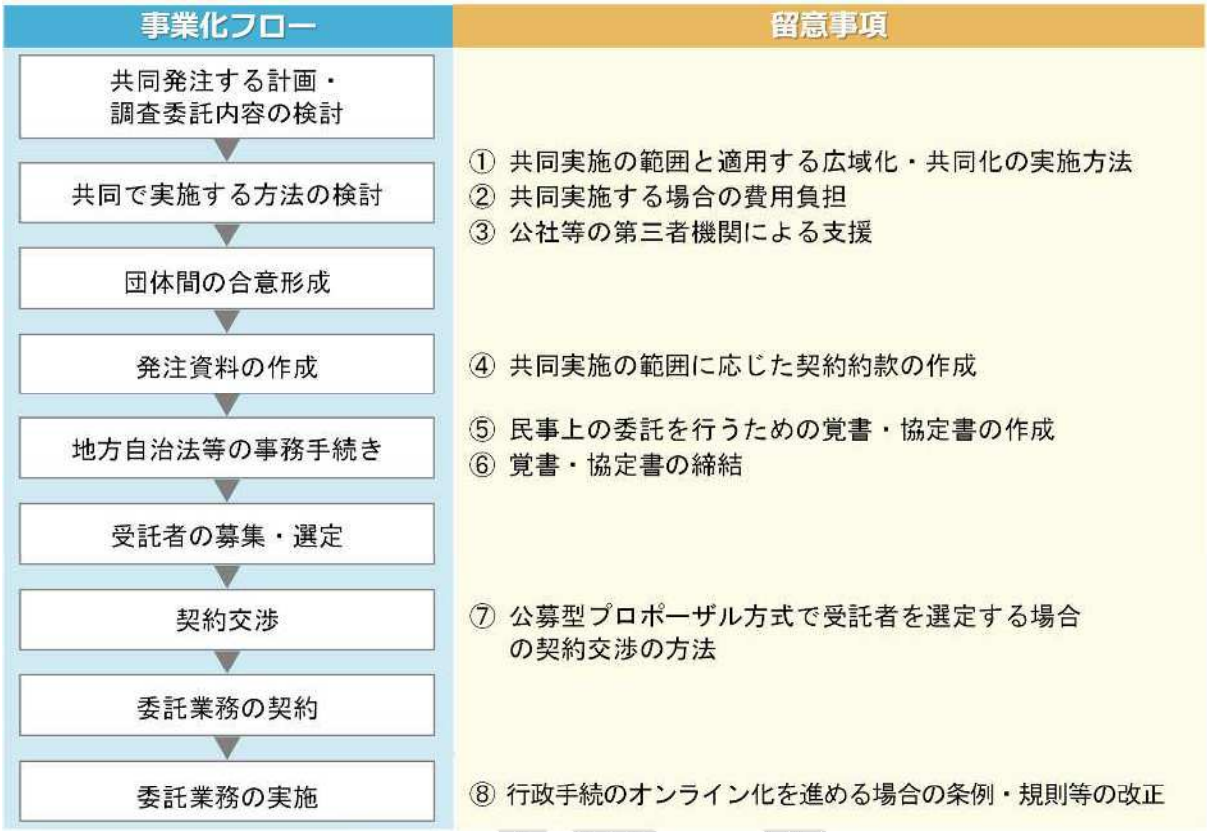

図 4-19　計画・調査委託の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-46　計画・調査委託の共同発注の参考事例

方法	団体名	取組の概要
（ケース１） 受託者選定・契約を共同で実施	大阪府富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村	4 市町村の共同協定に基づき、ストックマネジメント計画策定業務を共同で発注、富田林市が代表となり、事業者と契約を締結
（ケース２） 受託者選定のみを共同で実施	愛知県豊田市・岡崎市・安城市・西尾市・知立市	5 市が民事上の委託（協定）により給排水工事手続きのオンライン申請システムの受託者選定を共同で行い、選定した受託者と 5 市がそれぞれ契約
（その他） 公社等の第三者機関による支援	奈良県斑鳩町・三郷町・平群町	3 町が共同で企業会計移行業務を日本下水道事業団に委託

【留意事項①】

・共同実施の範囲と適用する広域化・共同化の実施方法

計画・調査委託を共同で実施する場合、受託者選定・契約・実施・完了・支払を共同実施するケースと計画・調査委託の受託者選定のみを共同実施するケースの２つが想定される。共同実施する範囲に応じて、広域化・共同化の実施方法を検討する必要がある。なお、ケース２の場合、委託業務の実施（業務管理等）についても共同で実施することも可能である。



図 4-２０　計画・調査委託の事業化で想定される２つのケース

【留意事項②】

・共同実施する場合の費用負担

共同実施に要する費用には、委託を受けた団体が発注等の事務に要する経費、受託者への委託費がある。これらの費用について、共同実施する団体同士で負担割合を決定する必要がある。

計画・調査委託の共同発注における委託費の費用負担の事例を表 4-４７に示す。

表 4-４７　計画・調査委託の共同発注における委託費の費用負担の事例

団体名	共同発注における費用負担
奈良県斑鳩町、三郷町、平群町	・3 町が日本下水道事業団に委ねた上で、日本下水道事業団が民間企業に 3 町それぞれ単位の見積を徴収し、その見積により負担割合を設定
愛知県豊田市・岡崎市・安城市・西尾市・知立市	・構築費用は 5 市で等分、運用費用は自治体の人口規模により按分

【留意事項③】

・公社等の第三者機関による支援

計画・調査委託の共同発注に際しては、公社や日本下水道事業団等の第三者機関の支援を受けて実施することも可能である。「奈良県斑鳩町、三郷町、平群町の 3 町が共同で企業会計移行業務を日本下水道事業団に委託」の事例では、3 町がそれぞれ日本下水道事業団と協定書・覚書を締結し、日本下水道事業団から公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、業務を実施している。

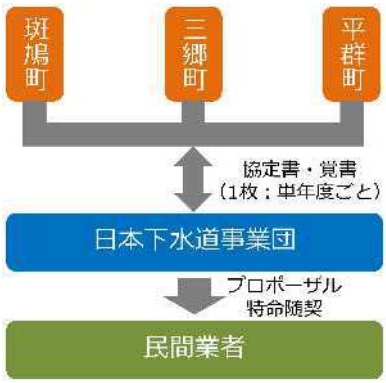

図 4-2 1　日本下水道事業団の支援を受けて共同発注したスキーム

【留意事項④】

・共同実施の範囲に応じた契約約款の作成

受託者選定・契約を共同で実施する場合、事務の委託を受けた団体が代表して受託者と契約することから、一つの契約約款により業務が実施される。

一方、受託者選定のみを共同実施する場合、図 4-2 2に示すとおり公募型プロポーザル等で選定した民間事業者と A 市、B 市、C 町がそれぞれ契約締結する。共通の契約約款を作成せず、既存の契約約款を使用する場合には、共同実施する業務において複数の契約約款が存在することとなる。

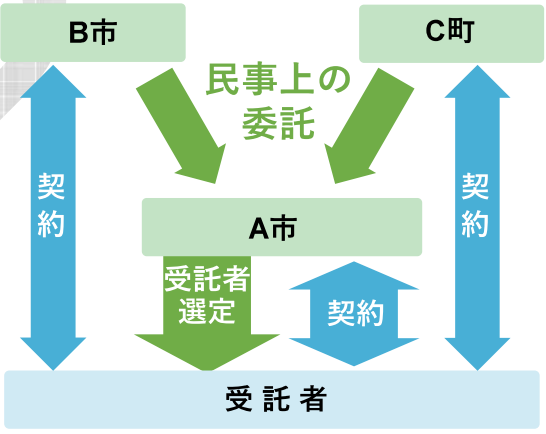

図 4-2 2　受託者選定のみ共同で実施する場合の契約

DRAFT

委託業務の契約約款は、公共土木設計業務等標準委託契約約款等を参考として各団体それぞれの考え方により作成されていることから、条文の規定の有無、内容の差異が想定される。そのため、契約約款の違いが受託者選定、契約交渉、委託業務の実施に影響を及ぼすことが想定される場合、その対応については、表 4-4 8 に示す 3 つの方法がある。

表 4-4 8　調達のみ共同で実施する場合の契約約款の対応方法

方法	内容	課題
方法 1	・共通の契約約款を作成し、各市町が共通の契約約款を使用し受託者と契約締結	・共通の契約約款に関する各市町の合意形成が難しい
方法 2	・各市町の契約約款を使用し、受託者と契約締結	・契約約款の差異により受託者とのリスク分担が契約単位で異なることから、受託者のリスク管理が煩雑になる
方法 3	・契約約款の差異が生じる箇所の取扱いを仕様書に規定し、契約書等（仕様書、契約書、提案書等）の矛盾・齟齬があった場合は仕様書の規定を最優先とする	・仕様書に規定する内容に関する各市町の合意形成が難しい（ケース 1 よりは合意形成が容易と想定）

【留意事項⑤】

・民事上の委託を行うための覚書・協定書の作成

民事上の委託を適用し、共同で公募型プロポーザルによる受託者選定、及び委託契約後の業務管理を共同実施する場合（委託契約はそれぞれの団体で締結）、団体同士で覚書、協定書を締結する必要がある。民事上の委託による共同発注のフローを図 4-2 3 に示す。

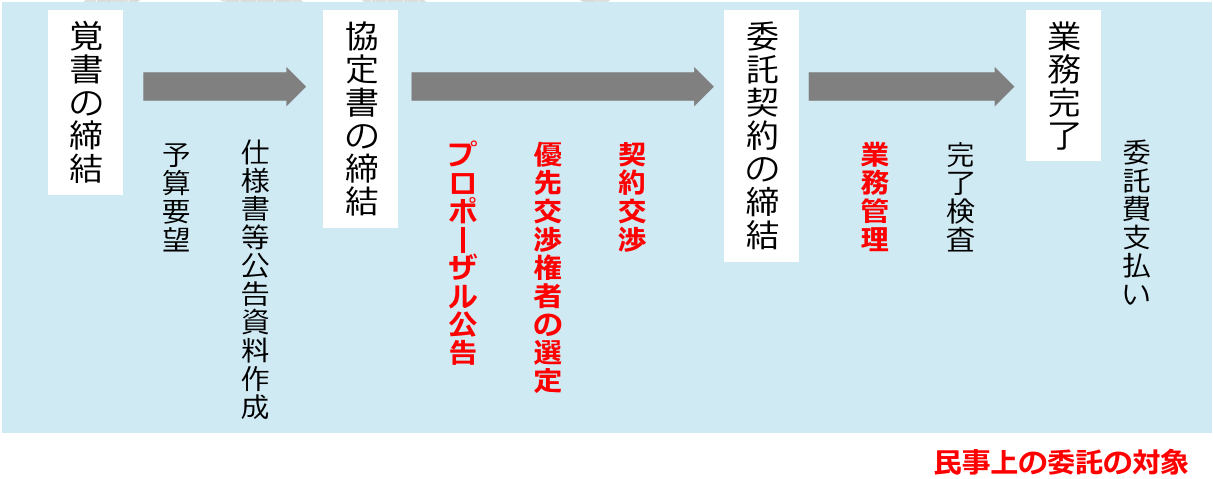

図 4-2 3　民事上の委託による共同発注のフロー

DRAFT

図 4-２３に示すフローとした場合の覚書・協定書の締結目的、締結時期を表 4-４９に示す。覚書に関しては、その締結を「協定書締結前に行う準備項目を確認し、共同発注に関する合意形成を証憑する」ことを目的としている。そのため、締結の省略も可能である。

表 4-４９　覚書、協定書の目的、締結時期

区分	締結の目的	締結時期
覚書	・協定書締結前に行う準備項目を確認し、共同発注に関する合意形成を証憑する。	・各団体において、共同調達の合意形成がなされた時
協定書	・委託契約の受託者選定手続、契約の締結、業務完了までの手続、各団体の役割・責任を明確化し、運用までの円滑な執行を目的。	・プロポーザルの公告前

覚書、協定書において、主に定めるべき事項を表 4-５０に示す。

表 4-５０　民事上の委託を行うための覚書・協定書において主に定めるべき事項

項目	定めるべき事項
委託の法的性質	・民事上の委託であることを明示し、地方自治法上の事務委託との峻別を行う。
実施主体の明示	・委託事務の実施主体を明示し、事務の円滑化を図る。
委託事務の内容	・民事上の委託として実施できる内容を明示し、受託者が実施すべき内容と各自治体で実施すべき内容を峻別する。
選定受託者との契約	・委託を行った各々の自治体は、受託者が公募型プロポーザル等で選定した民間事業者と、必ず契約を締結する旨を合意する。
契約時期	・契約事項の進捗を合わせるため、契約締結日の平仄を合わせる。
費用分担	・委託事務の遂行に必要な実費について、費用分担を明示する。
協定離脱時の対応	・委託事務の完了前に一部の自治体が協定を離脱した場合、自治体間の費用清算、民間事業者へ賠償責任などを明確化する。

DRAFT

【留意事項⑥】

・覚書・協定書の締結

覚書・協定書の締結が契約の性質を有する場合、管理者を置く地方公共団体では、法令に特別の定めがある場合を除き、管理者の名において覚書・協定書を締結する（地方公営企業法第 8 条第 1 項）。

管理者を置かない場合は、地方公共団体の長の名において、覚書・協定書を締結する（地方公営企業法第 8 条第 2 項）。

【留意事項⑦】

・公募型プロポーザル方式で受託者を選定する場合の契約交渉の方法

公募型プロポーザル方式で受託者を選定する場合、優先交渉権者との契約交渉を経て、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結することとなる。

契約交渉においては、公告段階で示した仕様書等についての協議により、必要に応じて修正が行われ、最終的な仕様書や契約書が確定される。そのため、契約交渉の実施方法について、委託を受けた団体が代表して実施するのか、それぞれの団体で実施するかを決定し、募集要項等の公告資料に明記することが望ましい。契約交渉をそれぞれの団体で実施すると、仕様書等の内容に差異が生じることも想定されるため、委託を受けた団体が代表して実施するのが望ましい。

【留意事項⑧】

・行政手続のオンライン化を進める場合の条例・規則等の改正

申請や届出などの行政手続をオンラインで行う場合、法令の規定において書面等により行うこととされている手続は、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル行政推進法」という。）の適用により可能となる。

一方、地方公共団体の条例や規則等の規定において書面等により行うこととされている行政手続は、デジタル行政推進法の適用を受けないことから、オンライン申請等を可能とするためには、行政手続オンライン化条例の制定が必要となる。また、行政手続オンライン化条例により、手続きの具体的な細目について委任を行っている場合、委任を受けた規則等の制定が必要となる。

DRAFT

４－３－３ 水質検査・特定事業場排水指導の共同発注

水質検査・特定事業場排水指導の共同発注は、計画・調査委託の共同発注と基本的に同じ考え方に基づくものである。ただし、特定事業場排水指導に関する業務を共同発注する場合は、適用する広域連携手法によって共同実施が可能な業務範囲が異なることから、その選定に当たっては留意が必要である。

【共同発注の方法】

水質検査・特定事業場排水指導の共同発注は、発注事務の効率化の他、スケールメリット確保により業務費用の低減を図るものである。水質検査・特定事業場排水指導に関する業務を共同発注する場合の方法は、「２－２　計画・調査委託の共同発注」と基本的に同じ考え方に基づくものである。ただし、特定事業場排水指導に関する業務を共同発注する場合は、適用する広域連携手法によって共同実施が可能な業務範囲が異なることから、その選定に当たっては留意が必要である。

【事業化フロー】

水質検査・特定事業場排水指導に関する業務を共同発注する場合の事業化フローは、「４－３－２　計画・調査委託の共同発注」と同様である。水質検査・特定事業場排水指導に限って検討が必要となる留意事項を図 4-２４に示す。



図 4-２４　水質検査・特定事業場排水指導の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-５１　水質検査・特定事業場排水指導の共同化発注の参考事例

団体名	取組の概要
山形県新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・戸沢村	新庄市が周辺6町村から事務の委託を受け、広域監視設備を整備、協議会（地方自治法）を設置し、協議会から維持管理業務を委託（広域監視、保守点検、水質試験等）

【留意事項①】

・排水設備等の検査のための立入方法

下水道法第十三条に基づく排水設備等の検査のための立入りを行うことができるのは、「公共下水道管理者から立入検査を命じられた職員」に限定されており、当該職員以外の者が単独で他人の土地または建築物に立ち入ることはできない。そのため、特定事業場排水指導のための立入検査は職員が必ず行う必要があり、立入調査の際に採水作業等のため民間企業の作業員を同行させる場合には、当該作業員の立入りについて相手方の明確な同意が必要となる。

以上のことから、下水道法第十三条の検査のための水質検査を共同発注した際も、立入検査を行うには、公共下水道管理者の職員が行う必要がある点に留意が必要である。なお、地方自治法に基づく事務の代替執行など権限の委譲を伴わない場合は、委託を行った団体の職員が立入検査を行うことになるが、地方自治法に基づく事務の委託を行った場合、委託を受けた団体の職員に立入検査に係る権限が委譲されることに留意が必要となる。

下水道法第十三条に基づく立入検査とは別に、立入りを行う者（地方公共団体、民間事業者）と立入りを受ける者の双方の合意により、任意に水質検査を行うこともできる。

DRAFT

４－３－４ 維持管理業務の共同発注

維持管理業務の共同発注には、「共同で選定した受託者とそれぞれ委託契約を締結」、「事務の委託を受けた下水道管理者が維持管理業務の受託者と契約」及び「共同発注する下水道管理者で協議会を設立」の方法がある。

【共同発注の方法】

維持管理業務の共同発注は、業務の発注事務の効率化に加え、広域での維持管理業務実施により業務費用の低減を図るものである。維持管理業務の共同発注の方法には、表 4-5 2に示す「共同で選定した受託者とそれぞれ委託契約を締結」、「事務の委託を受けた下水道管理者が維持管理業務の受託者と契約」及び「共同発注する下水道管理者で協議会を設立」の 3 つに分類される。なお、共同発注する維持管理業務の方式に制限はなく、「仕様委託」「包括的民間委託」「水の官民連携」いずれの方式にも適用が可能である。

表 4-5 2　維持管理業務の共同発注の方法

区分	方法	スキーム図
ケース1	共同で選定した受託者とそれぞれ委託契約を締結 A 市と B 町がそれぞれの維持管理業務の受託者を共同で選定し、選定した受託者と A 市、B 町が個別に委託契約を締結する。	
ケース2	事務の委託を受けた下水道管理者が維持管理業務の受託者と契約 B 町から事務の委託を受けた A 市が、A 市・B 町の維持管理業務の受託者を選定し、その受託者と B 町の維持管理業務も含めて A 市が委託契約を締結する。	
ケース3	共同発注する下水道管理者で協議会を設立 共同発注する全下水道管理者で協議会を設立し、協議会が維持管理業務を受託者と委託契約を締結する。	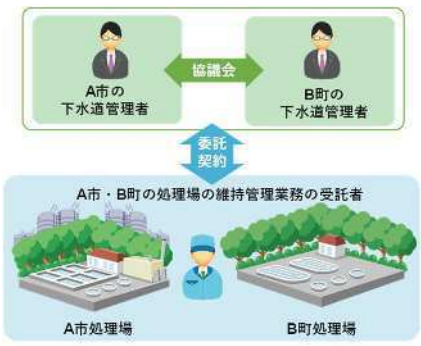

DRAFT

【事業化フロー】

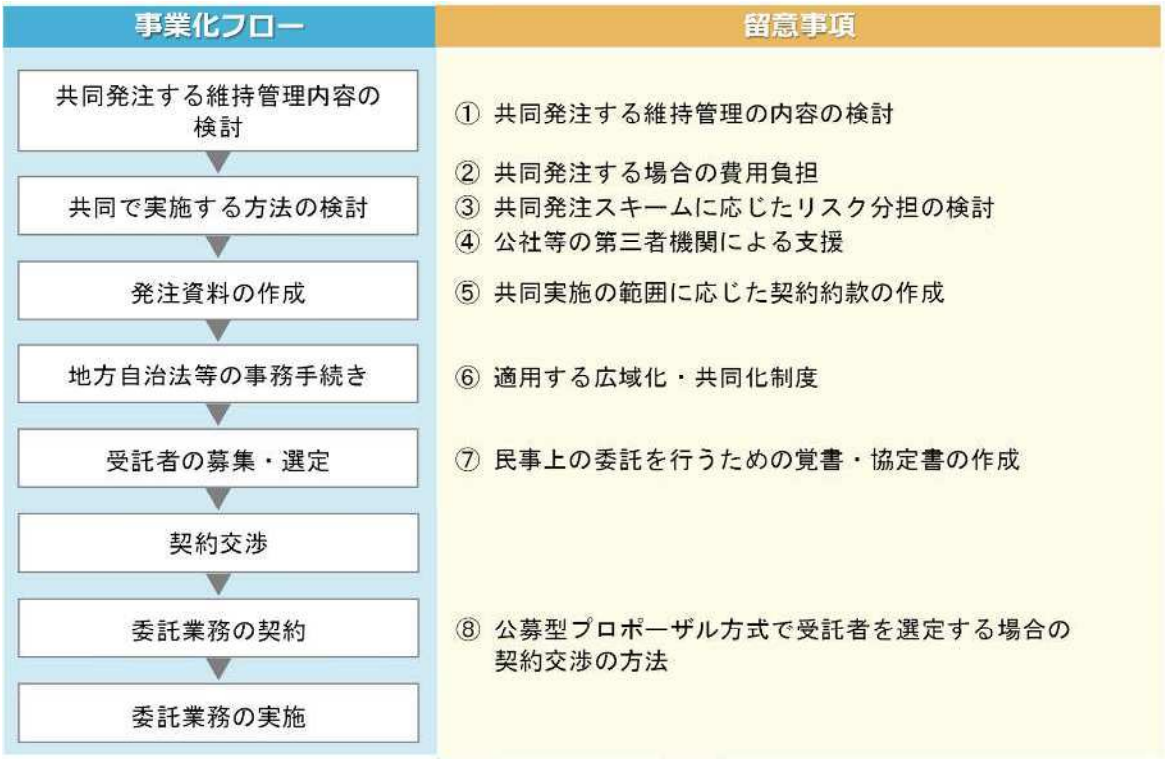

図 4-25　維持管理業務の共同発注の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-53　維持管理業務の共同発注の参考事例

方法	団体名	取組の概要
（ケース１） 共同で選定した受託者とそれぞれ委託契約を締結	長崎県波佐見町・東彼杵町	2 町が民事上の委託（協定）により維持管理業者の受託者選定を共同で行い、選定した受託者と 2 町がそれぞれ契約
	大阪府大阪狭山市、河内長野市	２市が民事上の委託（協定）により「水の官民連携（更新支援型）」の受託者選定を共同で行い、選定した受託者と 2 市がそれぞれ契約
	秋田県、及び関連 7 市町村	秋田県、及び関連 7 市町村が民事上の委託（協定）により「水の官民連携（更新支援型）」の受託者選定を共同で行い、選定した受託者と 2 市がそれぞれ契約
（ケース２） 事務の委託等を受けた下水道管理者が維持管理業務の受託者と契約	大阪府富田林市・河南町・太子町・千早赤阪村	民事上の委託を受け管渠の維持管理ストックマネジメント計画策定を共同で実施
（ケース３） 共同発注する下水道管理者で協議会を設立	山形県新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・戸沢村	新庄市が周辺 6 町村から事務の委託を受け、広域監視設備を整備、協議会（地方自治法）を設置し、協議会から維持管理業務を委託（広域監視、保守点検、水質試験等）
（その他） 公社等の第三者機関による支援	長野県下水道公社・長野県内市町村	公社を介して民間事業者が広域的な維持管理を実施

【留意事項①】

・共同発注する維持管理内容の検討

汚水処理施設等の維持管理業務については、施設の特徴や地理的条件、これまでの事業の成り立ち等により業務範囲や維持管理方法、要求水準等が異なる可能性がある。そのため、ケース 2 で示したように複数団体の施設の維持管理業務を一本化して実施するためには、仕様書（要求水準書）のすり合わせにより、維持管理水準の統一化の必要性について検討が望ましい。

【留意事項②】

・共同発注する場合の費用負担

共同実施する場合に要する費用には、委託を受けた団体の発注等に要する経費、受託者への委託費がある。これら共同実施する場合に要する費用について、共同実施する団体同士で負担割合を合意形成する必要がある。

委託を受けた団体の発注等に要する経費については、「４－３－５　庁内事務の共同化」の【留意事項④】を参照されたい。

受託者への委託費の分担方法の事例を表 4-５４に示す。

表 4-５４　維持管理業務の共同発注の委託費の分担方法の事例

区分	方法	団体名	委託費の分担方法
ケース１	共同で選定した受託者とそれぞれ委託契約を締結	長崎県波佐見町・東彼杵町	・それぞれの仕様書により両町の処理場の維持管理費を各々積算し、受託者の見積額からネゴシエーションを経て各町がそれぞれ委託契約を締結
ケース２	事務の委託を受けた下水道管理者が維持管理業務の受託者と契約	大阪府富田林市・河南町・太子町・千早赤阪村	・管渠の維持管理やストックマネジメント計画策定業務の共同化に係る実施自治体への他自治体の費用負担は、事務費の国費負担割合（事業費の算定要領及び基準・下水道事業：6.5%）を基に、事務費として支払っている
ケース３	共同発注する下水道管理者で協議会を設立	山形県新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、戸沢村	・水質試験は処理場毎に同一項目を同一検体数試験するため、水質試験費は処理場数に応じて按分 ・運転監視のうち汚泥処理は、間欠運転となる場合を考慮し、稼働日数に応じて費用を按分 ・汚泥処理以外は水処理能力見合いで新庄市 65%・6 町村 35%で按分（6 町村についても能力按分）
その他	公社等の第三者機関による支援	長野県下水道公社・長野県内市町村	・県内をブロック割りし、ブロック単位で維持管理業務を 1 契約で契約締結、その契約金額を構成する処理場の施設規模、処理方式、業務内容等の条件を踏まえ按分比率を設定

DRAFT

【留意事項③】

・共同発注スキームに応じたリスク分担の検討

維持管理業務の共同発注に際しては、要求水準の未達、履行不能、契約不適合等、業務の適正な履行の面で問題が生じた場合のリスク分担について、共同発注スキームに応じた検討が必要である。

各共同発注スキームに応じたリスク分担の留意事項を表 4-５５に示す。

表 4-５５　各共同発注スキームに応じたリスク分担の留意事項

区分	方法	リスク分担の留意事項
ケース1	共同で選定した受託者とそれぞれ委託契約を締結	・委託契約は、それぞれの下水道管理者が受託者と契約することから、リスク分担はそれぞれの委託契約書に基づくこととなる
ケース2	事務の委託を受けた下水道管理者が維持管理業務の受託者と契約	・受託者とB町下水道管理者に直接の契約関係がないことから、B処理場の維持管理業務のリスク分担は、委託契約の当事者である A市下水道管理者と受託者の間で定めることとなる。 ・B町下水道管理者は、A市下水道管理者への事務の委託に際して、事務の委託において直接関係がない受託者に対するリスク分担（例えば B 町下水道管理者の責により受託者に損害が生じた場合）についてお互い合意することが必要である。
ケース3	共同発注する下水道管理者で協議会を設立	・協議会と受託者が契約することとなるため、協議会全体と受託者間は委託契約、協議会内の A 市下水道管理者と B 町下水道管理者の間は協議会の規約（または協議会の規程）に基づき処理することとなる。

【留意事項④】

・公社等の第三者機関による支援

維持管理費の共同発注に際しては、公社等の第三者機関の支援を受けて実施することも可能である。事例集に示した「長野県内市町村が長野県下水道公社に委託して維持管理業務を共同発注」の事例では、各市町村が長野下水道公社とそれぞれ随意契約し、長野県下水道公社が維持管理業務の入札を行い、民間維持管理業者と契約し、維持管理業務を実施している。

DRAFT



図 4-２６　長野県下水道公社の支援を受けて維持管理業務を共同発注したスキーム

【留意事項⑤】
・共同実施の範囲に応じた契約約款の作成
「４－３－２　計画・調査委託の共同発注」の【留意事項④】を参照されたい。

【留意事項⑥】
・適用する広域化・共同化制度
維持管理業務の共同発注施設で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方を表 4-５６に示す。

表 4-５６　維持管理の共同発注で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方

広域化・共同化制度	制度適用の考え方
管理執行協議会	・共同実施する維持管理業務を連帯責任で実施するのが望ましい場合に適用
事務の委託	・技術職員の確保等の観点から、共同実施する維持管理業務を委託先の団体に委ねてしまうのが望ましい場合に適用
広域連合	・技術職員の確保が難しく、当該地域で広域的に担い手確保の観点から新たな法人を設立する場合に適用
一部事務組合	
指定管理者	・共同実施を委託する側も共同実施の対象施設を所有する場合に適用
民事上の委託	・受託者の選定、選定した受託者による業務の履行監視を共同で実施する場合に適用

DRAFT

【留意事項⑦】

・民事上の委託を行うための覚書・協定書の作成

「４－３－２　計画・調査委託の共同発注」の【留意事項⑤】を参照されたい。

【留意事項⑧】

・公募型プロポーザル方式で受託者を選定する場合の契約交渉の方法

「４－３－２　計画・調査委託の共同発注」の【留意事項⑦】を参照されたい。

DRAFT

４－３－５ 庁内事務の共同化

庁内事務の共同化は、各団体が実施している庁内事務を「新たに協議会または機関等を設立し、庁内事務を共同化」、「事務の委託、または事務の代替執行により庁内事務を共同化」「民事上の委託による事務の委託」の方法がある。

【共同化の方法】

庁内事務の共同化は、各団体が実施している庁内事務を共同で実施することにより、業務の効率化を図るものである。表 4-５７に示す3つのケースによる実施が想定される。

表 4-５７　庁内事務の共同化の３つのケース

区分	方法	スキーム図
ケース1	新たに協議会または機関等を設立し、庁内事務を共同化 新たに協議会または機関等を設立し、協議会として庁内事務を共同化する。	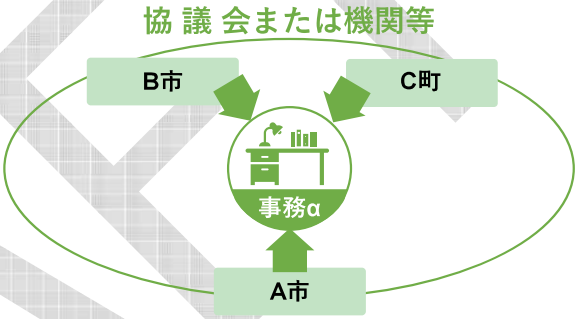
ケース2	事務の委託、または事務の代替執行により庁内事務を共同化 事務の委託、または事務の代替執行により、事務を受けた自治体で庁内事務を実施する。	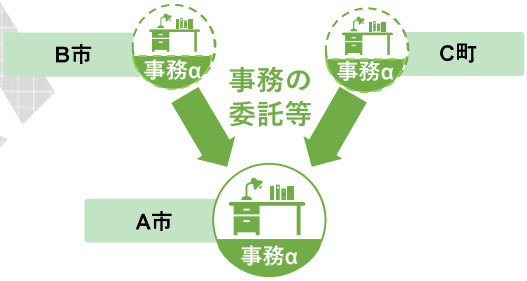
ケース3	民事上の委託による事務の委託 民事上の委託により、委託を受けた自治体で庁内事務を実施する。	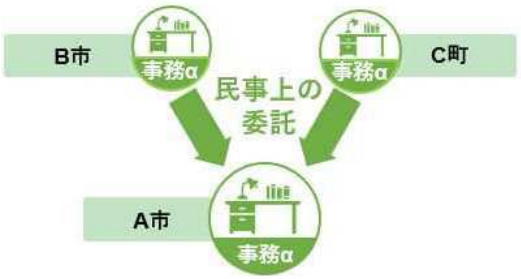

DRAFT

【事業化フロー】

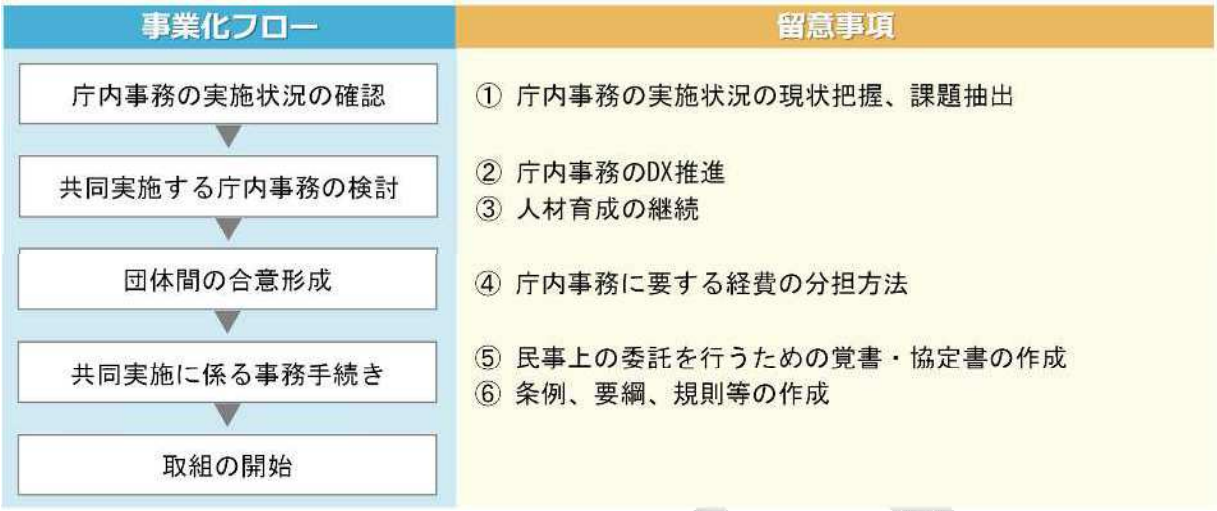

図 4-27　庁内事務の共同化の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-58　庁内事務の共同化の参考事例

方法	団体名	取組の概要
（ケース１） 協議会を設立し、庁内事務を共同化	山形県新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・戸沢村	新庄市が周辺 6 町村から事務の委託を受け、広域監視設備を整備、協議会（地方自治法）を設置し、協議会から維持管理業務を委託（広域監視、保守点検、水質試験等）
（ケース２） 事務の委託、または事務の代替執行により庁内事務を共同化	奈良県橿原市・大和高田市	事務の委託により、お客さまセンター業務の共同委託を行い、開閉栓業務を始めとする窓口業務を共同化
（ケース３） 民事上の委託による事務の委託	大阪府富田林市・河南町・太子町・千早赤阪村	下水道法協議会を設置し、下水道事務の共同化を合意形成した上で、民事上の委託により各種調査業務や庁内事務を共同化

【留意事項①】

・庁内事務の実施状況の現状把握、課題抽出

庁内事務の共同化の検討にあたっては、各地方公共団体担当部局の庁内事務の実施状況について、現状把握、課題抽出が必要である。現状把握が必要な事項としては、担当部局の事務分掌、職員定数、職員の役職、年齢構成、事務フロー及び業務量等が挙げられる。

DRAFT

庁内事務の実施状況の現状把握に適用できる代表的な分析手法を表 4-５９に示す。

表 4-５９　庁内事務の実施状況の現状把握に適用できる代表的な分析手法

手法名	分析手法の概要
機能分析表	・機能分析表（Diamond Mandara Matrix：DMM）とは、分析対象とした業務の「機能」を洗い出し、洗い出した「機能」を徐々に詳細化（分割・階層化）していくことで、その業務を構成する「機能」の階層構造を明らかにする手法。
機能情報関連図	・機能情報関連図（Data Flow Diagram：DFD）とは、DMM の作成を通じて洗い出された業務の「機能」それぞれの間を流れる「情報」を明らかにする手法。
ABC 分析	・ABC 分析（Activity Based Costing）とは、製品が活動を消費し、活動が資源を消費するという基本理念の元で「活動」を基準として「製品」に「資源」を割り当てる原価計算手法。 ・下水道等の分野では「製品」＝「業務」、「活動」＝「書類、図面作成や現場作業など」、「資源」＝「人件費」とそれぞれ置き換え人件費をデータの入力や現場作業などの各活動に割り当て、各活動を運転管理や保守点検などの業務にさらに割り当てていくことによって、各業務の活動費用を算出して分析を行う。

【留意事項②】

・庁内事務の DX 推進

庁内事務の共同化に際しては、各種デジタル技術の適用を一体的に検討し、庁内事務の DX 推進を図ることが望ましい。庁内事務の現状把握に基づき課題整理を行い、各種申請等のオンライン化等、課題解決に資する各種デジタル技術の適用により共同実施も円滑に進むものと想定される。

庁内事務の DX 推進にあたっては、表 4-６０に示す関連資料を参照されたい。

表 4-６０　各省庁が発行する DX に関する主なガイドライン等の関連資料

省庁名	資料名
総務省	自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画
	自治体 DX 推進参考事例集
デジタル庁	地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第 3.1 版】
	デジタル社会推進標準ガイドライン群
国土交通省	上下水道 DX 技術カタログ （https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply_sewerage/jyouge_dx/index.html）
	インフラ分野の DX 各種資料（https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000073.html）

DRAFT

【留意事項③】

・人材育成の継続

庁内事務の共同化を図り、業務効率化を図った後も、広域化・共同化計画の更なる推進や、汚水処理事業が抱える各種課題の解決に向けた取組を進めなければならない。そのため、事業の担い手である職員の人材育成の重要性は庁内事務の共同化後も変わらないものであり、その取組を継続する必要がある。

【留意事項④】

・庁内事務に要する経費の分担方法

庁内事務の共同化の実施にあたっては、共同化に要する経費の分担方法について団体間で合意形成した上で、合意形成した内容を規約、協定書等により明記する。

【留意事項⑤】

・民事上の委託を行うための覚書・協定書の作成

「４－３－２　計画・調査委託の共同発注」の【留意事項⑤】を参照されたい。

【留意事項⑥】

・条例、要綱、規則等の改正

庁内事務の共同化にあたっては、共同化する方法や内容により、関連する条例、要綱、規則等改正の必要性を判断する必要がある。

共同化する庁内事務に適用される条例、要綱、規則等の考え方を表 4-6 1に示す。適用する共同化の方法により、庁内事務に適用される条例、要綱、規則等の考え方が異なることから、適用される現行の条例、要綱、規則等より実務面で支障が生じる場合には、必要に応じて関連する条例、要綱、規則等の改正を行うものとする。

DRAFT

表 4-６１　共同化する庁内事務に適用される条例、要綱、規則等の考え方

区分	方法	適用される条例、要綱、規則等の考え方
ケ―ス１	協議会を設立し、庁内事務を共同化	・関係団体のうち1つの団体の条例等をそれ以外の団体の条例等とみなして実施するか、又は、それぞれの団体の条例等によって実施するかを規約で定めて実施
ケ―ス２	事務の委託、または事務の代替執行により庁内事務を共同化	・事務の委託は、委託を受けた団体の条例等に基づき実施（委託した団体の条例等に基づき実施する場合には規約に定めが必要） ・事務の代替執行は、代替執行を求めた団体の条例等に基づき実施
ケ―ス３	民事上の委託により事務の委託	・それぞれの団体の条例等に基づき実施

DRAFT

４－４　その他の取組

４－４－１ その他の取組の種類

その他の取組には、「資機材・ユーティリティの共同調達」、「災害時対応の共同化」の広域連携の方法・方策がある。

【解説】

その他の取組には、「資機材・ユーティリティの共同調達」、「災害時対応の共同化」の広域連携の方法・方策があり、これらの概要を表 4-６２に示す。導入を目指す広域連携の方法・方策の内容に基づき、適用が想定される広域連携手法の中から適切な手法を選定する必要がある。

表 4-６２　その他の取組の種類・方法

広域連携の方法・方策		想定される広域連携手法
その他	資機材・ユーティリティの共同調達	（地方自治法） ・協議会 ・事務の委託 ・事務の代替執行 ・指定管理者 ・機関等の共同設置 （下水道法） ・連携協力下水道 （民法） ・民事上の委託
	災害時対応の共同化	

DRAFT

４－４－２ 資機材・ユーティリティの共同調達

資機材・ユーティリティの共同調達は、「共同で選定した民間企業とそれぞれ調達契約を締結」、「事務の委託を受けた下水道管理者が民間企業と契約」及び「共同発注する下水道管理者で協議会を設立」の方法がある。

【共同発注の方法】

資機材・ユーティリティの共同調達は、資機材・ユーティリティの調達事務の効率化に加え、スケールメリット確保により競争性を高め調達価格の低減を図るものである。資機材、ユーティリティの共同調達の方法には表 4-６３に示す「共同で選定した民間企業とそれぞれ調達契約を締結」、「事務の委託を受けた下水道管理者が調達契約を締結」及び「共同発注する下水道管理者で協議会を設立」の３つに分類される。

表 4-６３　資機材・ユーティリティの共同調達の方法

区分	方法	スキーム図
ケース1	覚書を締結し共同で選定した民間企業とそれぞれ契約を締結 A 市と B 町で資機材、ユーティリティを調達する民間企業を共同で選定し、選定した民間企業と A 市、B 町が個別に契約を締結する。	
ケース2	事務の委託により B 町分も含めて A 市が民間企業と契約、A 市が B 町分も含めて調達 B 町が A 市に事務の委託を行い、A 市が B 市分も含めて資機材、ユーティリティを調達する民間企業を選定し、選定した民間企業と A 市が契約を締結、納品を受けた資機材、ユーティリティを B 町に分配する。	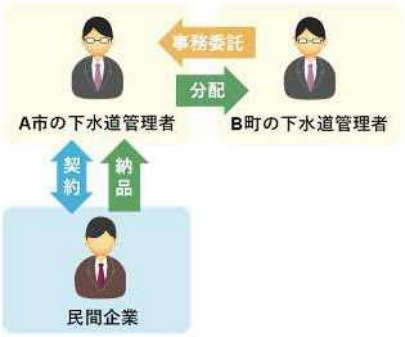
ケース3	A 市と B 町で協議会を設立し、協議会で選定した民間企業と契約、協議会で調達 A 市と B 町で協議会を設立し資機材、ユーティリティを調達する民間企業を協議会で選定し、選定した民間企業と協議会が契約を締結、協議会で資機材、ユーティリティの納品を受け、A 市と B 町で分配する。	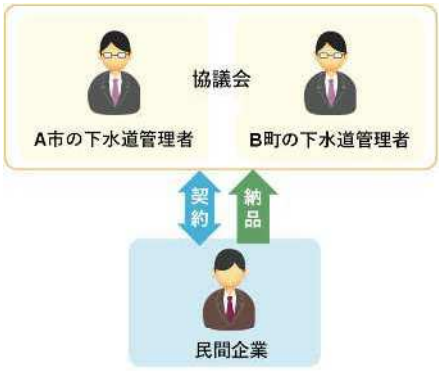

DRAFT

【事業化フロー】

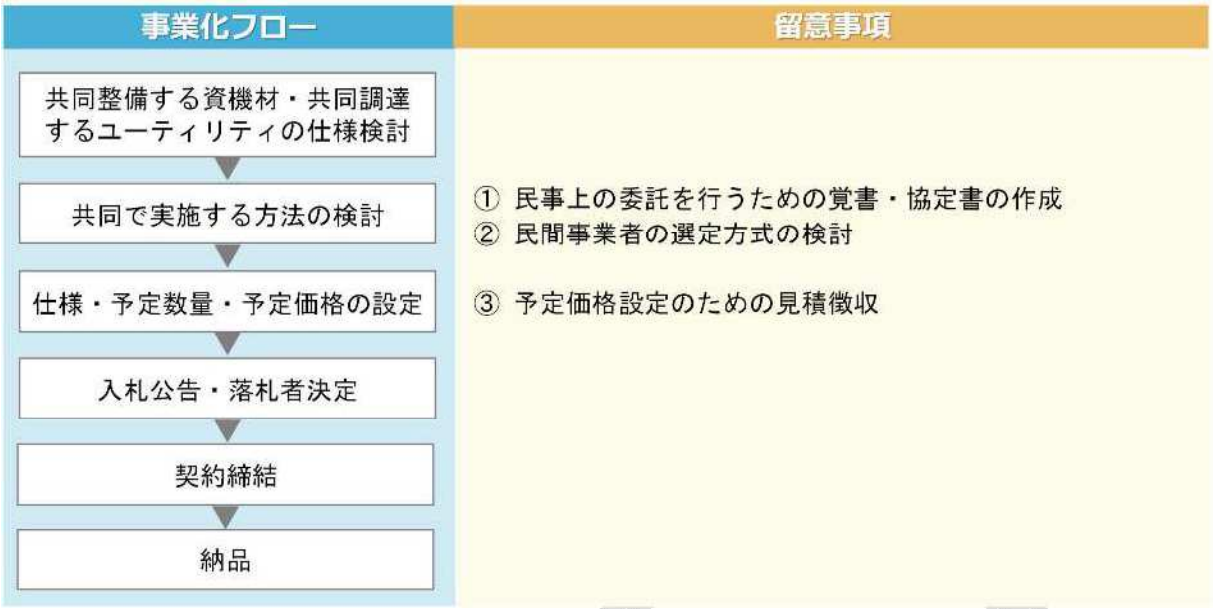

図 4-２８　維持管理業務の共同発注の標準的な事業化フロー

【留意事項①】

・民事上の委託を行うための覚書・協定書の作成

「４－３－２　計画・調査委託の共同発注」の【留意事項⑤】を参照されたい。

【留意事項②】

・民間事業者の選定方式の検討

資機材・ユーティリティの共同調達では、計画・調査委託や維持管理業務の受託者選定で求められる高度な技術提案の要素がないことも想定される。その際の民間事業者の選定方式は、仕様書の規格を満たす物品のよる価格競争として、一般競争入札または指名競争入札となることが想定される。なお、資機材の調達において、仕様書に定めた性能を上回る高度な機能等に係る技術提案を求める場合には、総合評価方式や公募型プロポーザル方式の採用も可能である。

【留意事項③】

・予定価格設定のための見積徴収

資機材・ユーティリティの共同調達では、スケールメリット確保により競争性を高め調達価格の低減を目指すものである。そのため、予定価格設定のための見積徴収は共同調達に参加する団体で納入実績がある民間企業以外の民間企業にも広く行うことが望ましい。また、見積徴収時には、資機材・ユーティリティの納品場所を明確化し、見積徴収時の見積条件と契約後の納品条件で乖離が生じないようにする必要がある。

DRAFT

４－４－３ 災害時対応の共同化

災害時対応の共同化には、「災害訓練の共同実施」、「資機材の共同備蓄」、「共通の BCP 策定」及び「災害対応の共同実施」の取組が想定される。

【共同化の方法】

災害時対応の共同化により、下水道施設の早期復旧に向けた体制構築に資することができる。

災害時対応の共同化には表 4-６４に示す「災害訓練の共同実施」、「資機材の共同備蓄」、「共通の BCP 策定」及び「災害対応の共同実施」等の取組が想定され、取組内容に応じた広域連携を適用する。

表 4-６４　災害時対応の共同化の方法

共同化の項目	取組内容
災害訓練の共同実施	・関連団体が共同で災害訓練を企画、実施
資機材の共同備蓄	・関連団体が応急復旧等に用いる資機材の保有状況を共有すると共に、共同購入等により新たな資機材を共有
共通の BCP 策定	・関連団体で共通の BCP を策定
災害対応の共同実施	・共通で策定した BCP に基づき関連団体が共同で災害対応を行い、相互支援する

【事業化フロー】

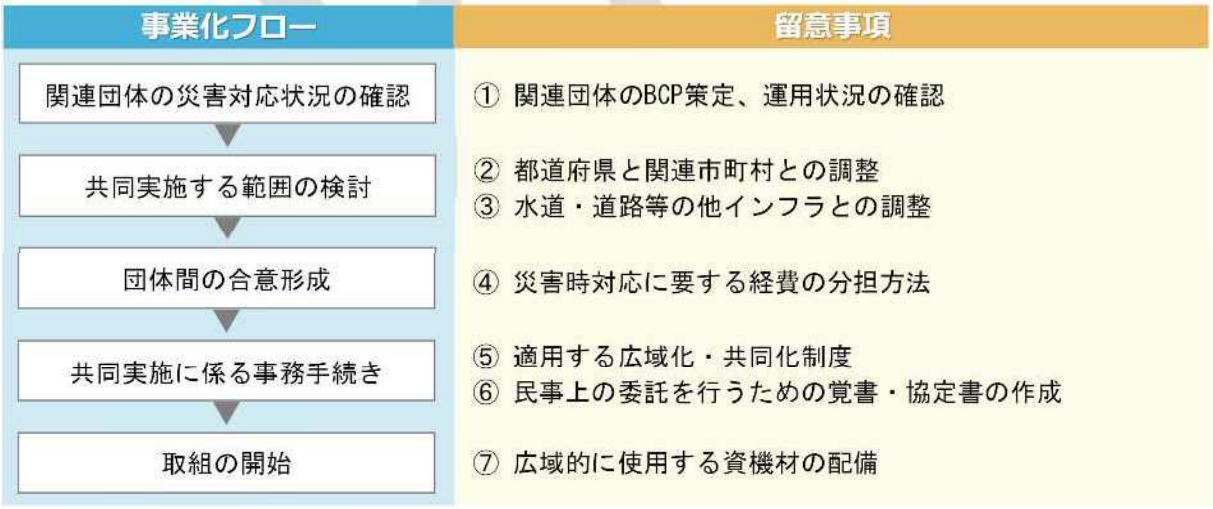

図 4-２９　災害時対応の共同化の標準的な事業化フロー

DRAFT

【参考事例】

表 4-６５　災害対応の共同化の参考事例

方法	団体名	取組の概要
（ケース１） 災害対応を共同で実施	東京都（区部）及び区もしくは東京都（流域）及び市町村	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書を締結し、行動手順を BCP に位置付け
（ケース２） 共通の BCP 策定	栃木県・栃木県内市町	任意の協議会を組織し、栃木県が主体となって BCP の共同化や災害時合同訓練等を実施
（ケース３） 災害訓練のみを共同で実施	大阪府富田林市・河南町・太子町・千早赤阪村	共同研究に関する基本協定を締結し、共同研究の一環として合同災害訓練を実施

【留意事項①】

・関連市町村の BCP 策定、運用状況の確認

災害時対応の共同化にあたっては、共同化を検討する地方公共団体の地震・津波、水害、噴火等に係る BCP 策定状況、BCP に基づく教育訓練、災害協定の締結、資機材の備蓄等の運用状況等を確認する。確認結果を踏まえ、災害時対応の課題や取組済の有効事例等を整理し、団体内で共有する。これにより、検討を進める上での共通認識が醸成され、その後の検討の円滑化が期待される。

表 4-６６　関連市町村の BCP 策定、運用状況の確認内容の事例

区分	確認内容の事例
BCP の策定状況	・BCP の策定内容（簡易版、詳細版） ・BCP で対象としている災害（地震、風水害、噴火等）
非常時で求められている役割・体制	・地域防災計画、非常時対応計画で定められた担当部局の役割、体制
受援体制の構築状況	・被災地外からの職員派遣等の受援体制の構築状況
施設の災害対策の状況	・地域防災計画、BCP における被害想定 ・施設の耐震、対津波、耐水化等の状況
教育訓練の状況	・これまで実施している教育訓練の内容、訓練対象者 ・BCP に対する各職員の理解度
災害協定の締結状況	・災害協定の締結相手 ・締結している支援の内容
資機材の備蓄	・資機材の備蓄状況（資機材リスト）

DRAFT

【留意事項②】

・都道府県と関連市町村との調整

大規模災害により下水道施設が被災した際、被災した市町村のみでは下水道施設の機能確保が困難な場合が想定される。そのため、近隣の市町村と共同での災害時対応に取り組むことが有効である。しかし、被災した範囲が広域に及ぶ場合、近隣の市町村も自らの下水道施設の機能確保が必要であることから、他市町村の支援が困難な事態も想定される。そのため、都道府県の主導により、被害のなかった市町村や関係団体等と調整を行い、早期の機能確保に向けた支援体制構築が必要である。

都道府県は「下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）」に従い、下水道対策本部と被災市町村に対して支援調整を行うこととなっている。また、東京都及び政令指定都市は「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（大都市ルール）」により、相互に支援活動等を行うこととなっている。そのため、都道府県と関連市町村は、共同化に関する課題や対応方法等について意見交換、調整を行うことが望ましい。意見交換、調整に際しては、表 4-６７に示す下水道事業における災害支援に関する各種資料を参考とされたい。

表 4-６７　下水道事業における災害支援に関する各種資料

対象とする災害	資料名
あらゆる災害	下水道事業における災害時支援に関するルール （令和８年４月改定、公益社団法人　日本下水道協会）
	下水道事業における災害時支援に関するルールの解説 （令和８年４月改定、公益社団法人　日本下水道協会）
	地方公共団体のための 災害時受援体制に関するガイドライン （平成２９年３月内閣府（防災担当））
大規模水害	大規模水害時における下水道機能の確保に向けた都道府県による支援の手引き （令和５年３月、国土交通省水管理・国土保全局下水道部、公益社団法人　日本下水道協会）

【留意事項③】

・水道・道路等の他インフラとの調整

大規模災害発生時の住民の安全確保と社会・経済活動の回復のためには、汚水処理事業だけでなく水道や道路等の他インフラとの一体的な対応が求められている。そのため、広域的な取組と合わせて水道や道路等の他インフラとの調整を行い、広域的かつ他分野連携による災害時対応の推進が必要である。

DRAFT

【留意事項④】

・災害時対応に要する経費の分担方法

災害時対応の共同化の実施にあたっては、対応に要する経費の分担方法について合意形成が必要となる。経費の分担方法の検討に際しては、表 4-６８に示す考え方も参考とされたい。

表 4-６８　災害時対応に要する経費の分担方法の考え方

方法	経費の分担方法の考え方
（ケース１） 災害対応を共同で実施	・「下水道事業における災害時支援に関するルール」によると、費用負担の考え方として、「応援を受けた自治体が負担する」と規定されている。 ・「地方公共団体のための 災害時受援体制に関するガイドライン」によると、「受援側と応援側の費用負担の関係をあらかじめ明確にしておく」ことが望ましいとされている。
（ケース２） 共通の BCP 策定	・共同化の取組を外部に委託せず、関連団体の職員自らが行う場合には、「４－３－５庁内事務の共同化」の【留意事項④】を参照されたい。 ・共同化の取組を外部に委託する場合には、「４－３－２計画・調査委託の共同発注」の【留意事項②】を参照されたい。
（ケース３） 災害訓練のみを共同で実施	

DRAFT

【留意事項⑤】

・適用する広域化・共同化制度

災害時対応の共同化で想定される広域化・共同化制度の考え方を表 4-６９に示す。

表 4-６９　災害時対応の共同化で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方

広域化・共同化制度	制度適用の考え方
法令に基づかない 任意の協議会	・災害訓練の共同実施を企画、運営する場合 ・BCP 策定の委託はそれぞれの市町村で発注した上で、関連団体で計画内容の調整の場を設立する場合
事務の委託 管理執行協議会	・共同備蓄する資機材の調達を委託する場合
民事上の委託	・協定書を締結し災害対応の共同実施をする場合

【留意事項⑥】

・民事上の委託を行うための覚書・協定書の作成

民事上の委託により、民間企業等と災害時における復旧支援協力に関する協定を締結する場合には、「下水道 BCP 策定マニュアル 2025 年版（自然災害編）（令和 8 年 3 月、国土交通省水管理・国土交通省水管理・国土保全局下水道部）」「参考資料 15　民間企業等との協定サンプル」を参照されたい。

【留意事項⑦】

・広域的に使用する資機材の配備

下水道施設の早期復旧のために必要となる下水道特有の資機材は、地方公共団体が独自で配備するには費用負担が大きいことが想定される。このような資機材の配備については、令和 5 年度に創設された「下水道広域的災害対応支援事業」を活用することも有効である。

「下水道広域的災害対応支援事業」は、大規模災害による下水道施設被害からの早期復旧のため、地方公共団体の枠を超えた広域的な支援を目的とした下水処理機能の確保に必要な施設整備等を支援することを目的としている。本事業の活用により、災害時に下水処理機能の確保に必要となる資機材等を共同で配備することが可能となっている。

DRAFT